

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 3 年 6 月17日

【中間会計期間】 自 令和 2 年10月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注)1. 別段の記載がある場合を除き、本書において「当行」、「親会社」および「ANZBGL」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「ANZ」、「当グループ」、「ANZグループ」、「連結会社」または「当銀行グループ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
2. ANZの事業年度は9月30日に終了し、半期は3月31日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2020年9月30日に終了した事業年度は2020年度、2021年3月31日に終了した半期は2021年3月半期と言及される。その他の事業年度および半期についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。
3. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「セント」「豪ドル」または「オーストラリアドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=86.76円の換算率(2021年6月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場)により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国ドルを、「ニュージーランドドル」はニュージーランドドルを、また「ユーロ」はユーロ圏の公式通貨を指す。
4. 本書の情報の一部は、当行およびANZグループの実際の業績および財務状態を本書に提示される情報から大幅に異ならせる可能性のあるリスクおよび不確実性に左右される、事象または傾向に関する「将来に関する記載」を構成する。本書に含まれている将来に関する記載はいずれも本書日現在においてなされた記載であり、今後提出されることのある本書の訂正報告書または臨時報告書ならびに発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類の参照書類の補完情報およびそれらの添付書類においてなされた記載により、かかる記載は更新、修正、訂正または置き換えられることがある。ANZは、本書日付以後に事象や状況を反映するために、または予期しない事態の発生を反映するために、これらの将来に関する記載の修正結果を公表する義務を負わない。
5. 本書中の表において、係数が四捨五入されている場合、合計は係数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2020年10月1日から本書提出日までの期間中、有価証券報告書（令和2年12月23日提出）の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載の内容につき、「2 外国為替管理制度 - 証券保有者に影響を与える制限 - 1 . 1975年外資による資産買収・企業買収法」の項目を除き、重要な変更はなかった。これらの項目を以下に置き換える。

2 外国為替管理制度

証券保有者に影響を与える制限

以下のオーストラリア法は、オーストラリアの非居住者または非市民が当行株式を保有、所有または議決権行使する権利に対して制限を課している。

1 . 1975年外資による資産買収・企業買収法

外資によるオーストラリアの会社株式の取得は、1975年外資による資産買収・企業買収法（「外国買収法」）により規制を受ける。外国買収法は、一定の金額の基準を条件とし、とりわけ以下のいずれかの状況をもたらす株式の取得または発行に適用される。

・ 1名の外国人もしくは外国支配法人が単独で、または関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の20%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の20%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

・ 2名以上の外国人もしくは外国支配法人がその関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の40%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の40%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

上記のいずれのケースにおいても、また一定のその他状況において、オーストラリアの国益に反する場合、財務大臣はこの買収を禁止することができる。

オーストラリアの外国投資の承認制度に対する新改正が2021年1月1日より発効した。COVID-19のパンデミックに対応して導入された一時的な0ドルの金額審査基準は2021年1月1日より廃止された。ただし、国家安全保障上の懸念の可能性のある投資は、引き続き0ドルの金額基準の対象となるか、または審査請求が課されることがある。国家安全保障に関する事業および国家安全保障用地への投資に対しては、承認の義務付けに関する要件が新たに導入された。「国家安全保障に関する事業」とは、一般的に「重要なインフラ資産」、電気通信、防衛または（オーストラリアもしくは外国の）国家の情報コミュニティまたはそれらのサプライチェーンに関与または関連する事業である。「重要なインフラ資産」とは、現在、電気、ガス、水道および港湾セクターにおける重要資産を対象に定義されている。政府は、「重要なインフラ資産」の定義を拡大し、金融サービスを含む11の追加のセクターにおける重要資産を対象とする予定である（これは2021年半ばに予定されている。）。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

	(単位：百万ドル(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率、および 従業員数を除く。)) (下段括弧内は円換算額(1)(百万円(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、 比率、および従業員数を除く。))) (-はマイナスを表す)				
	2020年9月30日 現在/ 2020年9月30日 終了年度	2019年9月30日 現在/ 2019年9月30日 終了年度	2021年3月31日 現在/ 2021年3月31日 終了半期	2020年3月31日 現在/ 2020年3月31日 終了半期	2019年3月31日 現在/ 2019年3月31日 終了半期
収入(2)(3)	28,014 (2,430,495)	35,523 (3,081,975)	11,260 (976,918)	15,471 (1,342,264)	17,964 (1,558,557)
税引前利益(3)	5,516 (478,568)	8,920 (773,899)	4,376 (379,662)	2,614 (226,791)	4,536 (393,543)
税引後純利益 (非支配持分を除く)	3,577 (310,341)	5,953 (516,482)	2,943 (255,335)	1,545 (134,044)	3,173 (275,289)
発行済株式総数 (普通株式)	2,840,370,225	2,834,584,923	2,845,541,800	2,836,177,422	2,833,175,579
株主資本(非支配持分 を除く)(4)(8)	61,287 (5,317,260)	60,783 (5,273,533)	62,566 (5,428,226)	61,364 (5,323,941)	59,821 (5,190,070)
資産合計(8)	1,042,286 (90,428,733)	981,137 (85,123,446)	1,018,339 (88,351,092)	1,149,955 (99,770,096)	980,270 (85,048,225)
非支配持分を除く1株当たり の株主資本 (単位：上段 豪ドル、 下段 円)(4)(8)	21.58 (1,872)	21.44 (1,860)	21.99 (1,908)	21.64 (1,877)	21.11 (1,832)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 豪セント、 下段 円)	60 (52)	160 (139)	70 (61)	25 (22)	80 (69)
普通株式1株当たり利益 (基本) (単位：上段 豪セント、 下段 円)(3)	129.8 (113)	222.1 (193)	104.0 (90)	57.8 (50)	114.1 (99)
普通株式1株当たり利益 (希薄化後) (単位：上段 豪セント、 下段 円)(3)	121.1 (105)	213.0 (185)	98.7 (86)	54.3 (47)	108.7 (94)

	2020年 9月30日 現在/ 2020年 9月30日 終了年度	2019年 9月30日 現在/ 2019年 9月30日 終了年度	2021年 3月31日 現在/ 2021年 3月31日 終了半期	2020年 3月31日 現在/ 2020年 3月31日 終了半期	2019年 3月31日 現在/ 2019年 3月31日 終了半期
当行株主に帰属する普通 株式 1株当たり正味有形 資産(4)(5)(8) (単位:上段 豪ドル、 下段 円)	20.04 (1,739)	19.59 (1,700)	20.57 (1,785)	19.89 (1,726)	18.94 (1,643)
資産合計に対する非支配持分 を除く株主資本(4)(8)	5.88%	6.20%	6.14%	5.34%	6.10%
平均株主資本に対する純利益 (6)(8)	5.9%	10.0%	4.8%	2.6%	5.4%
配当性向(7)	47.6%	76.2%	67.7%	45.9%	71.4%
営業活動(に使用された)に よるキャッシュ・フロー	52,284 (4,536,160)	-4,550 (-394,758)	29,821 (2,587,270)	54,647 (4,741,174)	3,651 (316,761)
投資活動(に使用された)に よるキャッシュ・フロー	-11,465 (-994,703)	-206 (-17,873)	-893 (-77,477)	1,486 (128,925)	1,496 (129,793)
財務活動(に使用された)に よるキャッシュ・フロー	-12,434 (-1,078,774)	-2,761 (-239,544)	-7,834 (-679,678)	-992 (-86,066)	2,782 (241,366)
現金および現金同等物の 期末残高(9)	107,923 (9,363,399)	81,621 (7,081,438)	124,460 (10,798,150)	143,093 (12,414,749)	94,263 (8,178,258)
期末現在従業員数 (フルタイム換算)(FTE) (単位:人)	38,579	39,060	38,555	38,939	39,359

注:(1) 円換算額は、全報告期間について、1ドル=86.76円の換算率(2021年6月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場)により換算されている。

(2) 受取利息、その他営業収入、保険事業収入純額ならびに関連会社投資の持分利益/損失を含む。支払利息は考慮しない。

(3) 数値は継続事業ベースで表示されている。

(4) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2020年度:612億9,700万ドル(約5兆3,180億円)、2019年度:607億9,400万ドル(約5兆2,740億円)、2021年3月31日:625億7,600万ドル(約5兆4,290億円)、2020年3月31日:613億7,500万ドル(約5兆3,250億円)、2019年3月31日:599億7,100万ドル(約5兆2,030億円)。

(5) 正味有形資産は、当行株主に帰属する株主資本および準備金から未償却の無形資産(のれんおよびソフトウェアを含む)を差引いた金額に等しい。

(6) 純利益は、税引後利益と定義される(非支配持分を除く)。平均株主資本は、当該期間についての平均株主資本(非支配持分を除く)と定義される。

(7) 配当性向は以下の配当支払いに基づき計算されている。

(単位:百万ドル)

(下段括弧内は円換算額(百万円))

	2021年度	2020年度	2019年度
中間配当	1,992 (172,826)	709 (61,513)	2,267 (196,685)
期末配当	該当なし (該当なし)	994 (86,239)	2,268 (196,772)
合計	該当なし (該当なし)	1,703 (147,752)	4,535 (393,457)

(8) 2019年10月1日付のAASB第16号「リース」の適用時に、当グループはリース負債17億ドルおよび使用権資産16億ドルを認識した。この結果として、2019年10月1日現在において、期首現在の利益剰余金が8,800万ドル減少し、繰延税金資産が3,700万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。

(9) 2019年3月末現在の現金および現金同等物は、売却目的保有資産として再分類された現金および現金同等物を含んだ。

2【事業の内容】

本半期中の更新事項

本半期中（2020年10月1日から2021年3月31日）に、有価証券報告書（令和2年12月23日提出）の「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 3 事業の内容」に記載の内容につき、以下に記載の更新事項に関するもの以外、重要な変更はなかった。

(1) 概要

オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）およびその子会社（合わせて「当グループ」）は、オーストラリアでの営業を1835年に、またニュージーランドでの営業を1840年に開始した、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZBGLのオーストラリア企業番号はABN 11 005 357 522である。

当グループは、幅広い銀行業および金融商品およびサービスをリテール、小規模企業、コーポレートおよび法人顧客に提供する。地理的には、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域の複数の国々、英国、フランス、ドイツおよび米国にかけて営業を行っている。

2021年3月31日現在、当グループの資産合計は1兆183億ドルであり、非支配持分を除く株主資本は626億ドルであった。当グループは、銀行グループのうち資産合計の面で、2021年3月31日現在オーストラリアで第2位⁽¹⁾、2021年3月31日現在ニュージーランドで第1位⁽²⁾であった。

ANZBGLの普通株式の主たる上場証券取引所はオーストラリア証券取引所（ASX）である。ANZBGLの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所（「NZX」）でも値付けされている。2021年3月31日の取引終了時点において、ANZBGLの時価総額はおよそ802億ドルであり、これはASXに上場されている会社で第6位であった⁽³⁾。

-
- (1) 出典：オーストラリア・コモンウェルス銀行の2020年12月31日終了の半期に関する業績発表。ナショナル・オーストラリア銀行の2021年3月31日終了の半期に関する業績発表。ウェストバック・バンキング・コーポレーションの2021年3月31日終了の半期に関する業績発表。
- (2) 出典：2021年3月31日終了の四半期に関するニュージーランド準備銀行の銀行財務力ダッシュボード（<https://bankdashboard.rbnz.govt.nz/summary>）。
- (3) 出典：IRESS

(2) ビジネス・モデル

当グループのビジネス・モデルは主に、顧客預金およびホールセール債券市場を通じて資金を調達し、当該資金を顧客に貸し出すことからなる。さらに、当グループは、セールス、トレーディングおよびリスク管理業務から収益を得るマーケット事業を営んでいる。当グループはまた、支払および決済ソリューションも提供している。

当グループの主な貸付業務は、居住用住宅ローン、クレジットカードおよび当座貸越を扱う個人ローンならびにコーポレートおよび法人顧客への貸付である。

当グループの収入は多数の収入源によるものであるが、主なものは以下のとおりである。

- ・ 純利息収益 - 当グループが貸付業務で得た受取利息と顧客預金およびホールセール資金調達に関して支払った利息との差異を示す。
- ・ 受取手数料（純額） - 貸付で得た手数料収入ならびに金融商品およびサービスに関連した貸付以外で得た手数料収入を示す。資産運用収入を含む
- ・ 関連会社投資の持分利益 - 当グループが支配はしていないが重大な影響力を有する事業体に係る当グループの持分利益を示す。
- ・ その他収入 - 保険ソリューションの提供で得た収入、マーケット事業におけるセールス、トレーディングおよびリスク管理業務から生じた収益、外国為替収入純額ならびに経済ヘッジ損益ならびに収益および費用ヘッジ損益を含む。

(3) 戦 略

当グループの戦略は、顧客の財政的安定を改善することに注力しており、そのために、傾聴・学習・適応する適切な人材を有し、かかる人材に最良の手段と洞察を与え、顧客に真に価値をもたらすと当グループが考える少数の物事に注力するとともに、最初から適切にそれらに対応している。

とりわけ、当グループは、次のことを支援したい。

- ・ 顧客が貯蓄をし、住み心地のよい住宅を購入および所有すること
- ・ 顧客が事業を開始または買収して成長させ、持続可能なビジネス手法を取り入れること
- ・ 顧客が地域内で資本および物品を流通させ、持続可能なビジネス手法を取り入れることかかる支援を行う中で、当グループは、顧客、人材および地域社会が生涯を通じて資金を最大限に活用するための支援をすること、環境の持続可能性を高める家計手法、ビジネス手法および財政手法を支援すること、ならびにオーストラリアとニュージーランドのすべての人々にとって適切で無理なく購入できる住宅の選択肢が広がるようにすることによって、顧客、人材および地域社会の財政的安定を改善することを目指している。

目的				
当グループの目的は、人々および地域社会が繁栄する世界を作り上げることにある				
戦略的要請	戦略			利害関係者への創出価値
より簡素で、より自己資本を充実させ、よりバランスのとれた銀行を作り上げる	以下の顧客の財政的安定を改善する			株主に対する適正な利益
当グループの人員および顧客がデジタル時代において競争できるよう優れた経験を構築する	貯金して家を購入・所有しようとする顧客	事業を開始・買収し、成長させようとする顧客	地域内で資本や物品を移動させようとする顧客	豊かな顧客経験
当グループの努力を、当グループが優位に立てる分野に集中させる	傾聴し、学習し、適応する人材とともに	最良の手段と洞察をもって		適応力のある有能な従業員の確保
当グループの目標および価値主導の変革を推進する	より低いコストによって卓越した顧客経験を支える柔軟で強靱なデジタル・インフラストラクチャーを利用して			顧客および地域社会にとって、より安定した財政状態と、より持続可能な住宅および環境をもたらす

(4) 当グループの主な活動

当グループは、オーストラリア・リテールおよび商業部門、法人部門、ニュージーランド部門、パシフィック部門、ならびにテクノロジー、サービス&オペレーションズ(「TSO」)およびグループ・センター部門の5つの継続部門からなる部門構造で事業を営む。

下記に報告される部門は、AASB第8号「事業セグメント」に定義される事業セグメントおよび事業の最高経営意思決定者が最高経営責任者であるために提供を受ける内部報告と一致する。

5つの継続部門の主要な活動は以下のとおりである。

オーストラリア・リテールおよび商業

オーストラリア・リテールおよび商業部門は、以下の事業ユニットで構成される。

- ・ 「リテール」は、オーストラリアの個人に、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、コンタクト・センターおよび様々なセルフサービス・チャンネル（インターネット・バンキング、テレフォン・バンキング、ATM、ウェブサイトおよびデジタル・バンキング）、ならびに外部のブローカーを通じて商品・サービスを提供する。
- ・ 「商業およびプライベート・バンク」は、オーストラリア地方部の中・大規模商業顧客および農業関連産業の顧客、小企業および富裕層の個人顧客および同族グループという顧客セグメントに対し、資産ファイナンスを含む様々な銀行商品および金融サービス、さらに従業員であるフィナンシャル・プラナーによるフィナンシャル・プランニング・サービスや指定証券による担保付き投資貸付を提供する。

法人

法人部門は、政府、世界中の機関投資家および法人企業に、トランザクション・バンキング、コーポレート・ファイナンス、マーケットという3つの商品群にわたってサービスを提供する。

- ・ 「トランザクション・バンキング」は、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを提供する。
- ・ 「コーポレート・ファイナンス」は、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよびアキシション・ファイナンス、コーポレート・アドバイザリーを提供する。
- ・ 「マーケット」は、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに係るリスク・マネジメント・サービスを提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、「リテール」および「商業」の事業ユニットから構成される。

- ・ 「リテール」は、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人、プライベート・バンキングおよび小規模企業バンキングの顧客に提供する。インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューション、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、リレーションシップ・マネジャーおよびコンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ 「商業」は、従来のリレーションシップ・バンキング、また非上場の中規模から大規模の企業、農業事業セグメントならびに政府および政府関連企業に特化した専任のマネジャーを通じて高度な金融ソリューションなどあらゆる銀行サービスを提供する。

パシフィック

パシフィック部門は、個人、中小企業、法人顧客、パシフィック諸島の政府に商品・サービスを提供する。商品・サービスは、消費者に提供するリテール商品、従来型のリレーションシップ・バンキング、専任のマネジャーを通じて企業に提供する高度な金融ソリューションなどである。

TSOおよびグループ・センター

TSOおよびグループ・センターは、テクノロジー、グループ・オペレーションズ、共有サービス、資産、リスク・マネジメント、財務管理、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務などのオペレーティング部門をサポートする。グループ・センターには、当グループの事業売却の残留事業、グループ・トレジャリー、シェアホルダー・ファンクションズ、アジアにおける少数投資を含む。

(5) 最近の進展

S&PはANZのアウトルックを「安定的」に変更した

2021年6月7日、S&Pグローバル・レーティング（「S&P」）は、ANZおよびその完全子会社であるANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（「ANZニュージーランド」）の長期発行体信用格付のアウトルックを「ネガティブ」から「安定的」へと変更した。

S&Pは、ANZおよびANZニュージーランドの長期発行体信用格付を「AA-」に、短期発行体信用格付を「A-1+」に維持した。上記の「安定的」のアウトルックは、2021年6月7日においてS&Pがオーストラリアの長期格付のアウトルックを「ネガティブ」から「安定的」に変更したことを反映している。また、S&Pは、オーストラリアの長期非依頼ソブリン信用格付を「AAA」に、短期非依頼ソブリン信用格付を「A-1+」に維持した。

格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、指定格付機関によりつねに中断、引下げまたは撤回される可能性があり、また、他のいかなる情報とも独立して評価されるべきである。

ホールセール劣後債の償還通知

2021年4月26日、当グループは、2026年5月満期のホールセール変動利付劣後債700,000,000ドルを償還するオプションを行使する旨の通知を掲示した。この債券は、2021年5月17日に額面価額700,000,000ドルで償還された。

フィッチはANZのアウトルックを「安定的」に変更した

2021年4月12日、フィッチ・レーティングス（「フィッチ」）は、ANZBGLおよびその完全子会社であるANZニュージーランドの長期発行体デフォルト格付（「IDR」）のアウトルックを、「ネガティブ」から「安定的」へと変更した。フィッチは、ANZBGLおよびANZニュージーランドの長期発行体IDRを「A+」に維持した。また、フィッチは、ANZBGLおよびANZニュージーランドの発行した長期および短期優先債ならびにANZBGLの劣後債およびハイブリッドTier 1資本商品に関するすべての格付を維持した。

格付けは、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、指定格付機関によりつねに中断、引下げまたは撤回される可能性があり、また、他のいかなる情報とも独立して評価されるべきである。

以上に記載したもの以外には、2021年3月31日から本書日付現在までに、重要な進展はなかった。

(6) 監督および規制

主要な銀行グループとして、当グループは、事業を行う各主要市場において規制当局および証券取引所による広範な規制の対象となっている。本項は、オーストラリア、ニュージーランドおよび米国に焦点を当て、当グループに適用される規制上の状況の概要を示す。

オーストラリア

健全性および規制の監督

APRAの監督上の役割

1998年7月1日以降、オーストラリア健全性規制庁（「APRA」）が、銀行（ANZBGLを含む。）、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社および退職年金基金を含むオーストラリアの公認預金受入機関（「ADI」）の健全性および規制の監督に責任を持っている。それ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行（「RBA」）による規制を受けていた。RBAは、引き続き金融政策、金融システムの安定性および支払システムの規制に対して全体的な責任を持つ。APRAは1998年オーストラリア健全性規制庁法によりその権限を付与されている。

APRAはADIに、様々なAPRA健全性基準の範囲内の一定の健全性要件を満たすよう要求する。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態についての財務上および統計上のデータならびに健全性およびその他事項に関する情報を含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するように要求することによりその責任の一部を果たしている。APRAは、自己資本比率、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の履歴、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク（「IRRBB」）、関連会社に対するエクスポージャー、外部委託、資産運用、ガバナンス、事業継続性の管理、監査およびその他の関連事項、証券化業務、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠った場合、一定の調査権限を行使することもできる。APRAが、ADIが債務不履行に陥る可能性があるまたは（その他の状況の中でも）支払い停止に陥る可能性があるとみなした場合、APRAは（銀行法上の法定支配人の任命を含め、）ADIの事業を管理することができる。APRAはまた、ADIがその債務に関して支払いを行わないよう指示する権限を有する。加えて、APRAは、1999年オーストラリア金融部門法（譲渡および条件緩和）の下で、一部もしくはすべてのADIの資産および負債またはその株式を、APRAが指定する第三者（すべての場合にADIであることは必要とされない。）に強制譲渡させる権限も有する。大まかに言えば、APRAは、オーストラリアにおける担当大臣が譲渡すべきであると宣明した場合、または銀行法、規制もしくは規制上の措置への違反があり、もしくはADIが債務不履行に陥る可能性が高い旨もしくは支払い停止に陥りそうである旨をAPRAに対して通知し、一定の他の基準に適合するとAPRAが認める場合（金融部門全体の利益を考慮すれば譲渡が適切であるとAPRAが認める場合を含む。）などに、かかる強制譲渡をさせることができる。ADIとの契約の相手方は、ADIへの債務の否定のため、または当該契約に基づく債務の繰上げのため、当該契約に関する取引の終了のため、もしくは当該契約に基づく担保の実行の根拠として、銀行法上の法定支配人がADIの事業を管理しているという事実または指示もしくは強制譲渡命令のみに依拠することはできない。

その監督の役割を果たすため、APRAは、各ADIから収集した統計データの分析を、選択的な「現場」訪問ならびにADIの上級経営陣および外部監査人との正式な会議により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との協議関係を正式なものとした。外部監査人は、ADIの会計記録から得られた情報で、ADIのAPRA報告に含まれているものが、すべての重要な点において、信頼でき、関連するAPRAの健全性および報告基準に従っていることをAPRAに対して追加保証する。外部監査人はまた、APRAが選択した特定のリスク管理分野を対象とした検査を行う。加えて、ADIの取締役会は、適用ある健全性基準が指定する様式により、ADIのリスク管理に関してAPRAに対して年次宣言書を提出しなければならない。

その他のオーストラリアの規制

APRAならびにその健全性および規制の監督に加えて、ANZBGLおよびそのオーストラリアの子会社はいくつかの点においてオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）、オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）、オーストラリア取引報告・分析センター（「AUSTRAC」）、オーストラリア情報コミッショナー事務局（「OAIC」）および様々な証券取引所を含むその他の監督機関による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場、金融サービスおよび消費者信用の監督機関である。ASICは投資、退職年金、保険、預金受入および信用の取扱および助言を行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。ASICは、消費者信用の監督機関として、消費者信用業務に従事する人々および企業（銀行、信用組合、金融会社ならびにモーゲージ・ブローカーおよび金融ブローカーを含む。）に対してライセンスを付与し、規制を行っている。ASICは、2009年オーストラリア国家消費者信用保護法が定める消費者に対する責任についての基準等にライセンスが適合することを確保する。ASICは、市場の監督機関として、公認の金融市場が公平で秩序および透明性のある市場を運営する法的義務をいかに効果的に遵守しているかについて調査している。2010年8月1日より、ASICは、オーストラリア国内の認可されたエクイティ市場、デリバティブ市場および先物市場における取引を監督する責任も有している。ASICは、金融サービスの監督機関として、金融サービス企業に対し、それらが効果的で誠実かつ公平な運営を行うことを確保するために、ライセンスを付与し、監視を行っている。それらの企業は、概して、退職年金、管理されたファンド、株式および社債、デリバティブならびに保険を取り扱っている。ANZBGLはASICが監督する市場に商品を提供し、また参加している。

ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、国家のインフラ・サービスを監督する。その主要な任務は、個人および当グループを含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を遵守することを確保することである。

AUSTRACは、オーストラリアの金融情報機関であり、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策の規制当局でもある。2006年オーストラリアマネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（「AML法」）を含むオーストラリア法に基づき、一定のマネーロンダリング防止およびテロ資金対策の法規制を遵守する義務を負っている。AML法は、AUSTRACにより運用されている。

OAICは、オーストラリア司法長官の所掌する独立機関である。OAICの主な役割は、プライバシー、情報公開および政府の情報政策であり、調査の実施、決定の見直し、不服の処理ならびに指導および助言の提供などを担当する。

自己資本および流動性

自己資本

銀行の自己資本規制の適切な水準を決定する共通の枠組みは、一般に「バーゼル3」として知られる枠組みに基づいてバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）により設定される。

バーゼル合意の第1の柱に基づく最低自己資本要件（「自己資本要件」）を計算するために、当グループは、APRAより、信用リスク加重資産について先進的内部格付手法を使用し、およびオペレーショナル・リスク加重資産相当額について先進的計測手法を使用する認可を受けている。

2013年1月1日より、APRAは、オーストラリアにおいてバーゼル3自己資本改正の大部分を採用した。APRAはバーゼル3改正を最低要件とみなし、そのためバーゼル3規則で提案された譲歩のいくつかを組み込まず、他の分野でより高度な要件も定めている。その結果、オーストラリアの銀行のバーゼル3で報告される自己資本比率は、国際的な同業他社と直接的には比較できない。バーゼル3改正は、CET1資本からの資本控除の増額、自己資本比率の引上げ（2016年1月1日から全面的に実施される規定最低資本バッファを含む。）、新規のその他Tier1（「AT1」）およびTier2証券についての要件の厳格化ならびに新規に合致しない既存のその他Tier1およびTier2証券の移行措置を含む。その他の変更には、カウンターパーティー信用リスクのための自己資本要件および大手の規制されていない金融機関に対するエクスポージャーに関する資産価値関連の引上げならびに以下に記載する金融制度審議会（「FSI」）の結果による変更を含む。

自己資本規制の動向に関する詳細については、下記「規制上の動向 - 自己資本および流動性」を参照のこと。

流動性

ANZBGLの流動性および資金調達リスクは、ANZBGLの取締役会リスク委員会により承認された詳細な方針枠組により管理されている。流動性および資金調達ポジションならびにリスクの管理は、グループ資産負債委員会によって監督されている。ANZBGLの流動性リスク選好は、ANZBGLの取締役会リスク委員会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力で定義される。指標は、異なるデューレーションおよび深刻度水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みは以下に役立つ。

- ・ より短期だがより極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供する。
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持する。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保する。

この枠組みの主要な要素は、2015年1月1日付でオーストラリアで実施された流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCRは、APRAを含む銀行規制当局によって義務付けられる深刻な短期の流動性ストレス・シナリオであり、流動性リスクの測定、基準およびモニタリングのためのパーゼル3国際的枠組みの一部として導入された。LCR要件への適合の一環として、ANZBGLはRBAに流動性供給枠（「CLF」）を有している。CLFは、オーストラリアの市場における高品質な流動資産の不足の解決策として設けられ、RBA適格の流動資産の代替形式を提供する。適格ADIが利用可能なCLFの総額はAPRAによって最低でも年に一度設定される。2021年1月1日から、ANZBGLのCLFは107億ドルである（2020暦年末：357億ドル）。

さらに、当グループは、2016年12月に安定調達比率（「NSFR」）の最終の基準が公表された後、2018年1月1日より、APRAのNSFR要件を満たしている。2021年3月31日において、当グループのレベル2 NSFRは121%であった（2020年9月30日：124%）。

ANZBGLは、APRA健全性基準APS第210号（「APS第210号」）が要求する流動性および資金調達リスクに関する健全性義務、ならびにANZBGLのオフショア業務に係る海外規制当局の健全性要件を厳守することに努める。

APRAの規制における自己資本管理および流動性

当グループの自己資本管理および流動性に関する詳細については、「第3 事業の状況 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - B . 当グループの業績 - (15)流動性リスク - 非継続事業を含む」、同「(16)資金調達 - 非継続事業を含む」および同「(17)自己資本管理 - 非継続事業を含む」を参照のこと。

銀行役員説明責任体制

2018年財政改正法（銀行役員説明責任および関連施策）により、銀行役員説明責任体制（「BEAR」）が創設された。BEARの下でのANZBGLの義務は、2018年7月1日に開始した。

BEARは、ADIグループにおける最も上級かつ影響力のある取締役および役員に関する責任および説明責任のフレームワークの強化を目指している。BEARの下で、

- ・ ANZBGLは、一定の上級役員または取締役の任命に際して、任命される個人を事前にAPRAに登録し、その者のADIグループにおける役割および責任を示した図を整備してAPRAに提出しなければならない、また、各上級役員または取締役について個人の役割および責任を詳述した説明責任文書をAPRAに提出しなければならない、
- ・ ANZBGLの登録された上級役員および取締役が説明義務を果たさない場合には、APRAは裁判所の命令なしにそれら個人の上級役員または取締役としての資格を奪う権限を与えられ（ただし、銀行法第6編に従った行政審理の対象となる。）、
- ・ ANZBGLは、取締役および上級役員について、報酬の一部繰延べを含むBEARの要件に適合した報酬決定方針を定めなければならない、
- ・ ANZBGLは、BEARの義務を遵守しない場合には、相当な金額の罰金を支払う義務を負う。

2020年1月、オーストラリア政府は、BEAR を金融説明責任体制（「FAR」）に置き換える予定であると発表した。FARは、説明責任を高めるために、APRAの規制に服する他の事業体ならびに取締役および上級役員も体制の適用対象とすることを提案するものである。FARは、APRAおよびASICにより共同で管理され、違反行為に対してより重い民事罰を課す可能性がある。

危機管理

2018年金融部門法改正法（危機解決権限および関連施策）は、規制対象法人（およびその子会社）の経営難の際に秩序ある破綻処理を促進するAPRAの権限を強化した。当グループに影響を与える可能性がある追加的権限には、過年度はAPRAの規制対象となっていなかったANZBGLおよびその他の当グループの法人との関係での監視、管理および監督権限の強化、当グループ内の規制対象法人に対する法定管理権限の強化、ならびに規制された資本商品の転換または償却を法的に認めるための変更（「法定転換および償却条項」）が含まれる。

法定転換および償却条項は、一定の金融セクターの事業体（ADIを含み、ANZBGLもその1つである。）が発行した規制された資本商品に関して適用され、APRA健全性基準に適合するための転換または償却条項を含む。ある商品に法定転換および償却条項が適用された場合、当該商品はその条項に従って転換されうる。これは、いかなる（特定の法律の他、現時点では、ある者がオーストラリアの企業または金融セクターの事業体の持分利益を取得する能力に関する法律以外の）法令、発行者の定款、発行者が当事者となっている契約、ならびに当該商品に適用のある上場規則、業務規則またはクリアリングおよび決済規則にかかわらずそうなる。加えて、銀行法には、法定転換および償却条項の運用に関する理由による一定の措置（義務の否定、債務の繰上げ、取引の終了、担保の実行など）のモラトリアムが定められている。

規制上の動向 - 自己資本および流動性

自己資本管理に関するAPRAのガイダンス

COVID-19への対応として、APRAは、自己資本管理に関するガイダンスを定め、これには配当に関するAPRAの期待が含まれていた。直近では、2020年12月、APRAはガイダンスを改訂し、それに従い2021暦年からAPRAはADIについて収益留保の最低水準を設定することはなくなるが、ADIは引き続き周到かつ注意深く自己資本管理を計画すること（定期的にストレス・テストを実施することおよび貸出しを継続する能力を保証することを含む。）を求められる。APRAはまた、収益、資本および経済情勢の見通しを考慮して持続可能な配当率を注意深く検討する責務は、取締役会が負うと述べている。

RBNZの自己資本要件

2019年12月、RBNZは、ニュージーランドの銀行に関する自己資本レビューの方針についての決定を公表した。2020年11月、RBNZは、これらの自己資本の方針変更について、銀行の健全性要件の草案を協議のために公表した⁽¹⁾。RBNZの最終決定に関する詳細については、「ニュージーランド - ニュージーランドの規制上の動向 - RBNZの自己資本要件の見直し」を参照のこと。

RBNZの最終的な自己資本要件のうち、主要な要件は、以下のとおりである。

- ・ ANZニュージーランドのTier 1 資本要件はリスク加重資産（「RWA」）の16%であり、そのうち2.5%まではAT 1 資本で構成することができる。自己資本合計の要件は、依然としてRWAの18%であり、そのうち2%まではTier 2 資本とすることができる。
- ・ 償還可能な優先株式はAT 1 資本として認められている。ANZニュージーランドは、既存の内部AT 1 証券を外部の取引先にリファイナンス可能であると予想される。
- ・ 内部格付手法（「IRB」）を用いる銀行のRWAの増加を、パーゼルの標準測定アプローチ（「標準アプローチ」）により算出された数値の約90%に引き上げる。
- ・ IRBを用いる銀行の信用リスクRWAに、85%のアウトプット・フロアを適用する。
- ・ IRBを用いる銀行の信用リスクRWAに適用されるスカラーを1.06から1.2に引き上げる。
- ・ 2028年7月に終了する移行期間中に要件を充足すること。

当グループへの正味の影響は、2021年3月31日から移行期間の最終日までの約7億豪ドルのCET 1 資本の増加である（当グループの2021年3月31日現在の貸借対照表に基づく）。この金額は、ANZニュージーランドの自己資本要件の変更（例えばRWAの増加によるもの）、潜在的な配当金額およびRBNZの最終的な要件を満たすためにANZニュージーランドがすでに保有している自己資本の水準に従い、時が経つとともに変化し得る。

詳細については、「ニュージーランド - ニュージーランドの規制上の動向 - RBNZの自己資本要件の見直し」を参照のこと。

(1) RBNZは、2018年12月14日、「自己資本レビュー報告4：どれだけの自己資本があれば十分か？」と題した協議文書を公表した。

RBNZの分配および資本商品の制限

2020年4月、RBNZは、ANZニュージーランドの登録条件を変更し、普通配当を認めないこととした。2021年4月29日を効力発生日として、かかる制限は緩和され、ANZニュージーランドは、収益の最大50%を上限として普通配当をすることができることとなった。かかる制限は、ニュージーランドで設立されたすべての銀行に適用され、2022年7月1日まで効力を有する（経済環境に重大な悪化がないことを条件とする。）この変更により、ANZニュージーランドがその究極的な株主であるANZBGLに対して支払うことのできる配当の金額が制限される。

RBNZはまた、2020年4月から2021年4月まで、ANZニュージーランドその他のニュージーランドで設立された銀行に対して、資本商品の償還を行うことを制限した。これにより、ANZニュージーランドは、5億ニュージーランドドルの強制転換永久劣後社債（「キャピタル・ノート」）について、（一定の条件の下で）その利札の支払は継続できたものの、2020年5月に償還することはできなかった。さらに、ANZニュージーランドは、2020年5月にキャピタル・ノートの転換オプションを行使しなかった。キャピタル・ノートの要項は、2022年5月に、変動する数量のANZBGL株式に転換されることを定めている（一定の条件に服する。）。この転換により、当グループのレベル2のCET1資本は、約10ベシス・ポイント増加する予定である。

詳細については、「(5)最近の動向」および「ニュージーランド - ニュージーランドの規制上の動向 - COVID-19のパンデミックへの規制当局の対応その他の動向」を参照のこと。

金融制度審議会

オーストラリア政府はオーストラリアの金融制度に関する総合的調査を2014年に完了した。これには、規制上の自己資本水準に影響を与える可能性のある多数の主要な提言が含まれていた。FSIを支えるためのAPRAによる施策は、以下のとおりである。

- ・ 2017年7月、APRAは、当初は2014年12月にFSIの最終報告書に記載された、オーストラリアの銀行セクターが「問題なく強固」とみなされるために要求される追加資本に関する調査をまとめた情報文書を公表した。APRAは、「4つの主要なオーストラリアの国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）の場合、この追加資本は、現行の自己資本比率のフレームワークの下では、2020年1月1日以降、ベンチマークとなるCET1資本比率が最低でも10.5%であることと同義である」と述べた。

APRAは、銀行勘定の要件における信用リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスクおよび金利リスクに対するリスク加重フレームワークの改定に関する複数の提案について協議を行っている。2020年12月、APRAは、ADIの自己資本フレームワークの変更案に関する協議文書を発表した。当該変更は、自己資本の「問題なく強固」な水準を織り込み、当該フレームワークの柔軟性を高め、ADIの資本力の透明性を向上させることを目的としている。これらの提案は、ADIの自己資本フレームワークの変更案に関連して、2018年および2019年にAPRAが発表した過去の一連の協議文書に置き換わるものであり、2023年1月から実施される予定である。APRAが2020年12月に発表した直近の提案の重要な側面は、以下のとおりである。

- ・ 国際的に合意されたバーゼル基準との整合性を向上させる。
- ・ 住宅ローン貸付について、よりリスクに敏感なリスク・ウェイトを適用する。
- ・ IRBを用いるADIのRWAを、標準アプローチによりRWAの72.5%以上に制限するバーゼル 資本フロアを導入する。
- ・ カウンターシクリカル資本バッファ（「CCyB」）のデフォルト水準をRWAの100ベシス・ポイントとすることにより、自己資本フレームワークの柔軟性を高め、IRBを用いるADIの資本保全バッファ（CCB）を（250ベシス・ポイントから400ベシス・ポイントへ）150ベシス・ポイント引き上げる。
- ・ IRBを用いるADIに対して標準アプローチによる自己資本比率の公表を求めることも含め、ADIの自己資本比率の透明性および比較可能性を向上させる。
- ・ IRBを用いるADIの最低レバレッジ比率を3.5%とする。APRAの「レバレッジ比率」は、Tier1資本をAPRA健全性基準APS第110号が定義する「エクスポージャー指標」（パーセンテージで表示される。）と比較するものであり、現在のリスクベースの自己資本要件に対する非リスクベースの補完または補強として設計され、銀行業界における過度なレバレッジの積み上がりを禁止している。

APRAは、上記の提案によりIRBを用いるADIのRWAが10%減少する可能性があるが、規制上のバッファへの資本配分の増加により相殺されると述べている。さらにAPRAは、ADIは現時点で「問題なく強固」のベンチマークを満たしているため、ADIに対して追加資本の調達を要求することはAPRAの意向ではないことも述べている。よって、APRAは、現行の自己資本フレームワークに基づき、ADIに対する既存の「問題なく強固」の自己資本ベンチマークに業界レベルで一致させるべく、ADIについて提案されたドルベースの自己資本要件の調整を図っている。しかし、これらの変更案が個々のADI（ANZBGLを含む。）に及ぼす影響は、APRAが適用する最終的な要件によって異なる。

上記に関するAPRAの協議は、継続している。しかし、COVID-19の混乱による厳しい経済環境に対応するため、APRAは以下のとおり行動した。

- ・ ANZBGLなどのADIに関して、銀行の自己資本比率をCET 1の「問題なく強固」なベンチマークである10.5%に維持するという予測を一時的に変更することを発表した。COVID-19の混乱期間中、APRAは、オーストラリア経済への継続的な融資を促進するためには現行の大きなバッファが必要となる可能性があるため、ADIがこのベンチマークを満たしていなくても問題ないと述べている。
- ・ ADIのリスク加重の枠組みおよびレバレッジ比率の要件について、予定されていた変更の実施を1年延期した。自己資本改正の大部分は、当初は2022年1月1日に実施される予定であったが、現在では2023年1月1日に変更されている。この延期には、ADIの自己資本フレームワークの透明性、国際的な比較可能性および柔軟性の向上に関するAPRAの提案も含まれている。

APRAがまだ最終化していない項目が複数あることを前提とすれば、FSIによる最終的な結果は、APRA健全性基準へのさらなる変更または当グループに対するその他の影響があるかを含め、依然として不明である。

APRAの総損失吸収力要件

2019年7月、APRAは、損失吸収力に関する決定を公表し、この決定に従いANZBGLを含むオーストラリアのD-SIBに対して2024年1月までに総資本をリスク加重資産の3%までに増加させることを求めることになる。2021年3月31日現在の当グループの自己資本ポジションに基づく、総資本要件における増加分が約40億ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、オーストラリアのD-SIBが主にその他Tier 2資本によって要件を充足すると予想される旨を述べている。APRAは、今後の4年間で、リスク加重資産の1%ないし2%を追加的に引き上げるための実現可能な代替方法を検討する。APRAは、2021年5月のAPS第111号の協議に関するAPRAのアップデートの一環として、RBNZが提案するその他Tier 1（AT 1）およびTier 2資本の新たな定義が銀行グループの総損失吸収力にどのように貢献するかについて、業界およびRBNZと協力して取り組む意向を示している。APRAはまた、クロスボーダーでの破綻処理の取り決めが適切に強化されることを前提として、APRAが主要銀行による秩序ある破綻処理を支援するために必要な財源を決定する際に、RBNZが適格とするAT 1およびTier 2資本を考慮し得ることを示している。

レベル3 コングロマリット（「レベル3」）枠組み

APRAは、その健全性監督の枠組みを、レベル3枠組みを通じてコングロマリット・グループに拡張しており、これは、当グループのようなパンカシュアランス・グループを、最低自己資本要件およびリスク・エクスポージャー水準の追加監視を伴う単一の経済主体として規制する。

2016年8月、APRAは、FSIの提言ならびに進行中の国際的な施策から生じる最終的な自己資本要件を待つため、コングロマリット・グループへの自己資本要件を延期することを確認した。APRAは、未だ変更を実施する日程を提案していない。

グループ・ガバナンス、リスク・エクスポージャー、グループ内取引ならびにその他リスク管理およびコンプライアンス要件に関するレベル3枠組みの自己資本以外の構成要素は、2017年7月1日付で有効となった。これらの要件により当グループの自己資本ポジションおよびANZBGLの子会社の資金調達のいずれにも重大な影響は生じていない。ANZニュージーランド（その子会社と合わせて「ANZニュージーランド・グループ」）を含む関連会社に支援を提供する能力へのレベル3枠組みによる影響に関する詳細については、下記「ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限」を参照のこと。

関連会社の枠組みの変更

2019年8月、APRAは、APS第222号「関連事業体の関与」（「APS第222号」）を修正し、関連ADI（または同等の海外事業体）に対するオーストラリアのADIの個々のエクスポージャーの上限をレベル1総資本の50%からレベル1のTier1資本の25%へ、またエクスポージャー合計ではレベル1総資本の150%からレベル1のTier1資本の75%へと引き下げる旨を発表した。エクスポージャーは資本控除を除外して測定されるため、APRAの自己資本規制の変更案（APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」（「APS第111号」））に含まれる。）は、ADIのエクスポージャーの測定に影響を及ぼす。APS第111号の修正が現在提案されているとおりに実施されるとすれば、かかる上限の引下げが当グループに重大な影響を及ぼすことは予想されない。実施予定日は、APRAにより、2022年1月1日へと延期された。詳細については、下記「ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限」を参照のこと。

APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」の修正

2019年10月、APRAは、APS第111号に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの修正案による最も重要な変更は、レベル1のADI（または同等の海外事業体）および保険子会社への資本投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。

- ・ ANZBGLのレベル1のCET1資本純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
- ・ 当該投資の残余は、CET1の資本控除として扱われる。

APRAは、2020年5月の最新版において上記の修正案を維持し、また2019年10月の検討文書により提起された問題に関する業界からの提案に対して回答した。ANZBGLは、現在行っている投資への影響を検討中である。当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資本構成、健全性基準の最終版、およびこれらの修正案による影響を概ね相殺し得る経営陣の行為の効果がある。これらの修正案は、影響を受ける子会社へのANZBGLの現在の投資を前提とすれば、相殺する経営陣の行為が何らない場合、ANZBGLのレベル1のCET1資本比率が最大約20億ドル（約60ベシス・ポイント）減少することを示唆している。しかし、ANZBGLは、そのような結果となる見込みはなく、経営陣の行為により自己資本への正味の影響を最小限に抑えることができると考えている。これらの修正案は、当グループのレベル2のCET1資本比率には影響を及ぼさない。APRAは、これらの修正の実施予定日を2022年1月に延期した。

2020年11月、APRAはさらに、修正後APS第111号が最終化され施行されるまでの間、銀行子会社および保険子会社への新規または追加のエクイティ投資の総額がADIのCET1資本の10%を上回る場合は、ADIの親会社のレベルで自己資本により当該投資についての資金調達が完全になされることを要求すると発表した。この取扱いは、ADIのCET1資本の10%を超える新規または追加投資の一部に適用される。

ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限

APRA健全性基準による効果

APRAが課す現在または将来の要件は、ANZBGLの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。APS第222号は、関連会社の関与に起因するリスクの監視、管理および統制に関してANZBGLを含むオーストラリアのADIが遵守すべき最低要件を設定するとともに、グループ内の財務上のエクスポージャーに係る上限を含んでいる。

APS第222号の下で、ANZBGLが関連会社（ANZニュージーランドを含む。）に財政支援を提供する能力は以下の制限に服する。

- ・ ANZBGLは、関連会社の事業の支援を主要な目的とするいかなる第三者取引も行ってはならず、
- ・ ANZBGLは、関連会社に対して、合計または個別の会社レベルのいずれにおいても、特定の時間または金額による限定がない無制限のエクスポージャーを持つてはならず（例えば、関連会社のいかなる義務をもカバーする一般的保証を提供してはならず）、
- ・ ANZBGLは、関連会社の債務不履行（財務的な債務であるか否かを問わない。）がANZBGLの債務不履行を引き起こすかまたは引き起こすとみなされる内容のクロス・デフォルト条項を締結してはならず、

- ・ 自己資本から除かれるエクスポージャーを控除後のANZBGLのレベル1総資本基盤のエクスポージャーの水準は、以下を超えてはならない。
 - (i) ANZニュージーランドなどの関連ADIもしくは同等の事業体に対し、個々のエクスポージャーベースで50%、またはすべての関連ADIもしくは同等の事業体に対するエクスポージャー合計で150%
 - (ii) その他の関連会社に対し、
 - 規制された関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで25%、または
 - その他の（規制されていない）関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで15%、および
 - すべての非ADIまたは同等の関連会社に対するエクスポージャー合計で35%

2019年8月、APRAは、APS第222号の最新版を公表した。ANZBGLがANZニュージーランドに対して提供できる財政支援の量および質に影響する変更は、以下のとおりである。

- ・ エクスポージャーの上限を設定するために用いられるレベル1資本基盤は、総資本からTier1資本に変更される。
- ・ ADIに対する個々のエクスポージャーの上限をレベル1のTier1資本基盤の25%に、エクスポージャー合計の上限をレベル1のTier1資本基盤の75%に引き下げる。

APS第222号に係る2021年1月1日の実施予定日は、APRAにより、2022年1月1日に延期された。APRAは、個別の事案に応じて、事業体ごとに移行措置や柔軟な対応を講じている。

さらに、2019年10月、APRAは、APS第111号の修正案について検討文書を公表し、この修正案は、ADI（または同等の海外事業体）および保険子会社に投資するANZBGLなどのオーストラリアのADIについて、レベル1資本の取扱いを上記「APS第111号『自己資本比率の測定』の改正」で概説したとおりに変更することを提案している。APRAは、これらの変更の実施予定日を2022年1月1日に延期した。

この修正案が実施されれば、APS第111号のこれらの修正により、APS第222号に係る報告の目的でのANZBGLのレベル1のTier1資本基盤およびANZニュージーランドに対するエクスポージャーは削減されることになる。その結果、2022年1月1日時点のANZBGLのANZニュージーランドに対するエクスポージャーは、APS第222号の上限を遵守したものになると予想される。しかし、APS第111号の変更が実施されずにAPS第222号の変更が発効した場合は、ANZBGLのANZニュージーランドに対するエクスポージャーはレベル1のTier1資本の上限である25%に近い水準となることから、ANZBGLは経過措置の適用を受け得るとはいえ、APS第222号に関連してAPRAが発表した変更の概要は、ANZニュージーランド・グループの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態、ならびに信用格付および事業を成長させる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

加えて、APRAは、2021年1月1日までに、ANZBGLの通常時におけるニュージーランド業務（ANZニュージーランドなどのニュージーランドにおいて設立された子会社およびANZBGLのニュージーランド支店を含む。）への非株式等エクスポージャーを、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤に対する比率で5%以下に収めることができることを確認した。この上限は、資本商品の保有または金融ストレス時にANZニュージーランド・グループに対して提供される適格担保付きの偶発的な資金調達の支援を含まない。

APRAはまた、金融ストレス時におけるANZBGLによるANZニュージーランドへの偶発的な資金調達の支援は、APRAが承認可能な条件に基づいて提供されなければならないことを確認した。現在、カバード・ボンドのみが偶発的な資金調達に係るAPRAの基準に該当している。APRAはまた、ANZBGLのニュージーランド業務に対するエクスポージャー合計は、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤の50%を超えてはならないことを要求する。

レベル3枠組みによる効果

加えて、特にグループ・ガバナンスおよびリスク・エクスポージャーに関連するAPRAのレベル3枠組みの一定の要件が、2017年7月1日に発効した（上記「レベル3 コングロマリット（「レベル3」）枠組み」を参照のこと。）。この枠組みはまた、当グループが子会社（ANZニュージーランドを含む。）に対する財務上および業務上のエクスポージャーを制限しなければならないことを要求する。

子会社に対するエクスポージャーの許容水準を定めるに当たり、ANZBGLの取締役会は以下を考慮する。

- (a) 信用度が概ね同等である第三者について承認されるであろうエクスポージャー、および
- (b) ANZBGLの自己資本ポジションおよび流動性ポジションに対する潜在的な影響、ならびに子会社が破綻した場合にも営業を継続できるANZBGLの能力

これらの要件は、ANZBGLがANZニュージーランドを含む子会社に対して財務上または業務上の支援を提供する能力にさらなる制限を課すとは予想されていない。

規制上の動向 - その他

COVID-19に対する規制上の対応

オーストラリアの規制当局およびオーストラリア政府は、COVID-19のパンデミックへの対応として、広範な措置を講じた。多くの措置は当グループに影響を与えており、また今後も影響を与える可能性がある。かかる措置には、以下の措置が含まれる。

2020年3月、RBAは、銀行業界のためのターム資金供給ファシリティ（「TFF」）を創設した。ADIは、その与信残高（ADI毎に、関連する3か月間の与信全体の平均により測定される。）の3%を上限として当初割当てを受け、またADIが企業、特に中小規模企業への貸付を増やした場合は追加の資金供給割当てを受けることができる。2020年9月、RBAは、2020年10月1日から2021年6月30日まで利用できる補充的な資金供給割当てを発表し、ADIの企業向け貸付に基づく追加の資金供給割当ての引出期限を2021年3月31日から2021年6月30日に延長した。補充的な資金供給割当ては、ADIの与信残高（ADI毎に、関連する3か月間の与信全体の平均により測定される。）の2%に設定されている。2021年3月31日現在、ANZBGLは、TFFの当初割当てから120億ドル全額を引き出しているが、80億ドルの追加割当てからはまだ引出しを行っていない。

2020年3月、APRAは、特に以下の事項を発表した。

- ・ APRAは、COVID-19の影響に対応するため、計画されていた政策上および監督上の取組みの大部分を停止した。これには、重要な公衆からの意見聴取、ならびに、健全性基準および報告基準に関する協議など、健全性枠組みの改正の最終化に向けて現在進行中ないし目前に控えていた活動が含まれる。2020年8月のアップデートにおいて、APRAは、限られた件数の優先度の高い政策上の取組みは別として、その他の事項については協議を2020年内に再開する予定はないと発表した。しかし、2021年2月、APRAの2021年の政策プログラムの発表の一環として、2020年3月から停止されていた政策上および監督上の取組みの大部分は再開された。
- ・ ADIが銀行自己資本比率を「問題なく強固」なベンチマークに維持することへの期待の一時的な変更。APRAは、COVID-19による混乱の期間中、オーストラリア経済への継続的な貸付を促進するには、現在の大規模なバッファが必要となる可能性があることから、ADIがこのベンチマークを満たしていなくとも問題ないと述べている。
- ・ COVID-19によるローン返済猶予の対象となる適格な小規模企業向けローンおよび住宅ローンについて、銀行が自己資本の算定上「滞納」または「条件緩和」として扱う義務の免除。APRAは当初、この自己資本処理の免除を2020年3月からの6か月間につき与えていたが、2020年7月にAPRAは、それ以降のローン返済猶予期間についても、猶予期間の合計が10か月となるときまたは2021年3月31日のいずれか早い方までの延長を認めた。返済猶予の取決め（および関連する自己資本処理）の延長は、所与の環境下における特定借主につき延長または猶予の更新が適切であるかにつきADIが適切な信用評価を行うことを条件とする。2021年3月31日以降は、ローン返済猶予の取決めのさらなる延長はなされていない。

2020年3月、ASICは、COVID-19によって生じた課題に規制上の取組みを集中させると発表した。ASICの優先順位の再調整に関する詳細については、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

2020年3月、ACCCは、2020年のコンプライアンスおよび執行の優先順位を維持する一方で、COVID-19の影響から生じる競争および消費者問題に最も関連性の高い分野に優先して取組みを集中させると発表した。さらに、ACCCは、オーストラリア銀行協会およびその参加銀行（ANZBGLを含む。）がCOVID-19の影響を受けた個人や企業への救済パッケージの提供に向けて協力するための認可を与えた。

2020年3月、AUSTRACは、COVID-19による混乱の期間中、ANZBGLなどの報告事業体がマネーロンダリングやテロ資金に関与するリスクを管理するため、それらの事業体と建設的に協力していくと発表した。この協力には、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法を適用する際に、報告事業体の状況を考慮することが含まれる。

詳細については、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

ニュージーランドにおけるCOVID-19のパンデミックへの規制上の対応については、「ニュージーランド - ニュージーランドの規制上の動向 - COVID-19のパンデミックへの規制上の対応その他の動向」を参照のこと。

COVID-19のパンデミックの影響がいつまで続き、どれほど深刻かについて、その全容は依然としてきわめて不確実である。そのため、オーストラリアの規制当局は、通常の監督上の取組みに優先順位を再設定しつつ、引き続きCOVID-19の影響を注視し、必要に応じてアプローチを調整する予定である。これをふまえると、当グループなどの金融サービス・グループに対する規制および監督ならびに執行は、依然として不確実であり、本書日付現在、予測は困難である。COVID-19を受けて、オーストラリアの連邦政府および州政府は、多数のウイルス拡大防止策および経済対策を実施している。オーストラリア政府ならびに州政府および地方政府は、旅行、催事および会議その他多くの日常的活動に対してCOVID-19に起因する広範な制約を課し、差止めおよび制限を行い、または勧告をし、また、大規模かつ費用を要する金融介入および財政介入を行った。例えば、ヴィクトリア州政府は2020年8月に一時的な「災害事態」を宣言し、企業、家庭およびその他の活動に幅広い制限を課した。経済対策の一例として、オーストラリア連邦政府は、2021年3月末まで、「雇用維持助成金」（COVID-19により深刻な影響を受けた適格な企業は、適格な従業員への支払を継続するために、オーストラリア政府からの補助金を利用できることとするもの）を提供した。オーストラリアの連邦政府および州政府は、当面の間、さらなる措置を実施、延長および導入する可能性がある。経済支援措置の停止が経済にいかなる影響を与えるかは、明らかではない。COVID-19に対するさらなる重要な対応策は、これまでも、そしてこれからも、ウイルスに対抗するための人々へのワクチン接種である。ワクチン接種プログラムがどれほど奏功するかが、経済活動に影響を与える可能性がある。本書日付現在、これらの措置が当グループに与える影響の全容は、不明である。

王立委員会

王立委員会は、オーストラリア政府の行政部によってのみ招集され、権限委任条項によってのみ指示を受ける正式かつ公式な審議会である。銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会（「王立委員会」）は、金融サービス事業体（ANZBGLを含む。）の行為が違反行為または社会の水準および期待を下回る行為となっていないかを調査し、報告するよう指示された。王立委員会はまた、かかる行為の原因、特に文化、ガバナンス、報酬およびリスク管理慣行の果たす役割、監督機関の実効性、ならびにそれらに応じた方針の勧告を検討する任務を課せられた。

王立委員会の最終報告書（「最終報告書」）は、2019年2月に公表された。最終報告書において、王立委員会の委員は、違反行為または社会の水準および期待に満たない行為にあたる可能性があるANZBGLを含む金融サービス事業体の行為を特定した。

最終報告書には、銀行業、金融助言、退職年金、保険、文化、ガバナンスおよび報酬、ならびに監督機関をはじめとする複数の事項にわたる76の勧告が含まれる。

2019年2月、オーストラリア政府は王立委員会に対して回答し、当該回答には、王立委員会の勧告のすべてについて措置を講じるための公約、および最終報告書で提起された問題について対応するための追加の公約が含まれた。

2019年8月、オーストラリア政府は、当該回答を実施するためのロードマップを公表した。APRA、ASICおよび業界はまた、自らを対象とする多数の勧告を実施し、または実施のプロセスを開始した。2020年12月および2021年3月、オーストラリア議会は、王立委員会の多数の勧告を法制化した。

王立委員会の勧告の結果として生じた、または生じる可能性が高いより重要な変更には以下が含まれる。

- ・ 金融サービス法違反の自己申告制度が調整され、信用法違反について同等の制度が導入されること。
- ・ 金融サービス法および信用法への違反の疑いがある場合、ASICが、当該違反を防止または対応するために、指示を出すことができるようになること。
- ・ 承認された業界規範の特定の条項への違反に民事罰を課すことにより、ASICが金融サービス業界の規範を執行することが可能となり、金融サービス業界のために執行力および強制力のある行動規範が確立されること。
- ・ 金融商品の訪問販売（または押し売り）の禁止が改正されること。
- ・ 最終補償制度が導入されること。
- ・ ガバナンス、文化、報酬および説明責任について、APRAがより注力し、方針を変更すること。かかる注力および方針変更はすでに開始され、これには銀行の上級役員への報酬支払の変更案が含まれる。
- ・ BEARを、ASICおよびAPRAが共同で管理し、個人にも罰金が課され、企業にはより高い罰金が課されることとなる金融説明責任体制に置き換えることが提案されていること。

上記で取り上げていない王立委員会のその他の勧告に関連して行われる措置も、当グループのポジションに影響を与える可能性がある。

2019年2月、ANZBGLは、王立委員会の多数の勧告やコメントに対応するための16個の誓約を発表した。当該誓約は、オーストラリアのリテール顧客、小規模企業および農家の待遇改善を意図しており、とりわけ、救済、報酬、説明責任、文化およびガバナンスならびに監督機関に関する誓約が含まれる。2021年4月1日現在、ANZBGLは、16個の誓約のうち11個を完了している。ANZBGLは、王立委員会の勧告への対応を進める中で、オーストラリア政府、監督当局および業界との連携を継続している。

具体的な勧告に加えて、王立委員会の結論により、監督機関は、当グループを含む様々な金融サービス事業体の調査を開始し、または開始する可能性があり、その結果として行政措置または強制措置が講じられることがありうる。また、勧告および政府の公約により、当グループの監督機関は既存の方針および慣行を改正中であり、規制権限を拡大するための法案が可決されている。

王立委員会はまた、APRAまたはASICに対して、検討を求めるために違反行為の可能性のある調査未了の事例を紹介している。これらの事項が当グループに関係する場合、当グループ企業に対して民事訴訟が提起される可能性があり、その結果として当グループに民事罰または刑事罰が科せられる可能性がある。

王立委員会は、コストの増加につながっており、さらなる規制活動に伴うエクスポージャー、またはクラス・アクション、個別請求、顧客救済もしくは補償行為などの潜在顧客エクスポージャーを含むさらなるエクスポージャーをもたらすこともありうるとともに、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。これらのエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

王立委員会はまた、ニュージーランドの金融業界への政治上または規制上の監視の強化をもたらす可能性がある。

フレームワークおよび実務の自己評価

2018年5月1日、APRAは、すべての規制を受ける金融機関はガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務の自己評価を実施することにより恩恵を受ける旨、ならびに当グループのような大手金融機関についてもその取締役会により見直され承認された評価書を求めていく旨を述べた。APRAがこのように述べたのは、他の主要なADIに関する健全性調査についての最終報告書で特定された論点に鑑みたものである。この健全性調査は、他の主要なADIグループのガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務を調査するために創設された。2018年11月30日、ANZBGLはAPRAに対して自己評価書を提出した。2019年8月22日、ANZBGLは、自己評価書の中で提起された問題に対応するためのANZBGLの取組みの状況（「ロードマップ」の進展を含む。）を詳述したANZBGL会長の論説を公表した。ANZBGLのロードマップは、5つの注力領域（文化、ガバナンスおよび説明責任、オペレーショナル・リスクの管理、救済、ならびに簡素化）が設定された、複数年にわたる計画である。APRAは、（2019年9月30日から）ANZBGLのロードマップにおいて計画された目標が効果的に達成されるまで、オペレーショナル・リスクのための5億ドルの追加資本を保持するようANZBGLに求めている。

住宅モーゲージ貸付実務

近年において、APRAは、住宅モーゲージ貸付実務を厳しく監視し、また銀行業界全体での住宅モーゲージ貸付基準の強化を狙いとした数々の手段をとってきた。一例として、

- ・ 2014年12月、APRAは、ADIの健全な住宅モーゲージ貸付実務を強化するために取る可能性のある追加の手順の概要を示し、より高リスクのモーゲージ貸付、不動産投資家向け貸付の伸び率（特に伸び率が年間のベンチマークである10%を大きく上回るか）および新規借入者へのローン返済能力テストを含む一定の関心分野について、特に注意を払うことを表明した。2017年3月、APRAは、ADIはとりわけ以下を期待される旨を概説した。
- 新規のインタレスト・オンリー型（一定期間は利息のみ返済）貸付の金額を、新規の住宅モーゲージ貸付の合計額の30%に制限すること（「インタレスト・オンリー型に係る30%ベンチマーク」）。ADIは、この制限の範囲内で、ローン資産価値比率（「LVR」）が80%以上のインタレスト・オンリー型貸付の総額について厳格な内部制限を設定し、LVRが90%を超えるインタレスト・オンリー型貸付の事例については確実に厳格な審査を行い正当化理由を確認することが期待される。
- 不動産投資家向け貸付における年間の伸び率が、先述の10%のベンチマーク（「投資家貸付の伸びに係る10%ベンチマーク」）未満である状態を容易に維持できるように管理すること。

上記の期待に応え、ポートフォリオ・リスクを管理するために、当グループは、数々の手段を講じてきた。これには、貸付基準の調整、および持ち家居住者と投資家向け貸付との間での異なる価格設定の実施が含まれる。これらのカテゴリーの範囲内で、異なる価格設定は、インタレスト・オンリー型の返済を行う顧客と元本および利息の返済を行う顧客との間にも適用される。

2018年4月および12月、APRAは、投資家貸付の伸びに係る10%ベンチマークおよびインタレスト・オンリー型に係る30%ベンチマークはそれぞれ、今後一定の状況の下ではADIに適用されることはない旨を概説した。これらのベンチマークは、今後当グループには適用されない。

APRAは、住宅市場の状況をより広く緊密に監視し続けるが、これらのベンチマークの適用除外にもかかわらず、業界全体レベルで投資家向け貸付の急激な伸びが再来し、またはインタレスト・オンリー型貸付が再加速すれば、根強い懸念を生じさせる旨、またかかる環境は業界全体に対して措置を講じる必要性をAPRAに検討させることにつながりうる旨を示唆した。

2009年国家消費者信用保護法（連邦）（「NCCP法」）の附則1に含まれる国家信用規範は、参加者に対して許可および免許要件を課している他、信用業務従事者に対して情報開示および行為義務（「責任ある貸付」の一定の義務を含む。）を課している。

2020年12月、オーストラリア政府は、NCCP法の責任ある貸付要件の大部分をADIについて撤廃する法案をオーストラリア議会に提出した。ADIは引き続きAPRAの既存の基準により規制されることになる。ADIはまた、引き続きNCCP法の情報開示および行為義務に服することになる。当該変更を盛り込む法案は可決されておらず、また、議会プロセス中に可決されない可能性又は修正される可能性があるため、これらの改革案による正確な影響は依然として不明である。

住宅モーゲージ・ローンの分類の変更

ANZBGLの住宅モーゲージ・ローンの現行の分類は一般に、監督機関および市場に報告している通り、顧客から提供される情報または顧客が事後的にローンの変更を申請する際に提供される情報に基づき、ローンの組成の過程（すなわち、与信申請、審査および貸付実行）で決定されている。

住宅用モーゲージ・ローンの分類は、以下を理由に変更される可能性がある。

- ・ 組成段階での誤分類：組成段階で顧客が自己の身上についてANZBGLに誤った情報を通知する範囲で、ローンは誤って分類されるリスクがあり、かかるローンは再分類される可能性がある。
- ・ 顧客の状況の変化：与えられた分類の継続的な妥当性は、顧客が自己の状況の変化についてANZBGLに情報を通知する義務、および顧客から提供される情報を独自に検証するANZBGLの能力に依存する。顧客が自己の状況の変化を通知する範囲で、またはANZBGLがその検証プロセスに基づきその旨を決定する場合において、ローンは再分類される可能性がある。
- ・ 規制その他の変更：ローンの分類基準およびその解釈は、1または複数の報告上の目的により変更される可能性があり、このことは一定のローンの分類に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ ANZBGLのシステムおよびプロセスの変更

ローンの誤分類または再分類は、持ち家居住者向けの不動産担保ローンがより金利の高い投資用不動産ローンに再分類されるなどの場合において、顧客の返済義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。顧客が再分類後のローンの返済義務を履行する能力を欠けば、かかるローンにつき債務不履行を生じるリスクが増す可能性があり、このことは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

その他

当グループにもたらされるリスクも含む規制上の動向に関する詳細については、下記「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性 - 法的小および規制上のリスク - 16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

オーストラリア刑法典第102.6条および102.7条

オーストラリア刑法典第102.6条および第102.7条（1995年オーストラリア刑法典に含まれる）に基づき、ある者が意図してテロリスト組織から資金を受け取り、テロリスト組織に資金を提供し、テロリスト組織のためにもしくはテロリスト組織を代理して資金を調達し、またはテロリスト組織に支援や資源を提供する場合、その者が当該組織がテロリスト組織であると知っているかまたはテロリスト組織であるかについて無頓着であった状況では、それは犯罪となる。テロリスト組織とは、直接もしくは間接にテロリスト行為の実行に関与、準備、計画、幫助もしくは助長した組織をいい、かかる組織が1995年オーストラリア刑法典に基づいた規則においてテロリスト組織と規定されている。

2011年オーストラリア独自制裁法および2011年オーストラリア独自制裁規則に基づき、特定の国々と関連した一定の具体的に認定された人物、事業体、資産および船舶に対して制裁が与えられ、その名前の人物もしくは事業体が関わる一定の取引は、外務大臣からの特別な許可を得た場合のみ行うことができる。これらの制裁に違反することは犯罪となる。

ニュージーランド

RBNZの監督の役割

1989年ニュージーランド準備銀行法（「準備銀行法」）は、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が以下の目的で、銀行登録および登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）の健全性監督の権限を行使することを求めている。

- ・ 健全で効率的な金融システムの維持を推進する。
- ・ 登録銀行の破綻から生じる可能性のある金融システムへの重大な損害を防止する。

銀行登録に係るRBNZの方針は、適切な地位および評判を持つ金融機関のみが登録銀行となることができることを確実にすることを目的としている。この要件を条件として、RBNZは、銀行業界内の競争を促進するために、新規登録銀行参入への障壁を最小限に保つ意向があると述べている。

RBNZの監督機能は、金融システム全体の安定性および効率性を促進することを目的としており、個々の銀行の破綻防止や債権者の保護を目的としたものではない。RBNZは、市場に本来存在する規律を活用し強化することで、これを達成することを目指す。

RBNZは、財務成績およびリスク状況に係る情報を定期的に銀行が開示する要件ならびに取締役が一定の主要な事項を定期的に保証する要件を非常に重視している。これらの方策は、市場規律を強化し、銀行の健全性管理責任が、RBNZがその責任を行使するのに最もふさわしいと考える者、すなわち取締役および経営陣にあることを確実にすることを意図している。

RBNZの監督的役割の主要な要素は以下を含む。

- ・ すべての銀行が一定の健全性最低要件を遵守することを求め、これは登録条件を通じて適用される。これらは、関連エクスポージャーに対する制約、最低自己資本比率要件および流動性リスク管理最低基準を含み、以下にさらに詳細に記載される。
- ・ 各登録銀行の財務状況および登録条件遵守を、主に公表される半期開示書類およびRBNZに対して非公開で提出される月次報告書に基づいて監視する。この監視は、RBNZが各銀行および銀行業界全体の財務状況に引き続き精通し、必要となった場合危機管理の権限を行使する準備状態を維持することを確実にするよう意図されている。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議する。
- ・ 準備銀行法に基づいて利用可能な危機管理の権限を用いて、銀行の経営難または破綻の状況が金融システムの健全性を脅かしている場合介入する。
- ・ 銀行が健全に業務を行っているかを査定する。
- ・ 銀行のマネーロンダリング防止および対テロ資金要件の遵守の監視に係る指針を発行する。
- ・ 銀行の外部委託契約を、外部委託に関連する登録銀行のリスクが適切に管理されているかを判断するために監視する。
- ・ 銀行の内部自己資本十分性プロセスおよび流動性方針に係る指針を発表する。
- ・ コーポレート・ガバナンスに係る指針を発表する。
- ・ 銀行特有の問題、政策問題ならびにニュージーランドおよび親銀行が所在する国々での金融システムの状況に関連する一般事項に関して親銀行の監督機関（オーストラリアのAPRA等）との密接な業務関係を維持する。

登録銀行は、半期ごとに、包括的な詳細情報ならびに、通年については完全な財務書類、半期については未監査の半期財務書類を含む開示書類を発行することを求められる。財務書類は、各会計年度末には全面的な外部監査の対象となり、各半期末には限定された範囲のレビュー対象となる。各銀行取締役は、銀行の開示書類に署名し、一定の保証を行わなければならない。銀行およびその取締役は、銀行の開示書類が虚偽または誤解を招くとみなされる情報を含んでいた場合、刑事上および民事上の罰則を課せられる可能性がある。

RBNZは、登録銀行の主要な情報の四半期ごとの「ダッシュボード」をRBNZのウェブサイトで公表している。ダッシュボードは、公衆および市場参加者がそれらの銀行の財務力およびリスク・プロファイルに関する情報を理解し、当該情報に基づいて行動する能力の向上を目指している。情報は、銀行がRBNZに非公開で行う報告に基づく。ダッシュボードで公表されたANZニュージーランド・グループに関する情報は、本書の参照情報ではなく本書の一部を構成しない。場合によっては、それらの情報は、ANZニュージーランド・グループの連結財務書類中の表示とは異なる分類または表示がなされている。

ニュージーランドで設立された銀行は、ニュージーランドの状況を反映して修正されたバーゼル3自己資本比率要件を遵守することを求められる。RBNZはまた、ANZニュージーランドを含むニュージーランドで設立された銀行の大半に、最低比率を2.5%上回る保全バッファーを維持することを求めており、これに従わない銀行は販売を制限される。RBNZはまた、0から2.5%までの間の指針範囲で普通株式のカウンターシクリカルなバッファーを適用する裁量を有しているが、正式な上限はない。バーゼル3を取り入れたカウンターパーティー信用リスク要件および追加の開示要件も存在する。これらの自己資本要件は、RBNZの自己資本改革により、2022年から変更される見込みであるが、資本商品に関する新たな適格性基準などのRBNZの自己資本改革の一部は、2021年中に進められる。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向 - RBNZの自己資本要件の見直し」を参照のこと。

ニュージーランドで設立された銀行（ANZニュージーランドを含む。）は、RBNZの流動性方針（「BS13」）を遵守することが求められる。BS13の要件は、ニュージーランドで設立された銀行に75%の最低コア資金調達比率（「CFR」）を満たすことを求め、銀行の資金調達のうち少なくとも最低限の割合が顧客預金、期限付ホールセール資金調達およびTier 1 資本によって満たされることを確保している。しかし、2020年4月2日を効力発生日として、RBNZは、COVID-19のパンデミックへの対応としてANZニュージーランドの最低CFRを50%に引き下げるために、ANZニュージーランドの登録条件を変更した。RBNZは、2022年1月1日からは、これを従前の75%のCFRに戻すことを意図している。

バーゼル3は、RBNZがBS13の意図と非常に類似していると考える流動性方針を提案している。しかし、RBNZは、バーゼル3の流動性基準のある側面は、ニュージーランドで採用するのにふさわしくないと考えている。

RBNZは、BS13の遵守についてテーマ別レビュー（「BS13テーマ別レビュー」）を実施しており、2021年半ばまでには完了させることを目指している。BS13テーマ別レビューの結果は、今後のBS13のレビューのために情報提供される予定である。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向 - 登録銀行によるRBNZの流動性方針の遵守についてのテーマ別レビュー」を参照のこと。

また、RBNZは、すべての登録銀行に対し、承認された機関からの信用格付を取得および維持し、かかる格付を開示書類で公表することも求めている。

さらに、RBNZは、その監督機能に関連して、さらなる情報、データおよび見通しを取得し、ならびにかかる情報、データおよび見通しを監査させる広範な権限を有している。

RBNZはまた、いくつかの危機管理権限も有している。これらの権限には、銀行登録の取消勧告、登録銀行の業務の調査、登録銀行のRBNZとの協議の要求、登録銀行への命令、登録銀行の取締役の解任、交替もしくは指名、または登録銀行を法定管理下に置く勧告が含まれる。

登録銀行が法定管理対象になると宣言された場合、いかなる者も、特に以下の行為をしてはならない。

- ・ 銀行に対する反訴による手続きを含む、訴訟またはその他手続きを開始すること、または継続すること。
- ・ 執行命令を出すこと、債務を差し押さえること、または当該銀行に関して得られた判決および命令を執行し、もしくは執行することを求めること。
- ・ 当該銀行を清算する手段を講じること。
- ・ 当該銀行に対して相殺権を行使すること。

RBNZの監督権限の一環として、ある者が登録銀行への「重要な影響力」を獲得するまたは増大する結果となる取引を生じさせる前に、その者はRBNZの書面による同意を取得する必要がある。「重要な影響力」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を指名する能力またはその議決権株式の10%以上の適格持分（例えば、法的または受益所有権）を意味する。

登録銀行への重要な影響力を取得する同意の申請を評価する際に、RBNZは、登録銀行としての登録申請を評価する際に関連するのと同じ事項を考慮に入れると述べている。同意を与える際、RBNZは、ふさわしいとみなす条件を課す可能性がある。

ニュージーランドの規制上の動向

COVID-19のパンデミックへの規制上の対応その他の動向

COVID-19が、ANZニュージーランド・グループなどの金融サービス・グループに対する監督および規制に及ぼす具体的な影響は、依然として不確実であり、本書日付現在、予測は困難である。

COVID-19のパンデミックへの対応として、RBNZおよびニュージーランド政府は、金融の安定化を促進し、また、外国為替市場、債券市場および金融市場の効率的かつ低コストでの運営の維持を確保するために、広範な措置を講じており、その多くはANZニュージーランド・グループに影響を与えている。本書日付現在、これらの措置がANZニュージーランド・グループに与える影響の全容は、依然として明らかではない。

RBNZは、2020年3月に、規制上の取組みの大半について、対外的作業を延期すると発表した。また、RBNZは、その改正外部委託方針（「BS11」）への移行期間を2023年10月まで延期し、予定されていた2003年信用契約および消費者金融法（「CCCFA」）の一部改正の適用開始に遅延が生じているが、当該改正の大部分は2021年10月1日に発効する予定である。

RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行の自己資本改革に伴う銀行資本の引上げの適用開始日を2022年に延期した。資本商品の適格性基準など、自己資本改革の一部は、2021年中に実施される。移行期間の最終日は2028年7月1日である。

RBNZは、COVID-19のパンデミックへの対応として、ANZニュージーランドの登録条件を以下のとおり変更した。

- ・ 2020年5月、RBNZは、住宅ローン融資のLVR制限を一時的に解除した。しかし、2021年3月を効力発生日として、パンデミック以前のLVR制限が復活された。かかるLVR制限により、ニュージーランドの登録銀行は、新規の非不動産投資である住宅モーゲージ貸付のうちLVRが80%超となるものを、銀行の新規の「非不動産投資である住宅モーゲージ貸付」（持ち家である居住用不動産のみにより担保される標準的な住宅モーゲージ貸付を意味する。）のドル価値の20%以下に抑えることを求められ、また、「不動産投資である住宅モーゲージ貸付」（非不動産投資である住宅モーゲージ貸付には該当しない標準的な住宅モーゲージ貸付を意味する。）のうちLVRが70%超となるものを、銀行の新規の不動産投資である住宅モーゲージ貸付のドル価値の5%以下に抑えることを求められる。さらに、2021年5月を効力発生日として、ニュージーランドの登録銀行は、不動産投資である住宅モーゲージ貸付のうちLVRが60%超となるものを、銀行の新規の不動産投資である住宅モーゲージ貸付のドル価値の5%以下に抑えることを求められる。

2020年4月、以下を含む様々な変更が行われた。

- ・ ANZニュージーランドが配当その他の分配金を支払うこと（AT1資本商品の保有者に対する裁量的な支払を除く。）を制限したこと。
- ・ ANZニュージーランドのCFRの最低要件を75%から50%に引き下げたこと。
- ・ 2020年4月付のBS11の改訂版を参照し、またBS11に基づく既存の外部委託契約についての移行期間を2023年10月1日まで延長したことを反映するために、更新したこと。

2021年5月、RBNZは、2022年1月1日に（経済状況に著しい悪化がないことを条件として）CFRの最低要件を75%へと戻す意向を発表した。

2021年4月29日を効力発生日として、RBNZは、ANZニュージーランドの登録条件を改正し、（特に）ANZニュージーランドによる配当金の支払をその収益の最大50%に制限した。この制限は、ニュージーランドで設立されたすべての銀行に適用され、（経済状況に著しい悪化がないことを条件として）2022年7月1日まで有効に存続する。この改正は、ANZニュージーランドがその究極的な株主であるANZBGLに支払うことのできる配当金の額を制限するものである。

また、2020年4月から2021年4月まで、RBNZは、ANZニュージーランドおよびその他のニュージーランドで設立された銀行による資本商品の償還を制限した。その結果、ANZニュージーランドが2020年5月に5億ニュージーランドドルのキャピタル・ノートを償還することは認められなかったが、利息の支払は継続して行うことができた。さらに、ANZニュージーランドは、2020年5月に、キャピタル・ノートを転換するオプションを行使しなかった。キャピタル・ノートの要項は、2022年5月に、変動する数量のANZBGL普通株式への（一定の条件の下での）転換を規定している。この転換により、当グループのレベル2のCET1資本は（約10ベシス・ポイント）増加する予定である。

ニュージーランド政府および一部のニュージーランドの銀行（ANZニュージーランドを含む。）は、企業に対して、COVID-19の影響に対応し、当該影響から回復し、または当該影響から回復する態勢を整える目的において信用供与を支援するために、事業融資保証制度（「BFGS」）を導入している。年間売上高が2億ニュージーランドドルまでで、かつニュージーランド政府が定めるその他の基準をみたすすべてのニュージーランドの企業に適格が認められる。1顧客グループの融資につき最大5百万ニュージーランドドルの限度額が適用され、融資期間は最長5年となる。ニュージーランド政府が各ローンの信用リスクの80%を引き受け、残りの20%は銀行が引き受ける。この制度に基づく融資を受けるためには、2021年6月30日までに承認の取得および文書化をしなければならない。

ニュージーランド政府はまた、COVID-19のパンデミックの影響を受けた小規模企業を支援するために、ニュージーランド内国歳入庁が10万ニュージーランドドルを上限に融資を行う小規模企業キャッシュ・フロー融資制度を実施している。利率は年3%であるが、2年以内に融資が完済されれば利息は課されない。融資の最大期間は5年であり、企業は最初の2年間は返済を行う必要はない。企業は、存続可能な企業であること、および資金使途は中核事業の運営資金であることを宣言しなければならない。

RBNZは、最大1,000億ニュージーランドドルの大規模資産購入（「LSAP」）プログラムを発表した。このプログラムでは、2022年6月までにニュージーランド国債、ニュージーランド政府インフレ連動債および地方政府資金調達庁債を流通市場で購入し、銀行業界に現金を注入する。LSAPプログラムは、ニュージーランド経済へのさらなる支援の提供、信頼の醸成、および低金利の維持を目的とする。LSAPプログラムは、ANZニュージーランドを含む銀行が預金として利用できる、ニュージーランドの銀行業界で流通する資金の量を増加させる。RBNZは、LSAPプログラムの有効性を引き続きモニタリングし、必要に応じてさらなる調整および追加を行う。

RBNZはまた、融資資金提供プログラム（「FLP」）を実施し、銀行は、当該銀行の適格融資の4%に相当する直接の担保付きの資金提供を、借入期間中の現行公定歩合で3年間利用できるようになる。適格融資を増加させるための一定の要件を満たす銀行は、適格融資のさらに2%に相当する追加的なFLP資金の提供を受けることができる。FLPは、銀行に低コストの資金を提供し、ニュージーランドの企業および家計における借入コストの低下を促すことを企図している。

2020年初頭から2021年3月31日まで、ニュージーランド政府およびRBNZは、COVID-19による経済的影響を受けた住宅所有者のための金融支援パッケージ（「住宅ローン返済猶予制度」）および企業のための金融支援パッケージを導入し、ANZニュージーランドは、他のニュージーランドの銀行とともにこれらに参加することに合意した。このパッケージには、住宅ローン顧客、農業顧客および中小規模企業顧客を対象とした住宅ローン返済猶予制度が含まれた。COVID-19による影響を受けたANZニュージーランドの適格な顧客は、住宅ローン返済猶予制度を利用することができた。住宅ローン返済猶予制度の下では、銀行と借主との間の合意に従い、当初は最長6か月まで返済を猶予することが可能とされた。RBNZは、住宅ローン返済猶予制度を2021年3月31日までのさらに6か月間延長し、一定の基準を満たす顧客が最大12か月間の猶予を得られるようにした。住宅ローン返済猶予制度による返済猶予期間は延滞期間としては扱われず、また、返済猶予の付与は不良債権の整理としては扱われなかった。ANZニュージーランドは、住宅ローン返済猶予制度に基づく貸付金の利息の資産計上については、通常の手続を踏んでいる。返済猶予分の「正常債権」としての取り扱い、2021年3月31日をもって終了した。

また、ニュージーランド政府は、COVID-19により自主隔離が必要となり自宅で仕事ができなくなった従業員に対する企業の支払を支援する「休暇支援制度」および「短期欠勤手当」を導入した。従前は、賃金助成金制度もまた利用可能であり、COVID-19によるロックダウンで悪影響を受けた雇用主が従業員への支払および事業を継続できるよう支援がなされた。

流動性を支えるために導入されたその他の支援策には、ターム貸付ファシリティ、ターム入札ファシリティ、企業公開市場操作などがあるが、現在は停止されている。RBNZは、マイナスの公定歩合、金利スワップの受領、外国資産の購入など、将来的に展開する可能性のある追加の金融調節手段を検討している。

1993年会社法その他の法律が改正され、COVID-19事業性債務冬眠（「BDH」）制度の導入により、COVID-19による債務超過に直面している企業が存続可能な状態を維持できるように支援している。この制度の下では、適格な事業体（会社、パートナーシップ、社団法人その他の団体を含む。）は、債権者に対し、その事業性債務を「冬眠」状態にするための提案書を提出することができる。債権者は、事業体が会社登記所にBDHへの参加の意思を通知した日から1か月以内に、その提案について投票することができる。（頭数かつ金額で）50%の債権者が同意すれば、その提案は有効となる。会社登記所への通知後1か月間は、債務の強制執行が一時停止され、提案が同意された場合はさらに6か月間一時停止される。提案が同意された場合には、債権者との間で合意された条件に従うこととなる。BDH制度は、企業財産の全部または実質的に全部について担保を有する債権者の強制執行を制限するものではなく、一定の債務（従業員に対する債務を含む。）は、制度の対象から完全に除外される。2020年12月、ニュージーランド政府は、BDH制度を2021年10月31日まで延長した。

ニュージーランド政府はまた、企業を救済するために、多くの税制改革を行ってきた。その中には、損失の一時繰越制度が含まれる。この制度の下では、2019年から2020年までまたは2020年から2021年までのいずれかの所得年度に損失が発生することが予想される企業は、その損失を前所得年度の所得と相殺し、前年に支払われた税金の一部または全部の還付を受けることができる。遵法コストの削減を目的とした暫定的な課税標準の2,500ニュージーランドドルから5,000ニュージーランドドルへの引上げや、一定の「事業継続性基準」を満たす企業は株主の継続性に変化が生じたとしても税務上の損失を繰り越すことができるという新ルールの導入など、中規模および小規模の企業を支援するために、複数の変更が行われている。

ニュージーランド政府は、2020年12月16日に、半期経済・財政アップデート（「HYEFU」）を発表した。HYEFUでは、121億ニュージーランドドルの当初支援パッケージおよび500億ニュージーランドドルのCOVID-19対応および復興基金（「CRRF」）を含む、ニュージーランド政府のCOVID-19対応のための財政支援措置が概説された。HYEFUの発表日現在、当初支援パッケージおよびCRRFのうち518億ニュージーランドドルは、貸金助成金制度およびその後の延長、BFGS、管理隔離施設に関する費用およびワクチンの購入などの取組みに割り当てられている。CRRF資金の残りの103億ニュージーランドドルは、HYEFUの発表時点では割り当てられていない。

RBNZの自己資本要件の見直し

2017年5月から2019年12月の間、RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行に適用される自己資本比率の枠組みに関する総合的なレビューを行った。ANZニュージーランドに関するRBNZの自己資本レビューに関する最終決定は、以下のとおりである。COVID-19のパンデミックへの対応として、RBNZは、信用のオペラビリティを下支えするために、自己資本要件の引上げの開始日を延期した。新たな体系は、2021年10月1日から段階的に実施される予定である。

ANZニュージーランドの総資本要件はRWAの18%に引き上げられ、RWAの16%以上のTier 1資本を含まなければならない。Tier 1資本要件の2.5%まではAT 1資本で構成することができ、Tier 1資本要件の残りはCET 1資本で構成することになる。自己資本比率要件の引上げは、2022年7月1日から2028年7月1日までに段階的に実施される。AT 1資本は、償還可能な永久優先株式で構成されなければならない。自己資本合計には、RWAの2%を上限としてTier 2資本を含むこともできる。Tier 2資本は、長期劣後債務で構成されなければならない。

Tier 1資本要件は、RWAの9%のCET 1健全性資本バッファを含む。これには、2%の国内のシステム上重要な銀行の資本バッファ、1.5%の「早期設定」カウンターシクリカル資本バッファ（金融危機後においては0%まで一時的に引き下げることが可能であり、または資産価格高騰を防ぐために一時的に引き上げることができる。）、および5.5%の保全バッファが含まれる。

条件付資本商品は、今後適格規制資本として取り扱われない。2021年3月31日現在、ANZニュージーランドは約27億4,100万ニュージーランドドルのAT 1商品を保有しているが、かかる商品は、2022年1月1日から2028年7月1日までの移行期間中に段階的に適格規制資本としての取扱いの対象から外れることになる。

IRBを認められた銀行として、ANZニュージーランドのRWAは、標準アプローチにより算出された数値の約90%に引き上げられる。これは、2022年1月1日より85%の資本フロアを適用し、2022年10月1日より信用RWAスカラーを1.06から1.20に増加させることで達成される。

ANZニュージーランドは、2022年1月1日から、内部モデルと標準アプローチの両方を用いて、RWAおよびその結果得られる自己資本比率を報告する必要がある。

RBNZの見直しは、ANZニュージーランドが保有すべき自己資本の水準を著しく増大させるが、現時点では増大する金額は不確定である。見直しにより、ANZニュージーランドの資本配分および事業計画を含むANZニュージーランドおよびその事業に対して、重大な影響が及ぶ可能性もある。

これらの変化への備えとして、またRBNZのCOVID-19関連の配当制限により、2018年9月30日以降、CET1資本は38億ニュージーランドドル増加して、2021年3月31日には129億ニュージーランドドルとなり、また、自己資本合計は38億ニュージーランドドル増加して、157億ニュージーランドドルとなった。これらの要件がANZBGLに与える影響の詳細については、「オーストラリア・オーストラリアの規制上の動向 - 自己資本および流動性 - RBNZの自己資本要件」を参照のこと。

登録条件の不遵守

以下に記載の内容は、半期ディスクロージャー・ステートメントにおいて開示されたANZニュージーランド・グループによるその登録条件の未解決の不遵守事例および最近の不遵守事例である。

登録条件の重大な不遵守

ANZニュージーランドのRBNZの自己資本要件の遵守状況に関するレビューが、1989年ニュージーランド準備銀行法（「準備銀行法」）第95節に基づいて行われ、2020年4月に完了した。ANZニュージーランドはこのレビューで指摘された改善点を受け入れ、手続の是正に取り組んでいる。RBNZは、ANZニュージーランドは何事もなくこの問題を解決するであろうと述べ、ANZニュージーランド・グループは引き続き健全で資本力が高いことを強調している。

ANZニュージーランドの2019年のディスクロージャー・ステートメントにおいて最初に報告されたとおり、ANZニュージーランドは、RBNZから承認されていない格付モデルおよび手続への変更の実施に関して、登録条件1Bを遵守していない。

2019年9月30日現在の関連するエクスポージャーに、RBNZが最後に承認した手法を適用すれば、RWAは合計で4,700万ニュージーランドドル（0.05%）減少するはずであるが、報告された自己資本比率に影響を及ぼすまでには至らなかった。

関連するモデルおよび不遵守の始期は以下のとおりである。

- ・ 商業用不動産の一連のモデル（単一物件投資、複数物件投資、ホテル投資、特別目的資産投資、単一住宅開発、商業開発、再分割が可能な土地の事前開発） - 2011年
- ・ ノンバンク金融機関の一連のモデル（生命保険、損害保険、保険持株会社、金融会社、金融サービス会社、リアル・マネー・ファンド） - 2009年
- ・ プロジェクト・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンス - 2009年
- ・ 銀行、国家およびソブリン - 2008年

RBNZの自己資本比率のフレームワーク（内部モデルに基づくアプローチ）（「BS2B」）第1.3B節の下で要求されるANZニュージーランドのモデルの要約は、承認されていないこれらのモデル変更を含んでいたため、登録条件を遵守していないことが判明した。

修正されたモデルの第1トランシェが、RBNZの承認を得るために2020年8月に提出され、第2トランシェが2020年11月に提出され、第3トランシェの提出が2021年4月に完了した。2021年4月30日現在、14個の修正モデルがRBNZの承認を得るために提出され、残る3個のモデルは2021年末までに提出される予定である。

登録条件に関するその他の事項

現在レビュー中のその他の事項も存在し、その関連方針の文言または要件の正当な解釈は一通りでない場合があり得る。ANZニュージーランドが採用した解釈について一定の不確実性がある場合は、当該事項について、適宜、指針をRBNZに求めており、またRBNZと連携を取っていくことになる。

第95節レビュー

2019年7月5日、RBNZは、準備銀行法第95節に基づく通知を発し、2名の外部レビューアー（ANZニュージーランドによるBS2Bの一定部分の遵守（自己資本比率レビュー）について1名、およびANZニュージーランドの取締役による認証および保証の枠組みの有効性（認証レビュー）について1名）を採用することを求めた。

認証レビューおよび自己資本比率レビューは、それぞれ、2019年12月および2020年4月に完了した。ANZニュージーランドは、これらのレビューによる提言の実行および提起された問題への対応に取り組んでいる。

COVID-19のパンデミックの影響により、RBNZは、ANZニュージーランドが認証レビューおよび自己資本比率レビューに関して実行中の是正措置について2021年3月を評価時点とする外部の中間レビューを受けるとともに、2021年9月を評価時点とする認証レビューの最終レビューおよび2021年12月を評価時点とする自己資本モデル・レビューの最終レビューを受けることを条件に、認証レビューの提言に対応するための期間を延長した。2021年3月を評価時点とする中間レビューは、完了している。外部レビューアーは、ANZニュージーランドが自己資本比率レビューで指摘された不遵守事項および改善点への対応において大きな進展を見せていると報告しており、作業プログラムは2021年12月までに完了する予定である。

認証レビューおよび自己資本比率レビューは、これらのレビューの対象となったANZニュージーランドの手続を改善するより幅広いプログラムの必要性を強調しており、かかるプログラムは現在実施段階にある。

詳細については、「FMAおよびRBNZによる行為および文化のレビュー」および「登録条件の不遵守」を参照のこと。

ローン計算機の修復

2017年6月、ANZニュージーランドは、ローン計算機に関する問題をニュージーランド通商委員会（「通商委員会」）に自主的に報告した。この問題は、2015年5月から2016年5月までの間のANZニュージーランドの顧客の様々なローンの一部に影響を及ぼした。ローン計算機は、顧客が住宅ローン、個人ローンおよび事業ローンの異動を求めたときに顧客の返済額およびローン条件を計算するために使用された。この問題によって、影響を受けたローンについて一部の顧客が本来支払うべき金額よりも少ない金額を支払った。ANZニュージーランドは、2016年5月に計算機を修復した。ANZニュージーランドは、影響を受けた顧客に対して、影響を受けたローンを誤謬が生じなかったとした場合のポジションに戻すために、これまでに約840万ニュージーランドドルを貸し付けている。2020年3月、通商委員会は、ANZニュージーランドとの間で、ANZニュージーランドがこの問題によって影響を受けた一部の顧客に対してさらに2,940万ニュージーランドドルを支払うことで合意した。これらの支払は、現時点で完了している。

RBNZの改正外部委託方針

BS11は、ANZニュージーランドなどのニュージーランドで設立された大手銀行に対し、外部委託した機能を統制および実施するための法的小および実務的な能力を備えることを要求する。BS11は、2017年10月1日以降に締結されたあらゆる新規の外部委託契約に適用される。RBNZは、2020年4月2日に発効した変更後の登録条件を、ANZニュージーランドに対して発出した。当該登録条件には、既存の外部委託契約についてBS11を全面的に遵守させるための移行期間を、2022年10月1日から2023年10月1日まで延長することが含まれている。

登録条件

BS11の要件はANZニュージーランドの登録条件の一部をなす。ANZニュージーランドが外部委託に関する登録条件をみたさない場合、RBNZは、ANZニュージーランドの外部委託利用に追加的な制限を付すなどの執行措置を講じることができる。

BS11の遵守プランの手順（Path to Compliance Plan）で概説されるとおり、ANZニュージーランドによるBS11の遵守の実現を担う公式プログラムが創設された。BS11を遵守するために、ANZニュージーランドは、同方針の狙いを他のグループ企業に頼らず単体ベースで達成できるようにならなければならない。同方針の狙いは以下のように定義される。

- ・ 日々の清算、決済およびその他の急を要する責務を継続的に履行する。
- ・ 信用、流動性および市場リスクのポジションを含む財政状態を監視および管理する。
- ・ 法定管理者およびRBNZが破綻銀行の管理にあたってとりうる選択肢を確保するために必要なシステムおよび財務データを提供する。
- ・ 流動性（基本的な銀行サービスで定義される預金と与信枠の両方へのアクセス）および入出金のレポートを含む基本的な銀行サービスを既存顧客に対して提供する。

遵守義務

BS11は、ANZニュージーランドに対し、継続的な法令遵守要件を多く課している。特に以下の要件がある。

- ・ ANZニュージーランドは、外部委託契約の一覧表を作成しなければならない。
- ・ BS11が適用されるすべての契約は、RBNZが契約およびサービスの詳細を閲覧でき、かつANZニュージーランドが法定管理下にある場合には業者側からの契約終了を認めない旨の所定の契約条項を含まなければならない。
- ・ 免除が適用される場合を除き、すべての新規外部委託契約（他のグループ企業とのものを含む。）についてRBNZが異議のない旨を表明しなければならない。
- ・ ANZニュージーランドは、ANZニュージーランドに法定管理者が選任される場合またはANZBGLとのグループ関係が解消される場合における、関係者向けの外部委託サービスもしくは機能の運営方法を記載したグループ離脱時のプランを定めなければならない。BS11に全面的に適合するグループ離脱時の確定プランは、2023年10月1日までに整備されなければならない。1年ごとに検証される。
- ・ ANZニュージーランドは、移行期間中は1年ごとに、それ以降は少なくとも3年ごとに、BS11遵守プラン（Path to Compliance Plan）の手順および新しい取決めの遵守に係る進捗状況の独立的な外部レビューを受けなければならない。

2019年金融市場（デリバティブ証拠金およびベンチマーキング）改革改正法（「FMRA法」）

FMRA法は、2019年8月に制定され、一定のニュージーランドの事業体（ANZニュージーランドなどの登録銀行を含む。）の外国のデリバティブ証拠金要件を遵守する能力を阻害するニュージーランド法上の問題（特に、破綻処理または再建制度における債権者の異議の一時禁止、および一定の状況下での債権者の順位付け）に対応するものである。これらのニュージーランド法上の障害により、ANZニュージーランドが非清算OTCデリバティブ取引を実施できる相手方の数は減少した。

FMRA法に基づく改正は、2021年3月14日に発効し、これにより、それらのニュージーランドの事業体とデリバティブを行う相手方は、デリバティブの他方当事者のデフォルト時に、証拠金に係る担保権を、不当な遅滞なく他の債権者に優先して実行できる（ただし、当該実行に先立ち、証拠金が、当該実行をしようとする相手方またはその代理人の占有下または支配下にあることを要する。）。より具体的には、この改正は、

- ・ それらのデリバティブの相手方が、法的管理および任意清算に通常適用される請求の一般的禁止にかかわらず、証拠金に対して執行することを認め、
- ・ それらのデリバティブの相手方が証拠金に係る担保権を実行する際に、被担保債権が、1993年ニュージーランド会社法および1999年ニュージーランド個人財産担保法に基づく他の潜在的請求権に優先することを確保する。

FMRA法はまた、2013年金融市場行動法（「FMCA」）を改正し、金融ベンチマークのアドミニストレーターに係る新たなライセンス制度を創設した。これらの改正の目的は、金融ベンチマークに係るニュージーランドの規制制度（ニュージーランド・バンク・ビル・ベンチマーク・レートを含む。）が、ベンチマーク規則の目的における同等の要件を確実に満たすようにすることにある。

2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法の置き換え

2021年3月、ニュージーランドにおいて新たな金融助言制度が導入された。2019年金融サービス法制法（「FSLAA」）により、新しい金融助言制度の規定がFMCAの中に盛り込まれ、2008年金融サービス事業者（登録および紛争解決）法が改正された。制度に対する主要な変更は、以下を含む。

- ・ 金融助言業者に対してライセンスの取得を要求すること。
- ・ 自然人のみが金融助言を提供できるという要件を撤廃する（ロボ・アドバイスを可能にする）こと。
- ・ 能力、知識および技能の最低水準を、リテール顧客に対して規制された金融助言を提供するあらゆる種類の者に拡大すること。
- ・ 規制された金融助言を提供するすべての者が、倫理的行動、行為および顧客対応の基準を遵守するように要求すること。
- ・ 顧客に金融助言を提供するいかなる者も顧客の利益を優先し、顧客が助言の性質および範囲を理解することを確保し、所定の情報を開示しなければならないという新たな要件を追加すること。
- ・ 規制された金融助言を提供できる者を限定すること。
- ・ 例えば金融助言業者の類型や提供可能なサービスを簡素化するなど、制度および用語を簡素化すること。
- ・ ニュージーランド金融助言業者登録簿への登録要件を変更し、悪用を防ぐこと。
- ・ 指名された代理人が提供する金融助言を制限、規制および監視するための適切な手続および統制があることを確保するための要件を追加すること。

ANZニュージーランドは、ニュージーランド金融市場庁（「FMA」）から金融助言業者の仮ライセンスを取得しており、完全なライセンスを申請し取得するまでに最大2年間の猶予がある。

準備銀行法の見直し

2017年11月から2021年4月まで、ニュージーランド政府は、ニュージーランドの金融および財政安定化政策の枠組みならびにRBNZのガバナンスおよび説明責任の設定を現代化することを目的として、準備銀行法の見直しを行った。

見直しの第1段階は2018年に完了し、その結果、ニュージーランドの金融政策の枠組みにいくつかの変更を加える2018年ニュージーランド準備銀行（金融政策）改正法が制定された。

第2段階では、金融政策に関する準備銀行法の規定（RBNZの健全性規制および監督機能ならびに危機管理の枠組みに法的基盤を提供する規定を含む。）の包括的な見直しが行われ、また、RBNZの立法目的、より広範なガバナンスの仕組み、資金調達手法などの制度的な問題の見直しも行われた。

ニュージーランド政府は、預金受入機関の規制に関する基本決定を発表した。これには以下が含まれる。

- ・ 金融機関毎に、預金者 1 人当たりの保険上限額10万ニュージーランドドルまで、預金者の預金を保護する公的な預金者保険制度を導入する。
- ・ ノンバンク預金受入機関（「NBDT」）および銀行を、単一の健全性規制体制の下に置く。
- ・ 預金受入機関である会社の取締役の説明責任要件を厳格化する。
- ・ 監督業務の一環としての臨検実施権限など、RBNZの監督および執行の手段を拡充する。
- ・ RBNZの危機解決のための枠組みを明確化および増強する。この枠組みには、破綻した銀行を再建するための新たな仕組みとして、特定の無担保債務を「ペイルイン」（すなわち評価減や資本への転換を）する能力をRBNZに提供することが含まれる。

ニュージーランド政府は、準備銀行法に代えて、見直しでの決定事項を実施する 2 つの別個の法制（すなわち「ニュージーランド準備銀行法」と「預金受入機関法」）を敷くことを検討している。ニュージーランド準備銀行法は、RBNZのすべての機能にわたるガバナンスと説明責任の全般的な枠組みを定める。同法はまた、金融政策の枠組みを含むRBNZの中央銀行としての機能についても定める。ニュージーランド準備銀行法案は、現在、財政・歳出委員会で審議されている。預金受入機関法は、預金受入機関（銀行およびノンバンク預金受入機関）向けの 2 つの異なる法制を統合し、また預金保険制度を創設する。2021 年 4 月、ニュージーランド政府は、見直しによる最終的な措置を採用する旨の基本決定を発表した。預金受入機関法案の公開草案は、2021年10月に協議のために一般に公開される予定であり、預金保険制度が実施されるのは2023年となる予定である。

モーゲージ債担保の基準のRBNZによるレビュー

RBNZは、RBNZが将来においてモーゲージ債（住宅モーゲージ・バック証券やカバード・ボンドなど）をRBNZの貸付業務のための担保として受け入れる態勢を整える際の条件について協議を行い、新たな住宅モーゲージ債（「RMO」）の基準を提案している。RBNZは、5 年間の移行期間にわたり、国内住宅モーゲージ・バック証券に代えて段階的にRMOを導入していくことを提案している。

FMAおよびRBNZによる行為および文化のレビュー

オーストラリアの王立委員会の設置に続き、ニュージーランド金融市場庁（「FMA」）およびRBNZは、2018年および2019年に、ニュージーランドの銀行セクターにおける行為および文化に関するレビューを共同で行った。FMAおよびRBNZの業界に関する報告書は、行為および文化の問題はニュージーランドの銀行の間で蔓延しているようには見受けられないと結論付けている。業界全体において行員の不手際に関する問題は少数であり、システムまたは手続の不備に関する問題がより一般的であった。この業界に関する報告書では、FMAおよびRBNZが、銀行の事業上の行為の問題およびリスクの特定および治癒、ならびに行為のリスクの統制および管理における潜在的な不備を懸念していることを記している。

FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドを含むレビュー参加銀行との連携を続けている。2019年 7 月、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドに一定のフィードバック・レターを送付した。当該レターにおいて、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画は当該レターおよび公表された報告書において指摘された関連する問題に対処しているようであると述べた。加えて、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドに対し、準備銀行法第95節に基づくレビューの結果、ANZニュージーランドは行為および文化の計画を修正する必要があるかもしれないと通知した。詳細については、「第95節レビュー」を参照のこと。

ANZニュージーランドは引き続き、自らの行為および文化計画についてFMAおよびRBNZに定期的な進捗のアップデートを提供している。

RBNZによる金融機関の監督方針

2019年6月、RBNZは、金融機関（ANZニュージーランドを含む。）への監督を強化する旨を発表した。RBNZは、金融機関が、より詳しいレビュー、取締役会および経営陣の監視の強化、違反時の制裁措置を含む、より介入的な監督を受けると予想される旨を明らかにした。詳細については、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

RBNZの違反の開示および報告制度

2021年1月から、RBNZは、ニュージーランドの銀行による規制違反の報告および公表のための新しい枠組みを導入した。銀行は、規制上の要件への重大な違反または違反の可能性があったときには速やかにRBNZに報告し、また、6か月ごとにすべての軽微な違反も報告することが求められる。実際に重大な違反があれば、RBNZのウェブサイトで公表される。2021年3月からは、銀行の登録条件違反の開示書類における開示には、重要性の基準が適用されている。

ニュージーランドの銀行業界の販売奨励金体系についてのFMAによる見直し

2018年11月、FMAは、ニュージーランドの銀行業界における奨励制度の見直しの結果を公表した。

この業界に対する見直しにより、ニュージーランドの銀行業界全体における販売員への奨励金は特に売上げに焦点を当てたものであり、不適切な販売慣行が発生する高いリスクが存在すると結論付けられ、また、ニュージーランドの銀行業界全体にわたって奨励制度が大きく変化しつつあるとした。

2019年10月1日より、ANZニュージーランドは、すべてのフロント部門の職員について販売奨励金を廃止し、変動報酬および個人の実績が過度に重視されないよう報酬体系を変更した。リテールおよびビジネス・バンキングのフロント部門の職員については、個人の業績に基づいて支払われる奨励金（販売施策に基づく支払を含む。）は存在しない。その代わりに、職員は、当グループ全体の業績に基づくグループ業績配当（「GPD」）の支払を受けられる。一部の職員は、事業、チームおよび個人の業績に基づくアット・リスク・ペイ（「ARP」）と呼ばれる変動報酬要素の対象ともなる。ANZニュージーランドは、個人の業績に基づく報酬要素に伴うものとして、販売施策に連動した奨励金が生じないよう留意している。行動と業績の最低基準を満たさない従業員は、GPDおよびARPを受け取れず、またはより少ない割合でしか受け取れない。

2019年7月、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画についてのANZニュージーランドへのフィードバック・レターにおいて、ANZニュージーランドがその行為および文化計画で概説されている奨励金に関する方針を大きく変更しようとするときはFMAに対して書面により通知する必要があると述べている。

金融機関の行為規制案

2019年12月、金融市場（金融機関の行為）改正法案（「FMCIA法案」）がニュージーランド議会で提出された。FMCIA法案は、該当サービスを提供する金融機関（登録銀行、認可保険会社およびノンバンク預金受入機関を含む。）に対して以下を要求する。

- ・ FMCA第6部に基づく認可を取得すること。
- ・ （顧客の利益を正当に考慮するなど、顧客を公平に取り扱うことを要請する）公平性原則を遵守すること。
- ・ 公正性原則を運用可能にするための効果的な公正性プログラムを策定、実施、維持および遵守すること。
- ・ 奨励金に対する規制を遵守すること。

金融機関および仲介業者は、様々な義務違反に対する民事上の罰金といったFMCAの遵守や実施の手段の対象となる。認可金融機関は、問責等の許認可に関する措置および行動計画の実施の対象となる。

これらの提案は広範な行為制度の基盤を形成することを意図しており、かかる制度は、時とともに拡大し、規制対象事業体に義務の拡大をもたらす得る。

2020年8月、財政・歳出委員会はFMCIA法案に関する報告書を公表し、修正を加えたうえで可決するよう勧告した。修正FMCIA法案には、とりわけ以下の内容が含まれる。

- ・ 消費者を公平に扱うために必要となる関連要因の非網羅的なリストを追加することによる、公正な行動原則の明確化
- ・ 公正な行動プログラムの完全な公表を要求していた点について、プログラムの概要の公表およびFMAへのプログラムの提供を要求することに変更
- ・ 仲介業者の公正な行動プログラム遵守義務、および金融機関の仲介業者による公正な行動プログラム遵守の確保義務の廃止
- ・ インセンティブの規制または禁止を勧告するに当たり大臣が考慮しなければならない事項のリストの追加

2021年4月、ニュージーランド政府は、金融機関の新たな行為規制の下での仲介業者の取扱いと、当該行為規制を支える規則の策定に関する2つの協議文書を公表した。この協議の結果、2021年後半にFMCIA法案の修正が行われる可能性がある。

CCCFAの改正

2019年12月、信用契約法改正法案（「CCLA法案」）が施行された。CCLA法案が制定された後、CCCFAに以下を含む複数の重要な変更が加えられる。

- ・ 消費者信用契約上の債権者の取締役および上級役員の新たな義務として、当該債権者がCCCFAに基づく義務および責任を遵守することを確保するためのデュー・デリジェンスを実施する義務の導入。当該義務の不遵守に対する措置の案には、遵守命令、民事上の罰金、法定の損害賠償および補償金の支払等が含まれる。この変更は、2021年10月1日に発効する。
- ・ 貸し手の責任原則への違反に対する民事上の罰金および法定の損害賠償を含む強制規定の強化。
- ・ 貸し手に対する、責任ある貸付原則の遵守ならびに信用手数料およびデフォルト手数料の計算方法に関する照会記録の保存の要求。この変更は、2021年10月1日に発効する。
- ・ 電子的開示に関する規定を含む、開示方法に関する規定の改正。
- ・ 債権回収業者に対する、債権回収行為の開始時における債務者への重要な情報の開示の要求。この変更は、2021年10月1日に発効する。

CCLA法案に盛り込まれる一部の改正（電子的開示規則の変更および民事上の罰金の導入を含む。）は、すでに発効している。COVID-19のパンデミックにより、適合性認証に関するCCLA法第5A部の適用開始は延期され、現状では2021年10月1日に発効する予定であり、また、CCLA法の残りの条項および新たな規則の適用開始は、現状では2021年10月1日となる予定である。ANZニュージーランド・グループでは、現在のCCCFAのプロセスおよび今後のCCLA法の改正に関する業務計画を実行している。

登録銀行によるRBNZの流動性方針の遵守についてのテーマ別レビュー

RBNZは、BS13遵守についてのテーマ別レビューを実施しており、2021年半ばには完了させることを目指している。BS13のテーマ別レビューは、ニュージーランドの登録銀行がBS13の量的要件および質的要件を遵守しているか否かについての評価を提供するとともに、銀行業界の現在の流動性管理実務について有用な洞察を提供することをも期待されている。BS13テーマ別レビューの結果により、今後行われるBS13のレビューのために情報を提供することも企図されている。ANZニュージーランドは、BS13テーマ別レビューについて、引き続きRBNZと協働している。

サイバーレジリエンスに関するガイダンスおよび情報共有の協議

2021年4月、RBNZは、サイバーレジリエンスに関して、規制対象事業体（ANZニュージーランドを含む。）に対するRBNZの期待を概説するガイダンスを公表した。このガイダンスは、特に、取締役会および上級管理職のレベルで、金融セクターのサイバーレジリエンスに対する意識を高め、最終的にはその強化を図ることを目的とする。このガイダンスは、主要な国際的および国家的なサイバーセキュリティの基準およびガイドラインに依拠しており、原理ベースの高水準の推奨事項を事業体に提供することを意図している。

RBNZはまた、国家サイバーセキュリティ・センター、ニュージーランド・コンピューター緊急対応チームおよびFMAを含む他の関連政府機関との間での情報共有の促進を計画している。RBNZの情報収集および共有の計画の詳細は現在策定中であり、2021年に、公衆からの意見聴取のために公表される予定である。

2020年プライバシー法

2020年プライバシー法（「プライバシー法」）が2020年12月1日に施行された。プライバシー法は、プライバシー委員の役割を強化し、また（ANZニュージーランドのような）個人情報を扱う組織による早期介入およびリスク管理を促進する。ANZニュージーランドに関係する主な変更点には以下が含まれる。

- ・ 重大な被害を引き起こす（またはその可能性がある）プライバシー侵害についてプライバシー委員および関係当事者へ通知する義務。これを履行しない場合は犯罪となり、違反1件につき10,000ニュージーランドドル以下の罰金が科される。
- ・ プライバシー委員の権限により発するコンプライアンス通知およびデータアクセス通知。これらに従わない場合は10,000ニュージーランドドル以下の罰金が科される。
- ・ 海外での情報開示に関する規制の導入。これには、ニュージーランド人の個人情報を受領する海外事業体がニュージーランドの事業体と同程度のプライバシー保護を備えていることの確認要件が含まれる。

プライバシー法は、ANZニュージーランドが顧客およびカウンターパーティーから受領する個人情報の取扱いに影響を与える。ANZニュージーランドは、2020年12月1日から、新たなプライバシー法上の義務の遵守を確保するためのプログラムを導入している。

アメリカ合衆国（米国）

ANZBGLは、米国連邦準備制度理事会（「FRB」）から金融持株会社（「FHC」）として取り扱われることを選択した。FHCは、FRBおよび米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびにFRBが財務活動を補完すると判断した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

1956年銀行持株会社法（「BHC法」）の下で、FHCの活動は、当該FHC（ANZBGLの場合では、当グループのレベルであるいはそのグアムおよび米国サモアにおける米国銀行子会社のレベルで）が「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」と言えなくなった場合、もしくは特定の資本水準を維持することを求める執行措置の対象となった場合に、または、そのグアムおよび米国サモアにおける米国銀行子会社が地域再投資法上「並」以上の格付けを維持できなくなった場合に、制約の対象となる。FRBは、ANZBGLを含む、FHCを管轄する「包括的な」監督者である。

ANZBGLは、1978年国際銀行法（「IBA」）を含む米国連邦法令に従う。IBAに基づき、在米の外国銀行のすべての支店および代理店は、米国銀行持株会社により所有または支配されている国内銀行に課せられているものと同様の報告および審査要件に従うものとする。連邦政府の認可を受けた支店は、主に米国通貨監督庁（「OCC」）の規制を受けることから、ANZBGLのニューヨーク支店（「ニューヨーク支店」）は、国内銀行に許可されている業務に従事することができるものの、ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けることができず（法人預金および企業預金のみ受け付けることができ）、そのため連邦預金保険公社（「FDIC」）の監督対象ではない。グアムおよび米国サモアで営業する米国銀行子会社は、リテール預金を受け付けるため、FDICの監督対象である。

ニューヨーク支店を含む、外国銀行の米国支店および代理店の大半は、FRBの規制に基づき、預金に対する準備金要件の規制対象である。ニューヨーク支店は、一般的にその会計と記録を当グループのものとは別に維持する必要がある、OCCが規定するそのような追加要件に従う必要がある。IBAおよびBHC法は、当グループの米国におけるノンバンク業務に従事する能力にも影響する。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲でOCCにより管財人の管理対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することがある。監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいはFRBの勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

当グループは、2010年のドッド-フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（「ドッド-フランク法」）の一定の規定に従っている。ドッド-フランク法は、米国および世界の銀行業務の多くの側面を規制する。

ドッド-フランク法の下で採用されたボルカー・ルールは、とりわけ、銀行およびその関連会社が一定の「自己勘定取引」に従事することを禁止し（ただし、引受け、マーケット・メーカー関連、リスク緩和ヘッジ業務などの一定の業務は許可する。）、一定の重要な例外および免除はあるが、プライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジファンドへの資金提供ならびに投資を制限する。

その他のドッド-フランク法の規制は、未決済のスワップについて最低限の証拠金の要件を課し、規制された取引プラットフォームおよび決済機関において標準OTCデリバティブを集中約定および集中決済することを要請し、特定の種類のデリバティブについてポジションの規模に制限を課し、ならびにOTCデリバティブ・ディーラーおよび主要な市場参加者の監督強化を規定している。ANZBGLは、商品取引法および商品先物取引委員会（「CFTC」）規則に基づく仮登録スワップ・ディーラーである。さらに、当グループ内の他の関連会社は、米国人であるカウンターパーティーとのスワップ取引の水準次第で、スワップ登録の対象となる可能性がある。CFTCへの登録が必要とされなくても、そのような企業は、米国人であるカウンターパーティーとの取引に関連して、CFTCの規制要件の一部の対象となる可能性がある。

2020年、CFTCは、クロスボーダー取引に関する規則を採択し、これは特に、CFTCがCFTCのものに相当すると決定した規制制度を有する非米国法域に所在するスワップ・ディーラーによる「代替的コンプライアンス」を許容する。CFTCは、従前、クロスボーダー取引に関する規則の採択前に自らが発行したガイダンスに基づいてオーストラリアの法令の一定の側面に関してかかる決定を行っており、かかる決定は、新たな規則の下でも有効に存続する。かかる決定に基づき、ANZBGLは、非米国カウンターパーティーとの米国外での取引に関連するCFTC規則の一定の側面に関して代替的コンプライアンスに依拠することができる。

米国の健全性規制機関およびCFTCは、決済されないスワップおよび証券派生スワップの取引に当初および変動証拠金要件を課す規則を実施した。ANZBGLは、FRBの監督に服し、OCCにより規制されるニューヨーク支店を運営していることから、FRB、農業金融局、FDIC、連邦住宅金融庁およびOCCが公布した未決済のスワップの証拠金に関する規則を遵守する必要がある。これらの規則により、対象のカウンターパーティーとの対象の取引に関して当初および変動証拠金を収取および預託することを求める要件が課されている。健全性規制機関およびCFTCの規則はまた、ANZBGLのような非米国スワップ・ディーラーが、一定の分野の取引およびカウンターパーティーに関して、健全性規制機関およびCFTCの証拠金に関する規則の代わりに非米国法域の適用ある法律を遵守し、またはその他の方法で米国の証拠金に関する規則を遵守しないことを認めている。

ドッド-フランク法はまた、ANZBGLが破綻処理計画をFRBおよびFDICに提出することも要求する。ANZBGLは、直近の米国破綻処理計画を2018年12月に提出している。ANZBGLはまた、レギュレーションYYのサブパートNに基づく「強化された健全性規制」の対象にもなっており、これはドッド-フランク法第165節に基づき導入され、財務およびリスク監視要件の遵守の四半期ごとおよび年1回の証明を求めている。2019年10月、FRBおよびFDICは、外国の銀行組織の米国での事業規模およびリスク・プロファイル次第でそれらに適用される、破綻処理計画の策定について個別適切的な要件を適用する最終規則および強化された健全性基準の修正を発行した。最終規則の下では、ANZBGLは、2020年10月1日において依然として3年に一度の提出義務者であったことから、次回は2022年7月1日までに簡易な破綻処理計画の提出を求められることになる。

ANZBGLは、ANZセキュリティーズ・インク（「ANZSI」）を通じて米国における債券資本市場の活動を行っている。ANZSIは、米国証券取引委員会（「SEC」）の認可を受けたブローカーディーラーであり、SECおよび金融業規制機構（「FINRA」）の監督下にある。また、ANZSIは、事業を行っている州および地域でライセンスを取得している。SECおよびFINRAにおいては、ANZSIに適用ある広範な遵守事項があり、これには、記録の維持、取引および通信のモニタリング、ANZSIの従業員の監督、内部方針および手続、ならびにANZSIの日常業務を規律するその他多くの事項が含まれる。ANZSIは、その業務についてSECおよびFINRAによる定期的なレビューを受けている。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）は、金融機関に、特定の顧客デュー・デリジェンスを実施し、米国市民または課税上の米国居住者である口座保有者の情報を、直接または現地税務当局を経由して、米国連邦税務当局である内国歳入庁に提供することを求める。必要な顧客デュー・デリジェンスおよび口座保有者情報の提供が実施されず、適用ある要件を満たす方法および形式で提供されない場合、当グループおよび／または当グループ内のメンバーの口座に資産を保有する者は一定の金額に関して30%の源泉徴収税の対象となる可能性がある。かかる源泉徴収税は現在、米国内の源泉からなされた一定の支払に対してのみ適用される可能性があるが、「外国でのパススルーの支払」という用語を定義する米国の最新の規則が制定された日の2年後の日より前に行われた米国外の源泉からなされた支払にはかかる源泉徴収税は課されない予定である。現在、「外国でのパススルーの支払」の定義案または最終の定義は存在せず、そのため一定の支払が外国でのパススルーの支払として扱われる可能性があるか否かは不明である。

以上の議論は、一定の手取金総額の支払について源泉徴収を行わず、米国外からの支払に対する源泉徴収の発効日を遅らせる米国の規制案を反映したものである。米国財務省は、納税者は規制案に依拠できる旨を述べている。以上の議論は、現在の内容で規制が最終化され、遡及的に適用されることを前提としている。

FATCAに加え、米国は、一定の状況において当グループに一定の情報を米国支払人（源泉代理人、カストディアンなど）に提供することを求める可能性があり、当グループおよび／またはその顧客は、当グループが当該情報を適用ある規則および規制を遵守して提供しなかった場合、源泉徴収税の賦課を受ける場合がある。さらに、当グループが求められた情報を提供したとしても、一定の米国からの支払に対してはなお源泉徴収の適用がありうる。

当グループはまた、ANZBGLが営業を行う国が米国との政府間協定の締結および施行を行わず、その国においてFATCAの遵守を妨げる現地法上の障害がある場合には、多大な源泉徴収エクスポージャーおよびその他の営業上の影響といったより広範なコンプライアンス上の問題に直面する可能性がある。

金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリング、テロリストの資金調達および米国の制裁への違反に対抗することである。2001年テロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合し強化するための法律（「愛国者法」）は、著しいコンプライアンスとデュー・デリジェンスの義務を課し、犯罪を確認し、罰則を規定し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法の様々な要件を実施する数々の規制、および制裁に関するその他の米国法を発表し、それはANZBGLの米国ブローカーディーラー子会社、ニューヨーク支店ならびにグアムおよび米国サモアで営業するANZBGLの銀行子会社などの外国銀行の子会社および支店を含む米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を特定、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持するよう求める。それらの規制はまた、米国内の金融機関に対して、米国の制裁制度を遵守して業務を行うよう求める。さらに、米国銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきており、その結果、当該事項の執行が強化されている。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できず、また米国の制裁制度を遵守できない場合、金融機関にとって法的および評判上深刻な結果を招くことがあり、さらに民事上、金銭上および刑事上の罰則処分を課される結果となることもある。

その他の監督機関

当グループは、普通株式をASXおよびNZXに上場しており、その他の持分証券および債券をこれらの証券取引所およびその他一定の海外の証券取引所に上場している。これにより、当グループは、オーストラリア、ニュージーランドおよび海外の様々な上場ならびにコーポレート・ガバナンスの要件を遵守しなければならない。

APRAがANZBGLおよびその支店業務を対象に行う健全性自己資本監督ならびに上記の監督および規制の詳細に加えて、すべてのANZBGLのオフショア支店および銀行子会社の現地での銀行業務は、それぞれの監督機関による現地国の監督に従う。例えばRBNZ、OCC、FRB、英国健全性規制機構、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局、中国銀行保険規制委員会ならびにこれらの諸国および他の関連諸国のその他の金融監督機関である。これらの監督機関は、とりわけ、それぞれの管轄法域におけるこれらの業務に対し、最低自己資本金要件を課す可能性がある。

当グループはまた、営業を行うすべての国の現地法における、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する一定の法規制を遵守することを求められる。

(7) 競争

オーストラリア

オーストラリアの銀行業界は集中しており、競争が激しい。2021年3月31日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（ANZグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行およびウェストバック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行う公認預金受入機関（「ADI」）のオーストラリアの貸付資産総額の約72%⁽¹⁾を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、典型的には、特定の州または地域の顧客へのサービス提供に焦点を絞っており、リテール銀行業務に重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供しており、一般的にこれらの銀行はリテールまたは法人市場の特定の部門に重点を置き、かかる部門において若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する銀行金融機関および非銀行金融機関の急増につながった。住宅金融組合や信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手住宅金融組合のうちいくつかは、1959年銀行法（オーストラリア連邦）（「銀行法」）の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業務もまた近年においてより重要になっている。

競争は歴史的に住宅ローン市場においてより激しい。競争は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長からもたらされた。ノンバンクのオリジネーターが近年活発化し、このことは、規制された市場に比して、大幅に低い市場シェアベースからではあるが、ノンバンクのオリジネーターおよび規制されていない市場の成長率に反映されている。大手銀行を含む住宅ローンの提供者は、新規貸付市場およびリファイナンス市場のいずれにおいても、広告された料率を下回る大幅なディスカウントを行うことにより活発に競争している。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、資金調達を支えるための信用の伸び増加および貸付需要増の時期には特に、競争が激しい。リテール顧客の銀行預金に対するオーストラリア政府保証は、世界金融危機の最中の2008年に導入され、大手オーストラリア銀行への預金の増加およびその他預金ファンド提供者への預金の減少をもたらした。オーストラリア政府保証は、オーストラリアの預金受入機関の預金およびホールセール資金調達に係る保証の提供を可能とするためにオーストラリア政府によって発表された一時的措置に依拠している。さらに、金融サービス・セクターの変化により、ノンバンクでも、従来銀行が様々な（物理的およびオンラインの）流通チャネルを通じて提供してきた商品およびサービスを提供することが可能になっている。

コーポレートおよび商業銀行業においては、大手銀行、地域銀行およびその他の商業銀行全体で依然として競争が激しい。事業投資が引き続き低調であることから信用の需要は減少しており、このことは、顧客とのリレーションシップ維持および深耕のさらなる重視とともに、貸付利鞘への圧力をより高めている。

法人市場において、競合他社はその顧客基盤の質、認知された技術の組合せ、体系化されたソリューションおよび価格設定、顧客の洞察力、評判およびブランドにより評価を獲得する。オーストラリア国内市場においては、大手中堅企業および大企業の顧客レベルでの競合他社は一般に、オーストラリア大手銀行、少数の世界的な投資銀行ならびに現地市場を超越している少数のアジア銀行およびニッチ分野に力を入れている巨大多国籍銀行コングロマリットのプティック型事業である。

銀行業界は、顧客のニーズおよび変化する顧客の選好に応えるために、引き続き新しいデジタル商品およびデジタル・サービスのソリューションとともに進化を続けている。革新的なデジタル・ソリューションへの需要は、特にリテール銀行業において、銀行業界への既存参入者と新規参入者とのさらなる競争に寄与している。

さらに、現在のCOVID-19のパンデミックおよび将来の経済状況は、当グループが中期的に事業を展開する市場における金融仲介業者の数をさらに減少させる効果をもたらす可能性がある（詳細については、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性 - 当グループの事業の活動および業界に関するリスク - 3 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。ただし、中期的な競争水準の低下にはつながらない可能性がある。

オーストラリアのオープン・バンキング法は、商品とサービスを比較し切り替える消費者の能力を向上させることを目的とする。これにより、オーストラリアの銀行業界への新規参入者に対する障壁が削減され、競争が激化する可能性がある。

(1) 出典：APRA2021年3月の月次公認預金受入機関統計（2021年4月30日公表）。

ニュージーランド

当グループが営業を行うニュージーランドの金融サービス・セクターは非常に集中しており、また非常に競争が激しい。ANZの主な競合他社は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストバック・バンキング・コーポレーション/ウェストバック・ニュージーランドという他の3大銀行である。これらの各銀行は、オーストラリアの大銀行の子会社または支店である。これらの銀行は、個人から大企業まであらゆる顧客セグメント全体に関与する。

競争はまた、その他銀行の特定の事業セクターにも存在する。キウィ銀行は、リテール・セクターにおいて活動し、ラボバンク・ニュージーランドは、リテール預金および農業貸付市場において活動する。ハートランド、TSBなどの地方銀行は、リテール・セクターでの競争力を高めている。シティグループ、HSBC、ドイツ銀行などの国際的な銀行は、法人市場に限定的に参加している。2013年末以降、ニュージーランドではまた、中国工商銀行、中国建設銀行および中国銀行が、ニュージーランドにおいて登録銀行となった。これらの銀行の重点は住宅貸付および事業貸付に置かれているようであるが、当該セグメントにおけるこれらの銀行の市場シェアは、依然として小さい。

歴史的に、ニュージーランドのリテール預金市場は競争が激しい。しかし、最近では、ニュージーランドのCOVID-19からの景気回復を支えるためにRBNZが導入した大規模な資産購入プログラムにより、銀行が預金として利用できるニュージーランドの銀行業界内の資金量が増加したため、預金獲得競争は緩和されている。2021年3月31日現在、住宅ローン市場が登録銀行によるニュージーランドでの貸付の半分以上を占めており、この市場が競争における主要分野である。

近年、ニュージーランドではノンバンクのオリジネーターの活動が活発化しているが、総資産における成長率はオーストラリアなどの海外市場と比較して低くなっている。このことは、ニュージーランドの銀行が他の海外市場の銀行と比較して地域社会をより肯定的に捉えているといった要素や、ニュージーランドでは顧客データの開示を義務付ける法律が限られていることによるものであろうと当グループは考えている。COVID-19のパンデミックにより、顧客の実店舗からオンラインやデジタル・サービスへの移行が促進されており、これにより金融サービス・セクターにおける新たなプレーヤーの出現が促される可能性がある。2021年3月31日現在、ノンバンク・セクターは金融制度の資産合計の約3%を占めていた。

COVID-19のパンデミックへの対応として、またニュージーランド国民を支援するために、ニュージーランド政府は、ANZニュージーランドを含むすべての主要銀行との提携による住宅ローン返済猶予制度および事業融資保証制度（「BFGS」）を発表した。住宅ローン返済猶予制度および事業融資保証制度の詳細については、「(6)監督および規制 - ニュージーランド - ニュージーランドの規制上の動向 - COVID-19のパンデミックへの規制当局の対応その他の動向」を参照のこと。COVID-19のパンデミックその他の将来起こり得る経済的混乱は、規制および金融政策の変更、資金調達コストおよび資金供給の増加、構造的な低金利、不十分な流動性、事業継続計画の実施、ならびに事業戦略の変更により、ニュージーランドの金融サービス・セクターにおける競争に中期的な影響を与える可能性がある。

アジア

アジアにおける銀行業は、非常に競争が激しい。多数のグローバル銀行（例：シティバンク、HSBCおよびスタンダードチャータード）ならびに地域銀行（例：DBSバンク、CIMBおよびメイバンク）が、各市場の地方銀行に加えて本地域で営業している。特に法人部門における、当グループの最も活発な競合他社には、グローバルな投資銀行ならびに中国および日本の大手銀行が含まれる。

当グループは、現在、アジアの多数の国において、法人銀行業ならびに地域のトレードおよび資本フローによる顧客への金融ソリューションの提供に焦点を絞って営業を行っている。当グループは、地理的対象、オーストラリアおよびニュージーランドの国内市場における強み、ならびに顧客、産業および商品に係る専門化（マーケットおよびトランザクション・バンキングを含む。）への的を絞った集中により、地域を超えて競合他社との差別化が可能になると確信している。

競争は引き続き活発であり、多数の銀行がこの地域の成長機会を支援するためにバランスシートの一部を投じたいという意欲を示している。このことは、アジアにおける法人貸付の純預貸利鞘が、オーストラリアおよびニュージーランドにおける類似の貸付における純金利マージンよりも一般に低水準であることに寄与している。アジアにおける競争は、他の市場よりも強固な経済成長の予測を伴って活発化し続けることが見込まれ、このことはアジアへの継続的な投資を誘引すると当グループは考えている。

当グループは、法人顧客に対して幅広い一連の金融サービスを提供するが、アジアにおけるリテール市場または商業市場における銀行となることは目指していない。

3【関係会社の状況】

2021年3月31日終了の半期中に重要な被支配法人の買収または処分はなかった。

非継続事業ならびに売却目的保有の資産および負債に関する情報については、「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 -

1 中間財務書類」に記載の2021年3月31日終了の半期に係る要約中間連結財務書類（「要約中間連結財務書類」）の注記13を参照のこと。

4【従業員の状況】

2021年3月31日現在、ANZは世界全体でフルタイム換算（FTE）基準で3万8,555人（2020年9月：3万8,579人、2020年3月：3万8,939人）の従業員を雇用していた。

フルタイム換算従業員

部門	期末現在			増減率	
	2021年3月	2020年9月	2020年3月	2021年 3月期末 対2020年 9月期末	2021年 3月期末 対2020年 3月期末
オーストラリア・リテールおよび商業法人	14,118	14,078	14,061	0%	0%
ニュージーランド(1)	5,215	5,291	5,350	-1%	-3%
パシフィック	6,691	6,679	7,009	0%	-5%
TSOおよびグループ・センター(1)	1,101	1,113	1,108	-1%	-1%
FTE（継続事業）合計	10,719	10,345	10,306	4%	4%
非継続事業(2)	37,844	37,506	37,834	1%	0%
FTE合計	711	1,073	1,105	-34%	-36%
平均FTE	38,555	38,579	38,939	0%	-1%
	38,532	38,798	39,154	-1%	-2%

地域	期末現在			増減率	
	2021年3月	2020年9月	2020年3月	2021年 3月期末 対2020年 9月期末	2021年 3月期末 対2020年 3月期末
オーストラリア	18,664	18,689	18,823	0%	-1%
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	12,678	12,680	12,584	0%	1%
ニュージーランド	7,213	7,210	7,532	0%	-4%
FTE合計	38,555	38,579	38,939	0%	-1%

注：(1) FTEは、ニュージーランドのテクノロジー業務をTSOおよびグループ・センターからニュージーランド部門に移転したことを反映するために再表示されている（2020年9月：918人、2020年3月：906人）。

(2) 非継続事業におけるFTEは、配賦法に従った売却事業に従事するスタッフの見積りに基づいており、2020年3月半期において当グループに留まって売却事業の買い手への移行に従事しているスタッフを含む。

労使関係

2021年3月半期中、労使関係に重要な変更はなかった。

オーストラリア

オーストラリアにおいては、大半の非経営陣の雇用条件は給与を含めて団体企業労働協約（「EBA」）の一部として労働組合と経営陣との間で交渉することができる。ただし、従業員の過半数の賛成を条件とする。

ANZ労働協約2015-2016年（オーストラリア）は、2015年12月29日に開始した。同協約は89%の大多数の従業員に承認された従業員投票を受けて、公正労働委員会により承認された。同協約はANZ労働協約2013-2014年（オーストラリア）に代わり、ANZのオーストラリアのグループ4、5および6の従業員（すなわち中間管理職および非管理職従業員）のための雇用の最低雇用条件を定める。同協約はまた、2015年度および2016年度の業績・報酬検討に関して適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げの取決めを定め、これらの従業員に適用される給与の範囲も定めた。

2017年9月19日、94%の大多数の従業員が、同協約を1年間延長し、2017年度の業績・報酬検討に関して適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5およびグループ6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げを定め、かかる従業員の給与の範囲を盛り込んだ同協約の修正案を承認した。公正労働委員会は、2017年10月31日にこの修正を承認した。同協約の賃上げ条項が現在は失効していることを受けて、2018年、2019年および2020年には適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げは同協約外で管理されたにもかかわらず、本書提出日現在、同協約は引き続き適用されており、今後も無期限に適用される。

オーストラリアにおいて、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

ニュージーランド

ニュージーランドの従業員の過半数は個人の雇用契約によりカバーされている。FIRSTユニオンとANZの団体労働協約は、ニュージーランドの従業員の約12%をカバーし、2020年8月1日付で更新され、2022年7月31日まで有効である。

ニュージーランドにおいて、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ

アジア太平洋、ヨーロッパまたはアメリカ地域にあるいずれかの国において、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はなく、また、現在においてこれらのいかなる国においても現行の雇用上の取決めに重大な変更は予定されていない。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

上記「第2 企業の概況 - 2 事業の内容」および下記「2 事業等のリスク」を参照のこと

2【事業等のリスク】

(1) リスク

本「(1) リスク」に記載される情報は、当初ANZBGLの2020年度についてのオーストラリアの年次報告書において公表されたものである。かかる情報は、ANZBGLにより継続的に見直され、オーストラリアの年次報告書において年一回公表される。

2020年は、COVID-19のパンデミックをはじめとする様々な事象により外部的な事業環境に劇的な影響が生じ、その影響はなお広がりを続けている。当グループの危機対応は、強固な当グループのリスク管理の枠組みが支えている。これにより、健全なリスク管理慣行が維持されると同時に、急速に変化する環境に適応するための柔軟性が与えられる。

当グループのリスク管理の枠組み

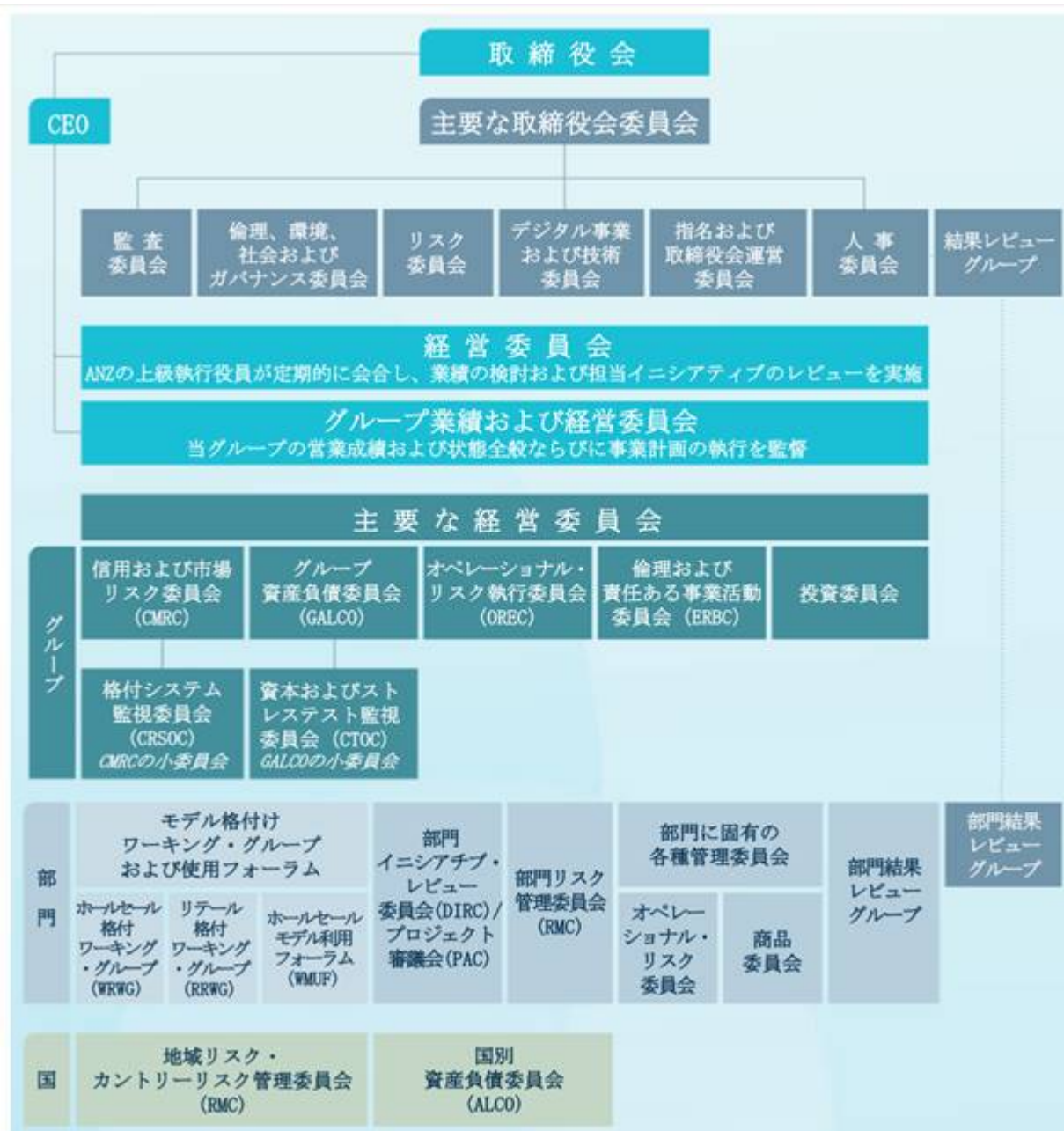
取締役会は、当グループのリスク管理の枠組み(RMF)を設定し、かつ監督する責任を負う。取締役会は、当グループのリスク管理方針の遵守を推進し、監視する権限を取締役会リスク委員会(BRC)に対して委任している。同委員会は、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。

当グループのRMFの主柱となるものには以下が含まれる。

- ・ 当グループが戦略的目標および事業計画の達成に向かうにあたって受け入れることができるリスクの程度に関する取締役会の予想を記載しているリスク選好報告書(RSA)。
- ・ 当グループのリスク管理戦略およびかかる戦略を実現するRMFの主要素の概要を記したリスク管理報告書(RMS)。RMSには、重要なリスクそれぞれの内容ならびに関連する方針、基準および手続きに準拠した各リスクに対するRMFにおける対処方法についての概要が含まれる。また、重要なリスクの当グループによる特定、測定、評価、監視、報告の方法およびその後のそれらのリスクの管理または軽減の方法に関する情報も含む。

当グループは、全員がリスクの責任を負うという文化の定着を促すリスク管理に関する3つの防衛線モデルを採用している。1番目の防衛線としての事業においては、日常的にリスクと制御に当事者意識を持ち、自己のリスクの特定と管理に対して責任を負う。2番目の防衛線は当グループのリスク部門であり、リスク管理のための業務に対する厳密かつ独立した監視を行い、また、リスク管理の枠組みの構築および維持を担う。最後の防衛線は内部監査であり、1番目および2番目双方の防衛線によるリスク管理手法の妥当性および有効性を評価して独立した保証を与える。

リスクのガバナンスおよび監視は、日々の活動に組み込まれている一方で、当グループ全体にわたって委員会および定期的なフォーラムにおける重要な取り組みとなっている(下図を参照のこと)。委員会およびフォーラムにおいては、既知の問題の対処にあたっての管理プランの見直しと進行状況の監視を行い、既知および新規のリスクについての議論と監視を行う。



主要な重要なリスク

リスクの種類	内容	リスク管理
自己資本充実 リスク	ANZの連結業務およびリスク選好度を支援するための、健全性規制当局およびその他の主要な利害関係者（株主、債券投資家、預金者および格付会社等）が要求する自己資本水準を当グループが維持できない場合に発生する損失に関するリスクである。	当グループは、主要方針目標に照らした資本基盤の水準および構成の継続的な審査および取締役会の承認を通じて、自己資本管理に対して積極的な取組みを進めている。
コンプライアンス・リスク	当グループの事業に適用される法律、規則、業界基準および規約、内部方針および内部手続きならびに最良ガバナンス原則の不遵守に関するリスクである。	当グループのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスの枠組みの一部としてコンプライアンス・リスクを管理する手法の主要な特徴には、以下のものが含まれる。 ・ 新たに発生するコンプライアンス・リスクの積極的な評価ならびに活発な報告および証明プロセスの実施を当グループに可能にすることを目的とした、主要な義務の中央管理ならびに規制環境および事業環境の変化の特定の重視 ・ 適時にインシデント／違反を特定、管理および報告する当グループの能力を向上させる独立の要素としてのインシデント管理の認識 ・ 内部告発者保護方針により、従業員および請負業者が会計、内部統制、コンプライアンス、監査その他の事項に関して秘密裡かつ匿名の届出が可能
信用リスク	以下の結果生じる財務損失に関するリスクである。 ・ カウンターパーティーが債務履行を怠る、または ・ カウンターパーティーの信用の質が低下し、そのことにより財務損失が生じる。 信用リスクは、気候変動による、またはカーボン・プライシングおよび気候変動適応政策または緩和政策を含む法令の改正または政府もしくは規制当局が採用するその他政策の変更による影響を受ける可能性がある顧客に当グループが行う貸付に関連したリスクを含む。	当グループの信用リスクについての枠組みはトップダウン構造で、信用原則および信用指針により定義づけられている。与信の政策、要件および手続きは、例えば、取引構造、リスクのグレード化、初期承認、継続的な管理および問題債権の管理ならびに専門家の政策課題など、与信のライフ・サイクルにわたってあらゆる面を網羅している。

流動性および資金調達リスク	以下を含む、期日が到来した支払債務を当グループが履行できないリスクをいう。 ・ 預金者への返済またはホールセール債券の満期償還 ・ 資産を増額する資金調達を行う当グループの能力が不十分	当グループの流動性および資金調達リスクの管理における主要な原則には以下が含まれる。 ・ 短期から中期の期間のキャッシュフロー債務に対応するため、様々なストレス・シナリオ下における流動性の「維持可能期間」を達成するための当グループの能力を維持すること ・ 強固な構造を有する資金調達プロファイルを維持すること ・ ストレス下にある時に流動性の源泉として機能する質の高い流動性資産ポートフォリオを維持すること。
市場リスク	以下に起因する当グループの利益に対するリスクをいう。 ・ 金利、外国為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動、または ・ 債券価格、コモディティ価格もしくは株価の変動	当グループの市場リスクの管理および統制の枠組みにより、当グループは独立リスク測定法を通じてトレーディングおよびバランスシートのポートフォリオにおける市場リスクの大きさを測定する。これにより、可能性のある結果の及ぶ範囲、可能性のある期間および結果の生じる見込みを特定し、その後、これらの活動を支援する適正な額の資本の割当てを行う。
オペレーショナル・リスク	不適切または機能不全の内部プロセス、人員およびシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび／または法の不遵守リスクである。法的リスクおよびレピュテーション（評判）の損失のリスクまたは不適切もしくは機能不全の内部プロセス、人員およびシステムから生ずる損害を含むが、戦略リスクは含まない。	当グループは、オペレーショナル・リスクを管理するために、3つの防衛線モデルを採っており、効果的な双方向コミュニケーションおよびオペレーショナル・リスクの有効な管理を支援するために、各防衛線はそれぞれ明確な役割、責任およびエスカレーション・パス（上長への報告経路）を有する。さらに、当グループのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスの枠組みが引き続き組織上における必要性および規制上の要件を満たすことができるように、当グループは継続的な審査メカニズムを備えている。
戦略的リスク	組織の事業戦略および戦略目標に影響を及ぼし、またはそれらによって生成されるリスク。戦略的リスクは、不適切な戦略による事業上の意思決定、決定の不十分な実施、不適当な資源配分または事業環境の変化への適切な対応の失敗により生じる可能性がある。	当グループは、取締役会の承認を経て、グループ経営委員会により管理された年間の戦略計画策定プロセスを通じて戦略リスクについて検討および管理を行う。戦略がその他の主要な重要なリスク（例えば、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）の増大につながる場合は、それらのリスクに関するリスク管理戦略により一次的な管理が行われる。
技術リスク	IT資産の機密性、整合性または可用性の侵害の疑いを含むIT資産に影響を与える不適切または機能不全の内部プロセス、人員およびシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび／または法の不遵守リスク	技術リスクは、ANZのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスの枠組みに従い、オペレーショナル・リスク管理と整合的に管理される。

(2) 主なリスクおよび不確実性

序論

当グループの活動は、コロナウイルス（「COVID-19」）のパンデミック（世界的大流行）から発生するリスクを含め、当グループの事業、業務、業績、レピュテーション（評判）、見通し、流動性、資本の源泉、財務実績および財務状態（「当グループのポジション」と総称する。）に悪影響を与える可能性のあるリスクに左右される。

以下に記載するリスクおよび不確実性は当グループが直面する可能性のあるすべてのものではない。当グループが認識していないまたは当グループが現在重要でないと思なしているさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。

以下に記載する、または記載していないリスクのいずれかが実際に生じた場合、当グループのポジションが重大な悪影響を受け、その結果当グループの株式および債券の取引価格が下落し、投資家はその投資の全部または一部を失う可能性がある。下記のリスク要因は、本書の表紙(注)4．に記載の「将来に関する記載」に関する説明とあわせて検討されるべきである。

当グループの事業の活動および業界に関するリスク

1．COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。

2019年後半に、「COVID-19」と呼ばれる疾患で、具体的にはSARS-CoV-2と同定された新型コロナウイルスが発生したことにより、世界各国の政府はウイルスの蔓延に対抗するための緊急対策を実施している。オーストラリアおよびニュージーランドを含む各国の政府は、地域および海外への旅行、イベント、会議その他多くの通常の活動に対する幅広い制限や停止を課し、助言を与え、主権国家や金融市場の安定化を目的とした大規模かつ費用のかかる金融介入および財政介入を実施している。一定の制限は解除または修正されているが、各国政府は当面の間はパンデミックを抑制するために、従前の制限を再導入したり、更なる政策を実施および導入する可能性がある。さらに、世界および国内においてCOVID-19のワクチンが導入されているが、長期的な有効性および全国的なワクチン接種プログラムの成功には不確実性が伴っている。そのため、COVID-19のパンデミックの影響の期間とその大きさの全容、ならびに政府と中央銀行のパンデミックに対する対応の有効性は、依然として大きな不確実性に晒されている。

地域社会における健康と経済活動の大きな混乱は、オーストラリア、ニュージーランドおよび世界各地のほとんどの事業部門に広範囲にわたり悪影響を及ぼし続けており、この結果、当グループの製品およびサービスに対する需要に影響を及ぼし、当グループの信用ポートフォリオの質の低下をもたらしている。さらに、当グループの借り手の多くはCOVID-19のパンデミックの悪影響を受け、現在もその影響は続いており、当グループは、特に以下の部門において借り手からの増大する信用損失リスクに晒されている：運輸（航空、海運、道路および鉄道を含む。）、港湾・観光・旅行（宿泊および飲食を含む。）、ヘルスケア、農業、エンターテインメント、教育、小売（物流活動の減少の影響によるeコマース（電子商取引）を含む。）、不動産（特にショッピングモール、オフィス建設およびホテル）、建設・請負業者の部門。要約中間連結財務書類の注記1から注記15を参照のこと。

当グループは、COVID-19のパンデミックを受け、ローン返済猶予などの個人および法人の顧客を支援するための様々な対応策および措置を講じたが、これらの対応策および措置がさらなる困難を防止または軽減し、当グループの製品およびサービスの提供を確保するのに十分なものであるという保証はできず、また、当グループのポジションが重大な悪影響を受けるリスクが存在している。これらの対応策や措置ならびに今後における対応策と措置が、当グループの顧客をサポートする一方で、当グループのポジションにマイナスの影響を与え、当グループの純預貸利鞘にマイナスの影響を及ぼし、通常の状態では受け得るものより大きなリスクを当グループは負うことになる可能性があり、その結果、当グループのポジションが重大な悪影響を受ける可能性がある。

当グループの顧客サービス部門には、リテールおよび小規模企業顧客からの支援要請が多数寄せられている。さらなる感染流行が起これば、当グループが顧客への支援を可能にするために追加の資金提供やプロセスの変更の取り組みを続ける場合、これらの要請は増加する可能性がある。当グループの貸付ポートフォリオのうち、どの程度の割合が影響を受けるかは現段階では依然として不明である。改善の兆しが見られるものの、より長期的には、多数のリテール顧客や法人顧客が投資を清算した場合に資産価値が悪化し始める可能性があり、また、危機の最中もしくはその直後において政府の支援が停止されたり、あるいはこれらの資産に対する需要の減退により悪化する可能性がある。いずれのシナリオにおいても、ローン資産価値比率は影響を受けることが予想される。

世界的な経済活動の大幅な縮小により金融市場において大幅な変動性（ボラティリティ）が生じており、そのようなボラティリティは今後も続く可能性がある。COVID-19に対応するソプリンの財政の悪化により、ボラティリティがさらに高まり、信用スプレッドの拡大につながる可能性がある。また、COVID-19は、施設の閉鎖やアクセス制限、伝染病管理および渡航制限により、当グループの業務を中断または遅延なく継続させる能力に影響を及ぼしており、今後も影響し続けることが予想される。当グループの従業員もしくは請負業者の関連した病気もしくは隔離または当グループの支店、店舗もしくはオフィスの業務停止があった場合には、当グループのポジションに影響する可能性がある。

また、COVID-19のパンデミックは地政学的リスクを高めている。各国間の緊張の継続と政策の不確実性は、国内経済および世界経済の更なる低迷を招き、その結果、当グループの財務状態または戦略的イニシアチブの遂行能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

現在も続いているCOVID-19の影響は依然として不確実性が高く、本書日現在、今後の流行の有無ならびにCOVID-19の影響を抑制する上でのワクチンまたは他の医学的治療の有効性の有無および程度を含め、パンデミックのさらなる広がりや期間を予測することは困難である。上記のCOVID-19のパンデミックに関連したすべてまたはいずれかのマイナスの条件により、当グループの製品およびサービスに対する需要のさらなる減退、貸付その他の債権のデフォルト、不良債権および減損の増加、ならびに／または当グループの事業コストの増加が引き起こされる可能性がある。これらが発生した場合、当グループのポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19のパンデミックに対応して規制当局が講じた措置は、当グループに影響を与えており、引き続き影響を与える可能性がある。例えば、いくつかの海外法域の規制当局は、銀行が配当の宣言または自社株買いを行うことを防止するためにその権限を行使している。

COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに悪影響を及ぼし続ける範囲において、本「(2)主なリスクおよび不確実性」に記載されたその他のリスクの多くを強める影響を与える可能性がある。

2. 地域的または世界的な信用市場および資本市場における混乱を含む政治および一般的な事業・経済情勢の変化は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの財務実績は、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務、取引または資金調達を行う主要諸国および地域（オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋、英国、ヨーロッパおよび米国を含むが、これらに限られない。）（「関連法域」）における政治・経済情勢および事業活動の水準に主に影響される。

当グループが業務および取引活動を行う市場における政治、経済および事業環境は、とりわけ国内外の経済事象、グローバル金融市場における進展、政治的な展望、見解および関連事象および自然災害による影響を受ける。

COVID-19のパンデミックは、オーストラリアおよびニュージーランドのみならず世界経済と世界市場に多大な影響を与えており、今後続くことが予想されている。渡航制限、国境管理、ソーシャルディスタンス、検疫プロトコルおよびその他の封じ込め措置が課され、これが世界各地の経済状況の継続的な減速の一因となっており、これが継続する可能性があり、商品の需要を抑制し、世界中の多くの産業のサプライ・チェーンを中断させ、消費者の信頼を損なって企業収益および成長見通しを抑制する可能性があり、これらすべてが世界の金融市場の継続的なボラティリティの要因となる可能性がある。リスク要因1、「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

世界的に深刻な景気後退が生じており、進行している。多くの国がウイルスの拡散の管理のために活動を制限したためGDPが大幅に減少しており、失業率が急激に上昇している。これらのGDPの減少は、ウイルスのさらなる流行によって悪化する可能性がある。各国政府は、パンデミックの最悪の影響の少なくとも一部を相殺することを目的として、従来型および非従来型の金融緩和および規制緩和に加えて財政刺激策で対応しており、今後もその対応を続けていく。このような刺激策は、ウイルスの拡散を食い止めることを目的とした広範な規制に起因する経済活動の低下を防ぐことはできなかったが、規制が緩和されるにつれて経済の回復に貢献しているとみられる。オーストラリアやニュージーランドなどの一部の法域では、ここ最近になって景気刺激策が縮小されているが、一般的にはパンデミック後の回復が十分に進んでいる場合に縮小されている。

このショックが信用損失および資産価値に与える影響は非常に不確実な状態が続いている。導入されている政策の多くは、パンデミックが収束したときに活動を再開できるように、経済の一部を様々な時期に「冬眠」させるよう企図されている。一部の経済が回復しているものの、この冬眠の期間の長さ、危機が去った後の最適な経済の体制や将来における投資に対する信頼感への包括的な影響についてはかなりの不確実性が存在している。COVID-19による経済の混乱の今後の影響およびそれに対する政府の対応は依然として不明であり、当グループは、世界的に、特にオーストラリアおよびニュージーランドにおいて、長期にわたる景気後退により重大な悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19が起こる前においてさえ、2007年の世界金融危機の影響およびその余波は地域および世界の経済活動、信頼および資本市場に引き続き影響を与えていた。健全性監督機関はかかる事象の再発のリスクを緩和する目的で規制の強化を実施したが、かかる規制が有効であるとの確証はない。世界金融危機はまた、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う主要な国々および地域を含む先進国経済の消費者および企業の行動に長く続く影響を与えていると当グループは考えている。また、地政学的リスクの増大も消費者行動および企業行動の脆弱性の要因となる。

世界経済に影響を与えている世界の政治情勢により、政治および経済の不確実性ならびに国際金融市場におけるボラティリティが長期にわたり増大し、継続していく可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。世界の政治情勢に影響を及ぼした（および今後も及ぼし続ける可能性がある）事象の最近の例には、英国の2020年1月31日の欧州連合（「EU」）および欧州経済領域（EEA）加盟国からの離脱（一般的に「ブレクジット」と呼ばれる。）や、とりわけ、米国、中国ならびにオーストラリアの重要な貿易相手国および同盟国である国家によるものを含め主要国による関税および課徴金の賦課または賦課されるおそれに関する国際貿易情勢の進展がある。

英国の離脱に関する移行期間は、2020年12月31日に終了した。2021年1月1日以降、英国とEUの関係はEU・英国通商協力協定（「TCA」）に従うが、TCAは暫定的のみにしか有効でなく、英国とEUの関係を恒久的に規制することになるかは定かではない。また、TCAの適用範囲は限定的であり、例えば、EUと英国の間で金融サービスを提供するための取決めを設けていない。そのため、英国とEUやその他の国との将来の経済・貿易・法的関係の特定の側面に関しては不確実性が残されている。ブレクジットの実際の結果または起こり得る結果およびそれに関連する不確実性は、英国、EUおよびその加盟国、その他の地域の経済および市場情勢に悪影響を与え、国際金融市場の不安定性の一因となる可能性がある。ブレクジットを見越して、当グループは欧州における事業運営構造の変更を実施した。しかしながら、ここに記載されているものを含め、ブレクジットに起因する不確実性が継続していることを考慮すると、これらの変更がブレクジットによる金融、貿易および法律への影響に対処するのに十分であるという保証はなく、当グループはブレクジットの進展に伴って生じるさらなる問題に対処するために追加の変更が必要になるリスクに晒されている。

米国と中国など一部の貿易相手国との間の貿易関係およびより広範な地政学的局面における関係は依然として不安定である。オーストラリアの主要貿易相手国および同盟国による更なる保護主義政策の実施は、オーストラリアの輸出の需要に悪影響を与え、世界的な経済成長の低下につながる可能性がある。特に、中国はオーストラリアの主要な貿易相手国の一つであり、当グループとその顧客が事業を行っている多くの市場において、商品需要と価格の重要な牽引役となっている。地政学的緊張の高まりや、追加関税およびその他の保護貿易政策の実施など、中国の経済成長およびオーストラリアと中国の経済関係に悪影響を及ぼす事象が発生した場合、オーストラリアの経済活動に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当グループのポジションにも悪影響が及ぶ可能性がある。

また、米国の国内政治も二極化が近年進んでおり、引き続きこれがさらなる不安定化の原因となる可能性がある。このような国際政治情勢は、経済の不確実性および国際金融市場におけるボラティリティの要因となり、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う市場における消費者および企業の活動に悪影響を与えており、それが継続していく可能性があり、あるいは当グループが遵守すべき新たな規制上の枠組みの導入につながる、および/または規制上の枠組みの相違を引き起こす可能性がある。

政治および経済の不確実性はこれまで市場の流動性および活動水準の低下、市場の不安定化、利用可能な信用の収縮、金利の低下もしくはマイナス金利、経済成長の減速ならびに企業景況感の低下などを招いており、そのそれぞれが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。また、かかる状況は、当グループが国際資本市場において中期または長期の資金調達を行う能力に悪影響を与える可能性がある。

紛争の可能性や実際の紛争を含む世界中で発生している地政学的な不安定化ならびに現在のテロ活動の高い脅威もまた、世界の金融市場、全般的な事業および経済環境、ならびにそれらの結果として、影響を受けている国または地域において当グループが営業または取引を継続する能力に悪影響を与える可能性があり、これはさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う市場において厳しい経済状況が生じたり、または持続した場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下落し、失業が増加し、企業および個人所得が悪影響を受ける可能性がある。世界市場（株式、不動産、外国為替およびその他資産市場を含む。）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与え、これは貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。

当グループが需要の落込みまたは予想を下回る収益に対応してコスト構造、商品、価格設定または営業活動を適合させられない場合、当グループの財務実績はまた悪影響を受ける。同様に、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う国または地域における経済、全般的な事業環境または経営環境の悪化のために、予想を上回るコスト（と信用費用および資金調達費用を含む。）を負担する可能性がある。

3. 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが業務を行う市場は非常に競争が激しく、一層競争が激化する可能性がある。オーストラリアで事業拡大を継続して行っているオーストラリア国外の金融サービス事業者、新規参入のノンバンクまたは小規模事業者を含め、競争が高まることが予想される。

競争に影響を与え、当グループのポジションにマイナスの影響を及ぼす要因の例として下記が挙げられる。

- ・ オーストラリアおよびニュージーランド外における事業体を含め、当グループと競合する事業体は、当グループより緩やかなレベルの規制および規制活動の対象となる可能性がある。このことは、規制レベルが緩やかであることがそれらの事業体のコストベースを低下させ、および／または当グループが他の方法で雇用を模索することになる従業員を惹き付ける能力を与えるなど、より競争力のある商品およびサービスの提供をかける事業体に可能にさせることがあり得る。
- ・ デジタル技術およびビジネスモデルが顧客の行動および競争環境を変化させており、新興の競合会社は、新技術の利用を増やし、金融サービス部門における既存のビジネスモデルの分断を目指している。
- ・ 伝統的な金融サービス部門以外の既存会社が、銀行業免許の取得および／または既存の提供会社との提携などを含め、従来銀行が提供する商品およびサービスを提供することにより当グループと直接競争することを模索することもあり得る。
- ・ 消費者および企業が、当グループがそれに関する金融サービスを提供しないことを選択する可能性がある（仮想通貨などの）新しい形態の通貨を利用した取引またはこれらの通貨への投資を行う選択をすることもあり得る。
- ・ オープン・バンキング（以下に記載する。）により競争が増す可能性がある。（リスク要因16.「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）

市況における競争の増加による当グループに対する影響または当グループの事業プラットフォームを競争上不利にする技術の変動は、特に当グループの主要市場および商品においては、当グループの市場シェア、顧客および利鞘の大幅な減少につながる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

預金獲得のための競争の高まりにより当グループの資金調達コストが増加しうる。当グループが預金獲得に首尾よく競争できない場合、当グループは他の、より安定していないまたはよりコストが高い形式の資金調達により大きく頼るか、貸付を削減せざるを得ないかもしれない。これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

経済の混乱は、資金調達コストおよび引当金の増加、構造的な低金利、流動性の不足、事業継続計画の実施、事業戦略の変更ならびに一時的な規制上のセーフハーバーにより、中期的に金融サービス部門の競争に大きな影響を与える可能性がある。低成長環境下においては、競争の増大およびマージンの圧迫が起こる可能性が高い。

COVID-19のパンデミックに対応して、オーストラリア政府とその機関は、銀行およびノンバンクの双方に融資および資金調達のコストの低下を求めてきた。これらの措置は、当グループと競合する事業者にとっては支援となる可能性がある。機能的で競争力のある銀行部門の重要性と、COVID-19のパンデミックにより生じた経済の混乱に対応して成長促進政策を推進するオーストラリア政府の現行の意向を踏まえると、長期的には金融サービスにおける競争水準が引き続きオーストラリア政府の重点分野であることが見込まれる。この分野における政策改革は当グループの主要市場における競争圧力の高まりにつながり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

４．オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

住居用および商業用不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資とともに、当グループの重要な事業である。当グループの貸付ポートフォリオの主要なサブ・セグメントには以下が含まれる。

- ・ 住宅ローン（自己所有および投資）
- ・ 商業用不動産ローン（投資および開発）

2009年以降、世界の主要な中央銀行は、前例のない金融政策による刺激策に乗り出した。その結果生じた利回りを求める資金はその影響により、依然として当グループの中核的な不動産管轄区域（オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールおよび香港）の不動産市場を支える重要な牽引役となっている。しかしながら、2018年になるまで完成した賃貸用不動産の価値および居住用住宅の価格（特にオーストラリア・メトロ東沿岸都市圏およびニュージーランド市場）は安定的に上昇したが、2018年におけるオーストラリアの住宅価格の下落は世界金融危機以来最大であった。2019年後半から2020年初頭にかけ、オーストラリア全体で不動産価格は上昇に転じ、この傾向はCOVID-19によって中断されたものの（リスク要因１、「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）、オーストラリアの不動産価格は再び上昇している。同様に、ニュージーランドの住宅用不動産価格もここ数か月で上昇している。

かかる上昇に対応して、ニュージーランド政府は住宅バブル防止のための一連の施策を発表した。具体的には、ニュージーランド政府は、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）に対して、金融政策および財政政策の決定の際に住宅への影響を考慮することを義務づけ、短期・中期的に住宅供給を促進するための38億ニュージーランドドルの基金の設立、「ブライトライン」テスト（投資用不動産売却時のキャピタルゲイン課税に相当）の適用の倍増、利子控除についての将来の投資家に対する廃止および既存の住宅投資への適用の段階的廃止を実施し、また、土地取得と住宅供給の促進を目的としたKāinga Oraによる追加の20億豪ドルの借入の支援について約束した。ニュージーランド政府が採用したような措置と、COVID-19による社会的および経済的な影響を抑制および管理するためのその他の措置は、失業率の上昇などの他の多くの中期的要因とともに、住宅用不動産価格の下落を引き起こす可能性がある。

COVID-19の悪影響や長期的な景気後退の恐れが当初は懸念されていたにもかかわらず、ほとんどの商業用不動産市場は、政府の景気刺激策、記録的な低金利、長期的なディフェンシブ資産を求める強い流動性（デットおよびエクイティ）などが主な要因となって底堅く推移した。しかしながら、市場のいくつかのセグメントは、COVID-19の影響をより直接的かつ継続的に受けており、特に、モビリティ、海外および国内の観光業（一任された小売業を含む。）、ホテル宿泊施設、学生向け宿泊施設、都心の大規模な住宅開発などに及んでいる。これらのセグメントでは、キャッシュフローが毀損し、変動がより大きくなっており、これがサービス性や資産評価に影響を与えている。さらに、BおよびCグレードのオフィスビルでは、新しい混合型の業務形態がスペースの必要性に関する入居者の長期的な判断に影響を与え始めているため、より長い影響を受ける可能性がある。上記に関連して、当グループは以下のような様々な形で影響を受ける可能性がある。

- ・ 商業用資産の一部は、テナントの信用力の低下や、サービス性に影響し、借換えリスクを高める低金利でのリース更新、賃料引き下げ、インセンティブの強化およびテナントの債務不履行のため不動産のキャッシュフローの変動が激しくなることによる影響をさらに受ける可能性がある。
- ・ 特定のセグメントにおける資産価格の下落は、顧客、カウンターパーティーおよび当グループがローンに対して保有する担保（住宅用不動産および商業用不動産を含む。）の価値に影響を与える可能性があり、これは顧客またはカウンターパーティーが債務不履行となった場合、未払金額を回収する当グループの能力に影響する可能性がある。また、評価の低下は借換えリスクの増加の要因となる。低金利環境にもかかわらず、評価は、賃料収入の減少と利回りの軟化（リスク調整後のリターンと暗黙の賃料成長）の複合的な影響を受けることになる。

- ・ 既存のローンが借換えられたり、既存のシニア融資のリスク選好パラメータの範囲内であるが低い評価額に対して新規のローンの融資が行われるために新たに発生する資本金格差によって流動性の懸念が生じ、オーナーまたはデベロッパーからの追加出資や代替の資金源が必要となる。これにより、借り手には追加のキャッシュフロー・リスクが発生し、ノンバンクの金融業者の銀行離れが起きる可能性がある。
- ・ 買主の価値低下に関する懸念による当グループの住宅貸付商品に対する需要の減少。これにより、潜在的な住宅所有者および投資家にとって当グループの貸付商品の魅力が減少する可能性がある。
- ・ 住宅用家屋の価格の著しい下落はまた、これらの住居の購入を事前に約定した顧客がその契約を履行できないもしくは履行を望まず、当グループがこれらの住居を損をして転売せざるを得ない場合、当グループの住宅開発ポートフォリオに損失をもたらす可能性がある。

上記とは別に、競争の激しい建設セクターでは利益率が低下し、請負業者および下請業者のキャッシュフローや流動性に影響を与える可能性があり、これが当グループの商業用不動産開発における財務活動にとって間接的なリスクをもたらす。

より長期的には、資産価格のインフレおよび記録的な低金利が長引いていることから、当グループの商業用不動産ローンのポートフォリオは、急激かつ大幅な金利上昇の影響を受けやすくなる可能性があり、これにより、インタレスト・カバレッジ・レシオおよび資産価値が低下し、そのため借換えリスクが高まり、債務削減に向けた出資が必要となる可能性がある。

５．ソブリン・リスクに関する事象が世界の金融市場の不安定化を招き、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

ソブリン・リスクは政府が債務につき不履行となる、満期を迎えたときに債務の借換えができない、または自国の経済の一部を国有化するリスクである。

ソブリン・デフォルトは、当グループの資産価値に悪影響を及ぼすことを通じて直接的に、または国際金融市場の不安定化を通じて間接的に、当グループに影響を悪影響を与え、これにより当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

ソブリン・リスクは、米国、英国、中国、ヨーロッパ、オーストラリアおよびニュージーランドを含む多くの経済国において存在している。１つの国家が債務不履行となる場合、他の市場および国へ連鎖的な影響を与える可能性があり、その結果は、予測は困難であるが、世界金融危機およびその後のソブリン債務危機の期間中に経験した状況に類似もしくはそれより悪い可能性がある。現在世界的に広がっているCOVID-19危機に関しては重大な不確実性が存在している。これらのCOVID-19関連の不確実性は、既存のソブリン・リスクと相まって、世界の金融市場を著しく不安定化させており、今後も継続する可能性があり、その結果、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。COVID-19のパンデミックに関するリスクの詳細については、リスク要因１、「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

６．市場リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

市場リスクは、金利、為替レート、信用スプレッドのマイナスの変化、または債券、商品もしくは株式価格の変動から生じる損失のリスクである。金融リスク管理の目的で、当グループはトレーディングおよび非トレーディングの市場リスクを区別する。トレーディング市場リスクは主に当グループの金利、為替レート、商品および有価証券のトレーディング・オペレーションから生ずる。非トレーディング市場リスクは専ら銀行業資産の金利リスクである。その他の非トレーディング市場リスクには、海外営業での資本投資から生ずる取引および構造的為替リスクおよび非トレーディング株式リスクが含まれる。かかる市場リスクに関する事由の発生により生じる損失は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19の結果、2020年３月には、市場のボラティリティが大幅に上昇したため、ほとんどの資産クラスにおいて市場の流動性が多大な影響を受けた。COVID-19のパンデミックに関するリスクについての詳細は、リスク要因１、「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

7. 為替レートの変動が、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、いくつかの異なる通貨で事業を行っているため、当グループの事業は、為替レートの変動により影響を受ける可能性がある。さらに、当グループの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提示されるため、当グループが収益をあげる他の通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドルの高騰は、当グループの報告された収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは通貨の変動の影響を一部軽減するためにヘッジを設定しているが、当グループのヘッジが十分なものまたは効果的となる保証はなく、豪ドルが当グループが収入を得ている他通貨に対して上昇した場合には当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

8. 予定されているLIBORの廃止および他のベンチマーク・レートに影響を及ぼす進展は、当グループの証券発行ならびにその資本市場活動および投資活動に悪影響を与える可能性がある。

長年にわたる世界的な規制イニシアティブの結果、LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）は、変動相場制のベンチマークとして廃止される。LIBORは金融市場における主要な変動金利ベンチマークであり、予定されている廃止は金融市場全般に影響を与えており、今後も影響を与え続けることとなり、また、以下に記載するように特に当グループの事業、財務および投資にも影響を与える可能性がある。

2021年3月5日、LIBORの運営機関であるICE Benchmark Administration Limitation（IBA）とその監督当局である英国金融行為規制機構（FCA）は、全てのLIBORの設定のためのパネル行の呈示が、恒久的に公表を停止する日付、またはレートが測定対象としている原市場および経済の実態を代表するものではなくなる（そのような代表性は回復しない。）日付を個別に発表した。かかる日付は、(a)英国ポンド、ユーロ、スイスフランおよび日本円のすべての設定ならびに米ドルの1週間物および2か月物の設定については2021年12月31日、(b)残りの米ドルの設定については2023年6月30日とされた。その後、米国連邦準備制度理事会およびニューヨーク連邦準備銀行が招集した、米ドルLIBORに代替するリスクフリー・レートを特定するための作業部会である米国代替参照金利委員会（ARRC）は、すべての米ドルLIBORの設定に関して、FCAの発表が、ARRCが推奨するフォールバックの文言に基づく「ベンチマーク・レート移行事由」に該当することを確認した。また、国際スワップ・デリバティブ協会（「ISDA」）は、FCAの発表が、2006年ISDA定義集のサプPLEMENT第70号によってデリバティブ取引に対して追加されたフォールバックに基づく「指標性喪失事由」であることを確認した。

代替のベンチマーク・レートの導入と実施に向けて多大な努力が払われているが、膨大な量のローン、モーゲージ、証券、デリバティブその他の金融商品がLIBORによるベンチマークに連動しており、代替のベンチマーク・レートの導入およびLIBORの廃止に向けた有効な移行措置をうまく行えない場合は、金融市場の混乱、資本市場活動の抑制、訴訟申し立ての発生を引き起こす可能性がある。さらに、金融市場、特にLIBORベースの債務の取引市場は、予定されているLIBORの廃止により、また、LIBORの廃止、LIBOR廃止時に使用される代替参照レートおよびLIBORに関連するその他の改革に関して残存する不確実性により、全般的に悪影響を受ける可能性がある。代替参照レートが、代替される対象のLIBOR設定と経済的に同等であるという保証はない。これらの事項の一部またはすべてが当グループのポジションおよび当グループが発行、調達または保有するLIBORに連動する証券その他の商品の価値にマイナスの影響を与える可能性がある。

当グループが当事者となっている多数のローン、証券、デリバティブその他の金融商品が、現在LIBORをベンチマーク・レートとして使用しているか、またはその他の形でLIBORに連動している。これらの金融商品の中には、LIBORが廃止された場合に、代替のベンチマーク・レートを参照することによって、またはその他に基づいて、関連する利息または支払額の計算を行うことを規定する条項を含む場合があり、そのような商品はかかる条項に従ってLIBORから移行することになる。商品の条件に健全なフォールバック条項が含まれていない場合や、フォールバック条項が不十分であると考えられる場合には、当該商品は新興の市場基準に沿って当該条項を追加または修正する必要性が生じる可能性があり、または、LIBORが廃止された場合に当該商品に関して他の取決めを行う必要性が生じる可能性がある。特定のケースでは、関連する条項を修正することができない可能性があり、このような事態が発生した場合の法的、規制上およびその他の潜在的な影響は不確定である。いずれにしても、既存のフォールバック条項の実施またはその他の理由による変更は、例えば、当該金融商品の支払額、価値および流動性を変化させ、かかる金融商品と関連する契約（ヘッジ契約等）との間にミスマッチを生じさせる可能性がある。また、2021年末（英ポンド、ユーロ、スイスフランおよび日本円の設定、または米ドルの1週間物および2か月物の設定）および2023年6月末（その他の米ドルの設定）までに、このような大量の契約に関して必要な措置を講じるプロセスには、当グループのオペレーショナル・リスクが伴う。

他のベンチマーク・レート（例えばEURIBOR）は改革が行われているか、あるいは改革される可能性がある。かかる改革により、関連するベンチマークのパフォーマンスが従来とは異なるものになる可能性があり、またはレートに加えられた改革が完全には予測できない他の結果をもたらす可能性がある。

ベンチマークが廃止となる場合に、適切かつ同様の代替参照レートが存在する可能性も存在しないか可能性もあり、代替レートへの移行において不利な結果が生じる可能性がある。これらのような展開やベンチマークの規制に関する将来の政策は、当グループが発行、資金調達または保有するものを含め、かかるベンチマークにリターンが連動するローン、モーゲージ、証券、デリバティブおよびその他の金融商品のリターン、価値および市場に悪影響を及ぼす可能性があり、さらに、金融市場に広範にわたる混乱をもたらす、証券、デリバティブおよびその他の商品の価格を変動に晒し、資本市場活動を抑制する可能性があり、これらすべてが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

9．買収および/または売却は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは定期的に、当グループの戦略的ポジションおよび財務実績を強化する機会か否かを判断しながら、買収および売却を含め、様々な企業の機会を検討している。

買収（または売却）した事業の統合（または分離）は複雑で費用がかかり、時には関連する会計およびデータ処理システムならびに経営管理の統合（または分離）とともに、関連する従業員、顧客、規制当局、カウンターパーティー、サプライヤーおよびその他の事業の相手方との関係を管理することを含む。

統合（または分離）への取り組みの中で、基準、統制、手続および方針の不一致を生じさせる可能性があり、経営陣の注意をそらし、資源が流出する可能性がある。また、カウンターパーティーが当グループに対して完了済みまたは未完了の取引に関して請求を行うリスクが存在し、それが当グループのポジションに悪影響を与えるおそれがある。さらに、いずれの買収（または売却）も、コストもしくはコスト節減、統合のための時間および全体的な業績に関して期待されたプラスの結果をもたらす保証はない。これらの要因のすべてまたは一部が、当グループが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性があり、また当グループの業務または業績に影響を与える可能性がある。さらに、新しく買収（または維持）した事業の従業員、顧客、カウンターパーティー、サプライヤーおよび事業の他の相手方がかかる買収後（または売却後）も留まるという保証はない。さらに、カウンターパーティーが完了条件を満たすことができないため、または関連規制当局もしくはその他の承認の取得などのその他の完了条件が成就しないためなど、当事者間で当初合意された形かまたは全く違う形であるかにかかわらず、合意された取引が完了しないリスクが存在する。統合または分離リスクのいずれかが発生した場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループが以前に発表したはまだ完了していない取引には、欧州の決済システム・プロバイダーであるワールドラインと
の間の加盟店獲得業務（アクワイアリング）を行うジョイント・ベンチャーに関する取決め案がある。かかる取引は、規制当
局その他の承認およびANZとワールドラインとの間のカードスキームの取決めを条件とするが、2021年後半に完了する予定であ
る。

当グループの財政状態に関するリスク

10. 信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

金融機関として、当グループは、カウンターパーティーがその契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否す
る結果として起こり得る信用関連の損失を被る場合を含め、取引相手への信用供与に関するリスクに晒されている。信用損失
によって、金融サービス機関が重大な損失を被るか、場合によっては破綻するようなケースが生じる可能性があり、これま
でも生じている。

信用関連損失のリスクは、COVID-19の影響により増大している。信用関連損失のリスクは、当グループまたはその顧客もし
くはカウンターパーティーが業務を行っている経済圏における金融情勢状況の悪化、当グループまたはその顧客もしくはカウ
ンターパーティーが業務を行っている市場における長引く高水準の失業率、当グループの顧客またはカウンターパーティーの
財務状態の悪化、当グループが担保として保有する資産価値の低下、当グループが有するカウンターパーティーの証券および
債務の時価の悪化を含む様々な要因によってもさらに増加する可能性がある。

全般的、または特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、不利な事業あるいは経済情勢、ならびに自然災害またはパンデ
ミックのような事象の発生によって、顧客またはカウンターパーティーは合意条件に従った債務を履行できない可能性があ
る。

以下の部門のエクスポージャーに晒されている当グループの顧客およびカウンターパーティーの一部は、ますます脆弱化し
ている。

- COVID-19のパンデミックの影響を受ける産業、特に、リスク要因1、「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジ
ションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える
可能性がある。」に記載の産業。
- 政府の景気刺激策の解除および／または（国内外の）国境を開くタイミングに影響を受ける産業ならびに裁量的支出に
依存する産業。
- 都心部の大規模マンションに対する投資家需要の減少および純移動の大幅な減少に晒されている商業用不動産部門（建
設および請負業者を含む。）。一部の市場では、請負業者や下請業者は、現在のプロジェクトが終了し、将来の財務状
態が悪化するため、今後12か月から24か月にわたりキャッシュフロー／流動性の問題に直面する可能性がある。プロ
ジェクトにおいてより競争的な入札が行われ、利益率が厳しくなることが予想される。ホテル宿泊施設および小売の一
定のセクターの収益は、モビリティの低下と労働慣行の変化による影響を依然として受けている。
- 制裁、地政学的な緊張または貿易紛争のリスクがある産業（例えばテクノロジー、農業および通信）、および／または
世界的な成長の落ち込みおよび世界的なサプライ・チェーンの混乱のリスクがある産業。
- 物理的な気候リスク（森林火災、洪水、暴風雨および干ばつなど）および移行リスク（二酸化炭素削減要求とそれに伴
う商品およびサービスの需要や流動性の変化に晒される産業など）による混乱に晒される顧客および産業。気候関連の
リスクの詳細については、リスク要因27.「将来の気候関連事象、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびに
その他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- 豪ドルおよびニュージーランドドルならびに米ドルの変動に晒されている産業。

COVID-19のパンデミックの影響を受けた顧客に対して、一定の住宅ローンやローンの返済を一時停止または繰り延べするオプションを提供するという当グループの決定は、信用リスクに関連する損失の増加につながる可能性がある。繰延または一時停止期間の終了時に顧客がローンの返済義務を果たせるようになる保証はなく、信用リスク関連の損失が増加する可能性があり、これが当グループのポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。要約中間連結財務書類の注記1および注記15を参照のこと。

当グループはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制履行できない場合があるリスクに晒されており、これが信用損失につながる可能性がある。当グループの信用供与のエクスポージャーに重大な信用損失が生じる場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループが締結した一定のデリバティブ、クリアリングおよび決済契約により、ならびにその他の銀行、金融機関、会社、政府および政府機関の財務状態が世界金融市場の経済状況の影響を受ける場合、かかる機関が発行した債券のディーリングおよび保有により、信用リスクが発生する可能性がある。

さらに、顧客および/またはカウンターパーティーと与信取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、当グループは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客および/またはカウンターパーティーあるいはその代理により提供された情報に依拠する。また、当グループはそれらの情報の正確性および完全性に関しては顧客および独立顧問による表明に依拠する可能性がある。当グループの財務実績は、不完全、不正確あるいは著しく誤解を招く恐れのある情報に依拠する場合、マイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループは貸倒引当金を保有しており、これらの引当金は、当グループの貸付ポートフォリオ内の減損の現在の情報および主観的で複雑な判断に基づき決定される。しかし、評価が行われる情報が不正確であると証明された場合、または当グループが情報を正確に分析できない場合、貸倒れの引当金は不十分である可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与えかねない。

11. 当グループの資本基盤の管理における課題が要因となり、自己資本比率におけるボラティリティが高まる可能性があり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの資本基盤は、当グループの事業を管理し資金を調達するにあたり不可欠である。当グループの健全性規制機関は、APRA、RBNZならびに米国、英国およびアジア太平洋地域の様々な規制機関を含むがそれらに限定されない。当グループは、主たる規制機関であるAPRAおよびRBNZ（ANZニュージーランド・グループの場合）により、適切な規制上の自己資本を維持することを義務付けられている。

現在の規制上の要件のもとでは、リスク加重資産および予想貸付損失はカウンターパーティーのリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの規制上の自己資本の要件は、ストレス時の利益減少による自己資本の減少の影響を強める傾向にある。その結果、自己資本比率におけるボラティリティがより高まる可能性があり、当グループが追加資本の調達を求められる可能性がある。必要とされる追加資本が利用可能であるか、または合理的な条件で調達可能であるかについては確実ではない。

当グループの自己資本比率は、（ ）収益低下（非連結となった子会社（例えば、保険事業子会社）ならびに関連会社への投資からの配当減少を含む。）、（ ）資産の伸び増加、（ ）リスク加重資産または為替換算調整勘定に影響を与える、当グループが業務を行う他通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドル価値の変化、（ ）事業戦略の変化（買収、売却および投資または資本集約的事業の増加を含む。）ならびに（ ）規制要件の変更などの数々の要因に影響を受ける可能性がある。

APRAおよびRBNZはバーゼル3に対応するための健全性基準を実施している。一定の他の監督当局は、銀行、資産運用会社および保険会社の流動性および自己資本比率をとりわけ強化することを目指す規制（バーゼル3を含む。）を実施しているか、もしくは実施の過程にあるが、これらの規制が意図された効果をすでにもたらしている、または将来もたらすという確証はない。これらの規制は、規制変更（他の金融制度審議会（FSI）の勧告に対するAPRAの対応、APRAの「問題なく強固」な自己資本要件からのさらなる変更、BCBSの要件、RBNZの自己資本要件の見直しおよびCOVID-19のパンデミックを受けたANZニュージーランドの登録条件のRBNZによる修正から生ずるものを含む。）から生ずるリスクとともに、リスク要因16、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」の項目に記載される。当グループが規制上の自己資本を維持することができなかった場合、当グループのポジションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

12. 当グループの信用格付は変更される可能性があり、資本およびホールセール資金を調達する当グループの能力に悪影響を与え、新規貸付を抑制する可能性があり、これにより当グループのポジションに悪影響を受ける可能性がある。

当グループの信用格付は、資本およびホールセール資金調達の利用およびコストの両方に顕著な影響を与える。また、格付は、顧客またはカウンターパーティーが当グループの商品およびサービスを評価する際に重要となることがある。信用格付および格付けのアウトルックは信用格付機関によっていつでも撤回、限定、修正または保留されることがある。格付機関が信用格付および格付けのアウトルックを決定するために用いる方法も、法的もしくは規制上の変更、市場の動向またはその他の理由に対応し、修正される可能性がある。

当グループの信用格付または格付けのアウトルックは、オーストラリア連邦またはニュージーランドの信用格付もしくは格付けのアウトルックの変更、本書に記載された1つ以上のその他のリスク、格付手法の変更またはその他の事象により、マイナスの影響を受ける可能性がある。このため、全般的な経済状況または当グループの財政状態の変化を反映しない当グループの信用格付または格付けアウトルックの格下げが行われる可能性がある。さらに、当グループ（および世界のその他銀行）が発行する個別の証券（一定のTier 1資本およびTier 2資本証券ならびにカバード・ボンドを含むがそれらに限られない。）の格付は、かかる商品に対する規制要件および格付機関が利用する格付方法論の変化によってその時々に影響を受ける可能性がある。

例えば、フィッチは、2021年4月12日にANZBGLおよびANZニュージーランドのアウトルックを「ネガティブ」から「安定的」に変更し、ANZBGLおよびANZニュージーランドの長期発行体デフォルト格付の「A+」および短期発行体デフォルト格付の「F1」を維持した。

また、S&Pは、2021年6月7日にオーストラリアの長期格付のアウトルックならびにANZBGLおよびANZニュージーランドの長期発行体信用格付のアウトルックを「ネガティブ」から「安定的」に変更した（それ以前の2020年の4月9日には「安定的」から「ネガティブ」に変更していた。）。また、S&Pは、オーストラリアの長期非依頼ソブリン信用格付の「AAA」および短期非依頼ソブリン信用格付の「A-1+」ならびにANZBGLおよびANZニュージーランドの長期発行体信用格付の「AA-」および短期発行体信用格付の「A-1+」を維持した。

当グループの将来の信用格付または格付けのアウトルックの引き下げまたは引き下げの可能性により、資本およびホールセール債券市場の利用が制限され、および資金調達コストを増加させる可能性があり、これが新規貸付高を抑制し、カウンターパーティーが当グループと取引しようとする意思に影響を与え、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

信用格付は、関連格付機関が当グループの募集する証券への投資を奨励するものではない。

13. 流動性および資金調達リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクおよび資金調達リスクは、当グループが預金者への支払や満期になったホールセール債券の支払を含め、期日どおりに支払債務を履行することができない、または当グループが資産の増加に対して資金調達能力が不十分であるというリスクである。流動性リスクおよび資金調達リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、すべての銀行業務に内在するものである。

流動性の低下は、当グループの借入コストの増加を招き、新規貸付額の制限につながる場合があり、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19の結果によるものを含む市場情勢の悪化およびボラティリティ、ならびに／または当グループに対する投資家の信頼の低下によって、満期を迎える債務を借り換え、（タイムリーかつコスト効率の良い方法で）資金調達を利用する当グループの能力が重大な影響を受ける可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、資金調達需要を満たすため、また当グループの事業を全般的に維持あるいは成長させるため、国内の市場およびオフショア市場内で顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な調達源から資金を調達する。主要市場の情勢は、国際資本市場における流動性に悪影響を受ける場合がある。例えば、流動性ストレスの時期において、当グループに対する市場の信頼が損なわれた場合、またはオーストラリア内外の市場からの資金調達が利用できないもしくは抑制された場合に、当グループの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性があり、流動性リスクおよび資金調達リスクに晒されることになる。

COVID-19の経済的影響に対応して、オーストラリアおよびニュージーランドを含む主要な中央銀行は、量的緩和および当グループを含む関連法域の銀行に直接資金を提供するその他の特定の融資枠を含む代替的な金融政策手段の利用を実施または拡大している。これらの政策手段が予期せず撤回されたり、大幅に縮小された場合には、当グループは代替的な資金調達を見つける必要が生じる可能性がある。

代替的資金調達手段の利用可能性、および利用可能な条件は、そのときの市場状況および（オーストラリアおよびニュージーランドのソブリン信用格付に強い影響を受ける）当グループのその時点の信用格付等の様々な要因に依存する。たとえ利用可能であっても、これら代替資金調達手段のコストはこれまでより高いもしくは不利な条件であるかもしれず、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

14. 当グループの一部の資産および負債の評価の変動は、当グループの収益および／または資本に悪影響を及ぼし、結果として当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、デリバティブ商品を含む多様な金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産および負債ならびに一定の資産および負債（要約中間連結財務書類の注記16に記載されるもの）を公正価値で測定することを要する会計基準を採用しており、公正価値の変動は損益または資本に認識される。

一般的に、これらの金融商品の公正価値を確立するために、当グループは取引相場価格に依拠するか、または、公正価値は市場参加者により決定される公正価値に影響を与えうる要因の影響を組み込んだ現在価値の見積もりもしくはその他の評価手法を基礎にする。これらの商品の公正価値は、当グループの収益および／または資本に重大な悪影響を与える可能性がある市場価格または評価の変数の変動により影響を受ける。

加えて、当グループは貸付関連でない資産の減損（損益に認識される。）の結果としてその価値の下落に晒される場合がある。当グループは、少なくとも年1回のれん残高の回収可能性および耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産についてテストする必要がある、減損の兆候がある土地建物および設備機器、関連会社に対する投資、資産計上したソフトウェアならびにその他の無形資産を含むその他の貸付関連でない資産をテストする必要がある。

のれん残高の回収可能性を査定するため、当グループは利益倍率計算法を使用する。当該計算の基礎となる仮定の変更は、収益の変動とともにこの査定に大きく影響するかもしれず、結果としてのれん残高の一部または全部の償却の可能性がある。

その他の貸付関連でない資産について、資産が今後使用されない場合または当該資産により生み出されるキャッシュフローが帳簿価格を裏付けられない場合、減損費用が計上される可能性がある。これは、上述の他の潜在的な変化と相俟って、当グループのポジションに影響を及ぼす可能性がある。

また、上記の評価を行うにあたり、当グループは入手可能である関連ある内部および外部の情報を考慮する。これには、COVID-19の継続的な影響の評価ならびに当グループの資産の帳簿価額に対する政府、規制当局および企業による関連の対応が含まれる。COVID-19の期間および影響については非常に不確定であり、将来において当グループの資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性がある。

15. 会計方針の変更が当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが適用する会計方針は当グループが財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、かかる会計方針が、適用ある会計基準または解釈に適合するだけでなく、当グループの財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映していることを確保するため、これらの会計方針および方法の多くの選択および適用につき、慎重に判断を下す必要がある。しかし、これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、当グループの財務状態につき不実表示がされる可能性がある。さらに、新規のまたは改正された会計基準または解釈の適用により、当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

当グループの2021年事業年度に初めて発効する新たな会計基準の影響については、要約中間連結財務書類の注記1に概要が記してある。

時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針を選択する必要がある、いずれの選択肢も関連する会計基準または解釈に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

法的小および規制上のリスク

16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業および業務は厳しく規制されている。近年、規制の変更のペースは加速している。当グループは、事業を行うまたは資金調達を行う関連法域において業界の自主規制を含めて、相当数かつ増加しつつある法律、規則および政策に従っており、これらのそれぞれの法域において複数の異なる当局の監督対象となっている。オーストラリアおよびニュージーランドにおける金融サービス・グループの行為に関する地域社会の関心への対応を含め、当グループのような金融サービス・グループの規制および監督の変更の規模ならびにかかる規制および監督に対して割り当てられる資金、また、訴訟を通じたものを含めたかかるグループに対する法の執行は、近年大幅に増加している。この結果、関連法域にわたり、当グループを含む金融サービス・グループに対する規制および監督ならびに法の執行はますます広範囲に及んで複雑化し、費用も高くなってきている。かかる規制、監督および執行は絶えず進展を続けている。

COVID-19は、当グループのような金融サービス・グループに対する規制および監督ならびに執行に影響を及ぼしており、今後も及ぼし続ける可能性がある。COVID-19の将来の影響は依然として不確実であり、本書日付現在において予測することは困難である。オーストラリアおよびニュージーランドでは規制改革の実施が遅延したり、繰り延べられており、執行の優先順位を含めた優先順位の再設定が行われている。

このような遅延および繰り延べは、当グループが規制変更を管理する能力に影響を与え、新たな規制が発効した時に遵守していないリスクを増大させる可能性がある。世界各国の政府は、旅行、イベント、会議、その他多くの通常の活動に対して広範囲にわたる制限を課し、停止させ、または助言を与えており、主権国家と金融市場を安定化させるために大規模かつ多額の費用のかかる介入を行っている。各国政府は、パンデミックを封じ込めるための更なる措置をすでに実施および導入しており、継続させる可能性がある。

また、進行中のCOVID-19のパンデミックは、様々な点で当グループの規制当局との交渉を複雑にする可能性がある。特にCOVID-19の発生に起因する当グループの事業、業務、第三者の請負業者およびサプライヤーにおける混乱は、当グループが規制上の義務もしくはプロセスを満たすことができず、ならびに／または未解決の問題に対処することができないリスクを増大させる可能性があり、これが潜在的に、規制当局が当グループに対して不利な行動をとる可能性を高めている。銀行業界全体におけるローン返済猶予について、引き続き規制当局へ対応を行っており、また顧客に対して返済を再開できるよう支援を行っているにもかかわらず、当グループが規制上の義務を満たせない場合には規制措置を受ける可能性がある。COVID-19のパンデミックに関するリスクについての詳細は、リスク要因1、「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

オーストラリア:

健全性規制に関する進展

健全性規則における進展は引き続き当グループに重大な影響を及ぼしている。現在APRAおよびRBNZとの協議に付されている複数の項目を考えれば、当グループへの潜在的な影響は依然として不確実な状態である。APRAまたはRBNZによる健全性基準のさらなる変更が、当グループに対して維持することが要求される規制上の自己資本の水準の引き上げにつながり、当グループの柔軟性を制限し、多額の費用の負担が必要となり、および／または1つ以上の事業ラインの利益性に影響を及ぼす可能性があり、このいずれもが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性があり、これにはとりわけ以下のものを含む。

- ・ APRAは、制限の緩和に伴い一定の業務が再開されたが、COVID-19から生じる状況の変化の影響を引き続き受けている。主な関心分野には、資金調達および流動性、市場、オペレーショナル・レジリエンス（業務の強靱化）ならびに支払いへの影響がある。
- ・ 2019年10月、APRAは、健全性基準APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」（「APS第111号」）に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1の各銀行子会社および保険子会社への資本投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。
 - ・ ANZBGLのレベル1の普通株式Tier 1（「CET 1」）資本純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
 - ・ 当該投資の残余は、CET 1の資本控除として扱われる。
- ・ APRAは、2021年5月の最新版で上記の提案を維持し、2019年10月の検討文書により提起された問題に関連して業界から提出された意見に対して回答している。ANZBGLは、現在行っている投資に対するAPRAの提案の影響を引き続き検討している。当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資本構成、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営陣の行為の効果がある。これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZBGLの2021年3月31日現在の投資を前提とすれば、相殺する経営陣の行為が行われない場合、ANZBGLのレベル1のCET 1資本比率が最大約20億豪ドル（約60ベシス・ポイント）減少することを示唆している。これらの変更案は、当グループのレベル2のCET 1資本比率に影響を及ぼさない。これらの変更の実施予定日は、APRAにより2022年1月1日まで延期された。2020年11月のさらなる改訂により、APRAは、修正後APS第111号が最終化され施行されるまでの間、銀行子会社および保険子会社への新規または追加のエクイティ投資の総額がADIのCET 1資本の10%を上回る場合は、ADIの親会社のレベルで自己資本により当該投資についての資金調達が完全になされることを要求すると発表した。この取り扱いは、ADIのCET 1資本の10%を超える新規または追加投資の一部に適用される。
- ・ 2019年8月、APRAは、APS第222号「関連当事者の関与」を修正し、関連ADI（または同等の海外事業体）に対するオーストラリアのADIの個々のエクスポージャーの上限をレベル1総資本の50%からレベル1のTier 1資本の25%へ、またエクスポージャー合計ではレベル1総資本の150%からレベル1のTier 1資本の75%へと引き下げる旨を発表した。エクスポージャーは資本控除を除外して測定されるため、APRAの自己資本規制の変更案（APS第111号に含まれる。）は、ADIのエクスポージャーの測定に影響を及ぼす可能性がある。これらの修正の実施は、APRAにより2021年1月1日の予定から2022年1月1日まで延期された。

- ・ 2019年7月、APRAは損失吸収力に関する決定を公表し、この決定に従い、ANZBGLを含む国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）に対して、2024年1月までに総資本をリスク加重資産の3%まで増加させることを求めることになる。2021年3月31日現在の当グループの自己資本ポジションに基づく、総資本要件における増加分が約40億豪ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、D-SIBが主にTier 2 資本によって要件を充足すると予想される旨を述べている。APRAは、今後4年間で、リスク加重資産の1%ないし2%を追加的に引き上げるための実現可能な代替方法を検討する。また、APRAは、2021年5月のAPS第111号の協議に関するAPRAの改訂の一環として、RBNZが提案するその他Tier 1 資本（AT 1）およびTier 2 資本の新しい定義が、銀行グループの全体的な損失吸収力にどのように貢献するかについて、業界およびRBNZと協力して取り組む意向を示している。クロスボーダーでの破綻処理の取り決めが適切に強化されることを前提として、APRAは、主要銀行による秩序ある破綻処理を支援するために必要な財源を決定する際にRBNZが適格とするAT 1 およびTier 2 資本を考慮する可能性がある。
- ・ ADIに対するAPRAの自己資本フレームワークの変更は、BCBSのパーゼル3 自己資本改正およびFSIの勧告を受けたもので、今後数年にわたって実施される。しかしながら、COVID-19による厳しい経済環境を受け、APRAはCET1について「問題なく強固」な水準である10.5%の自己資本比率を維持しているADIに関し、その期待値を一時的に変更することを発表した。APRAはすべての銀行に対し、COVID-19の世界的流行によるこの混乱の期間中においては、オーストラリア経済に対する継続的な貸付を促進するために当面多額のバッファが求められる可能性があるため、銀行がこのベンチマークを満たせない場合であっても、引き続き他の最低自己要件を満たしていれば、APRAは問題視しない旨を通知した。
- ・ APRAは、ADIのリスク・ウェイトの枠組みおよびその他の資本要件の変更（資本改正）の実施予定を1年延期した。資本改正の大部分は、当初2022年1月1日に実施予定であったが、現在は2023年1月1日に変更されている。2020年12月、APRAは、ADIの自己資本フレームワークの変更案に関する協議文書を発表した。当該変更は、自己資本の「問題なく強固」な水準を織り込み、当該フレームワークの柔軟性を高め、ADIの資本力の透明性を向上させることを目的としている。これらの提案は、ADIの自己資本フレームワークの変更案に関連して、2018年および2019年にAPRAが発表した過去の一連の協議文書に置き換わるものである。APRAが2020年12月に発表した直近の提案の重要な側面は、以下のとおりである。
 - ・ 国際的に合意されたパーゼル基準との整合性を向上させる。
 - ・ 住宅ローン貸付について、よりリスクに敏感なリスク・ウェイトを適用する。
 - ・ IRBを用いるADIのRWAを、標準アプローチによりRWAの72.5%以上に制限するパーゼル 資本フロアを導入する。
 - ・ カウンターシクリカル資本バッファ（「CCyB」）のデフォルト水準をRWAの100ベース・ポイントとすることにより、自己資本フレームワークの柔軟性を高め、IRBを用いるADIの資本保全バッファ（CCB）を（250ベース・ポイントから400ベース・ポイントへ）150ベース・ポイント引き上げる。
 - ・ IRBを用いるADIに対して標準アプローチによる自己資本比率の公表を求めることも含め、ADIの自己資本比率の透明性および比較可能性を向上させる。
 - ・ IRBを用いるADIの最低レバレッジ比率を3.5%とする。
- ・ APRAは、その提案の中でIRBを用いるADIのRWAが約10%減少することを示唆しているが、規制上のバッファへの資本配分の増加により相殺されると思われる。さらにAPRAは、ADIは現時点で「問題なく強固」のベンチマークを満たしているため、ADIに対して追加資本の調達を要求することはAPRAの意向ではないことも述べている。よって、APRAは、現行の自己資本フレームワークに基づき、ADIに対する既存の「問題なく強固」の自己資本ベンチマークに業界レベルで一致させるべく、ADIについて提案されたドルベースの自己資本要件の調整を図っている。しかし、これらの変更案が個々のADI（ANZBGLを含む。）に及ぼす影響は、APRAが適用する最終的な要件によって異なる。

- COVID-19への対応として、2020年4月、APRAは、自己資本管理に関するガイダンスを定め、これにはADIが適切な配当水準の決定の延期を慎重に検討することへの期待が含まれていた。2020年7月、APRAはガイダンスを改訂し、この改定には、ADIが配当に関して慎重な姿勢を維持し、2020暦年内はADIが資本分配に関する決定を行う場合に収益の少なくとも半分を維持することへの期待が含まれた。2020年12月、APRAはさらにガイダンスの改訂を行い、それに従い2021暦年からAPRAは銀行について収益留保の最低水準を設定することはなくなるが、ADIは引き続き周到で注意深い資本管理計画を求められる。APRAは、収益、資本および経済情勢の見通しを考慮して持続可能な配当率を注意深く検討する責務は、取締役会が負うと述べている。当グループの1株当たり25セントの中間配当（2020年9月30日に株主に支払済み）および1株当たり35セントの2020年度最終配当（2020年12月16日に支払済み）は、2020年7月のガイダンスを考慮したものであった。
- RBNZは、ニュージーランドの登録銀行に関する自己資本比率のフレームワークの包括的な見直しを完了し、2019年12月に資本レビューの主要な要素に関する最終決定を公表した。当グループへの正味の影響は、2021年3月31日から移行期間の最終日までの約7億豪ドルのCET1資本の増加である（当グループの2021年3月31日現在の貸借対照表に基づく）。この金額は、ANZニュージーランドの自己資本要件の変更（例えばRWAの増加によるもの）、潜在的な配当金額およびRBNZの最終的な要件を満たすためにANZニュージーランドがすでに保有している自己資本の水準に従い、時が経つとともに変化し得る。移行期間の終期は2028年7月1日である。
- 2021年3月31日、RBNZは配当制限を緩和し、銀行の利益の50%を上限として株主への配当として支払うことを認めると発表した。50%の配当制限は2022年7月1日まで実施され、その時点でRBNZは制限を完全に撤廃する意向である。RBNZはまた、ANZニュージーランドその他のニュージーランドで設立された登録銀行に対して、2020年4月から2021年4月までは資本商品の償還を行わないよう通達した。これにより、ANZニュージーランドは、キャピタル・ノートについて、その利札の支払は継続できる（一定の条件に服する。）ものの、2020年5月に償還することはできなかった。さらに、ANZニュージーランドは、2020年5月にキャピタル・ノートの転換オプションを行使しない旨を発表した。当該キャピタル・ノートの要項は、2022年5月に、変動する数量のANZBGL普通株式に転換されることを定めている（一定の条件に服する。）。この転換により、当グループのレベル2のCET1資本は、約10ベシス・ポイント増加する予定である。

ASICの規制に関する優先事項の再調整

ASICは2020年3月23日、COVID-19により生じた課題に規制上の取組みを集中させると発表した。それ以来、ASICは、重大な消費者被害のリスクがある事項、重大な法令違反がある事項、市場の廉潔性リスクがある事項、および緊急を要する事項に優先的に対応してきた。これには、ローンの返済猶予プログラムおよび困難に対処する顧客への重点的な取組みが含まれた。ASICは、緊急を要さない目先の活動の多くを直ちに停止した。これらの活動には、ASICの緊密かつ継続的なモニタリング・プログラムなどの、いくつかの協議、規制上の報告および現地レビューが含まれる。2020年4月、ASICは、COVID-19を踏まえた規制業務および優先事項の変更について、さらなる詳細を発表した。これには、市場の監視業務を強化することや、執行活動を継続することが含まれる。ただし、ASICは、COVID-19の影響を考慮に入れるために実施中である調査の時期および手続には変更があり得ると述べた。2020年5月、ASICは、モーゲージ・ブローカーの最善の利益義務および報酬改革、ならびに設計および分配義務の開始日を6か月延期して、それぞれ2021年1月1日および2021年10月5日にするを発表した。2020年8月、ASICは、2020年から2024年までのコーポレート・プランを発表し、その中でCOVID-19のパンデミックの影響ならびに規制環境におけるより長期的な脅威と危害に対処するためにASICが採っている措置が概説されている。ASICの重要な考慮事項は、オーストラリア経済の長期的な回復を支援することである。COVID-19のパンデミックを受けてASICが公表した戦略的優先事項には以下が含まれる。（ ）脆弱性が高まった時期における危害からの消費者の保護、（ ）金融システムの回復力および安定性の維持、（ ）COVID-19のパンデミックの影響に対処するためのオーストラリア企業の支援、（ ）最も有害な行為の特定、阻止、それに対する強制執行措置の継続、ならびに（ ）困難な時期におけるASICの組織の能力の構築の継続。

王立委員会

王立委員会は、法の改革、自主規制基準ならびにASICおよびAPRAの業務に関する76の勧告を行い、それらの勧告の多くは既に実施されている。政府は、残りの勧告の実施の完了に引き続き注力したと述べた。さらに、王立委員会の主導により、規制当局が当グループを含む各金融サービス事業体の調査の範囲を拡大し頻度を増加させており、または今後そのように主導する可能性がある。また、これらの勧告は、コストの増加につながる可能性があるとともに、さらなる規制活動に伴うエクスポージャー、またはクラス・アクション、個別請求、顧客救済もしくは補償行為等の潜在的な顧客に関するエクスポージャーを含む、さらなるエクスポージャーをもたらすこともありうる。また、かかる勧告は当グループの競争環境の調整をもたらす可能性がある。これらの潜在的エクスポージャーおよび変化の結果および関連する費用の総額は依然として不明であり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

競争に関する法律、規則および調査

金融サービス部門における競争の規制について重点的な取り組みがなされている。2021年2月、ACCCは今年度の執行優先順位を発表し、金融サービスが重要な優先事項として再び取り上げられた。ACCCは、2020年12月に発表されたACCCの住宅ローン価格調査の最終報告書からの提言を最後まで遂行すると述べた。かかる提言には、借り手がローン提供会社を切り替えることで利益を得られるかどうかを検討するよう促すこと、住宅ローン免除プロセスの変更、ACCCが住宅ローン市場の競争と価格を監視する役割を継続することなどが含まれていた。これらの変更により、当グループが負担する法令順守コストが増加する可能性がある。ACCCは、特にオーストラリアの4大銀行による合併や買収を厳しく審査し、また、ローンの返済猶予期間が終了した際の回収に起因する問題についても注視していくと述べている。

製品に関する法律、規則および調査

当グループを含む金融サービス事業者が提供する商品の適合性について重点的な取り組みがなされている。責任ある消費者向け融資に関する規制政策は大きな進展を見せ、監督は大幅に強化されており、事業慣行の見直しと変更が引き続き推進されている。責任ある消費者向け融資に関する進展および監督の結果、さらに法、規制または政策が改正された場合、かかる変更は、当グループの将来における消費者向け融資業務の提供方法に影響を与えることがあり、これがかかる分野の当グループの業務に一部悪影響を及ぼし、結果的に当グループのポジションにも悪影響が及ぶ可能性がある。ASICは、2019年12月に責任ある融資に関する法律についての最新の規制ガイダンスを発表した。2020年12月に政府は、ADIの責任ある貸付に関する義務についてのの変更を含むオーストラリアの信用枠組みの変更を行うための法案を提出し、それによりAPRAは既存の基準に関連してADIの規制を引き続き行い、一方ASICは新基準に関連してADI以外の規制を行うことになる。金融商品および追加保険の繰延販売モデルに関連して、最近、より厳格に不招請勧誘を禁止する法律が可決された。2021年10月5日にオーストラリアで発効した金融商品および信用商品の設計および販売義務に関する法律では、特に当該商品の発行者および販売会社に対し、適切な対象市場を特定し、その対象市場にアクセスできるよう当該商品を販売するための要件を導入する。不遵守に対しては多額の罰金が科せられており、かかる法律の制定は将来における金融商品の発行およびマーケティングを行う当グループの能力に影響する可能性がある。金融商品の販売要件に起因する法令順守コストの増加は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

監督権限の強化、企業に対する罰金の引き上げおよび規制当局のための財政的支援の強化

オーストラリア消費者法を含め、オーストラリアにおける法律違反に対する罰金が引き上げられ、規制当局の権限および規制当局による違反の取り締まりのための財政的支援が強化されている。強化の対象となった監督権限には、ASICの商品介入権限、ならびにASICの指示権限の拡大案が含まれる。2019年3月、オーストラリア政府は、執行活動の支援ならびに規制および監督の強化のための追加資金提供として、ASICに対して4億豪ドル超およびAPRAに対して1億5,000万豪ドル超が提供される旨を発表した。2019年財政法改正法（企業および金融部門に対する罰則強化）により、企業および金融部門による様々な義務違反に適用される処罰が大幅に強化された。当グループに対してかかる罰金が賦課された場合、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

上級役員の説明責任に関する法律および規則

銀行部門の上級役員に適用される罰金と特定の規則が強化されている。銀行役員説明責任体制（「BEAR」）がADIグループにおける取締役および大部分の上級役員に関する責任および説明責任の枠組みとして導入された。2020年1月、オーストラリア政府はBEARを金融説明責任体制（「FAR」）に置き換えることを発表した。FARは、説明責任体制の適用範囲を他のAPRA規制対象企業に拡大することを提案している。FARは、APRAとASICにより共同で管理され、個人を含むあらゆる違反行為に対してより厳しい民事罰を課す可能性がある。BEARの制定およびFARが当グループにもたらす潜在的なリスクには、罰金の支払リスクならびに優秀な取締役および上級役員を誘因および維持するための当グループの能力に対するリスクが含まれる。

その他の政府または規制当局による金融部門に対する介入

オーストラリア政府および規制当局によるオーストラリアの銀行に関する審議および介入が進行している。これらの審議は広範囲に及び、税金や賦課金によるものを含む当グループのポジションに悪影響を及ぼすおそれがある法規制の変更または措置につながる可能性がある。また、銀行の審査は、過去および継続中の2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（連邦法）の違反の申し立てに関連して他のオーストラリア主要銀行2行に対して2017年および2019年にAUSTRAC（マネーロンダリング、組織犯罪、脱税、福祉詐欺およびテロ資金調達の特定を目的として金融取引を監視するために設立されたオーストラリア政府の金融情報機関）による民事上の罰則手続きが開始された後に大幅に強化された。オーストラリア議会の貿易・投資成長に関する両院合同常任委員会は、オーストラリアの輸出産業への投資に関する健全性規制の調査について制定した。権限委任条項では、銀行業、保険、年金の健全性基準および慣行ならびにこれらが企業や地方、地域および国の経済にどのような影響を与えているかに焦点が当てられている。この調査がANZBGLに与える影響（もしあれば）は、現時点では明らかではない。下記リスク要因18.「マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

業界自主規制

リテールおよび小規模企業バンキングに影響する業界ベスト・プラクティスの指針および基準に対して重点的な取り組みが続けられている。業界規範および慣行の指針を含む自主規制商品における変更により、当グループではコンプライアンスの実施および監視のための資金が必要となっている。新たなオーストラリア銀行業行動規範が2019年7月に発効し、一定のリテールおよび小規模事業者の商品ならびに手順に対するさらなる変更が2020年3月に導入された。また、影響を受けやすい顧客との業務に関する業界の指針が考案中である。金融サービス王立委員会に対応し、法律により、一定の業界規範規定を「強制可能な規定」とみなすことができ、その違反に対して民事罰が課される。2021年後半には、銀行業行動規範のどの規定を「強制可能」と指定すべきが決定するためのプロセスが実施される予定である。

オープン・バンキング法

オープン・バンキングは、2019年8月に法律として制定されたオーストラリアにおける新たな消費者データに関する権利の一つである。確立された消費者データに関する権利は、商品とサービスを比較し切り替える消費者の能力を向上させるものである。2020年7月1日より、個人顧客は、銀行に対し、預金および取引口座ならびにクレジットおよびデビットカードに関する自身のデータを共有するよう要請することができ、それ以来、多数の追加の商品に範囲が広がられている。オーストラリアの銀行業界への新規参入者に対する障壁を削減することが期待されている。オープン・バンキングにより競争が促進される可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

2020年12月23日、オーストラリア政府は「消費者データに関する権利の将来の方向性に関する調査」の報告書を公表した。かかる報告書には、現在オープン・バンキングを支えている消費者データに関する権利（CDR）の拡大に向けた100の勧告が含まれている。その中には、CDR制度を通じて、認定された者による一般的な行為の開始（例えば、商品の開設、管理および解約など）ならびに支払いの開始を可能にする勧告が含まれている。これらの勧告が政府によって実行されれば、競争がさらに高まる可能性がある。政府はこの報告書に対して2021年後半に回答すると発表している。

サイバーセキュリティ

オーストラリア政府は、重要インフラのセキュリティおよびレジリエンスを改善してオーストラリアの必須サービスの保護に取り組むと表明している。2020年12月には2020年セキュリティ法改正（重要インフラ）法案が提出された。当該法案が可決された場合、オーストラリアの重要インフラに関する規制枠組みが拡充され、これに銀行が含まれる可能性がある。当該法案が可決された場合のANZBGLに及ぼす影響は、現時点では明らかになっていない。

オーストラリア以外：

ニュージーランドにおける進展

ニュージーランドの政府および規制当局は、ニュージーランドの金融機関に対する大幅な法律上および規制上の変更の提案を行った。これらの変更には、とりわけ以下が含まれる。RBNZによる自己資本要件の改正、RBNZの改正外部委託方針（BS11）の改訂、ANZニュージーランドの登録条件の変更、2019年金融サービス法制改正法（FSLAA）の成立および2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法との置き換え、金融市場（金融機関の行為）改正法（FMCIA）案に基づく金融機関に対する行動規制案、1989年ニュージーランド準備銀行法の見直しおよび修正代替法案、ならびに2019年信用契約改正法（CCLA法）の成立。上記の変更は、ANZニュージーランド・グループに悪影響を及ぼす可能性があり、潜在的にその企業構造、事業、戦略、資本、流動性、資金調達および収益性、コスト構造、顧客のためのコストおよび信用の利用ならびにさらに広い範囲にわたる経済に影響し、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

自己資本改革の延期に加え、RBNZはBS11の移行期間を2023年10月1日まで延長し、CCLA法の一部の規定の発効も延期している。

その他の国外における進展

その他の国外の規制上の進展には、米国金融規制（ドッド・フランク法に対する法改正およびボルカー・ルールの改正を含む。）の変更、シンガポール、香港および英国における上級役員の説明責任についての変更、ヨーロッパにおけるさらなるデータ保護規制の導入、多くの関連法域における非清算OTCデリバティブの当初証拠金要件のさらなる段階の実施、銀行が欧州銀行間取引金利（EURIBOR）およびシンガポール銀行間貸出金利（SIBOR）の改正に備えることへの要請ならびに無リスクレートへの移行によるLIBORおよびその他の銀行間オファード・レートの廃止、が含まれる。LIBORに関するリスクの詳細は、上記リスク要因8。「予定されているLIBORの廃止および他のベンチマーク・レートに影響を及ぼす進展は、当グループの証券発行ならびにその資本市場活動および投資活動に悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

関連法域における当グループによる法律、規則または方針の不遵守は、規制上の調査、法律上もしくは規制上の制裁、財務損失もしくはレピュテーションの喪失、訴訟、罰金、刑罰、当グループが事業を行う能力の制限、関連する規制上の免許の取消し、停止もしくは条件の変更またはその他の強制執行もしくは行政処分もしくは合意（強制執行可能な約束など）につながる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの事業に対するCOVID-19のパンデミックの影響により、規制の変更または規制当局に対してもしくは公に行った確約への取組みに必要な措置の実施が遅延する可能性がある。いかなる遅延も、規制当局がその監督義務または法規制の変更について、どのように選択しその優先順位、時期および適用を調整するかに左右される。

上記の不遵守が発生すれば、当グループは第三者（集団訴訟手続きによるものを含む。）からの訴訟リスクに晒されることになる。訴訟（集団訴訟手続きを含む。）の結果により、第三者への補償金の支払いおよび／またはさらなる救済行為につながる可能性がある。当グループの訴訟および偶発債務に関する情報については、リスク要因17。「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」および要約中間連結財務書類の注記21を参照のこと。

17. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、2021年3月31日現在、要約中間連結財務書類の注記21に概要が記載される事項に関する偶発債務を有していた。

注記21は特に以下の説明を含む。

- ・ 監督当局および顧客に対するエクスポージャー
- ・ ベンチマーク / 金利に関する訴訟
- ・ 資本調達に関する訴訟
- ・ 消費者信用保険訴訟
- ・ Esandaのディーラー自動車ローンに関する訴訟
- ・ OnePathの年金に関する訴訟
- ・ 王立委員会
- ・ 担保回収の訴訟
- ・ 保証および補償

近年において、当グループでは、規制当局とのやり取りを要する事案件数が増加している。また、とりわけオーストラリアおよびグローバルの両方の金融機関に対し、規制当局による調査、監視および見直しの性質および規模、民事および刑事における執行活動（訴訟であるか否かを問わず）、公式および非公式の照会、規制当局による監視活動ならびに規制当局による罰金額が大幅に強化されている。当グループは業界全体に対する見直しおよび当グループ固有の見直しの両方の一環として規制当局からの各種通知および情報の請求を受け、勧奨に基づき規制当局に対する開示も行った。これらのやり取りの性質は広範囲にわたり、例えば責任ある貸付慣行、規制上の貸付要件、商品の適合性および流通、利息および手数料ならびにそれらを課す資格の付与、顧客救済、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場における行為および金融取引、資本市場取引、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する義務、報告および開示義務ならびに商品の開示書類などの一連の事項が含まれている、または含まれてきた。規制当局に対するエクスポージャーに加えて、顧客に対するエクスポージャーも存在する可能性がある。これらにはクラス・アクション、個別請求または顧客救済もしくは補償行為が含まれる。かかる見直しおよび可能性のあるエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟、規制上措置、訴訟もしくは仲裁手続きまたはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

18. マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

マネーロンダリング防止（AML）、対テロ資金（CTF）および制裁遵守は、近年、重要な規制上の変更および執行の対象となっている。当グループが業務を行う環境が複雑さを増すことによって、これらのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスのリスクが高まってきている。さらに、国内および世界の双方における金融機関によるコンプライアンス違反の結果ならびに関連する罰金および和解金額の透明性の向上は、これらのリスクが引き続き当グループが注視する分野であることを意味する。

近年、主要なAML/CTF規制当局による「報告事業体」（オーストラリアにおける「報告事業体」とは、銀行口座開設やローンの提供など少なくとも1つの「指定サービス」を顧客に提供する法人を意味する。）に対する措置が強化されている。AUSTRACは、オーストラリアの多くの報告事業体がAML/CTFのリスクの特定、軽減および管理のために必要なシステムと管理に十分な投資を行っていないとの見解を引き続き公に表明している。

2019年後半、2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法の過去の報告違反の申し立てに関連してオーストラリア主要銀行の1行に対してAUSTRACによる民事上の罰則手続きを開始した。2020年9月、同意された陳述書が連邦裁判所に提出され、その結果、同銀行に対して13億豪ドルの民事制裁金が課された。これはオーストラリアで金融機関に課された過去最高額となる制裁金（AUSTRACによる制裁金のこれまでの最高額の2倍近くに相当する。）であり、AUSTRACが引き続き、AML/CTF規制体制の重要な不遵守に対して罰則を科していることが裏付けられた。さらに2018年以降、AUSTRACは、違反通知書を発行する権限を有しており、それに従って多大な罰則を科することができる。AUSTRACは、違反が比較的少数（100未満）であるものの、このアプローチを2回使用して報告事業体に対し違反通知書を発行している。さらに、AUSTRACその他の規制当局は、民事罰手続きの開始により、速やかにその強制執行権限を行使する意思を示している。

同様に、RBNZは、ニュージーランドの2009年マネーロンダリング防止および対テロ資金対策法の違反に対して正式な強制執行措置を採る意欲を高めていると述べており、他の規制当局（アジア太平洋地域を含む。）も自国のAML/CTF法の不遵守に対して措置をとる傾向が強まっている。

COVID-19のパンデミックが当グループが事業を展開する多くの法域で様々なペースで進行を続ける間、金融犯罪の程度および種類の綿密な監視を当グループ全体にわたって継続する。現在までに、犯罪者がCOVID-19を偽装に利用して脆弱な顧客を標的とする詐欺の種類に加え、個人情報の窃盗および虚偽の政府の支援への申請も変化している。潜在的なマネーロンダリングやテロリズムの資金調達活動に対する警告の管理については、リソースの可用性および/または作業体制の変更の双方とも原因となって遅延する可能性があるリスクが引き続き存在している。

AML/CTFおよび制裁関連の法律の不遵守リスクは、当グループの規模および複雑性ならびにいくつかの必須の報告要件の透明性の欠如を考慮すると、引き続き高い。仮想通貨の発行者／交換業者およびウォレット・プロバイダーならびにフィンテックやその他のディスラプターを通じたまます複雑化する送金の取決めなどの新興技術により、資金の流れを追跡し、関連取引の監視を進め、報告義務を満たす当グループの能力が制限される可能性がある。さらに、当グループの技術の複雑性ならびにAML/CTFおよび制裁遵守において機能するシステムの変更の頻度の増加により、当グループは、システムおよび制御への影響を誤って特定できないリスクに晒されている。資金の流れを報告し、マネーロンダリング、テロ資金調達その他の重大な犯罪に対抗するための強固なプログラムを実施できないと、当グループおよびその従業員に財務上、法的およびレピュテーションの面で深刻な影響が及ぶ可能性がある。

上記の結果、罰金、刑事上および民事上の罰則、民事訴訟、レピュテーションの毀損および一定の法域で事業を行うことの制限などが発生する可能性がある。これらの結果によっては、個別または集团的に、当グループのポジションに悪影響が及ぶこともあり得る。当グループの海外業務により、当グループを規制当局による強化された監視下に置かれ、法令順守コストが増加する可能性がある。

19．金融政策の変更は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

中央金融当局（RBA、RBNZ、米国連邦準備制度理事会、イングランド銀行および当グループが業務を行うアジアの法域の金融当局を含む。）はそれぞれ関連法域で通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利の設定またはその他手段を取っている。加えて、法域の一部では、通貨政策も、全般的な事業状況ならびに通貨および信用の需要に影響を与えるために使用される。これらの手段および政策は、当グループの貸付および投資の資金コスト、ならびに当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える可能性がある。これらの要因は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。中央金融当局の取る手段および政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。

当グループが業務を行う法域において多くの中央金融当局は、政策金利の引き下げを積極的に行っており、異例な金融政策の採用を現在検討、実施または拡大している。RBA、米国連邦準備制度理事会およびRBNZを含む世界中の中央銀行が、経済成長の減速に対応して2019年において利下げを行い、2020年においてもCOVID-19による成長に対する新たなリスクに対応して再び利下げを行った。2020年11月3日、RBAは、オーストラリア経済に対するCOVID-19発生の継続的な影響に対応して、政策金利（キャッシュレート）をオーストラリアの過去最低金利となる0.1%まで引き下げた。また、RBNZは、2020年3月にニュージーランドのオフィシャル・キャッシュレート（政策金利）を過去最低の0.25%に引き下げた。低金利またはマイナス金利は、当グループの利ざやを圧迫し、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性が高い。

かかる政策金利および金融政策の変更を予測することは困難であり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

20．法令順守コストの増加、（依然進行中である）グローバル顧客の税務の透明性に関する制度により課される重要な義務に関する罰金の拡大および継続中の規制当局の審査によるリスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループを含めたすべてのグローバルな金融機関（「FI」）によるFATCA、OECDの共通報告基準（「CRS」）、およびこれらに類する租税回避対策制度を含むグローバル顧客の税務の透明性に関する制度への遵守に関して、強制的かつ大幅な変更が行われており、また規制当局の関心も高まっている。これらには、回避を封じ、不遵守を阻止、検出し、罰則を科すための、詳細な規則およびフレームワークの執行および実施が含まれる。

適用対象のFIとして、当グループは、世界中に相関関係が存在する業務環境において業務を行っている。このような状況下では、多様な制度に基づき義務は高度に複雑かつ厳格な性質を有し、このことは当グループのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクを増加させている。これは、規制当局によるFI（当グループを含む。）への監視の強化、FIによるコンプライアンス違反および不遵守に関する罰金の一般的な増加傾向と連動する可能性がある。そのため、グローバル顧客の税務の透明性に関する制度の遵守は引き続き当グループの主要な関心分野となる。

継続中のOECD諸国の政府レベルでの相互審査および規制当局によるFIのコンプライアンス審査により、引き続きFIに対する監視は強化されており、それが既存の義務のさらなる厳格化およびCRS遵守への重点的取り組みという結果をもたらしている。不遵守の防止および処罰のために罰金制度が十分であることを確保するよう、各採択国はOECDにより迫られている。

FATCAおよびその他米国財務省の規則に基づき、当グループは以下の影響を受ける可能性がある。

- ・ 継続中の詳細にわたる義務を適切に履行できない場合、一定金額（顧客に支払われる金額を含む。）に対して30%の源泉徴収税を課せられ、上位支払者に対して一定の情報を提供するよう求められる可能性があり、また、その他の不利な影響も受ける可能性がある。
- ・ 米国と当グループが業務を行う適用ある法域との間のFATCAに関する政府間協定が失効した場合、広範なコンプライアンスの問題、重大な源泉徴収に関わるエクスポージャー、競争面での不利な状況およびその他の業務上の影響を受ける可能性がある。

CRSの下で、当グループは、

- ・ 太平洋地域などの当グループが事業を行っている発展途上国における課題に直面している。これらの国々の現地規制当局は一般に「パートナー」国家から支援を受けており、かかるパートナー国家が実施を困難にするような基準を導入する可能性がある。
- ・ 所定の顧客情報の収集または報告の不履行について現地の規制当局により多額の罰金が科されており、現地の法律および規制の実施において国ごとに特有の大きな違いに対処しなければならない。
- ・ 規制当局の取り組みの重点がCRSの当初の立ち上げからその効果的な実施へ移ったため、他のFIと共に、ますます厳格化する規制当局による監視と措置を受けている。規制当局の関心が強まることにより、影響を受けた顧客に重大な不利益な体験（一方的な口座の凍結および閉鎖を含む。）がもたらされる、当グループのポジションに悪影響が及ぶ、また、他のFIが同様のことを履行していない場合には、重大な競争上の不利益を受ける可能性がある。

当グループの規模および複雑性は、他のFIと同様に、FATCA、CRSおよびその他の税務報告制度への不注意による不遵守を犯すリスクが高いことを意味している。実施されたプロセスを上手く運用できない場合、当グループおよびその従業員に法律、財務およびレピュテーション面への影響が生じる可能性がある。かかる影響には、罰金、刑事上および民事上制裁、民事上の請求、レピュテーションの毀損、競争上の不利益、事業損失、事業遂行上の制約が含まれる。

COVID-19の問題は、世界的な規模で、システム、ツールおよび情報へのスタッフによるアクセスを制限しており、規制当局が期待するエラーのゼロ率の達成が要求されている継続的な改善活動のみならず、義務付けられたFATCAおよびCRSの規制上の報告、顧客へのフォローアップに関する戦略、規制当局からの勧告の解決と対処を含む、規制上の義務を必須の期間内に履行することに影響を与えている。企業自身の税務上の申告や納税に関連する当グループの国際的な税務上の義務も同様に影響を受ける可能性がある。世界の規制当局からある程度の寛容さを与えられることが予想されるが、規制上の義務を要求される質の水準までかつ期間内に履行するにあたっての不備や遅延の結果として、規制当局によるさらなる監督、関連する罰則およびレピュテーションへの影響が発生するリスクが増している。

これらの影響は、個別的または集散的に、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

21. いずれかの法域における当グループの営業免許の予期せぬ変更は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、様々な国、州および特別地域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、営業免許の条件に対し、当グループがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予期できない変更がなされた場合には、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

内部統制、オペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスク

22. オペレーショナル・リスク事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、社内手続き、人員およびシステムの不適切もしくは障害、または外的事象から生ずる損失リスクおよび／または法の不遵守に関するリスクである。この定義には法的なリスク、サイバー・リスク、コンダクトおよびカルチャー・リスクならびに社内手続き、人員、および／またはシステムの不適切もしくは障害から生じるレピュテーションの喪失または損害リスクを含むが、戦略的なリスクは含まない。

オペレーショナル・リスクの種類には以下が含まれる（ただし、これらに限られない。）：

- ・ 内部不正行為（例えば、従業員または請負業者に関連するもの）
- ・ 社外の詐欺（例えば、不正なローンの申請またはATMスキミング）
- ・ 雇用慣行、主要スタッフの喪失、不十分な職場の安全および雇用方針の効果的な実施の失敗
- ・ 顧客、商品および事業慣行への影響（例えば、顧客データの悪用または反競争的行為）
- ・ 事業の中断（システムの不具合を含む。）
- ・ レピュテーション・リスク（リスク要因23.「レピュテーション・リスクに関する事象は、業務上の不履行および規制の不遵守とともに、レピュテーション・リスクを引き起こす可能性があり、これが利害関係者の信頼を損ない、当グループのブランドを低下させ、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）
- ・ サイバー・リスク（リスク要因25.「ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因26.「サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）
- ・ コンダクトおよびカルチャー・リスク（リスク要因24.「コンダクト・リスク事象は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。）
- ・ 物的資産への損害
- ・ 遂行、提供および手続き管理（例えば、手続上の過誤またはデータ管理の失敗）
- ・ 金融犯罪（リスク要因18.「マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。）

オペレーショナル・リスク事象による損失は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。かかる損失には罰金、刑罰、資金もしくは資産の損失もしくは盗難、訴訟費用、顧客補償、株主価値の喪失、レピュテーションの喪失、人命損失もしくは負傷ならびに資産および／または情報の損失を含む。

また、APRAの要件に従い、ANZは、将来のオペレーショナル事象の発生に備えて「オペレーショナル・リスク資本」準備金を維持しなければならない。

COVID-19の問題は、リモートワーク制度の採用を含め、当グループの業務の行い方に多くの変化をもたらした。オーストラリアおよびニュージーランドにおける規制解除は多くのANZスタッフのANZ社屋内での勤務への復帰を可能にした一方で、多数のANZスタッフがリモートワークを続けている。関連スタッフにリモートワーク機能の利用を可能にする技術の導入は成功しているが、デジタル・チャネルへの依存度が高まると、サイバー攻撃関連のリスクが高まり、それらの攻撃が当グループのシステムやサービスの可用性に影響を与える可能性があり、これが当グループの技術資産のみならず、第三者の技術サプライヤーや通信事業者など当グループが依存している重要なサービスに影響を与える可能性がある。

上記の影響のすべてまたはいずれかにより、生産性が低下し、重要な活動の完了が遅れ、または規制当局による監視が強化される可能性があり、それに続いて顧客への救済行為または罰金が発生する可能性があり、これらすべてが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

23. レピュテーション・リスクに関する事象は、業務上の不履行および規制の不遵守とともに、レピュテーション・リスクを引き起こす可能性があり、これが利害関係者の信頼を損ない、当グループのブランドを低下させ、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループのレピュテーションは貴重な財産であり、事業のイニシアティブおよび資金調達力または資本調達力に関して地域社会から受ける支援に大きく貢献している。

レピュテーション・リスクは、外部の事象または業務上の不履行および規制の不遵守を含む当グループの実際のまたはそのようにみなされる行為および慣行の結果として生じる可能性がある。これらの事象が発生すれば、当グループに対する一般（当グループの顧客を含む。）、株主、投資家、規制当局または格付機関の認識に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループのレピュテーションに関するリスク事象の影響は、リスク事象そのものの直接的なコストを上回る可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの慣行の一つが社会の期待に応えることができなかった場合、当グループはレピュテーションから生じる損害を被る可能性がある。これらの期待は適用法に従うために必要な基準を超えて求められることもあるため、当グループは法的義務を果たしている場合でもレピュテーションによる損害を被る可能性がある。社会の期待と当グループの慣行との相違は、商品およびサービスの開示の慣行、価格設定方針ならびにデータの利用を含め、多くの状況で発生しうる。さらに、当グループのレピュテーションは、広範な金融サービス業界に対する社会の認識により悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19の影響が継続し、長期の財務的および非財務的な影響の全容がまだ判明していない中で、当グループの行為が意図しない結果をもたらす可能性があり、それによって当グループに対する否定的な認識が生じる可能性がある。

また、一定の業務上の不履行および規制の不遵守または業務上の不履行および規制の不遵守とみなされることがレピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。かかる業務上の不履行および規制の不遵守には、以下が挙げられる（ただし、これらに限定されない。）。

- ・ 身元確認義務の充足に関する不履行
- ・ 商品の開発に関する新たに発生する不履行
- ・ 継続中の商品モニタリング活動に関する不履行
- ・ ターゲット市場外で商品販売を行う際の適合性要件に関する不履行
- ・ 市場操作または反競争的行為
- ・ 開示義務の不遵守
- ・ 不適切な危機管理 / 危機的事象への対応
- ・ 不適切な顧客苦情処理
- ・ 不適切な第三者との取決め
- ・ プライバシーの侵害、および
- ・ 不測のリスク（例えば、信用、市場、オペレーショナルまたはコンプライアンス）

当グループのレピュテーションに対する損害は、当グループの収益性、規模および資金調達費用、規制当局による監視の強化、規制当局による強制措置、追加的な法的リスク、ならびに新規事業機会の獲得可能性への悪影響など、広範囲に影響を及ぼす可能性がある。当グループのレピュテーションが損なわれる場合、当グループが顧客を引き付け維持する能力もまた悪影響を受ける可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

24. コンダクト・リスク事象は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、行為に関連するリスクを当グループが事業活動を行うにあたり、消費者の利益、金融市場の一体性および地域社会の期待を当グループ、従業員または代理人が適切に考慮しないことから生じる損失または損害のリスクとして定義している。

コンダクト・リスクには以下のものを含む。

- ・ 顧客に対する不相応または不適切な助言の提供。
- ・ 商品もしくはサービスに関する不正確な説明もしくは開示、または顧客に対してリスクおよび利益について十分な情報を提供しないこと。
- ・ 条件、開示、提案および／または助言に従った商品の特徴および利益の伝達ができないこと。
- ・ 利益相反を適切に防止または管理することができないこと。
- ・ 不適切な苦情処理または改善プロセス。
- ・ 経済的困難にある顧客に対する義務を尊重せず、遵守しないこと。
- ・ 当グループの方針および基準に反した金融市場における無許可の取引活動

オーストラリアおよびニュージーランドも含め、コンダクト・リスクに対する規制当局および地域社会の関心は増してきている。当グループは、様々な顧客救済プログラムの実施の任務を負う中央化された専門チームを有しており、それには当グループの見直しから明らかになった特定の行為に関する問題への対処が含まれる。コンダクト・リスク事象は、当グループに対して、規制当局の措置、銀行業免許の制限もしくは条件および／またはレピュテーションへの影響をもたらすこともあり、それにより当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。救済プログラムが適切に実施されない、またはさらなる救済業務が必要となる可能性があり、これが訴訟、規制上の措置および／または当グループの費用の増加を招き、これらのすべてが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

COVID-19のパンデミックにより、リモート勤務の従業員が増加し、それが従業員の行動ならびに／または当グループのシステムおよびプロセスに影響を与える可能性があり、また、顧客や市場の完全性に悪影響を与えたり、または当グループが地域社会の期待に応えられなくなるリスクが高まる可能性がある。また、経済が回復し始め、政府または企業が課すCOVID-19対策が廃止されるにつれて、当グループが個々の状況に応じた支援を提供できなければ、未だに困難な状況にある個々の顧客が不利益を被る可能性がある。

コンダクト・リスクに対する規制上の関心の高まりについての詳細は、リスク要因16.「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因17.「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

25. ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの日々の活動およびそのサービスの提供（デジタル・バンキングを含む。）は情報技術（「IT」）システムに大きく依存している。ITシステムまたは当グループが使用もしくは依存するサービスに混乱が生じた場合には、当グループがコンプライアンス義務を履行できない、および／または顧客のバンキング業務の要求に応えられない可能性がある。

当グループのITシステムに対するサイバー攻撃による脅威の頻度と規模は増大を続け、絶え間なく変化し続けている。組織に対するサイバー攻撃は、単独の個人によるものから一般的にそれよりはるかに高度な国家によるものまで多岐にわたる可能性がある。当グループは、サイバー攻撃からの防御に向けた方針と手続きを実施しているが、とりわけ高度に複雑化されたおよび／または斬新な技術を用いた十分な資金力を持つ加害者からのサイバー攻撃によって引き起こされるものを含め、混乱を防止または最小化する効果的な措置を予想または実行できない可能性がある。

当グループは、ITシステムを維持し、IT資産のライフ・サイクル、IT資産のプロジェクト・デリバリー、技術のレジリエンス、技術のセキュリティ、第三者の使用、データの保持/復元またはビジネスルールおよび自動化などを含め、技術の利用に起因するリスク・エクスポージャーを特定し、評価し、および対応する責任を継続的に負う。これらのリスク・エクスポージャーへの対応が不十分であったときは、不安定もしくは安全でないシステムまたは当グループの顧客に対するサービス能力の減退、費用の増加、ならびに規制要件の不遵守を招く可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼすことがあり得る。例を挙げると、COVID-19のパンデミックに対応するため、当グループのスタッフおよび第三者である請負業者の多くは、遠隔地や代替の作業現場から作業しており、このことが当グループの生産性に圧力およびシステムへのリモート・アクセスに負荷をさらに与えている。

当グループは、短期および長期の双方にわたる障害発生時にも重要なITシステムが稼働し続けることを確保することを目的とした災害復旧・事業継続対策を実施している。しかしながら、COVID-19は、世界的なパンデミックのような大規模で思いも寄らない事象に向けてこれらの対策を対応させることが必要であり、また、重要な情報システムが長期間にわたり、複数の法域にまたがる多数の技術者やビジネスユーザーによってサポートおよびアクセスされることが保証されなければならないことを浮き彫りにしている。かかる対策が効果的に実施できない場合には、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、ANZニュージーランドを含むANZネットワーク内のすべての国における事業は、多くのITシステムの供給について当グループに依存している。当グループのシステムにおける不備がANZネットワーク内の各国に影響を及ぼし、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

26. サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

情報セキュリティにおいて最も注力される点とは、情報および技術システムを機密性、整合性または可用性の中断から保護することにある。銀行として、当グループは、事業を展開する複数の地域においてその顧客およびその内部業務について相当な量の個人情報および機密情報を扱う。かかる情報は、内部および第三者のホスト環境の双方において処理および保存される。当グループまたは第三者が行うセキュリティ管理のいかなる不備も、当グループの事業に悪影響を与える可能性がある。

システムおよび情報に対するリスクは、例えば政治的脅威またはテロリストもしくは犯罪組織による標的型サイバー攻撃が増大している一部の国においては本質的により高くなる。

当グループは、高度な持続的脅威、分散型サービス妨害、マルウェア（破壊工作ソフト）攻撃およびランサムウェアなどのサイバー攻撃の脅威が絶え間なく進展し、より洗練され、増加していることを認識している。COVID-19のパンデミックにより、長期にわたってオフサイト（現場の外）で働くスタッフの数が増加したため、当グループの情報セキュリティ・リスクが高まる可能性がある。サイバー犯罪者は、エンド・ポイント・セキュリティにおける弱点の追求、マルウェアの拡散およびフィッシング攻撃の増強を通じて悪用を試みる可能性がある。

さらに、当グループのサイバーセキュリティの方針、手続きまたは管理において不備があった場合は、データその他の機密情報の喪失（機能停止によるものを含む。）を招き、これらに関連したレピュテーションから生じる損害をもたらす可能性がある。これらの事象のいずれも、多額の財務的損失（顧客への通知または補償に関するコストを含む。）、規制当局の調査もしくは制裁の発動につながり、または当グループが顧客を維持および引き付ける能力に影響を及ぼす可能性があり、結果として当グループのポジションに悪影響が及ぶことがあり得る。

環境関連リスク、ソーシャル・リスクおよびガバナンス・リスク

27. 将来の気候関連事象、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループおよびその顧客は、気候関連事象に晒されている。これら事象には、暴風雨、旱魃、火災、サイクロン、ハリケーン、洪水および海面水位上昇が含まれる。当グループおよびその顧客はまた、地質学的事象（火山地震活動または津波を含む。）、植物、動物および人間の疾病またはCOVID-19などのパンデミックなどのその他の事象にも晒される可能性があり、これらは当グループの事業およびその顧客に重大な影響をもたらしている。COVID-19のパンデミックは、オーストラリアやニュージーランドを含む多くの国の経済および金融市場に悪影響を及ぼし続ける可能性のある広範囲にわたる健康危機をもたらし、その結果、当グループおよびその顧客に影響が及ぶ可能性のある景気後退を引き起こした。COVID-19による様々な影響の詳細については、リスク要因1、「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

その頻度および深刻さによっては、これらの外因性事象は、当グループの支店もしくはビジネスセンターなどの一部地域のサービスまたは当グループによるサービスの提供を継続的に中断または制限する可能性があり、また当グループの財務状態または顧客に対して供与する信用ファシリティに関連する担保状況に悪影響を与える可能性があり、これがさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

28. 当グループのリスク管理の枠組みによりすべての既存のリスクを適切に管理する、または新たに発生したリスクを十分に素早く検知することができない場合は、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

リスク管理は、すべての当グループの活動にとって不可欠のものであり、当グループのリスク選好の特定および監視ならびに当グループのリスク・エクスポージャーおよび特定された管理の有効性に関する報告を含む。しかしながら、当グループのリスク管理の枠組みは、既存のリスクまたは当グループが適時に予想もしくは識別できない新たなリスクを含むすべての事例において効果的に機能する保証はなく、および／またはこれらに対する管理が有効でない可能性がある。リスクを効果的に管理することができない場合、当グループのレピュテーションまたは規制上の義務の遵守に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループのリスク管理の枠組みの有効性は、適正な報酬体系により支えられる健全なリスク管理の文化の確立および維持にも関連している。適切な報酬体系が策定または有効に実施されていない場合、当グループのリスクの文化および当グループのリスク管理の枠組みの有効性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、継続的にリスク管理の枠組みの改善に取り組んでいる。当グループは、そのリスク管理方針の遂行および定期的な見直しを行い、リスク（コンダクト・リスクを含む。）の管理および軽減のため追加資金を当グループ内で配分する。しかしながら、かかる取組みによって当グループにおける将来の不正の発生を防げない可能性もあり、当グループのリスク管理の枠組みが効果的であるという保証はできない。当グループのリスク管理プロセスまたはリスクガバナンスにおける不備により、当グループが不測の損失およびレピュテーションの低下を被る、および規制上の義務を遵守できない可能性があり、このことが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

これらの原則が引き続き当グループのリスク管理の枠組みを支える一方、進行中のCOVID-19のパンデミックにより、従業員と顧客の双方に対するパンデミックの影響の管理のために当グループの業務活動が進化し続けるように、優れた慣行と強固なリスク管理の枠組みを維持し続けることが必要とされる。このような状況において、当グループのリスク管理プロセスまたはガバナンスに障害が生じた場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

29．直接または間接に気候変動リスクの影響を受けることがある顧客向けの貸付に伴うリスクは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

気候変動に関するリスクは、規制上、政治的および社会的に注目が高まっている。APRAは、既存のリスク管理およびガバナンスの枠組みの一環として規制対象となる事業体が気候関連のリスクおよび機会の管理を行うことを支援するために、健全性実践ガイドラインの草案を発表した。気候変動リスクをAPRAとその他の利害関係者の予測に基づいて当グループのリスク管理の枠組みに組み込み、気候変動および低炭素経済への移行により生じたリスクと機会の双方の対応に向けた当グループの業務および事業戦略を採用することは、当グループに重大な影響を与える可能性がある。

当グループにとって最も重大な気候変動リスクは、その企業およびリテールの顧客に対する貸付に起因するもので、顧客が債務を返済できないもしくは履行を拒否するまたは担保の価値および流動性が影響を受ける結果発生した信用関連の損失を含めることができる。

顧客の信用関連の問題を通じた当グループのリスクは、直接に気候関連事象により、および間接に法律、規制またはカーボン・プライシング（炭素価格付け）および気候リスク適応策または軽減策などのその他の政策の変更により発生することがあり、これらは顧客のサプライ・チェーンに影響する可能性がある。これが顧客が債務を返済できないまたは履行を拒否することにより生じた信用関連の損失をもたらし、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下は、2020年10月1日から2021年3月31日までの中間期に関するオーストラリア証券投資委員会（ASIC）に提出され、オーストラリア証券取引所において公衆の縦覧に供されるANZの「連結財務報告、配当発表および別表4D」（「業績発表」）を基に、抜粋したものである。業績発表中の一部の説明および参照は、本半期報告書の規定の様式に合わせるため、省略または修正されている。

A. 当半期の経営成績の要説

(1) コロナウィルス（COVID-19）

COVID-19のパンデミックは、過去12か月にわたり、オーストラリア、ニュージーランドおよび世界中の多くの事業部門に広範囲にわたって影響を及ぼしているとともに、地域社会の医療と経済活動に大きな混乱を招いている。2020年3月以降、当グループは、顧客に対し、COVID-19の影響に対応するための様々な支援を提供した。これらの支援策は、2021年3月半期中に段階的に停止された。提供した支援策については、オーストラリアおよびニュージーランドにおける住宅ローン支援策の94%、ならびにオーストラリアにおける法人向け支援策の90%がローン返済を再開し、残りはローンの条件が緩和されたかまたはハードシップに移行された。顧客に提供したローン支援策の詳細については、要約中間連結財務書類の注記10を参照のこと。

財務書類への影響

COVID-19の影響は引き続き不透明であり、パンデミックの影響またはその期間を予測することは、依然として困難である。要約中間連結財務書類の作成にあたり、当グループは、経済情勢の予測に基づき、2021年3月31日現在の予想および仮定を反映した、この状況下で合理的と考える将来の事象に関する様々な会計上の見積りを行っている。

見積りの不確実性は財務書類全体にわたっているが、主に当グループが2021年3月半期に4億9,100万ドル（税引前）の貸倒引当金戻入（2020年9月半期：10億6,400万ドルの繰入、2020年3月半期：16億7,400万ドルの繰入）を認識した、予想信用損失に関連している。当半期の貸倒引当金戻入は、主に2020年9月半期現在の見通しに対する経済見通しの改善の影響を反映した、一括評価予想信用損失引当金の戻入によるものであった。

2021年3月31日終了半期の財務書類作成に関連した重要な見積りの不確実の詳細については、要約中間連結財務書類の注記1を参照のこと。

(2) IFRSに準拠していない情報

法定利益は、オーストラリア会計基準の認識および測定の要件に従って算定されており、この基準は国際財務報告基準（IFRS）に準拠している。当グループは、業績発表の中で、会計基準とは別の基準で作成された追加の業績指標を提供している。この情報を提示する場合は、ASIC（オーストラリア証券投資委員会）の規制ガイド230において提供された指針に従う。

現金利益

IFRSに準拠していない指標である現金利益は、当グループの中核的事業活動に関する業績のANZが推奨する指標を示すものであり、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。現金利益を導くための調整は法定利益に含まれており、法定利益は外部監査人による要約中間連結財務書類のレビューで取り扱われる範囲でレビュー対象となる。現金利益は外部監査人によるレビューの対象ではない。外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で現金利益の調整が決定されている旨を監査委員会に通知している。

- ・ **法定利益と現金利益の調整** - 当グループは、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している（法定利益と現金利益の調整の詳細については、下記「D. 利益の調整」を参照のこと。）。

- ・ **現金利益の重大／重要項目** - 当グループの継続事業による現金利益の業績には、重大／重要項目と総称される多くの項目が含まれる。これらの項目は現金利益の一部を形成するが、その性質および影響の大きさゆえ、透明性を確保し比較を容易にするため、関連する比較情報と共に個別に表示している。重大／重要項目については、下記「B．当グループの業績 - (1)現金利益 - 重大／重要項目 - 継続事業」を参照のこと。

(3) 非継続事業

売却した富裕層オーストラリア事業の財務実績は、財務報告上は非継続事業として扱われている。当グループの損益計算書および包括利益計算書は、非継続事業を継続事業から切り分けて「非継続事業による利益／（損失）」の勘定項目で表示している。

詳細については、要約中間連結財務書類の注記13を参照のこと。

[次へ](#)

B. 当グループの業績

当グループの業績のセクションは、本書に別段の記載がない限り、継続事業に関する現金利益ベースで報告されている。非継続事業に関しては、要約中間連結財務書類の注記13を参照のこと。

(1) 当グループの実績

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期	2021年 3 月期
				対2020年 9 月期	対2020年 3 月期
	(百万ドル)				
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	2,951	2,040	1,635	45%	80%
法定利益と現金利益との調整 ⁽¹⁾					
経済ヘッジ	51	461	(340)	-89%	大
収益および費用ヘッジ	(12)	(156)	120	-92%	大
ストラクチャード・クレジット仲介取引	-	-	(2)	該当なし	-100%
継続事業に関する法定利益と現金利益の調整 合計	39	305	(222)	-87%	大
継続事業による現金利益	2,990	2,345	1,413	28%	大

注：(1) 法定利益と現金利益との調整についての分析は、下記「D. 利益の調整」を参照のこと。

	半期			増減率	
				2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
当グループの業績 - 現金利益	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
	(百万ドル)				
純利息収益	6,986	6,827	7,222	2%	-3%
その他営業収入	1,437	2,346	1,357	-39%	6%
営業収入	8,423	9,173	8,579	-8%	-2%
営業費用	(4,482)	(4,778)	(4,605)	-6%	-3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,941	4,395	3,974	-10%	-1%
貸倒引当金(繰入) / 戻入	491	(1,064)	(1,674)	大	大
法人税引前利益	4,432	3,331	2,300	33%	93%
法人税	(1,442)	(986)	(886)	46%	63%
非支配持分	-	-	(1)	該当なし	-100%
継続事業による現金利益	2,990	2,345	1,413	28%	大

部門別現金利益 / (損失)	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期	2021年 3 月期
				対2020年 9 月期	対2020年 3 月期
	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	1,782	1,123	1,214	59%	47%
法人	948	1,244	610	-24%	55%
ニュージーランド	771	450	567	71%	36%
パシフィック	7	(82)	20	大	-65%
TSOおよびグループ・センター	(518)	(390)	(998)	33%	-48%
継続事業による現金利益	2,990	2,345	1,413	28%	大

重大 / 重要項目 - 継続事業

継続事業による現金利益に含まれる重大 / 重要項目は、以下のとおりである。

事業の売却の影響

以下の売却事業は会計基準の下で非継続事業としての要件をみたさないため、継続事業の一部となる。以下の情報は、これらの事業の売却による財務への影響を要約したものである（売却完了済みの事業の損益を含む。）。

	事業売却による売却益（損）			売却済みの事業の損益		
	2021年 3月半期	2020年 9月半期	2020年 3月半期	2021年 3月半期	2020年 9月半期	2020年 3月半期
	(百万ドル)					
現金利益への影響						
UDC	-	(44)	-	-	41	38
ニュージーランドの旧保険ポートフォリオ	13	-	-	-	-	-
ANZシェア・インベスティング	(251)	-	-	-	-	-
法人税引前利益 / (損失)	(238)	(44)	-	-	41	38
法人税ベネフィット / (費用)						
および非支配持分	-	10	-	-	(11)	(11)
継続事業による現金利益 / (損失)	(238)	(34)	-	-	30	27

- ・ **UDCファイナンス（「UDC」）**

2020年9月1日、当グループは、UDCの株式会社新生銀行（「新生銀行」）への売却を完了した。当グループは、2020年9月半期に3,400万ドルの税引後損失（処分損2,900万ドル、売却済資産の経済ヘッジに関する累積的な現金利益の調整の戻入に係る損失3,100万ドルおよび取引コスト600万ドルが、為替換算準備金からの戻入2,200万ドルおよび税額控除1,000万ドルにより一部相殺された。）を認識した。

- ・ **ニュージーランドの旧保険ポートフォリオ**

2021年3月半期において、当グループは、タワー・リミテッド（「タワー」）が引き受けた、ニュージーランド部門における旧保険ポートフォリオのサービシングに関する権利および義務をタワーに売却および譲渡し、1,300万ドルの税引後利益を認識した。

- ・ **ANZシェア・インベスティング**

2021年3月半期において、当グループは、継続している簡素化戦略を反映して、ANZシェア・インベスティング事業を売却目的保有に分類変更した。売却費用控除後の公正価値で測定した純資産を再測定した結果、当グループは、同事業に帰属するのれんの評価損に関連する2億5,100万ドルの税引後損失を認識した。これは、資本控除に同等の減少があったため、普通株式等Tier 1（「CET1」）資本に影響はなかった。

その他の重大／重要項目

・ 顧客救済

顧客救済には、顧客への返金予定額、救済プロジェクト費用、ならびに関連する顧客および規制当局の請求、罰金および訴訟の結果に対する引当金が含まれる。

	2021年 3 月半期	2020年 9 月半期	2020年 3 月半期
(百万ドル)			
現金利益への影響			
営業収入	(74)	(116)	(58)
営業費用	(92)	(138)	(71)
法人税引前利／（損失）	(166)	(254)	(129)
法人税ベネフィット／（費用）および非支配持分	58	66	38
継続事業による現金利益／（損失）	(108)	(188)	(91)

・ 訴訟の和解

2021年3月半期において、当グループは、バンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）およびBBSWに基づく商品の売買に関連する米国の集団訴訟を解決する合意に達した。当該訴訟は責任を認めることなく解決され、今後も裁判所の承認に加え、完全な和解条件の交渉および執行を条件とする。2021年3月半期において、当グループは、当該和解に関連する4,800万ドルの費用（税引後）および関連費用を認識した。

・ 組織再編費用

当グループは、主にオーストラリア・リテールおよび商業部門の事業および不動産の変更、ならびにTSOおよびグループ・センターの運営上の変更に関連して、2021年3月半期に税引後7,600万ドル（2020年9月半期：4,100万ドル、2020年3月半期：7,400万ドル）の組織再編費用を計上した。

・ アジア関連会社に関する項目

	2021年 3 月半期	2020年 9 月半期	2020年 3 月半期
(百万ドル)			
AmBankの1MDBに関する解決	(212)	-	-
AmBankののれんの減損	(135)	-	-
PT PaninのAASB第9号に基づく調整	-	(68)	-
法人税引前利益／（損失）	(347)	(68)	-
法人税ベネフィット／（費用）および非支配持分	-	2	-
継続事業による現金利益／（損失）	(347)	(66)	-

AmBankの1MDBに関する解決

AMMBホールディングスBerhad（「AmBank」）が、1マレーシア・デベロップメントBerhad（「1MDB」）への関与に関する潜在的請求を解決するためにマレーシア財務省と合意に達したことを受け、当グループは、2021年3月半期において、和解金に対する当グループの持分割合を反映して、2億1,200万ドルの持分法利益の減少（税引後）を認識した。資本控除に同等の減少が生じたため、CET1資本への影響はなかった。

AmBankののれんの減損

2021年3月半期において、AmBankはのれんを一部減損し、当グループは、AmBankが認識した減損の持分割合を反映し、1億3,500万ドルの持分法利益の減少（税引後）を認識した。資本控除に同等の減少が生じたため、CET1資本への影響はなかった。

PT PaninのAASB第9号に基づく調整

当グループは、2018年10月1日にAASB第9号「金融商品」を適用した際、会計方針に合致させるため、PTバンク・パン・インドネシア（「PT Panin」）の移行時調整の見積額を、期首利益剰余金を通じて認識した。2020年9月半期において、PT PaninはAASB第9号を適用し、利益剰余金に移行時調整額を認識した。税引後の6,600万ドルは、移行時調整額から当グループが2018年10月1日に調整した金額の控除した額のうち、当グループの持分法を適用した持分を表す。資本控除に同等の減少が生じたため、CET1資本への影響はなかった。

・ アジア関連会社の減損

2020年3月半期において、当グループは、持分法適用投資2件につき、2020年3月31日現在の使用価値の計算に基づき帳簿価額を調整するため8億1,500万ドルの減損を認識した。AmBankについては5億9,500万ドル、PT Paninについては2億2,000万ドルの減損となった。資本控除に同等の減少が生じたため、CET1資本への影響はなかった。

当グループは、2021年3月31日現在の使用価値の評価および帳簿価額の評価を完了し、帳簿価額の調整は必要ないと判断した。

・ ソフトウェアの加速償却

2020年9月半期に当グループは、ソフトウェア償却に関する方針の適用を変更し、規制および法令遵守対象資産ならびに購入資産を含む、各種ソフトウェアの耐用年数の短縮を反映した。これらの変更は、引き続き資産が目的に適合していることを確保するために、急速に変化するテクノロジーおよびビジネスニーズならびに購入および内部開発したソフトウェアへの継続的な再投資を反映している。その結果、2020年9月半期において、当グループは、1億3,800万ドル（税引後）の加速償却費を認識した。資本控除に同等の減少が生じたため、CET1資本への影響はなかった。

・ **のれんの償却**

2020年9月半期において、当グループは、以前パシフィック部門およびニュージーランド部門で保有していたのれんを7,700万ドル（税引後）償却した。

- ・ パシフィック部門 - COVID-19はパシフィック地域の経済に多大な影響を与えており、その状況が回復するまでには時間を要することが予想された。2020年9月半期に同部門ののれんは5,000万ドル（税引後）減損された。パシフィック部門においては、帳簿価額のさらなる減損が必要なその他の資産はなかった。
- ・ ニュージーランド部門 - 経済環境および経済見通しの変化により、当グループは、2020年10月31日までに、ニュージーランド部門においてボーナス・ボンド事業（「ボーナス・ボンド」は合同運用投資商品である。）の清算手続を開始する意向を発表した。その結果、当グループは、2020年9月半期に2,700万ドル（税引後）の関連するのれんを償却した。

資本控除に同等の減少が生じたため、CET1資本への影響はなかった。

・ **リース関連項目**

当グループは、2019年10月1日に新たなリース会計基準（AASB第16号）を適用したことに伴う追加費用を認識した。この追加費用は、2019年度の比較情報が以前のリース会計基準（AASB第117号）に基づき作成されたため、その時点で重大／重要項目として表示されていた。現在では比較期間は2021年3月半期まで一貫性をもって表示されているため、2021年3月半期においては、AASB第16号による継続的な影響は解消されている。残存するリース関連項目は、2020年度に認識した非経常項目に関連するものである。

重大／重要項目 - 継続事業

現金利益実績

2021年3月半期と2020年3月半期の比較

	2021年 3月半期	重大／ 重要項目	2021年 3月半期 重大／重要 項目を除く	2020年 3月半期	重大／ 重要項目 ⁽¹⁾	2020年 3月半期 重大／重要 項目を除く	増減率 重大／重要 項目を除く
(百万ドル)							
純利息収益	6,986	(56)	7,042	7,222	53	7,169	-2%
その他営業収入	1,437	(603)	2,040	1,357	(850)	2,207	-8%
営業収入	8,423	(659)	9,082	8,579	(797)	9,376	-3%
営業費用	(4,482)	(266)	(4,216)	(4,605)	(244)	(4,361)	-3%
貸倒引当金繰入および法人 税控除前利益	3,941	(925)	4,866	3,974	(1,041)	5,015	-3%
貸倒引当金(繰入) / 戻入	491	-	491	(1,674)	(20)	(1,654)	大
法人税引前利益 / (損失)	4,432	(925)	5,357	2,300	(1,061)	3,361	59%
法人税ベネフィット / (費用) および非支配持分	(1,442)	108	(1,550)	(887)	74	(961)	61%
継続事業による現金利益 / (損失)	2,990	(817)	3,807	1,413	(987)	2,400	59%

2021年3月半期と2020年9月半期の比較

	2021年 3月半期	重大／ 重要項目	2021年 3月半期 重大／重要 項目を除く	2020年 9月半期	重大／ 重要項目 ⁽¹⁾	2020年 9月半期 重大／重要 項目を除く	増減率 重大／重要 項目を除く
(百万ドル)							
純利息収益	6,986	(56)	7,042	6,827	(25)	6,852	3%
その他営業収入	1,437	(603)	2,040	2,346	(137)	2,483	-18%
営業収入	8,423	(659)	9,082	9,173	(162)	9,335	-3%
営業費用	(4,482)	(266)	(4,216)	(4,778)	(490)	(4,288)	-2%
貸倒引当金繰入および法人 税控除前利益	3,941	(925)	4,866	4,395	(652)	5,047	-4%
貸倒引当金(繰入) / 戻入	491	-	491	(1,064)	(3)	(1,061)	大
法人税引前利益 / (損失)	4,432	(925)	5,357	3,331	(655)	3,986	34%
法人税ベネフィット / (費用) および非支配持分	(1,442)	108	(1,550)	(986)	141	(1,127)	38%
継続事業による現金利益 / (損失)	2,990	(817)	3,807	2,345	(514)	2,859	33%

注：(1) 現在では比較期間は2021年3月半期まで一貫性をもって表示されており、2019年10月1日に適用した新たなリース会計基準（AASB第16号）による継続的な影響を解消するため、比較情報は修正再表示されている。

(2) TSOおよびグループ・センターには、2020年9月半期におけるUDCの事業売却による売却損が含まれる。また、2020年9月半期および2020年3月半期に売却が完了したUDCの売却事業の損益も含まれる。

部門別現金利益 / (損失)

2021年3月半期と2020年3月半期の比較

	2021年 3月半期			2020年 3月半期			増減率
	2021年 3月半期	重大 / 重要項目	重大 / 重要 項目を除く	2020年 3月半期	重大 / 重要項目 ⁽¹⁾	重大 / 重要 項目を除く	重大 / 重要 項目を除く
(単位：百万ドル)							
オーストラリア・リテール および商業 法人	1,782	(414)	2,196	1,214	(141)	1,355	62%
ニュージーランド パシフィック	948	(34)	982	610	(8)	618	59%
TSOおよびグループ・ センター ⁽²⁾	771	6	765	567	(2)	569	34%
	7	(1)	8	20	(3)	23	-65%
継続事業による現金利益 / (損失)	(518)	(374)	(144)	(998)	(833)	(165)	-13%
	2,990	(817)	3,807	1,413	(987)	2,400	59%

2021年3月半期と2020年9月半期の比較

	2021年 3月半期			2020年 9月半期			増減率
	2021年 3月半期	重大 / 重要項目	重大 / 重要 項目を除く	2020年 9月半期	重大 / 重要項目 ⁽¹⁾	重大 / 重要 項目を除く	重大 / 重要 項目を除く
(単位：百万ドル)							
オーストラリア・リテール および商業 法人	1,782	(414)	2,196	1,123	(156)	1,279	72%
ニュージーランド パシフィック	948	(34)	982	1,244	(61)	1,305	-25%
TSOおよびグループ・ センター ⁽²⁾	771	6	765	450	(58)	508	51%
	7	(1)	8	(82)	(64)	(18)	大
継続事業による現金利益 / (損失)	(518)	(374)	(144)	(390)	(175)	(215)	-33%
	2,990	(817)	3,807	2,345	(514)	2,859	33%

注：(1) 現在では比較期間は2021年3月半期まで一貫性をもって表示されており、2019年10月1日に適用した新たなリース会計基準（AASB第16号）による継続的な影響を解消するため、比較情報は修正再表示されている。

(2) TSOおよびグループ・センターには、2020年9月半期におけるUDCの事業売却による売却損が含まれる。また、2020年9月半期および2020年3月半期に売却が完了したUDCの売却事業の損益も含まれる。

重大／重要項目 - 継続事業

継続事業による現金利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は重大／重要項目を示している。

2021年 3 月半期						
継続事業による現金利益に含まれる重大 / 重要項目						
売却事業の 売却益 / (損)	顧客救済	訴訟の和解	組織再編	アジア関連会社 の項目	合計	
(単位：百万ドル)						
現金利益						
純利息収益	-	(56)	-	-	-	(56)
その他営業収入	(238)	(18)	-	-	(347)	(603)
営業収入	(238)	(74)	-	-	(347)	(659)
営業費用	-	(92)	(69)	(105)	-	(266)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(238)	(166)	(69)	(105)	(347)	(925)
貸倒引当金(繰入) / 戻入	-	-	-	-	-	-
法人税引前利益	(238)	(166)	(69)	(105)	(347)	(925)
法人税ベネフィット / (費用) および非支配持分	-	58	21	29	-	108
継続事業による現金利益 / (損失)	(238)	(108)	(48)	(76)	(347)	(817)

2020年 3 月半期						
継続事業による現金利益に含まれる重大 / 重要項目						
売却事業の 業績	顧客救済	組織再編	リース関連 項目 ⁽¹⁾	アジア関連会社 の減損	合計	
(単位 : 百万ドル)						
現金利益						
純利息収益	75	(22)	-	-	-	53
その他営業収入	1	(36)	-	-	(815)	(850)
営業収入	76	(58)	-	-	(815)	(797)
営業費用	(18)	(71)	(105)	(50)	-	(244)
貸倒引当金繰入および						
法人税控除前利益	58	(129)	(105)	(50)	(815)	(1,041)
貸倒引当金 (繰入) / 戻入	(20)	-	-	-	-	(20)
法人税引前利益	38	(129)	(105)	(50)	(815)	(1,061)
法人税ベネフィット / (費用) および非支配持分	(11)	38	31	16	-	74
継続事業による現金利益 / (損失)	27	(91)	(74)	(34)	(815)	(987)

2021年 3 月半期

2022年9月1期						
継続事業による現金利益に含まれる重大 / 重要項目						
	売却事業の 売却益 / (損)	顧客救済	訴訟の和解	組織再編	アジア関連会社 の項目	合計
(単位：百万ドル)						
現金利益						
純利息収益	-	(56)	-	-	-	(56)
その他営業収入	(238)	(18)	-	-	(347)	(603)
営業収入	(238)	(74)	-	-	(347)	(659)
営業費用	-	(92)	(69)	(105)	-	(266)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(238)	(166)	(69)	(105)	(347)	(925)
貸倒引当金(繰入) / 戻入	-	-	-	-	-	-
法人税引前利益	(238)	(166)	(69)	(105)	(347)	(925)
法人税ベネフィット / (費用) および非支配持分	-	58	21	29	-	108
継続事業による現金利益 / (損失)	(238)	(108)	(48)	(76)	(347)	(817)

2020年 9 月半期

2020年9月1日～2020年9月30日									
継続事業による現金利益に含まれる重大 / 重要項目									
売却事業 の売却 益 / (損)	売却事業 の業績	顧客 救済	のれんの 償却	組織再編 費用	リース 関連項目 (1)	ソフト ウェアの 加速償却 費	アジア関 連会社の 項目	合計	
(単位：百万ドル)									
現金利益									
純利息収益	-	59	(84)	-	-	-	-	-	(25)
その他営業収入	(38)	1	(32)	-	-	-	-	(68)	(137)
営業収入	(38)	60	(116)	-	-	-	-	(68)	(162)
営業費用	(6)	(16)	(138)	(77)	(56)	-	(197)	-	(490)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(44)	44	(254)	(77)	(56)	-	(197)	(68)	(652)
貸倒引当金(繰入) / 戻入	-	(3)	-	-	-	-	-	-	(3)
法人税引前利益	(44)	41	(254)	(77)	(56)	-	(197)	(68)	(655)
法人税ベネフィット / (費用) および非支配持分	10	(11)	66	-	15	-	59	2	141
継続事業による現金利益 / (損失)	(34)	30	(188)	(77)	(41)	-	(138)	(66)	(514)

注：(1) 現在では比較期間は2021年 3 月半期まで一貫性をもって表示されており、2019年10月 1 日に適用した新たなリース会計基準（AASB第16号）による継続的な影響を解消するため、比較情報は修正再表示されている。

重大／重要項目 - 継続事業

継続事業による現金利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は重大／重要項目を示している。

2021年 3 月半期						
継続事業による現金利益に含まれる重大 / 重要項目						
売却事業の 売却益 / (損)	顧客救済	訴訟の和解	組織再編 費用	アジア関連 会社の項目	合計	
(単位：百万ドル)						
税引前利益						
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	(251)	(191)	-	(40)	-	(482)
ニュージーランド パシフィック	-	25	(69)	(16)	-	(60)
TSOおよびグループ・ センター ⁽²⁾	13	-	-	(10)	-	3
	-	-	-	(1)	-	(1)
	-	-	-	(38)	(347)	(385)
法人税引前利益	(238)	(166)	(69)	(105)	(347)	(925)
法人税ベネフィット / (費用) および非支配持分	-	58	21	29	-	108
継続事業による現金利益 / (損失)	(238)	(108)	(48)	(76)	(347)	(817)

2020年 3 月半期						
継続事業による現金利益に含まれる重大 / 重要項目						
売却事業の 業績	顧客救済	組織再編	リース関連 項目 ⁽¹⁾	アジア関連 会社の減損	合計	
(単位：百万ドル)						
法人税引前利益						
オーストラリア・リテール						
および商業	-	(101)	(85)	(15)	-	(201)
法人	-	-	(4)	(7)	-	(11)
ニュージーランド	34	(26)	(11)	-	-	(3)
パシフィック	-	(2)	-	(2)	-	(4)
TSOおよびグループ・						
センター ⁽²⁾	4	-	(5)	(26)	(815)	(842)
法人税引前利益	38	(129)	(105)	(50)	(815)	(1,061)
法人税ベネフィット /						
(費用) および非支配持分	(11)	38	31	16	-	74
継続事業による現金利益 /						
(損失)	27	(91)	(74)	(34)	(815)	(987)

2021年3月半期

継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目

売却事業の 売却益 / (損)	顧客救済	訴訟の和解	組織再編 費用	アジア関連 会社の項目	合計	
(単位：百万ドル)						
税引前利益						
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	(251)	(191)	-	(40)	-	(482)
ニュージーランド パシフィック	-	25	(69)	(16)	-	(60)
TSOおよびグループ・ センター ⁽²⁾	13	-	-	(10)	-	3
	-	-	-	(1)	-	(1)
	-	-	-	(38)	(347)	(385)
法人税引前利益	(238)	(166)	(69)	(105)	(347)	(925)
法人税ベネフィット / (費用) および非支配持分	-	58	21	29	-	108
継続事業による現金利益 / (損失)						
	(238)	(108)	(48)	(76)	(347)	(817)

2020年9月半期

継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目

売却事業 の売却 益 / (損)	売却 事業の 業績	顧客 救済	のれんの 償却	組織再 編費用	リース 関連項目 ⁽¹⁾	ソフト ウェアの 加速償却 費	アジア 関連 会社の 減損	合計	
(単位：百万ドル)									
税引前利益									
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	-	-	(169)	-	(4)	(19)	(31)	-	(223)
ニュージーランド パシフィック	-	-	(20)	-	(13)	(7)	(38)	-	(78)
ニュージーランド パシフィック	-	39	(50)	(27)	(20)	-	(11)	-	(69)
TSOおよびグループ・ センター ⁽²⁾	-	-	(15)	(50)	-	(1)	-	-	(66)
センター ⁽²⁾	(44)	2	-	-	(19)	27	(117)	(68)	(219)
法人税引前利益	(44)	41	(254)	(77)	(56)	-	(197)	(68)	(655)
法人税ベネフィット / (費用) および非支配持分	10	(11)	66	-	15	-	59	2	141
継続事業による現金利益 / (損失)									
	(34)	30	(188)	(77)	(41)	-	(138)	(66)	(514)

注：(1) 現在では比較期間は2021年3月半期まで一貫性をもって表示されており、2019年10月1日に適用した新たなリース会計基準（AASB第16号）による継続的な影響を解消するため、比較情報は修正再表示されている。

(2) TSOおよびグループ・センターには、2020年9月半期におけるUDCの事業売却による売却損が含まれる。また、2020年9月半期および2020年3月半期に売却が完了したUDCの売却事業の損益も含まれる。

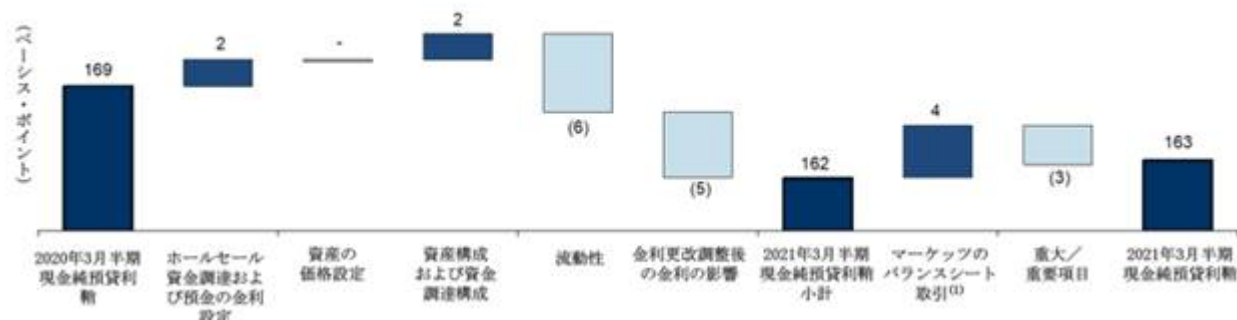
(2) 純利息収益 - 継続事業

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期 対2020年 9 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
	(百万ドル)				
当グループ					
現金純利息収益 ⁽¹⁾	6,986	6,827	7,222	2%	-3%
利付資産平均残高	857,524	869,110	856,652	-1%	0%
預金およびその他の借入金の平均残高	696,066	690,104	668,514	1%	4%
純預貸利鞘（％）- 現金	1.63	1.57	1.69	6 bps	-6 bps
当グループ （マーケッツ事業部門を除く）					
現金純利息収益 ⁽¹⁾	6,584	6,457	6,822	2%	-3%
利付資産平均残高	580,971	580,532	576,494	0%	1%
預金およびその他の借入金の平均残高	532,132	504,392	477,033	5%	12%
純預貸利鞘（％）- 現金	2.27	2.22	2.37	5 bps	-10 bps

	半期			増減率	
				2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
主要部門別現金利益の純預貸利鞘 ⁽¹⁾	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業					
純預貸利鞘（％） - 現金	2.56	2.53	2.65	3 bps	-9 bps
利付資産平均残高	311,211	305,924	305,981	2%	2%
預金およびその他の借入金の平均残高	240,094	222,191	210,214	8%	14%
法人					
純預貸利鞘（％） - 現金	0.77	0.73	0.78	4 bps	-1 bps
利付資産平均残高	397,339	424,614	415,490	-6%	-4%
預金およびその他の借入金の平均残高	292,475	321,745	305,506	-9%	-4%
ニュージーランド					
純預貸利鞘（％） - 現金	2.32	2.20	2.31	12 bps	1 bps
利付資産平均残高	120,580	120,104	121,955	0%	-1%
預金およびその他の借入金の平均残高	95,864	92,756	90,329	3%	6%

注：(1) 2021年3月半期の重大／重要項目-5,600万ドル（2020年9月半期：-2,500万ドル、2020年3月半期：5,300万ドル）を含む。重大／重要項目の詳細については、上記「(1)現金利益 - 重大／重要項目 - 継続事業」を参照のこと。また、2021年3月半期の大手銀行税-1億8,900万ドル（2020年9月半期：-2億1,000万ドル、2020年3月半期：-1億9,600万ドル）も含む。

当グループ純預貸利鞘 - 2021年3月半期と2020年3月半期の比較



注：(1) マーケットのバランスシート取引は、裁量的流動資産およびその他のバランスシート取引の影響を含む。

・ 2021年3月半期と2020年3月半期の比較

純預貸利鞘 (-6 ベース・ポイント)

- ・ ホールセール資金調達および預金 (+2 ベース・ポイント)：有利な資金調達コスト。これは、預金の利鞘の圧縮により一部相殺された。
- ・ 資産の価格設定 (0 ベース・ポイント)：法人部門における貸出利鞘の増加。これは、オーストラリア・リテールおよび商業部門における住宅資金融資の競争により相殺された。
- ・ 資産構成および資金調達構成 (+2 ベース・ポイント)：ホールセール資金調達に代わる顧客預金に加えて、通知預金の成長に伴う有利な預金構成。これは、顧客の変動金利住宅ローンから固定金利住宅ローンへの変更、ならびにオーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門における無担保貸付の減少による商品構成上不利な影響により一部相殺された。
- ・ 流動性 (-6 ベース・ポイント)：流動資産の成長。
- ・ 金利更改調整後の金利の影響 (-5 ベース・ポイント)：公定歩合の引下げによる資本収益および複製ポートフォリオ内の預金に対する影響 (金利更改調整後)。
- ・ マーケットのバランスシート取引 (+4 ベース・ポイント)：売戻条件付契約の減少および為替換算変動によるマーケットの利付資産平均残高の減少。
- ・ 重大/重要項目 (-3 ベース・ポイント)：UDCの事業売却による純利息収益の減少および顧客救済の増加。

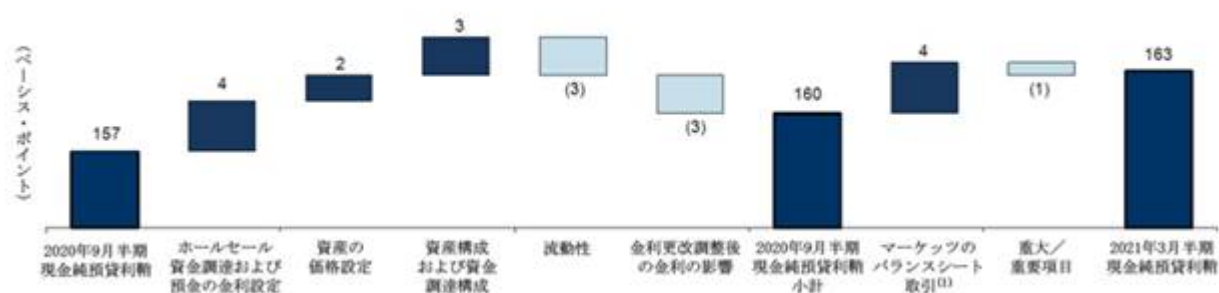
利付資産平均残高 (+9 億ドルすなわち横ばい)

- ・ 正味貸付金および前渡金の平均残高 (-182億ドルすなわち-3%)：法人部門の貸付減少および為替換算変動の影響。これは、オーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門における住宅ローンの増加により一部相殺された。
- ・ 売買目的有価証券および投資有価証券の平均残高 (+192億ドルすなわち+15%)：マーケットの流動資産の増加。これは、為替換算変動の影響により一部相殺された。
- ・ 現金およびその他流動資産の平均残高 (横ばい)：中央銀行の現金残高の増加。これは、売戻条件付契約の減少および為替換算変動の影響により相殺された。

預金およびその他の借入金の平均残高 (+276億ドルすなわち+4%)

- ・ 預金およびその他の借入金の平均残高 (+276億ドルすなわち+4%)：全部門における預金の伸び。これは、為替換算変動の影響により一部相殺された。

当グループ純預貸利鞘 - 2021年3月半期と2020年9月半期の比較



注：(1) マーケットのバランスシート取引は、裁量的流動資産およびその他のバランスシート取引の影響を含む。

・ 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

純預貸利鞘 (+6 ベース・ポイント)

- ホールセール資金調達コスト (+4 ベース・ポイント)：全ての部門における預金の最適化および有利なホールセール資金調達コスト。
- 資産の価格設定 (+2 ベース・ポイント)：法人部門における貸出利鞘の増加。これは、オーストラリア・リテール部門の住宅資金融資の競争により一部相殺された。
- 資産構成および資金調達構成 (+3 ベース・ポイント)：通知預金の増加に伴う有利な預金構成、ならびに法人部門と比較した、オーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門における力強い成長による有利な部門別貸付構成。これは、顧客の変動金利住宅ローンから固定金利住宅ローンへの変更、ならびにオーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門における無担保貸付の減少による商品構成上不利な影響により一部相殺された。
- 流動性 (-3 ベース・ポイント)：流動資産の成長。
- 金利更改調整後の金利の影響 (-3 ベース・ポイント)：公定歩合の引下げによる資本収益および複製ポートフォリオ内の預金に対する影響 (金利更改調整後)。
- マーケットのバランスシート取引 (+4 ベース・ポイント)：売戻条件付契約の減少および為替換算変動の影響によるマーケットの利付資産平均残高の減少
- 重大／重要項目 (-1 ベース・ポイント)：UDCの事業売却による純利息収益の減少。これは顧客救済の減少により一部相殺された。

利付資産平均残高 (-116億ドルすなわち-1%)

- 正味貸付金および前渡金の平均残高 (-209億ドルすなわち-3%)：法人貸付の減少および為替換算変動の影響。これは、オーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門における住宅資金融資の成長により一部相殺された。
- 売買目的有価証券および投資有価証券の平均残高 (+124億ドルすなわち+9%)：マーケットの流動資産の増加。これは、為替換算変動の影響により一部相殺された。
- 現金およびその他流動資産の平均残高 (-30億ドルすなわち-2%)：決済残高および売戻条件付契約の減少、ならびに為替換算変動の影響。これは、中央銀行の現金残高の増加により一部相殺された。

預金およびその他の借入金の平均残高 (+60億ドルすなわち+1%)

- 預金およびその他の借入金の平均残高 (+60億ドルすなわち+1%)：オーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門の伸び、ならびにコマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金の増加。これは、法人部門の減少および為替換算変動の影響により一部相殺された。

(3) その他営業収入 - 継続事業

	半期			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
	(百万ドル)				
受取手数料（純額） ⁽¹⁾	1,011	1,080	1,135	-6%	-11%
マーケットのその他営業収入	638	1,120	764	-43%	-16%
関連会社投資の持分利益 / (損失)	(242)	20	135	大	大
その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	30	126	(677)	-76%	大
継続事業によるその他営業現金収入合計	1,437	2,346	1,357	-39%	6%

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期 対2020年 9 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
部門別その他営業収入	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業法人	302	566	595	-47%	-49%
ニュージーランド	1,014	1,482	1,167	-32%	-13%
パシフィック	238	226	247	5%	-4%
TSOおよびグループ・センター	33	34	50	-3%	-34%
	(150)	38	(702)	大	-79%
継続事業によるその他営業現金収入合計	1,437	2,346	1,357	-39%	6%

	半期			増減率	
				2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
マーケットの収入	(百万ドル)				
純利息収益	402	370	400	9%	1%
その他営業収入	638	1,120	764	-43%	-16%
継続事業によるマーケットの現金収入合計	1,040	1,490	1,164	-30%	-11%

その他営業収入(重大/重要項目を除く)

その他営業収入には、2021年3月半期における-6億300万ドルの重大/重要項目(2020年9月半期:-1億3,700万ドル、2020年3月半期:-8億5,000万ドル)と総称される多くの項目が含まれていた。これらの項目は、継続事業によるその他現金営業収入合計の一部を構成するが、その性質および重要性を考慮し、下表からは除外されている。重大/重要項目については、上記「(1)現金利益-重大/重要項目-継続事業」を参照のこと。

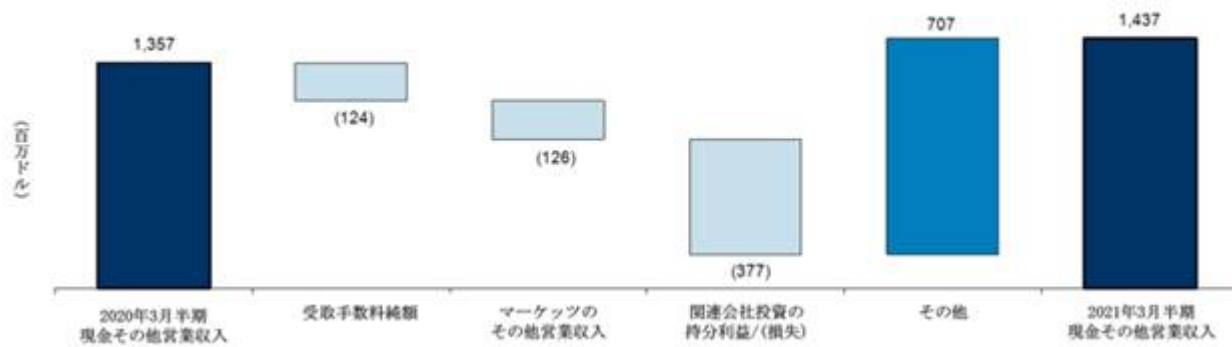
	半期			増減率	
				2021年 3月期	2021年 3月期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	対2020年 9月期	対2020年 3月期
その他営業収入（重大／重要項目を除く）	（百万ドル）				
受取手数料（純額） ⁽¹⁾	1,051	1,086	1,163	-3%	-10%
マーケットのその他営業収入	610	1,138	764	-46%	-20%
関連会社投資の持分利益／（損失）	105	88	135	19%	-22%
その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	274	171	145	60%	89%
継続事業によるその他営業現金収入合計	2,040	2,483	2,207	-18%	-8%

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期	2021年 3 月期
				対2020年 9 月期	対2020年 3 月期
部門別その他営業収入（重大／重要項目を除く）	（百万ドル）				
オーストラリア・リテールおよび商業	596	582	624	2%	-5%
法人	989	1,498	1,164	-34%	-15%
ニュージーランド	225	225	254	0%	-11%
パシフィック	33	34	50	-3%	-34%
TSOおよびグループ・センター	197	144	114	37%	73%
継続事業によるその他営業現金収入合計	2,040	2,483	2,207	-18%	-8%

注：(1) マーケッツ事業部門を除く。

(2) 為替差益および保険事業収入純額を含む。

その他営業収入 - 2021年3月半期と2020年3月半期の比較



・ **2021年3月半期と2020年3月半期の比較**

その他営業収入は8,000万ドル（+6％）増加した。重大／重要項目を除くと、その他営業収入は1億6,700万ドル（-8％）減少した。

受取手数料（純額）（-1億2,400万ドルすなわち-11％）

- ・ 取引関連手数料およびローン・シンジケーション手数料の減少による法人部門での4,900万ドルの減少。
- ・ COVID-19の影響によるクレジットカードおよび国際取引量の減少に牽引されたオーストラリア・リテールおよび商業部門における3,900万ドルの減少。
- ・ 手数料の引下げまたは廃止およびCOVID-19の影響による取引関連手数料収入の減少に牽引されたニュージーランド部門における2,300万ドルの減少。
- ・ 顧客救済の増加による1,200万ドルの減少。

マーケットの収入（-1億2,400万ドルすなわち-11％）

マーケットの収入は、その他営業収入の1億2,600万ドル（-16％）の減少により、1億2,400万ドル（-11％）減少した。これは、純利息収益の200万ドル（+1％）の増加により一部相殺された。この減少は、主に以下の事業活動に起因した。

- ・ 法人および金融機関がパンデミック発生当初に外国為替ソリューションを模索し、為替の変動性が有利な取引状況を示したことによる、2020年3月半期における高い利益に牽引された外国為替収入の1億3,000万ドルの減少。これは、顧客救済の減少により一部相殺された。
- ・ ヘッジソリューションに対する需要の減少に起因した金利収入の1億6,200万ドルの減少。
- ・ 石油価格の変動による2020年3月半期の収入増加、ならびに2021年3月半期のヘッジソリューションに対する需要の減少および不利な取引状況によるコモディティ収入の2,900万ドルの減少。
- ・ 質の高い流動資産の価値上昇によるバランスシート取引収入の1億6,400万ドルの増加。
- ・ より有利な信用取引状況および顧客による社債の新規発行による売上高増加に牽引された信用および資本市場収入における3,600万ドルの増加。

関連会社投資の持分利益／(損失)（-3億7,700万ドル）

- ・ 2021年3月半期におけるAmBankの1MDBに関する和解金の当グループの持分に起因した2億1,200万ドルの減少。
- ・ 2021年3月半期におけるAmBankののれんの減損に対する当グループの持分に起因した1億3,500万ドルの減少。
- ・ AmBank（2,100万ドル）およびPT Panin（900万ドル）の関連会社投資の利益における3,000万ドルの減少。

その他（+7億700万ドル）

- ・ 2020年3月半期におけるPT Paninの減損（2億2,000万ドル）およびAmBankの減損（5億9,500万ドル）による8億1,500万ドルの増加。
- ・ 主にトレジャリーにおける流動性ポートフォリオのリバランスによる実現益（3,100万ドル）および外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の増加（6,200万ドル）に起因した、TSOおよびグループ・センターでの1億1,000万ドルの増加。これは、当グループの別部門における不利な為替換算差額を相殺した。
- ・ 主に2020年3月半期に公正価値で測定した貸付金の信用スプレッドの拡大の影響による法人部門での2,700万ドルの増加。
- ・ オーストラリア・リテールおよび商業部門におけるANZシェア・インベスティングの売却目的保有への分類変更に係る損失（2億5,100万ドル）に起因した2億3,800万ドルの減少。これは、ニュージーランド部門における旧保険ポートフォリオのタワーへの売却からの利益により一部相殺された。

・ **2021年3月半期と2020年9月半期の比較**

その他営業収入は9億900万ドル（-39％）減少した。重大／重要項目を除くと、その他営業収入は4億4,300万ドル（-18％）減少した。

受取手数料（純額）（-6,900万ドルすなわち-6％）

- ・ 顧客救済の増加による3,300万ドルの減少。
- ・ 無担保ポートフォリオのリバートおよびインセンティブの季節性によるオーストラリア・リテールおよび商業部門での2,600万ドルの減少。これは、顧客業務の増加により一部相殺された。
- ・ 取引関連費用およびローン・シンジケーション手数料の減少による法人部門での1,200ドルの減少。

マーケットの収入（-4億5,000万ドルすなわち-30％）

マーケットの収入は、その他営業収入の4億8,200万ドル（-43％）の減少により、4億5,000万ドル（-30％）減少した。これは、純利息収益の3,200万ドル（+9％）の増加により一部相殺された。この減少は、主に以下の事業活動に起因した。

- ・ 顧客のヘッジに対する需要減少および過剰な市場流動性に起因した金利収入の2億1,000万ドルの減少。
- ・ 2020年9月半期の状況の改善による取引および発行レベルの通常化に起因した信用および資本市場収入における1億900万ドルの減少。
- ・ 2020年9月半期の信用評価調整による一回限りの利益に起因したデリバティブの評価調整額の1億1,000万ドルの減少。
- ・ 2020年9月半期に認識したイールド・カーブの変動によるバランスシート取引収入の6,600万ドルの減少。
- ・ 外国為替収入の5,400万ドルの増加。

関連会社投資の持分利益／（損失）（-2億6,200万ドル）

- ・ 2021年3月半期におけるAmBankの1MDBに関する和解金の当グループの持分に起因した2億1,200万ドルの減少。
- ・ 2021年3月半期におけるAmBankののれんの減損に対する当グループの持分に起因した1億3,500万ドルの減少。
- ・ 2020年9月半期におけるPT PaninのAASB第9号に基づく調整に起因した6,800万ドルの増加。
- ・ PT Paninに関する関連会社投資の利益における1,600万ドルの増加。

その他（-9,600万ドルすなわち-76％）

- ・ オーストラリア・リテールおよび商業部門におけるANZシェア・インベスティングの売却目的保有への分類変更に係る損失（2億5,100万ドル）に起因した2億3,800万ドルの減少。これは、ニュージーランド部門における旧保険ポートフォリオのタワーへの売却からの利益により一部相殺された。
- ・ 2020年9月半期におけるUDCの事業売却損に起因した3,800万ドルの増加。
- ・ 主にトレジャリーにおける流動性ポートフォリオのリバランスによる実現益（3,100万ドル）および当グループの別部門における不利な為替換算差額を相殺した外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の増加（2,300万ドル）に牽引された、TSOおよびグループ・センターでの3,500万ドルの増加。この増加は、2020年9月半期における天津銀行からの受取配当金による2,600万ドルの減少により一部相殺された。
- ・ 2021年3月半期における店頭以外のATMネットワークの売却益、滞納額の減少による保険請求の減少および取引リバートの増加に起因した、オーストラリア・リテールおよび商業部門での4,000万ドルの増加。

(4) 営業費用 - 継続事業

	半期			増減率	
				2021年 3 月期 対2020年 9 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月		
	(百万ドル)				
人件費	2,449	2,413	2,465	1%	-1%
土地建物費	350	384	405	-9%	-14%
テクノロジー費	785	985	839	-20%	-6%
組織再編費用	105	56	105	88%	0%
その他費用	793	940	791	-16%	0%
継続事業による現金営業費用合計	4,482	4,778	4,605	-6%	-3%
継続事業によるフルタイム換算従業員 (FTE) 数合計 (人)	37,844	37,506	37,834	1%	0%
継続事業によるフルタイム換算従業員 (FTE) 数平均 (人)	37,594	37,695	37,759	0%	0%

	半期			増減率	
				2021年 3 月期 対2020年 9 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月		
部門別営業費用	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業法人	2,000	2,026	2,065	-1%	-3%
ニュージーランド	1,274	1,268	1,290	0%	-1%
パシフィック	623	745	690	-16%	-10%
TSOおよびグループ・センター	71	129	76	-45%	-7%
継続事業による現金営業費用合計	514	610	484	-16%	6%
	4,482	4,778	4,605	-6%	-3%

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期	2021年 3 月期
				対2020年 9 月期	対2020年 3 月期
部門別FTE					
オーストラリア・リテールおよび商業法人	14,118	14,078	14,061	0%	0%
ニュージーランド ⁽¹⁾	5,215	5,291	5,350	-1%	-3%
パシフィック	6,691	6,679	7,009	0%	-5%
TSOおよびグループ・センター ⁽¹⁾	1,101	1,113	1,108	-1%	-1%
TSOおよびグループ・センター ⁽¹⁾	10,719	10,345	10,306	4%	4%
継続事業によるFTE数合計	37,844	37,506	37,834	1%	0%
継続事業によるFTE数平均	37,594	37,695	37,759	0%	0%

注：(1) FTEは、ニュージーランドのテクノロジー事業をTSOおよびグループ・センターからニュージーランド部門に移転したことを反映するために修正再表示されている（2020年9月半期：918人、2020年3月半期：960人）。

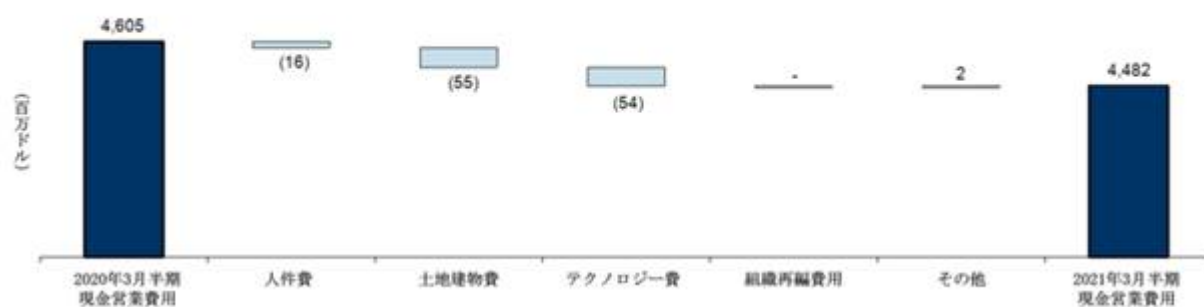
営業費用（重大／重要項目を除く）

営業費用には、2021年3月半期における2億6,600万ドルの重大／重要項目（2020年9月半期：4億9,000万ドル、2020年3月半期：2億4,400万ドル）と総称される多くの項目が含まれていた。これらの項目は、継続事業による現金営業費用合計の一部を構成するが、その性質および重要性を考慮し、下表からは除外されている。重大／重要項目については、上記「(1)現金利益 - 重大／重要項目 - 継続事業」を参照のこと。

	半期			増減率	
				2021年 3 月期	2021年 3 月期
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	対2020年 9 月期	対2020年 3 月期
費用（重大／重要項目を除く）	（百万ドル）				
人件費	2,396	2,334	2,401	3%	0%
土地建物費	351	383	404	-8%	-13%
テクノロジー費	780	773	787	1%	-1%
組織再編費用	-	-	-	該当なし	該当なし
その他費用	689	798	769	-14%	-10%
継続事業による現金営業費用合計	4,216	4,288	4,361	-2%	-3%

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期	2021年 3 月期
				対2020年 9 月期	対2020年 3 月期
部門別費用（重大／重要項目を除く）	（百万ドル）				
オーストラリア・リテールおよび商業法人	1,869	1,892	1,904	-1%	-2%
ニュージーランド	1,188	1,207	1,278	-2%	-7%
パシフィック	613	622	653	-1%	-6%
TSOおよびグループ・センター	70	73	74	-4%	-5%
継続事業による現金営業費用合計	476	494	452	-4%	5%
	4,216	4,288	4,361	-2%	-3%

営業費用 - 2021年3月半期と2020年3月半期の比較



- 2021年3月半期と2020年3月半期の比較

営業費用は、1億2,300万ドル（-3%）減少した。重大／重要項目を除くと、営業費用は1億4,500万ドル（-3%）減少した。

- 人件費は、当期のFTE数平均を減少させたデジタル機能およびプロセス・オートメーションへの投資、ならびに有利な為替換算変動の影響により1,600万ドル（-1%）減少した。この減少は、賃金インフレおよび従業員に対してコロナ禍におけるそのサポートを評価して付与した特別休暇に係る従業員休暇費用の増加により一部相殺された。
- 土地建物費は、不動産の継続的な最適化に牽引され、5,500万ドル（-14%）の減少となった。
- テクノロジー費は、5,400万ドル（-6%）減少した。これは、2020年3月半期のリース関連項目によるものであった。
- 組織再編費用は、オーストラリア・リテールおよび商業部門における業務の減少および販売チャネルの変更があったが、2021年3月半期のTSOおよびグループ・センターの運営上の変更により相殺され横ばいであった
- その他費用は、訴訟の和解金（6,900万ドル）および顧客救済の増加（1,700万ドル）により200万ドル増加した（横ばい）が、マーケティングおよび出張費用の減少により相殺された。

- 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

営業費用は、2億9,600万ドル（-6%）減少した。重大／重要項目を除くと、営業費用は7,200万ドル（-2%）減少した。

- 人件費は、従業員に対してコロナ禍におけるそのサポートを評価し付与した特別休暇が一因となった、従業員休暇費用の増加、賃金インフレ、およびCOVID-19による困難への支援提供に必要な追加資源により3,600万ドル（+1%）の増加となった。これは、当期のFTE数平均を減少させたデジタル機能およびプロセス・オートメーションへの投資、有利な為替換算変動ならびに顧客救済費用の減少（1,600万ドル）により一部相殺された。
- 土地建物費は、当グループの不動産の継続的な最適化により3,400万ドル（-9%）減少した。
- テクノロジー費は、2億ドル（-20%）減少した。これは主に、2020年9月半期のソフトウェアの資産化方針の適用の変更起因した1億9,700万ドルの加速償却費によるものであった。
- 組織再編費用は、4,900万ドル（+88%）増加した。これは主に、オーストラリア・リテールおよび商業部門における業務および不動産の変更、ならびにTSOおよびグループ・センターの運営上の変更に関連するものであった。
- その他費用は、1億4,700万ドル（-16%）減少した。これは、2020年9月半期におけるパシフィック部門およびニュージーランド部門ののれんの償却（7,700万ドル）、顧客救済の減少（2,200万ドル）、マーケティング費用の減少、および通常業務経費の減少によるものであった。これは、2021年3月半期に認識した訴訟の和解金（6,900万ドル）により一部相殺された。

(5) 投資費用 - 継続事業

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期 対2020年 9 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
	(百万ドル)				
費用計上された投資	609	608	491	0%	24%
資産計上された投資	160	224	198	-29%	-19%
継続事業による投資費用合計	769	832	689	-8%	12%

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期 対2020年 9 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
部門別投資費用	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業法人	253	269	217	-6%	17%
ニュージーランド	83	86	78	-3%	6%
パシフィック	98	132	94	-26%	4%
TSOおよびグループ・センター	-	-	-	該当なし	該当なし
継続事業による投資費用合計	335	345	300	-3%	12%
	769	832	689	-8%	12%

(6) ソフトウェアの資産化 - 継続事業

2021年3月31日の当グループの無形資産には、ソフトウェアの取得および開発の際に発生した費用9億6,100万ドルが含まれている。詳細は以下の表に表示されている。

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期	2021年 3 月期
				対2020年 9 月期	対2020年 3 月期
	(百万ドル)				
期首残高	1,039	1,263	1,323	-18%	-21%
当期中に資産化されたソフトウェア	156	194	181	-20%	-14%
当期償却費					
- 当期償却	(233)	(219)	(241)	6%	-3%
- 加速償却 ⁽¹⁾	-	(197)	-	-100%	該当なし
ソフトウェア減損 / 償却費	(1)	-	(2)	該当なし	-50%
為替換算変動額	-	(2)	2	-100%	-100%
継続事業による資産化されたソフトウェア合計	961	1,039	1,263	-8%	-24%

	期末現在			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期	2021年 3 月期
				対2020年 9 月期	対2020年 3 月期
部門別資産化されたソフトウェア	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業法人	133	147	209	-10%	-36%
ニュージーランド	135	139	196	-3%	-31%
TSOおよびグループ・センター	8	16	33	-50%	-76%
	685	737	825	-7%	-17%
継続事業による資産化されたソフトウェア合計	961	1,039	1,263	-8%	-24%

注：(1) 2020年9月半期において、当グループは、ソフトウェアの償却に関する方針の適用を変更し、急速に変化するテクノロジーおよび業務要件によって短縮した耐用年数を反映した。その結果、2020年9月半期中、当グループは、加速償却費1億9,700万ドルを以下の部門に認識した。

加速償却	2020年9月半期 (百万ドル)
オーストラリア・リテールおよび商業法人	31
法人	38
ニュージーランド	11
TSOおよびグループ・センター	117
合計	197

(7) 信用リスク - 継続事業

COVID-19のグローバル経済への影響およびその期間、ならびに政府、企業および顧客の対応は依然として不確実である。この不確実性は、多くの経営陣による判断および見積りに基づいたクレジット・ポートフォリオの予想信用損失（「ECL」）に関する当グループの評価に反映されている。経営陣による判断および見積りは、内部および外部の様々な情報に加え、過去のストレス状況下でのポートフォリオの運用状況についての当グループの経験によるものであった。詳細については、要約中間連結財務書類の注記1を参照のこと。

ローン返済猶予制度および救済措置（支援措置）

2020年3月以降、当グループは、COVID-19による顧客の借入債務の履行への影響に対応すべく、顧客へ様々な支援措置を提供している。提供した支援措置には、一時的な元利払いの猶予や元利払いからインタレスト・オンリー型の返済への変更、およびローン返済期日の延長といった取決めが含まれる。

これらの支援措置は、2021年3月半期中に段階的に停止された。住宅ローン支援措置については、支援措置を活用したオーストラリアおよびニュージーランドの顧客の全ローンのうち、94%がローン返済を再開し、残りの6%はローンの条件が緩和されたか、またはハードシップに移行に変更された。オーストラリアの法人向けローン支援措置については、その90%がローン返済を再開し、残りの10%はローンの条件が緩和されたか、またはハードシップに移行された。ローン支援措置を利用した顧客については、当該ローン支援措置および政府支援措置は、ローン返済猶予期間にわたり生じたであろう返済遅延および将来生じる可能性のある返済遅延を正確に把握しづらくしているとみなされている。よって、当グループは、予想される遅延および信用リスクの著しい増大（「SICR」）について、予想信用損失の構成要素を提供している。

COVID-19によりインタレスト・オンリー型の貸付に変更されたまたは期間延長された与信枠は、現在では通常のローンに含まれ管理されている。

貸倒引当金繰入 / (戻入)

	半期			増減率	
				2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
	2021年3月	2020年9月	2020年3月		
一括評価	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	(515)	526	525	大	大
法人	(110)	4	369	大	大
ニュージーランド	(53)	104	144	大	大
パシフィック	-	35	10	-100%	-100%
一括評価合計	(678)	669	1,048	大	大

	半期			増減率	
				2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
	2021年3月	2020年9月	2020年3月		
個別評価	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	134	278	318	-52%	-58%
法人	55	49	272	12%	-80%
ニュージーランド	(5)	62	35	大	大
パシフィック	3	6	1	-50%	大
個別評価合計	187	395	626	-53%	-70%

	半期			増減率	
				2021年 3 月期 対2020年 9 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月		
貸倒引当金繰入 / (戻入) 合計	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	(381)	804	843	大	大
法人	(55)	53	641	大	大
ニュージーランド	(58)	166	179	大	大
パシフィック	3	41	11	-93%	-73%
貸倒引当金繰入 / (戻入) 合計	(491)	1,064	1,674	大	大

2021年3月半期

	一括評価				個別評価			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ3 - 新規および増加	ステージ3 - 回収および戻入	合計	合計
(百万ドル)								
オーストラリア・リテールおよび商業 法人	(136) (89)	(357) (8)	(22) (13)	(515) (110)	326 88	(192) (33)	134 55	(381) (55)
ニュージーランド パシフィック	(6) (2)	(30) (1)	(17) 3	(53) -	34 7	(39) (4)	(5) 3	(58) 3
合計	(233)	(396)	(49)	(678)	455	(268)	187	(491)

2020年9月半期

	一括評価				個別評価			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ3 - 新規および増加	ステージ3 - 回収および戻入	合計	合計
(百万ドル)								
オーストラリア・リテールおよび商業 法人	123 -	410 1	(7) 3	526 4	454 124	(176) (75)	278 49	804 53
ニュージーランド パシフィック	(19) (3)	104 34	19 4	104 35	88 9	(26) (3)	62 6	166 41
合計	101	549	19	669	675	(280)	395	1,064

2020年3月半期

	一括評価				個別評価			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ3 - 新規および増加	ステージ3 - 回収および戻入	合計	合計
(百万ドル)								
オーストラリア・リテールおよび商業 法人	105 203	395 177	25 (11)	525 369	511 327	(193) (55)	318 272	843 641
ニュージーランド パシフィック	39 7	86 3	19 -	144 10	59 3	(24) (2)	35 1	179 11
合計	354	661	33	1,048	900	(274)	626	1,674

一括評価貸倒引当金(繰入) / 戻入額

・ 2021年3月半期と2020年3月半期の比較

一括評価貸倒引当金繰入額の17億2,600万ドルの減少は、オーストラリア・リテールおよび商業部門での10億4,000万ドルの減少、法人部門での4億7,900万ドルの減少およびニュージーランド部門での1億9,700万ドルの減少によるものであった。一括評価貸倒引当金は、2020年3月半期におけるCOVID-19のパンデミックによる将来予測への影響に起因し大幅に増加した。貸倒引当金の減少とともに経済見通しの改善、ならびにポートフォリオ構成およびリスクの改善により、2021年3月半期には一括評価貸倒引当金戻入になった。

・ 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

一括評価貸倒引当金繰入額の13億4,700万ドルの減少は、オーストラリア・リテールおよび商業部門での10億4,100万ドルの減少、法人部門での1億1,400万ドルの減少およびニュージーランド部門での1億5,700万ドルの減少に牽引された。一括評価貸倒引当金は、2020年9月半期におけるCOVID-19のパンデミックによる将来予測への影響に起因した。貸倒引当金の減少とともに経済見通しの改善、ならびにポートフォリオ構成およびリスクの改善により、2021年3月半期には一括評価貸倒引当金戻入となった。

個別評価貸倒引当金(繰入) / 戻入額

・ 2021年3月半期と2020年3月半期の比較

個別評価貸倒引当金繰入額の4億3,900万ドル(-70%)の減少は、法人部門での2億1,700万ドルの減少、オーストラリア・リテールおよび商業部門での1億8,400万ドルの減少およびニュージーランド部門での4,000万ドルの減少によるものであった。個別評価貸倒引当金繰入額は、COVID-19支援措置の影響により低水準にとどまっている。

・ 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

個別評価貸倒引当金繰入額の2億800万ドルの減少は、オーストラリア・リテールおよび商業部門での1億4,400万ドルの減少およびニュージーランド部門での6,700万ドルの減少によるものであった。個別評価貸倒引当金繰入は、COVID-19支援措置の影響により低水準にとどまっている。

予想信用損失引当金⁽¹⁾

	期末現在			増減率	
				2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
一括評価	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	2,331	2,845	2,320	-18%	0%
法人	1,364	1,513	1,590	-10%	-14%
ニュージーランド	513	570	541	-10%	-5%
パシフィック	77	80	50	-4%	54%
一括評価合計	4,285	5,008	4,501	-14%	-5%

	期末現在			増減率	
				2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
個別評価	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	520	610	582	-15%	-11%
法人	191	158	406	21%	-53%
ニュージーランド	79	102	79	-23%	0%
パシフィック	19	21	26	-10%	-27%
個別評価合計	809	891	1,093	-9%	-26%

	期末現在			増減率	
				2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
予想信用損失引当金	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	2,851	3,455	2,902	-17%	-2%
法人	1,555	1,671	1,996	-7%	-22%
ニュージーランド	592	672	620	-12%	-5%
パシフィック	96	101	76	-5%	26%
予想信用損失引当金合計	5,094	5,899	5,594	-14%	-9%

2021年3月半期末現在

	一括評価				個別評価	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテールおよび商業	462	1,530	339	2,331	520	2,851
法人	940	407	17	1,364	191	1,555
ニュージーランド	141	313	59	513	79	592
パシフィック	18	42	17	77	19	96
合計	1,561	2,292	432	4,285	809	5,094

2020年9月半期末現在

	一括評価				個別評価	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテールおよび商業	597	1,886	362	2,845	610	3,455
法人	1,056	426	31	1,513	158	1,671
ニュージーランド	147	346	77	570	102	672
パシフィック	20	46	14	80	21	101
合計	1,820	2,704	484	5,008	891	5,899

2020年3月半期末現在

	一括評価				個別評価	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテールおよび商業	474	1,477	369	2,320	582	2,902
法人	1,115	444	31	1,590	406	1,996
ニュージーランド	200	279	62	541	79	620
パシフィック	26	13	11	50	26	76
合計	1,815	2,213	473	4,501	1,093	5,594

注：(1) 正味貸付金および前渡金（償却原価で計上）、投資有価証券 - 発行済社債（償却原価で計上）、オフバランスシートのコミットメント - 未実行与信枠および偶発与信枠の予想信用損失引当金を含む。

長期損失率

経営陣は、個別評価引当金に係るモデル化された過去の長期損失率を開示することが、会計上の損失を用いることで生じる報告利益のボラティリティを除去することになるため、より長期的な貸付ポートフォリオの予想損失率の評価に資すると考えている。長期損失アプローチは、内部的な指標として経済的利益において利用されるものであり、AASB第9号「金融商品」の貸倒引当金認識の原則に基づいていない。さらに、過去の平均長期損失率に基づいていることを考慮し、COVID-19に関連する潜在的影響を完全には反映していない可能性がある。

部門別貸付資産総額に対する長期損失の割合

	期末現在		
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月
オーストラリア・リテールおよび商業	0.24%	0.27%	0.28%
ニュージーランド	0.15%	0.16%	0.19%
法人	0.25%	0.30%	0.25%
当グループ合計	0.23%	0.26%	0.26%

減損資産総額

	期末現在			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期 対2020年 9 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
	(百万ドル)				
減損貸付金 ⁽¹⁾	1,941	2,001	2,209	-3%	-12%
条件緩和債権 ⁽²⁾	300	254	226	18%	33%
不良資産を裏付けとする契約債務および 偶発債務 ⁽¹⁾	232	204	164	14%	41%
減損資産総額	2,473	2,459	2,599	1%	-5%
個別評価引当金					
減損貸付金	(778)	(851)	(1,055)	-9%	-26%
不良資産を裏付けとする契約債務および 偶発債務	(31)	(40)	(38)	-23%	-18%
減損資産純額	1,664	1,568	1,506	6%	10%

部門別減損資産総額

オーストラリア・リテールおよび商業	1,228	1,634	1,544	-25%	-20%
法人	892	434	742	大	20%
ニュージーランド	310	347	264	-11%	17%
パシフィック	43	44	49	-2%	-12%
減損資産総額	2,473	2,459	2,599	1%	-5%

エクスポージャーの規模別減損資産総額

1,000万ドル未満	1,474	1,713	1,680	-14%	-12%
1,000万ドル以上 1 億ドル以下	267	339	349	-21%	-23%
1 億ドル超	732	407	570	80%	28%
減損資産総額	2,473	2,459	2,599	1%	-5%

注：(1) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務は、90日超延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるエクスポージャーからなる、ステージ3の予想信用損失について一括評価されたエクスポージャーを含んでいない。

(2) 条件緩和債権とは、顧客の経済的困難に関する理由により当初の契約条件が変更された貸付をいう。条件緩和には、金利、元本その他法的に支払義務のある支払の減額、もしくは同等のリスクに基づく新規貸付において通常提示されるものを著しく超える弁済期の延長が含まれる。

・ 2021年3月半期と2020年3月半期の比較

減損資産総額は、オーストラリア・リテールおよび商業部門（-3億1,600万ドル）の減少に牽引され、1億2,600万ドル（-5%）の減少となったが、法人部門（1億5,000万ドル）およびニュージーランド部門（4,600万ドル）での増加により一部相殺された。オーストラリア・リテールおよび商業部門での減少は、単一顧客の条件緩和エクスポージャーの返済および支払延滞の基本的な動向がCOVID-19支援措置により低水準にとどまっていることによるリテール・ポートフォリオの減少に起因した。法人部門およびニュージーランド部門での増加は、十分な担保を供される少数の単一顧客のエクスポージャーに係る減損によるものであった。

・ 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

減損資産総額は、法人部門（4億5,800万ドル）の増加により1,400万ドル（1%）増加したが、オーストラリア・リテールおよび商業部門（-4億600万ドル）、およびニュージーランド部門（-3,700万ドル）の減少により一部相殺された。法人部門での増加は、十分な担保を供される少数の単一顧客のエクスポージャーに係る減損によるものであった。オーストラリア・リテールおよび商業部門での減少は、単一顧客の条件緩和エクスポージャーの返済および支払延滞の基本的な動向がCOVID-19支援措置により低い水準にとどまっていることによるリテール・ポートフォリオの減少に起因した。ニュージーランド部門での減少は、COVID-19支援措置により低い水準にとどまっている支払延滞の基本的な動向によるものであった。

当グループの減損資産に対する個別評価引当金のカバレッジ比率は、2021年3月31日現在で32.7%（2020年9月30日現在で36.2%、2020年3月31日現在で42.1%）であった。

新規減損資産

	半期			増減率	
	2021年3月	2020年9月	2020年3月	2021年3月期 対2020年9月期	2021年3月期 対2020年3月期
	(百万ドル)				
減損貸付金 ⁽¹⁾	798	1,081	1,407	-26%	-43%
条件緩和債権 ⁽²⁾	239	47	23	大	大
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務 ⁽¹⁾	84	91	140	-8%	-40%
新規減損資産合計	1,121	1,219	1,570	-8%	-29%
部門別新規減損資産					
オーストラリア・リテールおよび商業	421	775	870	-46%	-52%
法人	602	197	571	大	5%
ニュージーランド	69	236	125	-71%	-45%
パシフィック	29	11	4	大	大
新規減損資産合計	1,121	1,219	1,570	-8%	-29%

注：(1) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務は、90日超延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるエクスポージャーからなる、ステージ3の予想信用損失について一括評価されたエクスポージャーを含んでいない。

(2) 条件緩和債権とは、顧客の経済的困難に関する理由により当初の契約条件が変更された貸付をいう。条件緩和には、金利、元本その他法的に支払義務のある支払の減額、もしくは同等のリスクに基づく新規貸付において通常提示されるものを著しく超える弁済期の延長が含まれる。

・ 2021年3月半期と2020年3月半期の比較

新規減損資産は、2021年3月半期にわたり継続的に実施されたCOVID-19支援プログラムによる、オーストラリア・リテールおよび商業部門での減少（-4億4,900万ドル）およびニュージーランド部門での減少（-5,600万ドル）に起因して4億4,900万ドル（-29%）減少した。

・ **2021年3月半期と2020年9月半期の比較**

新規減損資産は、オーストラリア・リテールおよび商業部門（- 3 億5,400万ドル）およびニュージーランド部門（- 1 億6,700万ドル）の減少により9,800万ドル（- 8 %）減少したが、法人部門（4 億500万ドル）での増加により一部相殺された。オーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門での減少は、2021年3月半期にわたり継続的に実施されたCOVID-19支援プログラムによるものであった。法人部門での増加は、十分な担保を供される少数の単一顧客のエクスポージャーに係る減損により牽引された。

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金の期間分析⁽¹⁾

	期末現在			増減率	
				2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
	(百万ドル)				
1～29日	5,657	5,161	9,114	10%	-38%
30～59日	1,732	1,028	2,772	68%	-38%
60～89日	691	569	1,368	21%	-49%
90日以上	3,290	3,844	3,621	-14%	-9%
合計	11,370	10,602	16,875	7%	-33%

注：(1) COVID-19の影響を受けたが6か月の返済猶予制度を申請し猶予された適格顧客を除く。30日以上延滞している顧客は、6か月の返済猶予制度の対象外である。

- 2021年3月半期と2020年3月半期の比較

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、顧客が2020年3月よりCOVID-19支援制度を利用したことにより、オーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門の住宅ローン・ポートフォリオのすべての期間における減少に牽引され、55億500万ドル（-33%）の減少となった。

- 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、7億6,800万ドル（+7%）増加した。これは主に、1～29日および30～59日の期間におけるオーストラリア・リテールおよび商業部門の住宅ローン・ポートフォリオにおいて、COVID-19支援制度を段階的に停止した後に支払延滞となった顧客が少数であったことに牽引された。90日以上の期間における減少は、COVID-19支援制度により過去の期間に支払延滞となった口座が減少したことに関連している。

(8) 法人税 - 継続事業

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年	2021年
				3 月期	3 月期
				対2020年	対2020年
	9 月期	3 月期			
	(百万ドル)				
現金利益に対する法人税	1,442	986	886	46%	63%
実効税率 (現金利益)	32.5%	29.6%	38.5%		

・ 2021年 3 月半期と2020年 3 月半期の比較

実効税率は、38.5%から32.5%へと減少した。600ベース・ポイントの減少は、2020年 3 月半期におけるAmBankおよびPT Paninに対する投資の損金不算入の減損 (-1,065ベース・ポイント) によるものであった。これは、2021年 3 月半期のANZシェア・インベスティングを売却目的保有に分類変更したことによる損金不算入の影響額 (+170ベース・ポイント)、Ambankの1MDBに関する解決およびのれんの減損による持分法利益の減少 (+235ベース・ポイント) ならびにその他の持分法利益の減少 (+106ベース・ポイント) により一部相殺された。

・ 2021年 3 月半期と2020年 9 月半期の比較

実効税率は、29.6%から32.5%へと増加した。290ベース・ポイントの増加は、2021年 3 月半期にANZシェア・インベスティングを売却目的保有に分類変更したことによる損金不算入の影響額 (+170ベース・ポイント)、ならびにAmbankの1MDBに関する解決およびのれんの減損による持分法利益の減少 (+235ベース・ポイント) に起因したが、主にPT Paninからのその他の持分法利益の増加 (-54ベース・ポイント) により一部相殺された。

(9) 外国為替換算の影響 - 継続事業

下表は、外国為替換算変動の影響を中立化にした当グループの現金利益業績、正味貸付金および前渡金ならびに顧客預金を示す。比較のデータは、以前の期間の比較数値を当期の為替レートで再換算することにより、外国為替変動の換算影響を取り除く調整がなされている。

2021年 3 月半期対2020年 3 月半期

	半期				増減率	
	実際	為替 調整前	為替 による 影響	為替 調整後	為替	為替
					調整前	調整後
					2021年 3 月期 対2020年 3 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
	2021年 3 月	2020年 3 月	2020年 3 月	2020年 3 月		
	(百万ドル)					
純利息収益	6,986	7,222	(98)	7,124	-3%	-2%
その他営業収入	1,437	1,357	(2)	1,355	6%	6%
営業収入	8,423	8,579	(100)	8,479	-2%	-1%
営業費用	(4,482)	(4,605)	95	(4,510)	-3%	-1%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,941	3,974	(5)	3,969	-1%	-1%
貸倒引当金(繰入)/戻入	491	(1,674)	41	(1,633)	大	大
法人税引前利益	4,432	2,300	36	2,336	93%	90%
法人税	(1,442)	(886)	(16)	(902)	63%	60%
非支配持分	-	(1)	-	(1)	-100%	-100%
継続事業による現金利益	2,990	1,413	20	1,433	大	大
部門別継続事業による現金利益						
オーストラリア・リテールおよび商業法人	1,782	1,214	-	1,214	47%	47%
ニュージーランド	948	610	(4)	606	55%	56%
パシフィック	771	567	(11)	556	36%	39%
TSOおよびグループ・センター	7	20	(1)	19	-65%	-63%
TSOおよびグループ・センター	(518)	(998)	36	(962)	-48%	-46%
継続事業による現金利益	2,990	1,413	20	1,433	大	大
部門別正味貸付金および前渡金						
オーストラリア・リテールおよび商業法人	344,269	329,812	-	329,812	4%	4%
ニュージーランド	147,446	199,410	(14,007)	185,403	-26%	-20%
パシフィック	120,482	125,195	(7,182)	118,013	-4%	2%
TSOおよびグループ・センター	1,713	2,176	(241)	1,935	-21%	-11%
TSOおよびグループ・センター	449	16	(1)	15	大	大
正味貸付金および前渡金	614,359	656,609	(21,431)	635,178	-6%	-3%
部門別顧客預金						
オーストラリア・リテールおよび商業法人	241,315	212,990	-	212,990	13%	13%
ニュージーランド	223,666	258,517	(28,460)	230,057	-13%	-3%
パシフィック	93,201	91,175	(5,231)	85,944	2%	8%
TSOおよびグループ・センター	3,394	3,845	(432)	3,413	-12%	-1%
TSOおよびグループ・センター	(53)	(32)	(1)	(33)	66%	61%
顧客預金	561,523	566,495	(34,124)	532,371	-1%	5%

2021年3月半期対2020年9月半期

	半期				増減率	
	実際	為替 調整前	為替 による 影響	為替 調整後	為替	為替
					調整前	調整後
					2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 9月期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 9月	2020年 9月		
	(百万ドル)					
純利息収益	6,986	6,827	(46)	6,781	2%	3%
その他営業収入	1,437	2,346	3	2,349	-39%	-39%
営業収入	8,423	9,173	(43)	9,130	-8%	-8%
営業費用	(4,482)	(4,778)	54	(4,724)	-6%	-5%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,941	4,395	11	4,406	-10%	-11%
貸倒引当金(繰入)/戻入	491	(1,064)	2	(1,062)	大	大
法人税引前利益	4,432	3,331	13	3,344	33%	33%
法人税	(1,442)	(986)	(4)	(990)	46%	46%
非支配持分	-	-	-	-	該当なし	該当なし
継続事業による現金利益	2,990	2,345	9	2,354	28%	27%
部門別継続事業による現金利益						
オーストラリア・リテールおよび商業	1,782	1,123	-	1,123	59%	59%
法人	948	1,244	(19)	1,225	-24%	-23%
ニュージーランド	771	450	2	452	71%	71%
パシフィック	7	(82)	5	(77)	大	大
TSOおよびグループ・センター	(518)	(390)	21	(369)	33%	40%
継続事業による現金利益	2,990	2,345	9	2,354	28%	27%
部門別正味貸付金および前渡金						
オーストラリア・リテールおよび商業	344,269	339,381	-	339,381	1%	1%
法人	147,446	157,634	(3,348)	154,286	-6%	-4%
ニュージーランド	120,482	116,625	(980)	115,645	3%	4%
パシフィック	1,713	1,866	(71)	1,795	-8%	-5%
TSOおよびグループ・センター	449	1,587	-	1,587	-72%	-72%
正味貸付金および前渡金	614,359	617,093	(4,399)	612,694	0%	0%
部門別顧客預金						
オーストラリア・リテールおよび商業	241,315	234,594	-	234,594	3%	3%
法人	223,666	223,288	(7,871)	215,417	0%	4%
ニュージーランド	93,201	91,004	(765)	90,239	2%	3%
パシフィック	3,394	3,534	(129)	3,405	-4%	0%
TSOおよびグループ・センター	(53)	(57)	-	(57)	-7%	-7%
顧客預金	561,523	552,363	(8,765)	543,598	2%	3%

(10) 収益に関するヘッジ - 継続事業

当グループは、適切であると考えられる場合に、（主にニュージーランドドル建ておよび米ドル建て）多額の外貨建て収益源に対し、経済ヘッジを設定している。ニュージーランドドル建てのエクスポージャーは、ニュージーランド地域に関連し、米ドル建てのエクスポージャーはアジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域に関連する。これらのヘッジの詳細は以下のとおりである。

	半期		
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月
		(百万ドル)	
ニュージーランドドル建て経済ヘッジ			
ニュージーランドドル建てネット・オープン・ポジション（想定元本） ⁽¹⁾	2,444	2,276	3,165
収入に計上された金額（税引前法定ベース） ⁽²⁾	26	149	(156)
収入に計上された金額（税引前現金ベース） ⁽³⁾	18	19	(13)
米ドル建て経済ヘッジ			
米ドル建てネット・オープン・ポジション（想定元本） ⁽¹⁾	463	453	662
収入に計上された金額（税引前法定ベース） ⁽²⁾	26	87	(39)
収入に計上された金額（税引前現金ベース） ⁽³⁾	16	(8)	(15)

注：(1) 契約レートによる豪ドル建て価値。

(2) 未実現評価変動およびヘッジの手仕舞いによる実現収益。

(3) ヘッジの手仕舞いによる実現収益。

2021年3月31日現在、為替レートの好ましくない動きに対して将来の収益の一部をヘッジするために、以下のヘッジが設定されている。

- ・ 1豪ドル=およそ1.06ニュージーランドドルの先物相場で26億ニュージーランドドル。
- ・ 1豪ドル=およそ0.67米ドルの先物相場で3億米ドル。

2021年3月半期中、

- ・ 10億ニュージーランドドルの経済ヘッジの期限が到来し、1,800万ドル（税引前）の実現利益が現金利益に計上された。
- ・ 2億米ドルの経済ヘッジの期限が到来し、1,600万ドル（税引前）の実現利益が現金利益に計上された。
- ・ 残存するニュージーランドドル建ておよび米ドル建ての経済ヘッジに対する未実現利益1,800万ドル（税引前）が、当半期中に法定損益計算書に計上された。現金利益計算の際、今後のニュージーランドドル建ておよび米ドル建て収益に対するヘッジであることから、この未実現利益は法定利益への調整として処理されている。

(11) 1株当たり利益 - 継続事業

	半期			増減率	
	2021年3月	2020年9月	2020年3月	2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
継続事業による1株当たりの現金利益 (セント)					
基本的	105.3	82.8	49.9	27%	大
希薄化後	99.9	76.1	47.5	31%	大
現金利益調整後 加重平均普通株式数(百万株)					
基本的	2,838.7	2,831.2	2,830.6	0%	0%
希薄化後	3,084.4	3,200.7	3,238.6	-4%	-5%
継続事業による現金利益(百万ドル)	2,990	2,345	1,413	28%	大
1株当たりの現金利益希薄化の計算に 使われた継続事業による現金利益 (百万ドル)	3,082	2,435	1,537	27%	大

(12) 配当 - 継続事業

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期 対2020年 9 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
普通株式 1 株当たりの配当（セント） - 継続事業⁽¹⁾					
中間配当	70	-	25		
最終配当	-	35	-	100%	大
合計	70	35	25		
配当性向に用いられた普通株式配当 （百万ドル） ⁽²⁾⁽³⁾	1,992	994	709		
継続事業による現金利益（百万ドル）	2,990	2,345	1,413	28%	大
普通株式配当性向（現金ベース）⁽³⁾	66.6%	42.4%	50.2%		

注：(1) 提案された2021年度中間配当については、オーストラリアの課税目的において全額フランキング済（税額30%）であり、8 ニュージーランドセント（2020年度最終配当：4 ニュージーランドセント、2020年度中間配当：3 ニュージーランドセント）のニュージーランドのインピュテーション税額控除が付される。

(2) 当社の普通株式保有者に支払われた配当である。当グループの非支配持分保有者に対して子会社が支払った配当（2021年 3 月半期：0 ドル、2020年 9 月半期：0 ドル、2020年 3 月半期：0 ドル）を除く。

(3) 配当性向は、配当基準日において発行済となる予定の普通株式の見込数に基づく、提案された2021年度中間配当額19億9,200万ドルを用いて算出されている。2020年 9 月半期および2020年 3 月半期の配当性向は、実際の配当金支払額を用いて算出された。

取締役会は、2021年 7 月 1 日に適格なANZ全額払込済普通株式に対して支払われる70セントの中間配当を提案した。提案された2021年度中間配当は、オーストラリアの課税目的において全額フランキング済となり、普通株式 1 株当たり 8 ニュージーランドセントのニュージーランドのインピュテーション税額控除も付与される。

(13) 経済的利益 - 継続事業

	半期			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	2,951	2,040	1,635	45%	80%
継続事業による法定利益と現金利益の調整	39	305	(222)	-87%	大
継続事業による現金利益	2,990	2,345	1,413	28%	大
経済的信用コスト調整	(895)	139	639	大	大
インピュテーション税額控除	549	546	546	1%	1%
継続事業による経済的リターン	2,644	3,030	2,598	-13%	2%
資本コスト	(2,621)	(2,613)	(2,536)	0%	3%
継続事業による経済的利益	23	417	62	-94%	-63%

経済的利益は、事業ユニットの業績を評価するのに利用されるリスク調整済みの利益指標である。これは内部管理目的のために利用されるもので、外部監査人による監査の対象にはならない。事業ユニットレベルでは、資本は、規制資本に基づいて配分されるため、高リスクの事業には高水準の資本が計上される。この方法は、適切なリスク管理の遂行を支援し、事業リターンがリスクの水準と確実に一致するように設定されている。対象としている重要なリスクには、信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび市場リスクが含まれる。

経済的利益は、以下のとおり、現金利益への一連の調整を通じて算出される。

- ・ 経済的信用コスト調整により、会計上の貸倒損失繰入額が、景気循環を通じたポートフォリオの年間長期平均損失率に基づいた内部予想損失に置き換えられる。
- ・ インピュテーション税額控除の利益が認識され、オーストラリア税の70%で測定される。
- ・ 資本コストは、経済的利益の主要な構成要素である。資本コスト率（現在は8.5%であり、比較期間にわたり適用される。）を乗じた平均普通株式株主資本（非支配持分を除く。）を使用して算定される。

経済的利益は、2020年3月半期に対し3,900万ドル減少した。これは、現金利益が増加した一方で、不利な経済的信用コスト調整および資本コストが増加したためである。

経済的利益は、2020年9月半期に対し3億9,400万ドル減少した。これは、現金利益が増加した一方で、不利な経済的信用コスト調整があったためである。

(14) 要約貸借対照表 - 非継続事業を含む

	期末現在			増減率	
	2021年	2020年	2020年	2021年	2021年
	3月	9月	3月	3月期 対2020年 9月期	3月期 対2020年 3月期
	(十億ドル)				
資産					
現金 / ANZの未収決済残高 / 支払担保	146.3	129.7	166.8	13%	-12%
売買目的有価証券および投資有価証券	138.3	144.3	135.0	-4%	2%
デリバティブ金融商品	104.7	135.3	173.7	-23%	-40%
正味貸付金および前渡金	614.4	617.1	656.6	0%	-6%
その他	14.6	15.9	17.9	-8%	-18%
資産合計	1,018.3	1,042.3	1,150.0	-2%	-11%
負債					
ANZの未払決済残高 / 受取担保	26.7	31.5	39.8	-15%	-33%
預金およびその他の借入金	706.6	682.3	726.9	4%	-3%
デリバティブ金融商品	102.9	134.7	167.4	-24%	-39%
発行済社債	107.6	119.7	140.2	-10%	-23%
その他	11.9	12.8	14.3	-7%	-17%
負債合計	955.7	981.0	1,088.6	-3%	-12%
株主資本合計	62.6	61.3	61.4	2%	2%

・ 2021年3月半期と2020年3月半期の比較

- 現金 / ANZの未収決済残高 / 支払担保は205億ドル（-12%）減少した。この減少は、為替換算変動の影響ならびに売戻条件付契約および支払担保の減少によるものであるが、中央銀行預け金の増加およびANZの未収決済残高の増加により一部相殺された。
- デリバティブ金融資産および負債は、市場レートの変動により、それぞれ690億ドル（-40%）および645億ドル（-39%）減少した。これは主に、米ドルに対するオーストラリアドルの上昇ならびにオーストラリアドルおよびニュージーランドドルのスワップレートの上昇による。
- 正味貸付金および前渡金は422億ドル（-6%）減少した。これは、為替換算変動の影響および顧客がCOVID-19における融資を返済したことによる法人部門での貸付減少（-380億ドル）に起因したが、オーストラリア・リテールおよび商業部門で住宅ローンが増加（+145億ドル）したことにより一部相殺された。またこの増加は、無担保の個人向け貸付および法人向け貸付の減少、ならびにUDCの事業売却の一部であった正味貸付および前渡金の減少により一部相殺され、当該減少は、住宅ローンの増加により牽引されたニュージーランド部門での増加（+25億ドル）により一部相殺された。
- ANZの未払決済残高 / 受取担保は131億ドル（-33%）減少した。これは、為替換算変動の影響、ならびに受取担保および資金決済勘定残高の減少によるものであった。
- 預金およびその他の借入金は203億ドル（-3%）減少した。これは、為替換算変動の影響、銀行からの預り金および買戻条件付契約の減少（-251億ドル）ならびに法人部門での顧客預金の減少（-64億ドル）によるものであった。この減少は、オーストラリア・リテールおよび商業部門（+283億ドル）およびニュージーランド部門（+73億ドル）での顧客預金の伸び、RBAターム資金供給ファシリティ（「TFF」）の引出し（+120億ドル）、ならびにコマーシャル・ペーパー（+46億ドル）および譲渡性預金（+25億ドル）の増加により一部相殺された。
- 発行済社債は、326億ドル（-23%）減少した。これは、為替換算変動の影響および優先債務の発行によるものであったが、預金およびその他の借入金に分類されたTFFの引出しにより一部相殺された。

・ 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

- ・ 現金 / ANZの未収決済残高 / 支払担保は166億ドル（+13%）増加した。この増加は、中央銀行預け金の増加およびANZの未収決済残高の増加によるものであったが、為替換算変動の影響ならびに売戻条件付契約および支払担保の減少により一部相殺された。
- ・ デリバティブ金融資産および負債は、それぞれ306億ドル（-23%）および318億ドル（-24%）減少した。これは、主に米ドルおよびニュージーランドドルに対するオーストラリアドルの上昇、ならびにオーストラリアドルおよびニュージーランドドルのスワップレートの上昇に起因した市場レートの変動によるものであった。
- ・ 正味貸付金および前渡金は270億ドル（横ばい）減少した。この減少は、為替換算変動の影響および法人部門での貸付減少（-68億ドル）によるものであり、経済活動の減少および過剰流動性を反映しているが、オーストラリア・リテールおよび商業部門（+49億ドル）およびニュージーランド部門（+48億ドル）での住宅ローンの伸びにより相殺された。
- ・ 預金およびその他の借入金は243億ドル（+4%）増加した。この増加は、オーストラリア・リテールおよび商業部門（+67億ドル）、ニュージーランド部門（+30億ドル）および法人部門（+83億ドル）での顧客預金の伸び、コマーシャル・ペーパーの増加（+170億ドル）、ならびに譲渡性預金の増加（+77億ドル）によるものであったが、為替換算変動の影響ならびに銀行からの預り金および買戻条件付契約の減少（-75億ドル）により一部相殺された。
- ・ 発行済社債は、為替換算変動の影響および優先債務の発行の減少により、121億ドル（-10%）減少した。

(15) 流動性リスク - 非継続事業を含む

流動性リスクは、当グループが預金者への払戻またはホールセール債券の償還を含む、期限の到来した支払義務を果たせない、あるいは、資産の増加に対して資金を調達する能力が当グループに不足するリスクである。キャッシュフローのタイミングの不一致および関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に内在するものであり、当グループは注意深く監視し、取締役会が設定したリスク選好に従って管理している。

当グループの流動性リスク管理への取り組みは、2つの主要要素を含む。

・資金調達源のシナリオのモデル化

ANZの流動性リスク選好は、取締役会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力と定義される。指標は、異なるデュレーションおよび深刻性水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みの目的は以下のとおりである。

- ・ より短期で極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供すること
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持すること
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保すること

この枠組みの主要な要素は、APRAを含む世界中の銀行規制当局により義務化された深刻な短期の流動性ストレス・シナリオである流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCR要件への適合の一環として、ANZはオーストラリア準備銀行（「RBA」）に流動性供給枠（「CLF」）を有している。CLFは、オーストラリアにおける利用可能な高品質の流動資産（「HQLA」）の不足を補うために設けられており、不測の流動性に対する代替形式を提供する。CLFは、RBAに担保として差入れ可能な資産（国内住宅モーゲージ・バック証券を含む。）により担保されている。適格ADIが利用可能なCLFの総額はAPRAによって毎年設定される。2021年1月1日以降のANZのCLFは107億ドル（2020暦年末：357億ドル）である。2021年におけるCLFの減少は、ADIが保有可能なオーストラリアの発行済政府証券の増加によるものであった。APRAは、この増加が継続した場合、予測可能な将来においてCLFは要求されなくなる可能性があると述べている。

・流動資産

当グループは、深刻なストレス下の環境における当グループの流動性ポジションを保護し、かつ規制上の要件を満たすため、高品質な、処分に制約のない流動資産のポートフォリオを保有している。高品質な流動資産は、パーゼル3 LCRと整合性のある定義による3つのカテゴリーからなる。

- ・ 最も高品質な流動資産（「HQLA1」）：現金、同日に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質が最も高い政府、中央銀行または公的部門証券
- ・ 高品質な流動資産（「HQLA2」）：同日に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質の高い政府、中央銀行または公的部門証券、質の高い企業債務証券および質の高いカバード・ボンド
- ・ 代替流動資産（「ALA」）：CLFの担保として適格な資産およびニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）により列举されたその他の適格証券

RBAは、COVID-19の経済的影響に対応して、2020年3月にターム資金供給ファシリティ（「TFF」）を導入した。TFFの下でRBAは、ADIに対してRBA適格担保により保証された3年間の資金提供を行っている。ADIは、その裁量により引出しが可能な確約済の中央銀行ファシリティを示す未実行であるが利用可能なTFFを、LCRの計算にあたり流動資産として含めることができる。ANZの未実行であるが利用可能なTFFは、RBAへの差入担保として適格な資産である。

RBNZは、COVID-19の経済的影響に対応して、2020年11月に「貸出のための資金供給プログラム（「FLP」）」を導入した。FLPの下でRBNZは、承認された適格担保により保証された適格カウンターパーティーに対して、3年間の資金供給を行っている。APRAは、未実行であるが利用可能なFLPを、LCRの計算にあたり現金流入として含めることができると述べている。レベル2のLCRの計算にあたり、ニュージーランドドルのLCRの100%を超過して保有する流動資産を除外しているため、未実行であるが利用可能なFLPにより、報告されるレベル2の流動資産は減少している。

当グループは、流動資産ポートフォリオの規模および構成が規制上の要件および取締役会が定めたりスク選好に沿っているよう、継続的に監視および管理している。

ディスカウント後の市場価額⁽¹⁾

	半期平均			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
	(十億ドル)				
HQLA1	186.2	164.6	159.3	13%	17%
HQLA2	10.4	9.9	9.6	5%	8%
社内担保付住宅ローン証券化商品 ⁽²⁾	18.5	35.3	27.7	-48%	-33%
その他ALA ⁽²⁾	7.9	8.6	12.8	-8%	-38%
流動資産合計	223.0	218.4	209.4	2%	6%
ストレス・シナリオに基づいてモデル化されたキャッシュフロー					
キャッシュ・アウトフロー	203.2	203.0	191.9	0%	6%
キャッシュ・インフロー	41.3	45.4	41.2	-9%	0%
正味キャッシュ・アウトフロー	161.9	157.6	150.7	3%	7%
流動性カバレッジ比率⁽³⁾	138%	139%	139%	-1%	-1%

注：(1) APRA健全性基準（APS第210号「流動性」）で規定され、APS第330号の要件に沿った半期平均ベース。

(2) 承認された枠限度までのCLFの担保として適格な資産およびTFF、ならびにRBNZの「流動性方針 - 別表：流動資産 - 健全性監督局文書BS13A12」で定義されている流動資産からなる。

(3) すべての通貨のレベル2のLCR。

当半期中、主に正味キャッシュ・アウトフローに寄与するものは、当グループのコर्ポレートおよびリテールの預金ポートフォリオに関連するモデル化されたアウトフローであったが、返済期限が到来する貸付からのインフローにより相殺された。デリバティブに関連するキャッシュ・アウトフローは重要であるものの、これらはデリバティブのキャッシュ・インフローにより効果的に相殺された。

当半期中の流動資産合計は、正味アウトフローを平均で610億ドル超過した。流動資産ポートフォリオは、主にHQLAである有価証券および現金で構成されている。当グループは、預金および資金調達基盤を投資家の種類、満期日、資金源および通貨別に多様化させ、不適切な集中を回避している。

(16) 資金調達 - 非継続事業を含む

ANZは、投資家種別、満期、調達市場および通貨ごとに過度な集中を避け、分散化した資金調達基盤を目標とする。

期限付ホールセール債券38億ドル（そのすべてが劣後し、2021年3月31日現在で残存期間が1年超のもの）が当半期中に発行された。

下表は当グループの資金調達合計の構成を示す。

	期末現在			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期末 対2020年 9月期末	2021年 3月期末 対2020年 3月期末
	(十億ドル)				
顧客預金その他債務					
オーストラリア・リテールおよび商業法人	241.3	234.6	213.0	3%	13%
ニュージーランド	223.6	223.3	258.5	0%	-14%
パシフィック	93.2	91.0	91.2	2%	2%
	3.4	3.5	3.8	-3%	-11%
顧客預金	561.5	552.4	566.5	2%	-1%
その他の資金調達債務 ⁽¹⁾⁽²⁾	8.9	8.9	11.1	0%	-20%
顧客債務（資金調達）合計	570.4	561.3	577.6	2%	-1%
ホールセール資金調達					
発行済社債およびターム資金供給ファシリティ	96.0	110.6	119.1	-13%	-19%
劣後債	23.7	21.1	21.1	12%	12%
譲渡性預金	40.0	32.5	37.9	23%	6%
コマーシャル・ペーパー	26.1	90.1	21.8	大	20%
その他のホールセール借入金 ⁽³⁾⁽⁴⁾	87.9	104.2	130.0	-16%	-32%
ホールセール資金調達合計	273.7	277.5	329.9	-1%	-17%
株主資本	62.6	61.3	61.4	2%	2%
資金調達合計	906.7	900.1	968.9	1%	-6%

注：(1) 未払利息、未払債務およびその他債務、引当金および税引後引当金を含む。

(2) 支払承諾は、正味の資金を提供しないため、除外されている。

(3) 銀行借入金、買戻し契約に基づき売却された有価証券、デリバティブの正味残高、特別目的会社およびその他借入金を含む。

(4) 該当する為替決済口座の現金残高によって相殺決済されたRBAのオープン・レポの取決めを含む。

正味安定資金調達比率

下表はレベル2の正味安定資金調達比率（「NSFR」）の構成を示す。

	期末現在			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期末 対2020年 9 月期末	2021年 3 月期末 対2020年 3 月期末
	(十億ドル)				
所要安定調達額 ⁽¹⁾					
リテールおよび中小企業、コーポレート貸付 (35%未満のリスク加重 ⁽²⁾)	196.0	188.1	187.4	4%	5%
リテールおよび中小企業、コーポレート貸付 (35%超のリスク加重 ⁽²⁾)	179.0	174.7	193.2	2%	-7%
その他貸付 ⁽³⁾	29.7	28.6	26.9	4%	10%
流動資産	12.1	15.3	16.0	-21%	-24%
その他資産 ⁽⁴⁾	37.2	38.6	45.3	-4%	-18%
所要安定調達額合計	454.0	445.3	468.8	2%	-3%
利用可能な安定調達 ⁽¹⁾					
リテールおよび中小企業顧客の預金	275.7	271.7	257.3	1%	7%
法人、公共事業体および運営上の預金	105.9	104.3	110.0	2%	-4%
中央銀行およびその他の金融機関の預金	4.7	5.1	5.5	-8%	-15%
有期資金調達 ⁽⁵⁾	70.7	87.9	95.8	-20%	-26%
短期資金調達およびその他の債務	5.6	1.4	1.4	大	大
自己資本	85.0	80.9	82.1	5%	4%
利用可能な安定調達額合計	547.6	551.3	552.1	-1%	-1%
安定調達比率	121%	124%	118%	-3%	3%

注：(1) APRA健全性基準のAPS第210号「流動性」の規定に従ったNSFRにより調整された残高。

(2) APRA健全性基準のAPS第112号「自己資本充実：信用リスクに対する標準的手法」の規定に従ったリスク加重。

(3) 金融機関、中央銀行および不良債権を裏付けとする貸付を含む。

(4) オフバランスシート項目、正味デリバティブおよびその他の資産を含む。

(5) RBAターム資金供給ファシリティ（「TFF」）の引出しによる残高を含む。

2021年3月31日現在の利用可能な安定資金調達額（「ASF」）の主な供給源は、ASF合計の50%（2020年9月半期：49%、2020年3月半期：47%）がリテールおよび中小企業顧客預金、26%（2020年9月半期：28%、2020年3月半期：31%）がその他のホールセール資金調達（2020年9月半期および2021年のTFFを含む。）、16%（2020年9月半期：15%、2020年3月半期：15%）が自己資本であった。

2021年3月31日現在のANZの所要安定資金調達額（「RSF」）の大半は、RSF合計の51%（2020年9月半期：48%、2020年3月半期：45%）がモーゲージおよび31%（2020年9月半期：33%、2020年3月半期：36%）が非金融機関の顧客に対するその他貸付によるものであった。

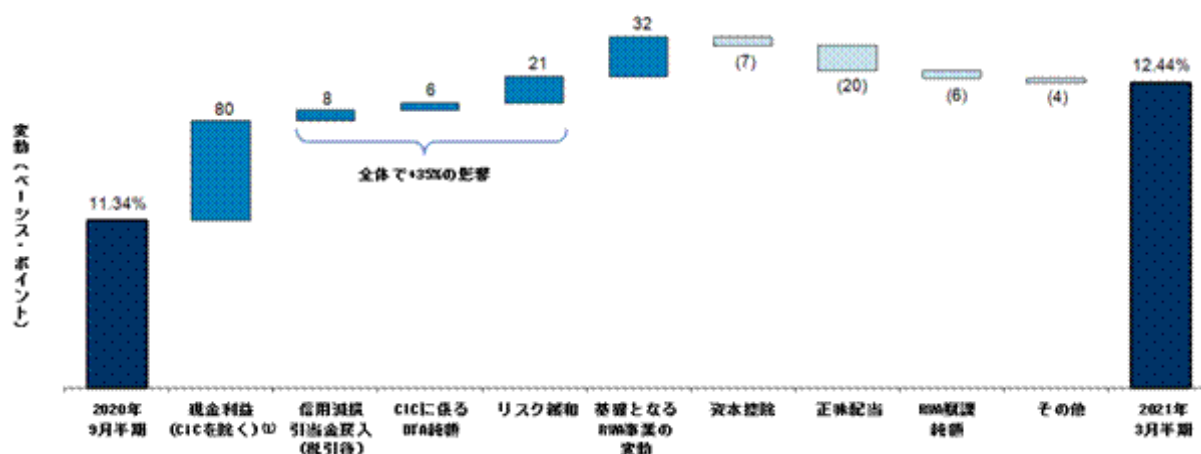
これらの資金は、当グループの2020年9月30日現在の年次財務書類に記載のとおり、当グループの事業戦略およびリスク選好と整合し、かつ、適用ある規制上の要件に従った方法により、当グループが配分し一般事業目的のために使用する。

(17) 自己資本管理 - 非継続事業を含む

	期末現在					
	APRAバーゼル3			国際的に比較可能なバーゼル3 ⁽¹⁾		
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月
自己資本比率（レベル2）						
普通株式等Tier 1	12.4%	11.3%	10.8%	18.1%	16.7%	15.5%
Tier 1	14.3%	13.2%	12.5%	20.5%	19.1%	17.8%
自己資本合計	18.3%	16.4%	15.5%	25.7%	23.3%	21.5%
リスク加重資産（RWA）						
（単位：十億ドル）	408.2	429.4	449.0	317.5	331.5	353.7

注：(1) 国際的に比較可能な方法論は、「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書と一致している。

APRAバーゼル3 普通株式等Tier 1 (「CET1」) - 2021年3月半期と2020年9月半期の比較



注：(1) 「その他」に含まれる規制自己資本管理を目的とする重大／重要項目および一時的要因を除く。ただし、資本控除に同等の減少が生じたため、自己資本への影響のないアジアの関連会社の減損およびANZシェア・インベスティングの売却目的保有への分類変更に係る損失は例外とする。上記「(1)現金利益 - 重大／重要項目 - 継続事業」を参照のこと。

・ 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

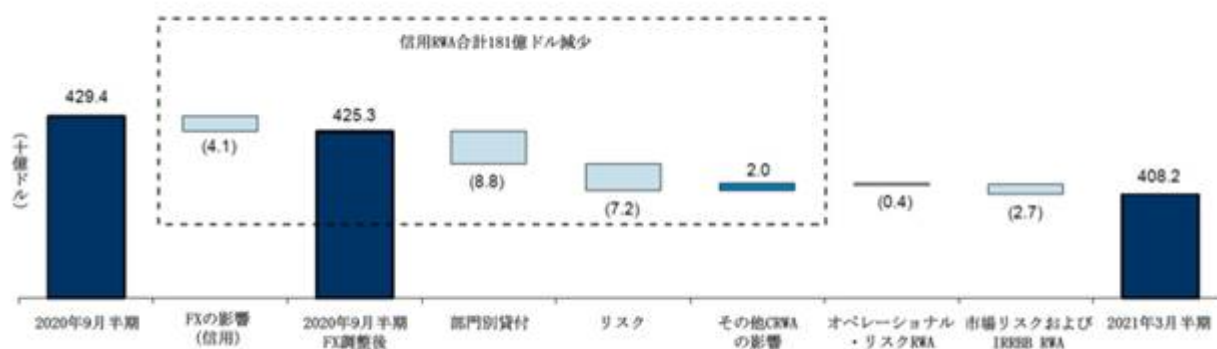
ANZのCET1比率は、2021年3月半期に110ベース・ポイント上昇して12.4%となった。CET1比率変動の主な要因は以下のとおりである。

- 現金利益（重大／重要項目および信用減損の影響を除く。）は、CET1比率を+80ベース・ポイント上昇させた。
- RWAリスク緩和と共に、関連する繰延税金資産の影響を含む貸倒引当金戻入による利益は、主にCOVID-19の期間を通じて家計の貯蓄および支出の傾向が変化したことが一因となった、RWAの集約度の低下に伴うオーストラリアのモーゲージ・ポートフォリオによるものであり、CET1比率は35ベース・ポイント上昇した。
- 事業におけるRWAの利用減少（為替換算変動、規制上の変更、リスク緩和およびその他の一時的要因を除く。）により、CET比率は32ベース・ポイント上昇した。この上昇は、法人部門の基礎となる信用RWAの減少および主に銀行勘定金利リスク（「IRRBB」）の変動による非信用RWAの全体的な減少が主因であった。
- 資本控除の7ベース・ポイントの低下は、当半期における連結範囲から除外された企業体の利益剰余金の変動、適格引当金の不足額を超過した予想損失およびその他の無形資産の変動によるものであった。
- 2020年度の最終配当の支払い（ボーナス・オプション制度（「BOP」）および配当金再投資制度（「DRP」）による発行分を除く。）は、CET1比率を20ベース・ポイント低下させた。
- RWA賦課純額は、CET1比率を6ベース・ポイント低下させた。
- その他としては、合計-4ベース・ポイントの影響。これには、顧客救済、組織再編費用および訴訟費用による重大／重要項目の調整（-6ベース・ポイント）が含まれていたが、その他の軽微な影響（+2ベース・ポイント）により相殺された。

リスク加重資産合計

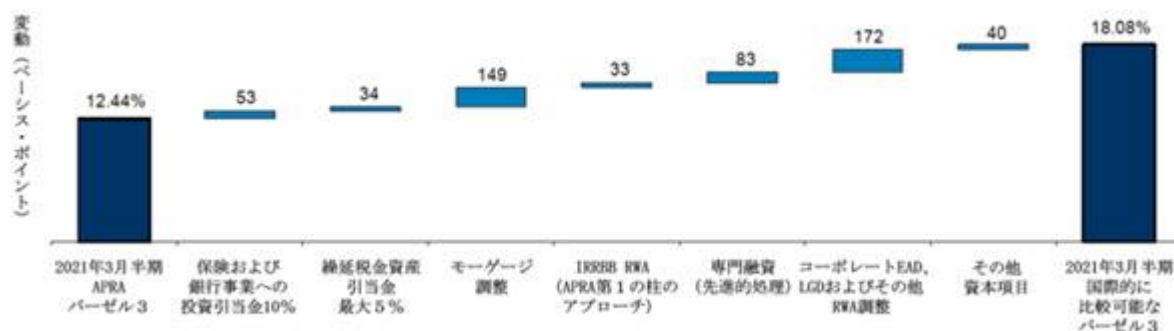
	期末現在			増減率	
	2021年3月	2020年9月	2020年3月	2021年3月期末 対2020年9月期末	2021年3月期末 対2020年3月期末
	(十億ドル)				
信用RWA	341.9	360.0	386.0	-5%	-11%
市場リスクおよびIRRBB RWA	19.1	21.8	15.1	-12%	26%
オペレーショナルRWA	47.2	47.6	47.9	-1%	-1%
RWA合計	408.2	429.4	449.0	-5%	-9%

リスク加重資産合計（「RWA」） - 2021年3月半期と2020年9月半期の比較



・ 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

RWA合計は、212億ドル減少した。為替換算変動およびその他の臨時的な信用RWAの変動の影響を除くと、基礎となる信用RWA（部門別貸付およびリスク緩和）は160億ドル減少した。これは主に、法人部門での貸付の減少およびオーストラリア・リテールおよび商業部門でのリスク緩和の低下に牽引された。その他の信用RWAの影響には、RWAによる正味の変動額が含まれている。非信用RWAの減少は31億ドルであり、これは主に、金利更改およびイールド・カーブに関するリスクの軽減に伴う含み益の改善による、IRRBBの34億ドルの減少に牽引された。

APRAと国際的に比較可能な⁽¹⁾普通株式等Tier 1（「CET1」） - 2021年3月半期末

注：(1) パーゼル委員会の出版物「パーゼル3：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制枠組み」（2011年6月）および「資本測定および資本基準の国際的コンバージェンス」（2006年6月）において文書化された規制のANZによる解釈。「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書で特定された差異も含む。

上記のグラフはAPRAのパーゼル3健全性自己資本基準に基づくCET1比率の国際的に比較可能なパーゼル3基準への調整を示している。APRAはパーゼル3改正を最低要件とみなしており、従ってパーゼル3規則で提案されるいくつかの譲歩を組込んでおらず、他の分野ではより高い要件も定めている。その結果オーストラリアの銀行のパーゼル3により報告される自己資本比率は国際的な同業他社と直接的には比較できない。国際的に比較可能なパーゼル3のCET1比率は、APRAと、パーゼル委員会のパーゼル3枠組み（2014年3月のオーストラリアでのパーゼル3実施に係るパーゼル委員会の規制上の整合性評価プログラム（「RCAP」）で特定された差異を含む。）およびその主要な海外の法域での適用双方との間の差異を含んでいる。

APRAのパーゼル3と国際的に比較可能なパーゼル3比率との重大な差異には以下が含まれる。

控除

- ・ 保険および銀行子会社への投資 - APRAは、CET1からの全額控除を要求している。国際的に比較可能な基準では、これらの投資は、控除が要求される前に譲許的基準値の対象となる。
- ・ 繰延税金資産 - 一時差異に関連する繰延税金資産については、CET1からの全額控除が要求される。国際的に比較可能な基準では、これは、控除が要求される前にまず譲許的基準値の対象となる。

リスク加重資産（「RWA」）

- ・ モーゲージRWA - APRAは、住宅用モーゲージの信用RWA計算に使用される景気後退期デフォルト時損失率（「LGD」）に20%の下限を課している。国際的に比較可能なパーセル3枠組みでは、景気後退期LGDの下限10%が要求されている。さらに2016年7月以降、APRAはパーセル枠組みより高い相関係数を要求している。
- ・ IRRBB RWA - APRAは、CET1比率計算のRWAベース内にIRRBBを含めることを要求している。これは、国際的に比較可能な基準では要求されない。
- ・ 専門融資 - APRAは、専門融資エクスポージャーの信用RWAの決定に、監督当局設定のスロットティング・アプローチを使用することを要求している。国際的に比較可能な基準では、これらのエクスポージャーのRWA計算の際に先進的内部格付手法の使用を認めている。
- ・ 無担保コーポレート貸付のLGD - ANZの無担保コーポレート貸付のLGDを、他の法域の銀行と一致させるために45%に揃える調整。45%のLGD率は、基礎的内部格付手法（「FIRB」）にも使用される。
- ・ 未実行コーポレート貸付のデフォルト時エクスポージャー（「EAD」） - 未実行コーポレート貸付コミットメントのANZの掛け目（「CCF」）を、他の法域の銀行と一致させるために（FIRBで使用される）75%に調整すること。

(18) レバレッジ比率 - 非継続事業を含む

2021年3月31日現在、当グループのAPRAのレバレッジ比率は5.5%で、ANZを含む内部格付手法を選択しているADI（「IRB ADI」）についてAPRAが提案した最低3.5%を上回っている。以下の表は、当グループのレバレッジ比率計算の要約である。

	期末現在			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期末 対2020年 9月期末	2021年 3月期末 対2020年 3月期末
	(百万ドル)				
Tier 1 資本（資本控除を除く）	58,431	56,481	56,295	3%	4%
オンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブおよび証券金融取引のエクスポージャーを除く）	878,187	841,830	899,411	4%	-2%
デリバティブのエクスポージャー	33,933	32,296	42,868	5%	-21%
証券金融取引のエクスポージャー	26,947	58,416	67,443	-54%	60%
その他のオフバランスシートのエクスポージャー	114,125	114,128	114,677	0%	0%
エクスポージャー測定額合計	1,053,192	1,046,670	1,124,399	1%	-6%
APRAレバレッジ比率	5.5%	5.4%	5.0%		
国際的に比較可能なレバレッジ比率	6.2%	6.0%	5.6%		

・ 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

APRAのレバレッジ比率は、2021年3月半期に15ベシス・ポイント増加した。変動の主な要因は以下のとおりである。

- ・ 支払われた配当控除後の正味内部資本生成（主に重大／重要項目および一時的要因を除く現金利益による。）（+25ベシス・ポイント）
- ・ オーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門における流動資産および貸付の増加によるオンバランスシートのエクスポージャーの増大（-10ベシス・ポイント）。

(19) 自己資本管理 - その他の動向

・ 自己資本要件 - 問題なく強固

APRAによる「問題なく強固」の自己資本要件に関連する主な施策は、以下のとおりである。

- ・ 2017年7月、APRAは情報文書を公表した。この情報文書で、当初2014年12月に金融制度審議会の最終報告書に記載された、オーストラリアの銀行セクターが「問題なく強固」とみなされるために要求される追加的な自己資本に関する調査が概説されている。APRAは、「4つの主要なオーストラリアの銀行の場合、この追加的な自己資本は、現行の自己資本比率フレームワークの下では、2020年1月1日よりベンチマークとなるCET1資本比率が最低でも10.5%であることと同義である」と述べた。
- ・ APRAは、銀行勘定の要件において、信用リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスクおよび金利リスクのリスク・ウェイトの枠組みに関わる多くの変更案を検討している。2020年12月、APRAは、「問題なく強固」な水準の自己資本の定着、自己資本フレームワークの柔軟性の向上およびADIの健全な自己資本の透明性の改善を目的とした、当該フレームワークの変更案に関する最新の協議文書を公表した。これらの変更案は、ADIの自己資本フレームワークの修正案に関して、APRAが2018年および2019年に公表した従前の検討文書に置き換わるものであり、2023年1月1日より実施予定である。APRAが2020年12月に公表した直近の変更案の重要な要素は、以下のとおりである。
 - ・ 国際的に合意されたバーゼル基準との整合性を向上させる。
 - ・ 住宅ローン貸付について、よりリスクに敏感なリスク・ウェイトを適用する。
 - ・ IRBを用いるADIのRWAを、標準アプローチによりRWAの72.5%以上に制限するバーゼル 資本フロアを導入する。
 - ・ カウンターシクリカル資本バッファ（「CCyB」）のデフォルト水準をRWAの100ベシス・ポイントとすることにより、自己資本フレームワークの柔軟性を高め、IRBを用いるADIの資本保全バッファ（「CCB」）を（250ベシス・ポイントから400ベシス・ポイントへ）150ベシス・ポイント引き上げる。
 - ・ IRBを用いるADIに対して標準アプローチによる自己資本比率の公表を求めることを含め、ADIの自己資本比率の透明性および比較可能性を向上させる。
 - ・ IRBを用いるADIの最低レバレッジ比率を3.5%とする。

APRAは、上記の提案によりIRBを用いるADIのRWAが約10%減少する可能性があるが、規制上のバッファへの資本配分の増加により相殺されると述べている。さらにAPRAは、現時点で「問題なく強固」のベンチマークを満たしているため、ADIに対して追加資本の調達を要求することはAPRAの意向ではないことも述べている。よって、APRAは、現行の自己資本フレームワークに基づき、ADIに対する既存の「問題なく強固」の自己資本ベンチマークに業界レベルで一致させるべく、ADIについて提案されたドルベースの自己資本要件の調整を図っている。しかし、これらの変更案が個々のADI（ANZBGLを含む。）に及ぼす影響は、APRAが適用する最終的な要件によって異なる。

APRAが最終化する予定の項目数により、APRA健全性基準のさらなる変更または当グループへのその他の影響の最終結果は、依然として不明である。

・自己資本管理に関するAPRA指針

2020年12月、APRAは自己資本管理に関する指針を更新し、2021暦年以降APRAは、それに従い、銀行について収益留保の最低水準を設定することはなくなるが、ADIは、とりわけ融資を継続する能力に関する定期的なストレステストおよび保証を実施する必要性等、周到で注意深い自己資本管理計画を維持することが求められる。APRAはまた、収益性、資本および経済環境の見通しを考慮して、持続可能な配当率を注意深く検討する責務は取締役会にあると述べた。

・APRAの総損失吸収力に関する要件

2019年7月、APRAは損失吸収力に関する決定を公表し、この決定により、ANZを含むD-SIBは、2024年1月までに総資本をリスク加重資産の3%まで増加させるよう要求されることになる。2021年3月31日現在のANZの自己資本ポジションに基づく、この数値は、総資本要件における増加分が約40億ドルであり、他の優先資金において相当額の減少が生じることを示す。APRAは、D-SIBが主にTier 2 資本により要件を充足するであろうと予想している旨を述べている。

・関連事業体フレームワークの修正

APRAは2019年8月、オーストラリアの関連事業体に対するADIのエクスポージャーの上限をレベル1 総資本の50%からレベル1 のTier 1 資本の25%へと引き下げる案の実施を発表した。エクスポージャーは資本控除を除外して測定されるため、APRAの自己資本規制の変更新案（下記のAPS第111号を参照のこと。）は、ADIエクスポージャーの測定に影響を及ぼす可能性がある。APS第111号の修正が現時点の提案どおり実施されるという前提においては、上限の引下げは、ANZおよびその子会社に重大な影響を及ぼさないことが見込まれる。関連事業体フレームワークの修正の実施は、APRAにより2022年1月1日まで延期された。

・APS第111号「自己資本比率」の修正

2019年10月、APRAは、健全性基準APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1 の各銀行子会社および保険子会社への資本投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。

- ・ ANZのレベル1 のCET 1 純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
- ・ 当該投資の残余は、CET 1 の資本控除として扱われる。

ANZは、現在行っている投資への影響を検討中である。当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資本構成、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営陣の行為の効果がある。これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZの現在の投資を前提とすれば、相殺する経営陣の行為が何らない場合、ANZのレベル1 のCET 1 資本比率が最大約20億ドル（約60ベース・ポイント）減少することを示唆している。しかし、ANZは、そのような結果となる見込みはなく、経営陣の行為により自己資本への正味の影響を最小限に抑えることができると考えている。これらの変更案は、ANZのレベル2 のCET 1 資本比率に影響を及ぼさない。実施予定日は、APRAにより2022年1月まで延期されている。

・ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）の自己資本要件の見直し

2019年12月、RBNZは、ニュージーランドの銀行に関する資本レビューの方針に関する決定を公表した。2020年11月、RBNZは、これらの自己資本の方針変更について、銀行の健全性要件の草案を協議のために公表した。重要な自己資本要件には、以下が含まれる。

- ・ ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（「ANZニュージーランド」）の所要Tier 1 資本はRWAの16%であり、このうち2.5%を上限としてその他Tier 1（「AT 1」）資本で構成することができる。所要資本合計はRWAの18%と変更はなく、そのうち2%を上限としてTier 2 資本とすることができる。
- ・ AT 1 資本として認定可能な繰上償還条項付優先株式。これによりANZニュージーランドは、内部向けに発行済みのAT 1 証券を外部カウンターパーティー向けに切り替えて資金調達を行えるようになると考えられる。
- ・ IRBを用いる銀行のRWAの増加を、標準アプローチにより算出される数値の約90%に引き上げる。
 - ・ IRBを用いる銀行の信用リスクRWAに、85%のアウトプット・フロアを適用する。
 - ・ IRBを用いる銀行の信用リスクRWAに適用されるスカラーを1.06から1.2に引き上げる。
- ・ 2028年7月1日に終了する移行期間にわたり実施する。

当グループへの正味の影響は、2021年3月31日から移行期間終了時までの約7億ドルのCET 1 資本の増加（当グループの2021年3月31日現在の貸借対照表に基づく。）である。この金額は、ANZニュージーランドの自己資本要件の変更（例えばRWAの増加により）、将来の配当金支払いおよびANZニュージーランドがRBNZの最終的な自己資本要件を満たすために維持する自己資本水準により、時間の経過とともに変動する可能性がある。

・銀行システムの支援策に関するRBNZの発表

2021年3月、RBNZは、2020年4月に実施したCET1以外の資本商品の配当および償還に対する制限を緩和することを発表した。ANZBGLのニュージーランド子会社であるANZニュージーランドは、新しい制限措置により、その利益の最大50%を配当金として株主に支払うことが可能になる。かかる制限は2022年7月1日まで継続され、その後RBNZは、経済情勢に応じて完全に撤廃する意向である。

さらに、RBNZは、2021年3月のアップデートにおいて、CET1以外の資本商品の償還に対する制限を撤廃することを発表した。しかし、2020年5月に実施された制限により、ANZニュージーランドは、5億ニュージーランドのキャピタル・ノートの償還日にその償還を認められず、2020年5月に転換オプションを行使しなかった。当該キャピタル・ノートの条件は、一定の条件の下で、2022年5月における可変数のANZBGL株式への転換について定めている。転換の結果、当グループのCET 1 資本が増加（レベル2において約10ペーシス・ポイントまで）することとなる。

[次へ](#)

C. 部門別経営成績

(1) 部門別業績 - 継続事業

当グループは、「オーストラリア・リテールおよび商業」、「法人」、「ニュージーランド」、「パシフィック」ならびに「テクノロジー、サービス&オペレーションズ(TSO)およびグループ・センター」の5つの継続事業部門からなる部門構造で事業を営む。部門構成の詳細については、上記「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 2 事業の内容 - (4)当グループの主な活動」を参照のこと。

部門の業績の表示は、当期中の以下の組織改編により影響を受けている。前期の比較情報は修正再表示されている。

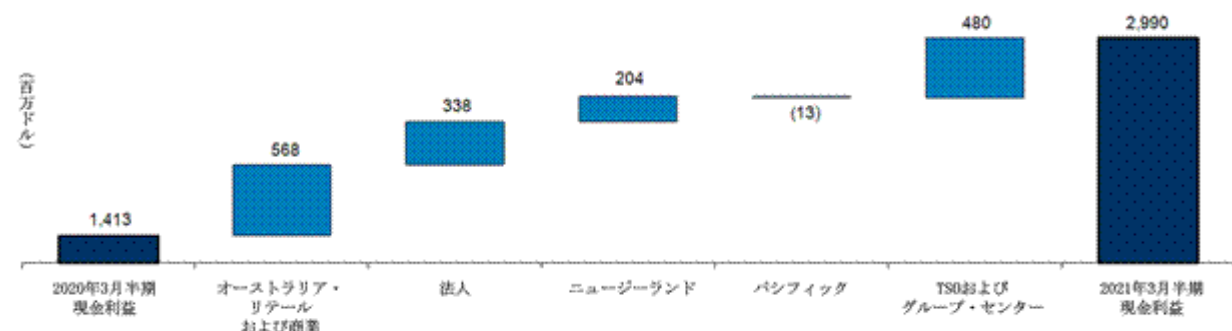
- ・ オーストラリア・リテールおよび商業部門 - 助言事業が部門内でリテールから商業およびプライベート・バンクに改編された。
- ・ 法人部門 - 多くの小口業務が部門内でコーポレート・ファイナンスからセントラル・ファンクションに改編された。
- ・ ニュージーランドのテクノロジー・オペレーションズがTSOおよびグループ・センター部門からニュージーランド部門に改編された。従来よりこれらの費用は付替え処理が行われていたため、報告部門の現金利益に変更は生じないが、部門の貸借対照表およびフルタイム換算従業員(FTE)数がこれらの変更を反映するために修正再表示されている。

上記を除き、その他の重要な変更はなかった。

下記に報告される部門は、事業の最高意思決定者たる最高経営責任者に提供される内部報告と一致している。

部門別経営成績のセクションは、継続事業について現金利益ベースで報告されている。非継続事業に関する詳細は、上記「A. 当半期の経営成績の要説」を参照のこと。

部門別現金利益 - 2021年3月半期と2020年3月半期の比較



2021年 3 月半期

	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
	(百万ドル)					
純利息収益	3,974	1,519	1,393	49	51	6,986
その他営業収入	302	1,014	238	33	(150)	1,437
営業収入	4,276	2,533	1,631	82	(99)	8,423
営業費用	(2,000)	(1,274)	(623)	(71)	(514)	(4,482)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益/(損失)	2,276	1,259	1,008	11	(613)	3,941
貸倒引当金(繰入)/戻入	381	55	58	(3)	-	491
税引前利益/(損失)	2,657	1,314	1,066	8	(613)	4,432
法人税および非支配持分	(875)	(366)	(295)	(1)	95	(1,442)
継続事業による現金利益/ (損失)	1,782	948	771	7	(518)	2,990

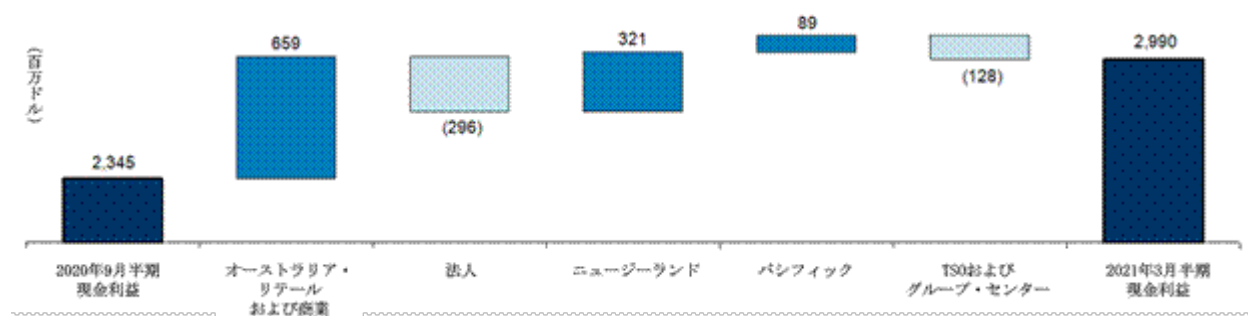
2020年 3 月半期

	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
	(百万ドル)					
純利息収益	4,048	1,624	1,410	65	75	7,222
その他営業収入	595	1,167	247	50	(702)	1,357
営業収入	4,643	2,791	1,657	115	(627)	8,579
営業費用	(2,065)	(1,290)	(690)	(76)	(484)	(4,605)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益/(損失)	2,578	1,501	967	39	(1,111)	3,974
貸倒引当金(繰入)/戻入	(843)	(641)	(179)	(11)	-	(1,674)
税引前利益/(損失)	1,735	860	788	28	(1,111)	2,300
法人税および非支配持分	(521)	(250)	(221)	(8)	113	(887)
継続事業による現金利益/ (損失)	1,214	610	567	20	(998)	1,413

2021年 3 月半期対2020年 3 月半期

	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
純利息収益	-2%	-6%	-1%	-25%	-32%	-3%
その他営業収入	-49%	-13%	-4%	-34%	-79%	6%
営業収入	-8%	-9%	-2%	-29%	-84%	-2%
営業費用	-3%	-1%	-10%	-7%	6%	-3%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益/(損失)	-12%	-16%	4%	-72%	-45%	-1%
貸倒引当金(繰入)/戻入	大	大	大	-73%	該当なし	大
税引前利益/(損失)	53%	53%	35%	-71%	-45%	93%
法人税および非支配持分	68%	46%	33%	-88%	-16%	63%
継続事業による現金利益/ (損失)	47%	55%	36%	-65%	-48%	大

部門別現金利益 - 2021年3月半期と2020年9月半期の比較



2021年3月半期

	オーストラリア・リアルエーストおよび商業	法人	ニュージーランド	パシフィック	TSOおよびグループ・センター	当グループ
(百万ドル)						
純利息収益	3,974	1,519	1,393	49	51	6,986
その他営業収入	302	1,014	238	33	(150)	1,437
営業収入	4,276	2,533	1,631	82	(99)	8,423
営業費用	(2,000)	(1,274)	(623)	(71)	(514)	(4,482)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/(損失)	2,276	1,259	1,008	11	(613)	3,941
貸倒引当金(繰入)/戻入	381	55	58	(3)	-	491
税引前利益/(損失)	2,657	1,314	1,066	8	(613)	4,432
法人税および非支配持分	(875)	(366)	(295)	(1)	95	(1,442)
継続事業による現金利益/(損失)	1,782	948	771	7	(518)	2,990

2020年9月半期

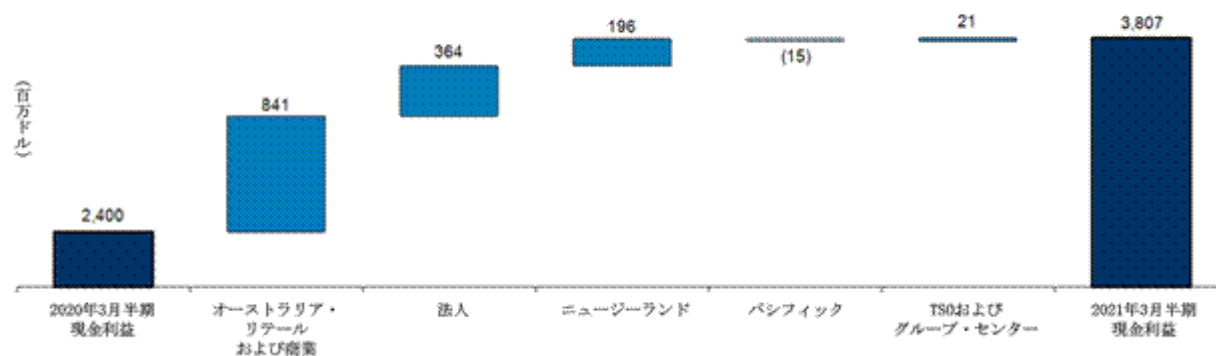
	オーストラリア・リアルエーストおよび商業	法人	ニュージーランド	パシフィック	TSOおよびグループ・センター	当グループ
(百万ドル)						
純利息収益	3,868	1,558	1,321	44	36	6,827
その他営業収入	566	1,482	226	34	38	2,346
営業収入	4,434	3,040	1,547	78	74	9,173
営業費用	(2,026)	(1,268)	(745)	(129)	(610)	(4,778)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/(損失)	2,408	1,772	802	(51)	(536)	4,395
貸倒引当金(繰入)/戻入	(804)	(53)	(166)	(41)	-	(1,064)
税引前利益/(損失)	1,604	1,719	636	(92)	(536)	3,331
法人税および非支配持分	(481)	(475)	(186)	10	146	(986)
継続事業による現金利益/(損失)	1,123	1,244	450	(82)	(390)	2,345

2021年3月半期対2020年9月半期

	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィ ック	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
純利息収益	3%	-3%	5%	11%	42%	2%
その他営業収入	-47%	-32%	5%	-3%	大	-39%
営業収入	-4%	-17%	5%	5%	大	-8%
営業費用	-1%	0%	-16%	-45%	-16%	-6%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益/(損失)	-5%	-29%	26%	大	14%	-10%
貸倒引当金(繰入)/戻入	大	大	大	-93%	該当なし	大
税引前利益/(損失)	66%	-24%	68%	大	14%	33%
法人税および非支配持分	82%	-23%	59%	大	-35%	46%
継続事業による現金利益/ (損失)	59%	-24%	71%	大	33%	28%

部門別現金利益(重大/重要項目⁽¹⁾を除く) - 2021年3月半期と2020年3月半期の比較

当グループの現金利益による経営成績には、重大/重要項目と総称される多くの項目が含まれる。これらの項目は現金利益の一部を形成するが、その性質および影響の大きさゆえ、以下の表から除外されている。



注：(1) 重大/重要項目については、「B. 当グループの業績 - (1)現金利益 - 重大/重要項目 - 継続事業」を参照のこと。

2021年3月半期

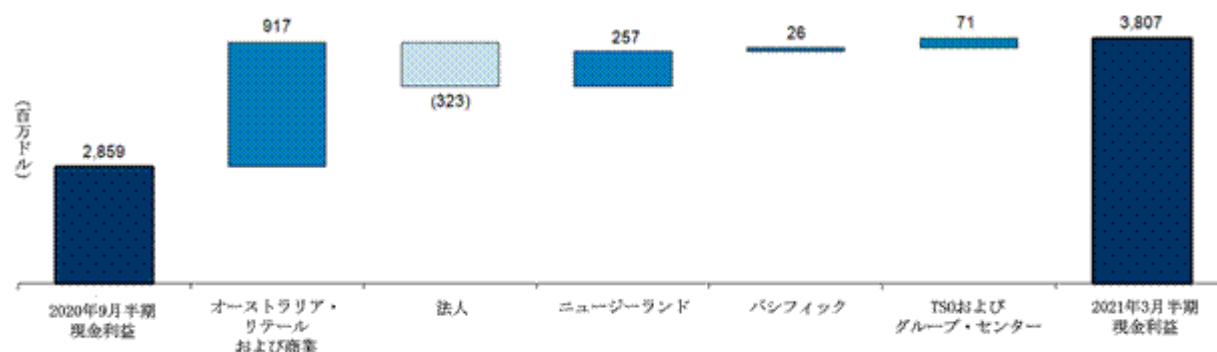
	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
	(百万ドル)					
純利息収益	4,031	1,518	1,393	49	51	7,042
その他営業収入	596	989	225	33	197	2,040
営業収入	4,627	2,507	1,618	82	248	9,082
営業費用	(1,869)	(1,188)	(613)	(70)	(476)	(4,216)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益/(損失)	2,758	1,319	1,005	12	(228)	4,866
貸倒引当金(繰入)/戻入	381	55	58	(3)	-	491
税引前利益/(損失)	3,139	1,374	1,063	9	(228)	5,357
法人税および非支配持分	(943)	(392)	(298)	(1)	84	(1,550)
継続事業による現金利益/ (損失)	2,196	982	765	8	(144)	3,807

2020年3月半期

	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
	(百万ドル)					
純利息収益	4,058	1,626	1,348	67	70	7,169
その他営業収入	625	1,164	254	50	114	2,207
営業収入	4,683	2,790	1,602	117	184	9,376
営業費用	(1,904)	(1,278)	(653)	(74)	(452)	(4,361)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益/(損失)	2,779	1,512	949	43	(268)	5,015
貸倒引当金(繰入)/戻入	(843)	(641)	(159)	(11)	-	(1,654)
税引前利益/(損失)	1,936	871	790	32	(268)	3,361
法人税および非支配持分	(581)	(253)	(221)	(9)	103	(961)
継続事業による現金利益/ (損失)	1,355	618	569	23	(165)	2,400

2021年3月半期対2020年3月半期

	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
純利息収益	-1%	-7%	3%	-27%	-27%	-2%
その他営業収入	-5%	-15%	-11%	-34%	73%	-8%
営業収入	-1%	-10%	1%	-30%	35%	-3%
営業費用	-2%	-7%	-6%	-5%	5%	-3%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益/(損失)	-1%	-13%	6%	-72%	-15%	-3%
貸倒引当金(繰入)/戻入	大	大	大	-73%	該当なし	大
税引前利益/(損失)	62%	58%	35%	-72%	-15%	59%
法人税および非支配持分	62%	55%	35%	-89%	-18%	61%
継続事業による現金利益/ (損失)	62%	59%	34%	-65%	-13%	59%

部門別現金利益（重大／重要項目⁽¹⁾を除く） - 2021年3月半期と2020年9月半期の比較

注：(1) 重大／重要項目については、「B．当グループの業績 - (1)現金利益 - 重大／重要項目 - 継続事業」を参照のこと。

2021年3月半期

	オーストラリア・リテールおよび商業	法人	ニュージーランド	パシフィック	TSOおよびグループ・センター	当グループ
(百万ドル)						
純利息収益	4,031	1,518	1,393	49	51	7,042
その他営業収入	596	989	225	33	197	2,040
営業収入	4,627	2,507	1,618	82	248	9,082
営業費用	(1,869)	(1,188)	(613)	(70)	(476)	(4,216)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/(損失)	2,758	1,319	1,005	12	(228)	4,866
貸倒引当金(繰入)/戻入	381	55	58	(3)	-	491
税引前利益/(損失)	3,139	1,374	1,063	9	(228)	5,357
法人税および非支配持分	(943)	(392)	(298)	(1)	84	(1,550)
継続事業による現金利益/(損失)	2,196	982	765	8	(144)	3,807

2020年9月半期

	オーストラリア・リテールおよび商業	法人	ニュージーランド	パシフィック	TSOおよびグループ・センター	当グループ
(百万ドル)						
純利息収益	3,941	1,559	1,265	54	33	6,852
その他営業収入	582	1,498	225	34	144	2,483
営業収入	4,523	3,057	1,490	88	177	9,335
営業費用	(1,892)	(1,207)	(622)	(73)	(494)	(4,288)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/(損失)	2,631	1,850	868	15	(317)	5,047
貸倒引当金(繰入)/戻入	(804)	(53)	(163)	(41)	-	(1,061)
税引前利益/(損失)	1,827	1,797	705	(26)	(317)	3,986
法人税および非支配持分	(548)	(492)	(197)	8	102	(1,127)
継続事業による現金利益/(損失)	1,279	1,305	508	(18)	(215)	2,859

2021年3月半期対2020年9月半期

	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージ ーランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
純利息収益	2%	-3%	10%	-9%	55%	3%
その他営業収入	2%	-34%	0%	-3%	37%	-18%
営業収入	2%	-18%	9%	-7%	40%	-3%
営業費用	-1%	-2%	-1%	-4%	-4%	-2%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5%	-29%	16%	-20%	-28%	-4%
貸倒引当金（繰入）/戻入	大	大	大	-93%	該当なし	大
税引前利益/（損失）	72%	-24%	51%	大	-28%	34%
法人税および非支配持分	72%	-20%	51%	大	-18%	38%
継続事業による現金利益/ （損失）	72%	-25%	51%	大	-33%	33%

(2) オーストラリア・リテールおよび商業部門 - 継続事業

部門別業績は多くの重大 / 重要項目により影響を受けた。上記「B. 当グループの業績 - (1) 現金利益 - 重大 / 重要項目 - 継続事業」および上記「 - (1) 部門別業績 - 継続事業」を参照のこと。

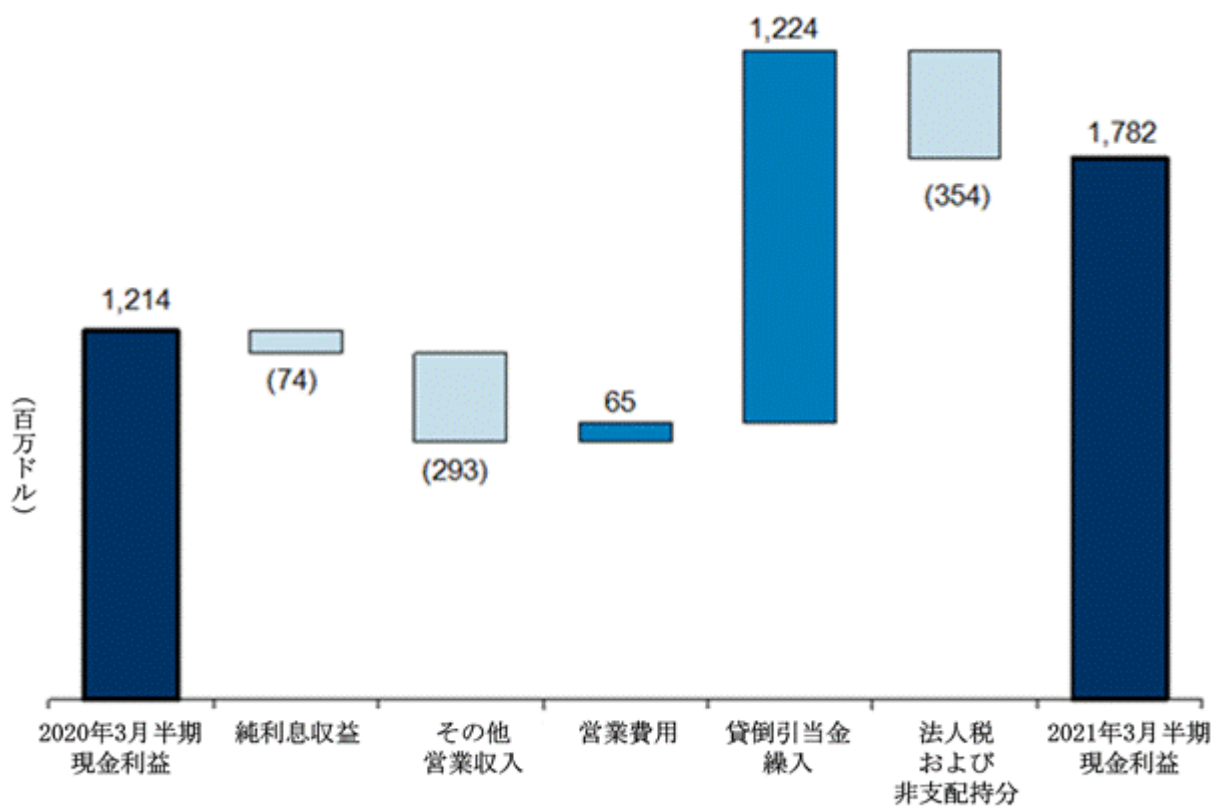
	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月半期	2021年 3 月半期
				対2020年 9 月半期	対2020年 3 月半期
	(百万ドル)				
純利息収益	3,974	3,868	4,048	3%	-2%
その他営業収入	302	566	595	-47%	-49%
営業収入	4,276	4,434	4,643	-4%	-8%
営業費用	(2,000)	(2,026)	(2,065)	-1%	-3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	2,276	2,408	2,578	-5%	-12%
貸倒引当金（繰入）/戻入	381	(804)	(843)	大	大
税引前利益	2,657	1,604	1,735	66%	53%
法人税および非支配持分	(875)	(481)	(521)	82%	68%
現金利益	1,782	1,123	1,214	59%	47%
貸借対照表					
正味貸付金および前渡金	344,269	339,381	329,812	1%	4%
その他外部資産	3,510	3,663	3,836	-4%	-8%
外部資産	347,779	343,044	333,648	1%	4%
顧客預金	241,315	234,594	212,990	3%	13%
その他外部負債	9,328	9,220	9,478	1%	-2%
外部負債	250,643	243,814	222,468	3%	13%
リスク加重資産	163,006	166,662	161,758	-2%	1%
総貸付金および前渡金平均残高	346,168	336,314	333,617	3%	4%
預金およびその他の借入金平均残高	240,094	222,191	210,214	8%	14%
比率					
平均資産利益率（％）	1.03%	0.67%	0.72%		
純預貸利鞘（％）	2.56%	2.53%	2.65%		
営業収入に対する営業費用（％）	46.8%	45.7%	44.5%		
資産平均残高に対する営業費用（％）	1.16%	1.20%	1.23%		
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	134	278	318	-52%	-58%
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽¹⁾	0.08%	0.17%	0.19%		
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(515)	526	525	大	大
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽¹⁾	(0.30%)	0.31%	0.31%		
減損資産総額	1,228	1,634	1,544	-25%	-20%
GLAに対する減損資産総額の割合（％）	0.35%	0.48%	0.46%		
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	14,118	14,078	14,061	0%	0%

注：(1) 割合計算に用いた貸倒引当金は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント - 未実行債務および偶発債務に係る。

2020年3月半期と2019年3月半期の業績比較

- ・ 貸付高は、住宅ローンの成長を要因として増加したが、これは、顧客需要の後退による無担保貸付の減少、財政・規制上の景気対策および低金利環境を受けての顧客からの返済金の増加、ならびに商業貸付の減少により一部相殺された。
- ・ 純預貸利鞘は、高マージンの無担保貸付と比べてマージンの低い固定金利住宅ローンがさらに成長してその構成比を高めるという不利な貸付構成、預金マージンの圧迫、および資本収益率の低下を要因として減少した。これは、資金調達費用の減少、資金調達と預金の有利な構成、ならびに資産および預金の金利更改の効果により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、AZNシェア・インベスティングの売却目的保有への分類変更に係る損失、ならびにCOVID-19の影響に伴うクレジット・カードおよび国際取引の取扱高の落込みにより減少した。
- ・ 営業費用は、生産性の向上および組織再編費用の削減により減少したが、これは、顧客救済費用の増加および投資支出の増加により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、景気見通しの改善を反映してなされた一括評価貸倒引当金の戻入、およびCOVID-19の支援策の効果に起因する個別評価引当金繰入の減額により減少した。

現金利益 - 2021年3月半期と2020年3月半期の比較



個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額

	半期			増減率	
				2021年	2021年
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	3月半期 対2020年 9月半期	3月半期 対2020年 3月半期
	(百万ドル)				
リテール	75	155	156	-52%	-52%
住宅ローン	46	38	28	21%	64%
カードおよび個人ローン	26	111	122	-77%	-79%
預金および支払 ⁽¹⁾	3	6	6	-50%	-50%
商業およびプライベート・バンク	59	123	162	-52%	-64%
ビジネス・バンキング	(9)	47	72	大	大
小規模ビジネス・バンキング	68	76	90	-11%	-24%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	134	278	318	-52%	-58%

一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額

	半期			増減率	
				2021年	2021年
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	3月半期 対2020年 9月半期	3月半期 対2020年 3月半期
	(百万ドル)				
リテール	(306)	235	275	大	大
住宅ローン	(259)	244	239	大	大
カードおよび個人ローン	(43)	(6)	34	大	大
預金および支払 ⁽¹⁾	(4)	(3)	2	33%	大
商業およびプライベート・バンク	(209)	291	250	大	大
ビジネス・バンキング	(101)	191	137	大	大
小規模ビジネス・バンキング	(108)	100	113	大	大
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	(515)	526	525	大	大

正味貸付金および前渡金

	期末現在			増減率	
				2021年	2021年
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	3月半期末 対2020年 9月半期末	3月半期末 対2020年 3月半期末
	(百万ドル)				
リテール	287,475	281,570	272,011	2%	6%
住宅ローン	280,747	274,825	263,580	2%	7%
カードおよび個人ローン	6,682	6,710	8,370	0%	-20%
預金および支払 ⁽¹⁾	46	35	61	31%	-25%
商業およびプライベート・バンク	56,794	57,811	57,801	-2%	-2%
ビジネス・バンキング	41,283	42,264	41,759	-2%	-1%
小規模ビジネス・バンキング	12,254	12,312	13,030	0%	-6%
プライベート・バンクおよび助言	3,257	3,235	3,012	1%	8%
正味貸付金および前渡金	344,269	339,381	329,812	1%	4%

顧客預金

顧客預金	期末現在			増減率	
				2021年 3月半期末 対2020年 9月半期末	2021年 3月半期末 対2020年 3月半期末
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
	(百万ドル)				
リテール	134,655	133,536	123,435	1%	9%
住宅ローン ⁽²⁾	35,901	33,161	28,133	8%	28%
カードおよび個人ローン	181	237	254	-24%	-29%
預金および支払	98,573	100,138	95,048	-2%	4%
商業およびプライベート・バンク	106,660	101,058	89,555	6%	19%
ビジネス・バンキング	24,111	23,944	20,630	1%	17%
小規模ビジネス・バンキング	54,625	49,878	43,773	10%	25%
プライベート・バンクおよび助言	27,924	27,236	25,152	3%	11%
顧客預金	241,315	234,594	212,990	3%	13%

注：(1) 預金および支払事業の正味貸付金および前渡金は、当座貸越の金額を表す。

(2) 住宅ローン事業の顧客預金額は、オフセット口座の残高を表す。

2021年 3月半期

(百万ドル)	リテール	商業およびプライベート・バンク	合計
純利息収益	2,874	1,100	3,974
その他営業収入	75	227	302
営業収入	2,949	1,327	4,276
営業費用	(1,327)	(673)	(2,000)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,622	654	2,276
貸倒引当金（繰入）/戻入額	231	150	381
税引前利益	1,853	804	2,657
法人税および非支配持分	(633)	(242)	(875)
現金利益	1,220	562	1,782
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	75	59	134
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	(306)	(209)	(515)
正味貸付金および前渡金	287,475	56,794	344,269
顧客預金	134,655	106,660	241,315
リスク加重資産	110,672	52,334	163,006

2020年 3 月半期

純利息収益	2,742	1,306	4,048
その他営業収入	365	230	595
営業収入	3,107	1,536	4,643
営業費用	(1,325)	(740)	(2,065)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,782	796	2,578
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(431)	(412)	(843)
税引前利益	1,351	384	1,735
法人税および非支配持分	(405)	(116)	(521)
現金利益	946	268	1,214
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	156	162	318
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	275	250	525
正味貸付金および前渡金	272,011	57,801	329,812
顧客預金	123,435	89,555	212,990
リスク加重資産	107,412	54,346	161,758

2021年 3 月半期対2020年 3 月半期

純利息収益	5%	-16%	-2%
その他営業収入	-79%	-1%	-49%
営業収入	-5%	-14%	-8%
営業費用	0%	-9%	-3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	-9%	-18%	-12%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	大	大	大
税引前利益	37%	大	53%
法人税および非支配持分	56%	大	68%
現金利益	29%	大	47%
個別貸倒引当金繰入/（戻入）額	-52%	-64%	-58%
一括貸倒引当金繰入/（戻入）額	大	大	大
正味貸付金および前渡金	6%	-2%	4%
顧客預金	9%	19%	13%
リスク加重資産	3%	-4%	1%

2021年 3 月半期

(百万ドル)	リテール	商業およびプライ ベート・バンク	合計
純利息収益	2,874	1,100	3,974
その他営業収入	75	227	302
営業収入	2,949	1,327	4,276
営業費用	(1,327)	(673)	(2,000)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,622	654	2,276
貸倒引当金（繰入）/戻入額	231	150	381
税引前利益	1,853	804	2,657
法人税および非支配持分	(633)	(242)	(875)
現金利益	1,220	562	1,782
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	75	59	134
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(306)	(209)	(515)
正味貸付金および前渡金	287,475	56,794	344,269
顧客預金	134,655	106,660	241,315
リスク加重資産	110,672	52,334	163,006

2020年 9 月半期

純利息収益	2,724	1,144	3,868
その他営業収入	333	233	566
営業収入	3,057	1,377	4,434
営業費用	(1,335)	(691)	(2,026)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,722	686	2,408
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(390)	(414)	(804)
税引前利益	1,332	272	1,604
法人税および非支配持分	(398)	(83)	(481)
現金利益	934	189	1,123
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	155	123	278
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	235	291	526
正味貸付金および前渡金	281,570	57,811	339,381
顧客預金	133,536	101,058	234,594
リスク加重資産	112,142	54,520	166,662

2021年 3 月半期対2020年 9 月半期

純利息収益	6%	-4%	3%
その他営業収入	-77%	-3%	-47%
営業収入	-4%	-4%	-4%
営業費用	-1%	-3%	-1%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	-6%	-5%	-5%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	大	大	大
税引前利益	39%	大	66%
法人税および非支配持分	59%	大	82%
現金利益	31%	大	59%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	-52%	-52%	-52%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	大	大	大
正味貸付金および前渡金	-2%	-2%	1%
顧客預金	1%	6%	3%
リスク加重資産	-1%	-4%	-2%

(3) 法人部門 - 継続事業

部門別業績は多くの重大 / 重要項目により影響を受けた。上記「B. 当グループの業績 - (1) 現金利益 - 重大 / 重要項目 - 継続事業」および上記「 - (1) 部門別業績 - 継続事業」を参照のこと。

	半期			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月 (百万ドル)	2020年 3月	2021年 3月半期 対2020年 9月半期	2021年 3月半期 対2020年 3月半期
純利息収益	1,519	1,558	1,624	-3%	-6%
その他営業収入	1,014	1,482	1,167	-32%	-13%
営業収入	2,533	3,040	2,791	-17%	-9%
営業費用	(1,274)	(1,268)	(1,290)	0%	-1%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,259	1,772	1,501	-29%	-16%
貸倒引当金 (繰入) / 戻入	55	(53)	(641)	大	大
税引前利益	1,314	1,719	860	-24%	53%
法人税および非支配持分	(366)	(475)	(250)	-23%	46%
現金利益	948	1,244	610	-24%	55%
貸借対照表					
正味貸付金および前渡金	147,446	157,634	199,410	-6%	-26%
その他外部資産	344,994	391,862	461,548	-12%	-25%
外部資産	492,440	549,496	660,958	-10%	-25%
顧客預金	223,666	223,288	258,517	0%	-13%
その他預金および借入金	65,675	73,427	96,639	-11%	-32%
預金およびその他借入金	289,341	296,715	355,156	-2%	-19%
その他外部負債	143,956	183,318	229,611	-21%	-37%
外部負債	433,297	480,033	584,767	-10%	-26%
リスク加重資産	169,960	186,502	207,028	-9%	-18%
平均貸付金および前渡金総額	151,897	179,138	175,366	-15%	-13%
平均預金およびその他借入金	292,475	321,745	305,506	-9%	-4%
比率					
平均資産利益率 (%)	0.35%	0.42%	0.23%		
純預貸利鞘 (%)	0.77%	0.73%	0.78%		
純預貸利鞘 (マーケットスを除く。) (%)	1.85%	1.75%	1.81%		
(1)					
営業収入に対する営業費用 (%)	50.3%	41.7%	46.2%		
平均資産に対する営業費用 (%)	0.47%	0.42%	0.48%		
個別評価貸倒引当金繰入 / (戻入) 額	55	49	272	12%	-80%
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入 / (戻入) 額の割合 (%) ⁽²⁾	0.07%	0.05%	0.31%		
一括評価貸倒引当金繰入 / (戻入) 額	(110)	4	369	大	大
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入 / (戻入) 額の割合 (%) ⁽²⁾	(0.15%)	0.00%	0.42%		
減損資産総額	892	434	742	大	20%
GLAに対する減損資産総額の割合 (%)	0.60%	0.27%	0.37%		
フルタイム換算従業員(FTE)数合計	5,215	5,291	5,350	-1%	-3%

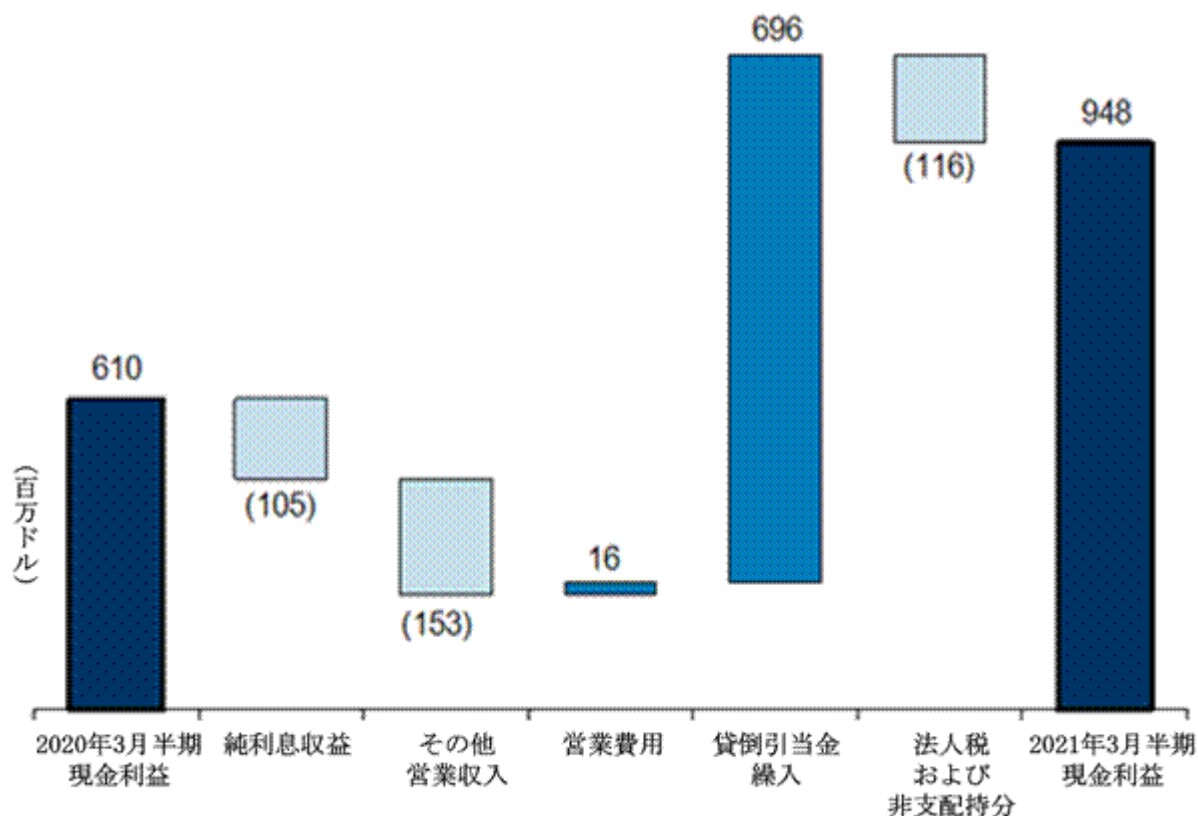
注：(1) 法人 (マーケットスを除く。) の純預貸利鞘は、当セグメントの超過的な資金調達の影響を除去する内部報告の手法に沿って調整されている。比較情報は適宜修正再表示されている。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント - 未実行債務および偶発債務に係る。

2021年3月半期と2020年3月半期の業績比較

- ・ 貸付高はすべての事業で減少した。顧客預金は、マーケットおよびトランザクション・バンキングで減少した。
- ・ 純預貸利鞘（マーケットを除く。）は、貸付利鞘の改善により増加した。
- ・ その他営業収入は、金融市場情勢の正常化に伴うマーケットの減収、ならびにコーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングの受取手数料の減収のため減少したが、これは、顧客救済の負担軽減により一部相殺された。
- ・ 営業費用は、人件費および裁量支出の削減により減少したが、これは訴訟解決金により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、景気見通しの改善を反映して2021年3月半期になされた一括評価貸倒引当金の戻入、およびトランザクション・バンキングの個別評価貸倒引当金繰入の減額により減少した。

現金利益 - 2021年3月半期と2020年3月半期の比較



地域別法人部門

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月半期 対2020年 9 月半期	2021年 3 月半期 対2020年 3 月半期
	(百万ドル)				
オーストラリア					
純利息収益	884	859	920	3%	-4%
その他営業収入	491	660	392	-26%	25%
営業収入	1,375	1,519	1,312	-9%	5%
営業費用	(654)	(613)	(584)	7%	12%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	721	906	728	-20%	-1%
貸倒引当金（繰入）/戻入	68	(5)	(274)	大	大
税引前利益	789	901	454	-12%	74%
法人税および非支配持分	(228)	(275)	(138)	-17%	65%
現金利益	561	626	316	-10%	78%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	34	22	50	55%	-32%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(102)	(17)	224	大	大
正味貸付金および前渡金	89,755	98,992	115,637	-9%	-22%
顧客預金	88,824	89,369	90,648	-1%	-2%
リスク加重資産	93,452	99,632	103,240	-6%	-9%
アジア太平洋、ヨーロッパおよび					
アメリカ					
純利息収益	478	541	536	-12%	-11%
その他営業収入	419	542	698	-23%	-40%
営業収入	897	1,083	1,234	-17%	-27%
営業費用	(532)	(559)	(615)	-5%	-13%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	365	524	619	-30%	-41%
貸倒引当金（繰入）/戻入	(20)	(56)	(325)	-64%	-94%
税引前利益	345	468	294	-26%	17%
法人税および非支配持分	(87)	(102)	(81)	-15%	7%
現金利益	258	366	213	-30%	21%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	24	27	215	-11%	-89%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(4)	29	110	大	大
正味貸付金および前渡金	51,694	52,168	76,849	-1%	-33%
顧客預金	115,331	113,036	148,602	2%	-22%
リスク加重資産	63,922	71,884	89,491	-11%	-29%

ニュージーランド

純利息収益	157	158	168	-1%	-7%
その他営業収入	104	280	77	-63%	35%
営業収入	261	438	245	-40%	7%
営業費用	(88)	(96)	(91)	-8%	-3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	173	342	154	-49%	12%
貸倒引当金（繰入）/戻入	7	8	(42)	-13%	大
税引前利益	180	350	112	-49%	61%
法人税および非支配持分	(51)	(98)	(31)	-48%	65%
現金利益	129	252	81	-49%	59%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(3)	-	7	該当なし	大
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(4)	(8)	35	-50%	大
正味貸付金および前渡金	5,997	6,474	6,924	-7%	-13%
顧客預金	19,511	20,883	19,267	-7%	1%
リスク加重資産	12,586	14,986	14,297	-16%	-12%

個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額

	半期			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月半期 対2020年 9月半期	2021年 3月半期 対2020年 3月半期
	(百万ドル)				
トランザクション・バンキング	5	18	227	-72%	-98%
コーポレート・ファイナンス	51	31	46	65%	11%
マーケット	(1)	-	(1)	該当なし	0%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	55	49	272	12%	-80%

一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額

	半期			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月半期 対2020年 9月半期	2021年 3月半期 対2020年 3月半期
	(百万ドル)				
トランザクション・バンキング	(8)	(37)	52	-78%	大
コーポレート・ファイナンス	(95)	46	312	大	大
マーケット	(7)	(5)	5	40%	大
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(110)	4	369	大	大

正味貸付金および前渡金

	期末現在			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月半期末 対2020年 9月半期末	2021年 3月半期末 対2020年 3月半期末
	(百万ドル)				
トランザクション・バンキング	14,295	14,192	22,023	1%	-35%
コーポレート・ファイナンス	105,026	111,253	128,570	-6%	-18%
マーケット	28,097	32,160	48,714	-13%	-42%
セントラル・ファンクション	28	29	103	-3%	-73%
正味貸付金および前渡金	147,446	157,634	199,410	-6%	-26%

顧客預金

顧客預金	期末現在			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月半期末 対2020年 9月半期末	2021年 3月半期末 対2020年 3月半期末
	(百万ドル)				
トランザクション・バンキング	120,775	123,963	124,159	-3%	-3%
コーポレート・ファイナンス	1,817	966	971	88%	87%
マーケットツ	99,272	96,464	131,277	3%	-24%
セントラル・ファンクション	1,802	1,895	2,110	-5%	-15%
顧客預金	223,666	223,288	258,517	0%	-13%

2021年 3月半期

(百万ドル)	トランザク ション・バン キング	コーポレー ト・ファイナ ンス	マーケットツ	セントラル・ ファンクショ ン	法人合計
純利息収益	326	783	402	8	1,519
その他営業収入	320	45	638	11	1,014
営業収入	646	828	1,040	19	2,533
営業費用	(368)	(300)	(591)	(15)	(1,274)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	278	528	449	4	1,259
貸倒引当金(繰入)/戻入額	3	44	8	-	55
税引前利益/(損失)	281	572	457	4	1,314
法人税および非支配持分	(82)	(163)	(104)	(17)	(366)
現金利益/(損失)	199	409	353	(13)	948
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	5	51	(1)	-	55
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	(8)	(95)	(7)	-	(110)
正味貸付金および前渡金	14,295	105,026	28,097	28	147,446
顧客預金	120,775	1,817	99,272	1,802	223,666
リスク加重資産	25,648	92,905	50,135	1,272	169,960

2020年 3月半期

純利息収益	456	754	400	14	1,624
その他営業収入	356	31	764	16	1,167
営業収入	812	785	1,164	30	2,791
営業費用	(404)	(301)	(561)	(24)	(1,290)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	408	484	603	6	1,501
貸倒引当金(繰入)/戻入額	(279)	(358)	(4)	-	(641)
税引前利益/(損失)	129	126	599	6	860
法人税および非支配持分	(68)	(34)	(134)	(14)	(250)
現金利益	61	92	465	(8)	610
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	227	46	(1)	-	272
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	52	312	5	-	369
正味貸付金および前渡金	22,023	128,570	48,714	103	199,410
顧客預金	124,159	971	131,277	2,110	258,517
リスク加重資産	29,036	109,824	67,690	478	207,028

2021年 3 月半期と2020年 3 月半期の比較

純利息収益	-29%	4%	1%	-43%	-6%
その他営業収入	-10%	45%	-16%	-31%	-13%
営業収入	-20%	5%	-11%	-37%	-9%
営業費用	-9%	0%	5%	-38%	-1%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	-32%	9%	-26%	-33%	-16%
貸倒引当金(繰入)/戻入額	大	大	大	該当なし	大
税引前利益/(損失)	大	大	-24%	-33%	53%
法人税および非支配持分	21%	大	-22%	21%	46%
現金利益/(損失)	大	大	-24%	63%	55%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	-98%	11%	0%	該当なし	-80%
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	大	大	大	該当なし	大
正味貸付金および前渡金	-35%	-18%	-42%	-73%	-26%
顧客預金	-3%	87%	-24%	-15%	-13%
リスク加重資産	-12%	-15%	-26%	大	-18%

2021年 3 月半期

(百万ドル)	トランザク ション・バン キング	コーポレー ト・ファイナ ンス	マーケッツ	セントラル・ ファンクショ ン	法人合計
純利息収益	326	783	402	8	1,519
その他営業収入	320	45	638	11	1,014
営業収入	646	828	1,040	19	2,533
営業費用	(368)	(300)	(591)	(15)	(1,274)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	278	528	449	4	1,259
貸倒引当金(繰入)/戻入額	3	44	8	-	55
税引前利益/(損失)	281	572	457	4	1,314
法人税および非支配持分	(82)	(163)	(104)	(17)	(366)
現金利益/(損失)	199	409	353	(13)	948
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	5	51	(1)	-	55
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	(8)	(95)	(7)	-	(110)
正味貸付金および前渡金	14,295	105,026	28,097	28	147,446
顧客預金	120,775	1,817	99,272	1,802	223,666
リスク加重資産	25,648	92,905	50,135	1,272	169,960

2020年9月半期

純利息収益	377	802	370	9	1,558
その他営業収入	331	28	1,120	3	1,482
営業収入	708	830	1,490	12	3,040
営業費用	(408)	(306)	(534)	(20)	(1,268)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	300	524	956	(8)	1,772
貸倒引当金(繰入)/戻入額	19	(77)	5	-	(53)
税引前利益/(損失)	319	447	961	(8)	1,719
法人税および非支配持分	(95)	(120)	(258)	(2)	(475)
現金利益/(損失)	224	327	703	(10)	1,244
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	18	31	-	-	49
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	(37)	46	(5)	-	4
正味貸付金および前渡金	14,192	111,253	32,160	29	157,634
顧客預金	123,963	966	96,464	1,895	223,288
リスク加重資産	23,739	102,923	59,345	495	186,502

2021年3月半期と2020年9月半期の比較

純利息収益	-14%	-2%	9%	-11%	-3%
その他営業収入	-3%	61%	-43%	大	-32%
営業収入	-9%	0%	-30%	58%	-17%
営業費用	-10%	-2%	11%	-25%	0%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	-7%	1%	-53%	大	-29%
貸倒引当金(繰入)/戻入額	-84%	大	60%	該当なし	大
税引前利益/(損失)	-12%	28%	-52%	大	-24%
法人税および非支配持分	-14%	36%	-60%	大	-23%
現金利益/(損失)	-11%	25%	-50%	30%	-24%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	-72%	65%	該当なし	該当なし	12%
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	-78%	大	40%	該当なし	大
正味貸付金および前渡金	1%	-6%	-13%	-3%	-6%
顧客預金	-3%	88%	3%	-5%	0%
リスク加重資産	8%	-10%	-16%	大	-9%

マーケット営業収入の分析⁽¹⁾

2021年3月半期中、マーケット事業の基本的な性質をより適切に反映するため、当グループはマーケットのフランチャイズ収益の報告を関連する商品ライン（外国為替、金利、信用および資本市場、ならびにコモディティ）に沿って整理した。新しい表示への移行を円滑にするため、今期は、セールスとトレーディングに区分した前期までの表示によるマーケットのフランチャイズ収益を併載する。

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年	2021年
				3 月半期	3 月半期
				対2020年	対2020年
	9 月半期	3 月半期			
	(百万ドル)				
商品別マーケット営業収入の構成					
外国為替	307	253	437	21%	-30%
金利	128	338	290	-62%	-56%
信用および資本市場	139	248	103	-44%	35%
コモディティ	43	52	72	-17%	-40%
フランチャイズ収益	617	891	902	-31%	-32%
バランスシート ⁽²⁾	402	468	238	-14%	69%
デリバティブ評価調整 ⁽³⁾	21	131	24	-84%	-13%
マーケット営業収入	1,040	1,490	1,164	-30%	-11%

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月半期 対2020年 9 月半期	2021年 3 月半期 対2020年 3 月半期
	(百万ドル)				
業務別マーケット営業収入の構成					
フランチャイズ・セールス	419	471	513	-11%	-18%
フランチャイズ・トレーディング	219	551	413	-60%	-47%
バランスシート ⁽²⁾	402	468	238	-14%	69%
マーケット営業収入	1,040	1,490	1,164	-30%	-11%
以下を含む：					
デリバティブ評価調整	21	131	24	-84%	-13%

注：(1) マーケット営業収入は、純利息収益およびその他営業収入を含む。

(2) バランスシートは、当グループの貸付および預金帳簿に関する金利リスクのヘッジならびに当グループの流動性ポートフォリオの管理を表す。

(3) 資金調達および信用の評価調整を含む。

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月半期 対2020年 9 月半期	2021年 3 月半期 対2020年 3 月半期
	(百万ドル)				
地域別マーケット営業収入の構成					
オーストラリア	402	517	325	-22%	24%
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ	517	673	740	-23%	-30%
ニュージーランド	121	300	99	-60%	22%
マーケット営業収入	1,040	1,490	1,164	-30%	-11%

市場リスク

取引市場リスク

下表は、当グループの主たるトレーディング拠点における現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの双方をカバーする、信頼水準99%のパリユー・アット・リスク（VaR）によるエクスポージャーの合計を示している。

信頼水準99%（保有期間1日）

	2021年 3月 半期末	2021年 3月半期 の最高	2021年 3月半期 の最低	2021年 3月半期 平均	2020年 9月終了 年度末	2020年 9月 終了年度 の最高	2020年 9月 終了年度 の最低	2020年 9月 終了年度 平均
	(百万ドル)					(百万ドル)		
信頼水準99%のVaR								
外国為替	3.2	10.0	2.0	4.6	2.0	6.1	1.2	3.1
金利	6.2	19.6	4.3	10.1	9.6	13.8	3.3	7.2
信用	14.8	22.2	9.3	14.4	13.9	17.1	1.8	8.6
コモディティ	2.6	3.4	1.3	2.4	3.0	4.7	1.3	2.6
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
分散効果	(11.3)	該当なし	該当なし	(10.1)	(10.9)	該当なし	該当なし	(8.0)
VaRの合計	15.5	30.0	14.0	21.4	17.6	31.9	5.7	13.5

非取引金利リスク

非取引金利リスクは、マーケットが管理し、市場金利の変動が当グループの将来の純利息収益に与える潜在的な悪影響に関連する。金利リスクは、VaRおよび1%の利率の変動についてのシナリオ分析を含む様々な手法を用いて報告される。

信頼水準99%（保有期間1日）

	2021年 3月 半期末	2021年 3月半期 の最高	2021年 3月半期 の最低	2021年 3月半期 平均	2020年 9月終了 年度末	2020年 9月 終了年度 の最高	2020年 9月 終了年度 の最低	2020年 9月 終了年度 平均
	(百万ドル)					(百万ドル)		
信頼水準99%のVaR								
オーストラリア	67.3	81.8	63.6	72.3	60.8	60.8	18.8	33.4
ニュージーランド	26.5	32.8	26.5	29.8	26.3	26.3	9.4	15.2
アジア太平洋、 ヨーロッパ およびアメリカ	33.5	33.5	29.4	31.9	29.4	30.2	17.4	24.2
分散効果	(55.2)	該当なし	該当なし	(66.0)	(61.4)	該当なし	該当なし	(29.5)
VaRの合計	72.1	79.4	59.3	68.0	55.1	58.3	31.5	43.3

1%の利率の変動が今後12か月の純利息収益に与える影響

	期末現在	
	2021年3月	2020年9月
期末現在	1.74%	1.25%
最高エクスポージャー	1.74%	1.61%
最低エクスポージャー	1.00%	0.52%
平均エクスポージャー（絶対値）	1.31%	1.01%

(4) ニュージーランド部門 - 継続事業

部門別業績は多くの重大 / 重要項目により影響を受けた。上記「B. 当グループの業績 - (1)現金利益 - 重大 / 重要項目 - 継続事業」および上記「 - (1)部門別業績 - 継続事業」(豪ドル建)を参照のこと。

以下はニュージーランド部門についてのニュージーランドドル建の表である。

豪ドル建の経営成績は、下記のニュージーランド部門についての豪ドル建の表に示す。

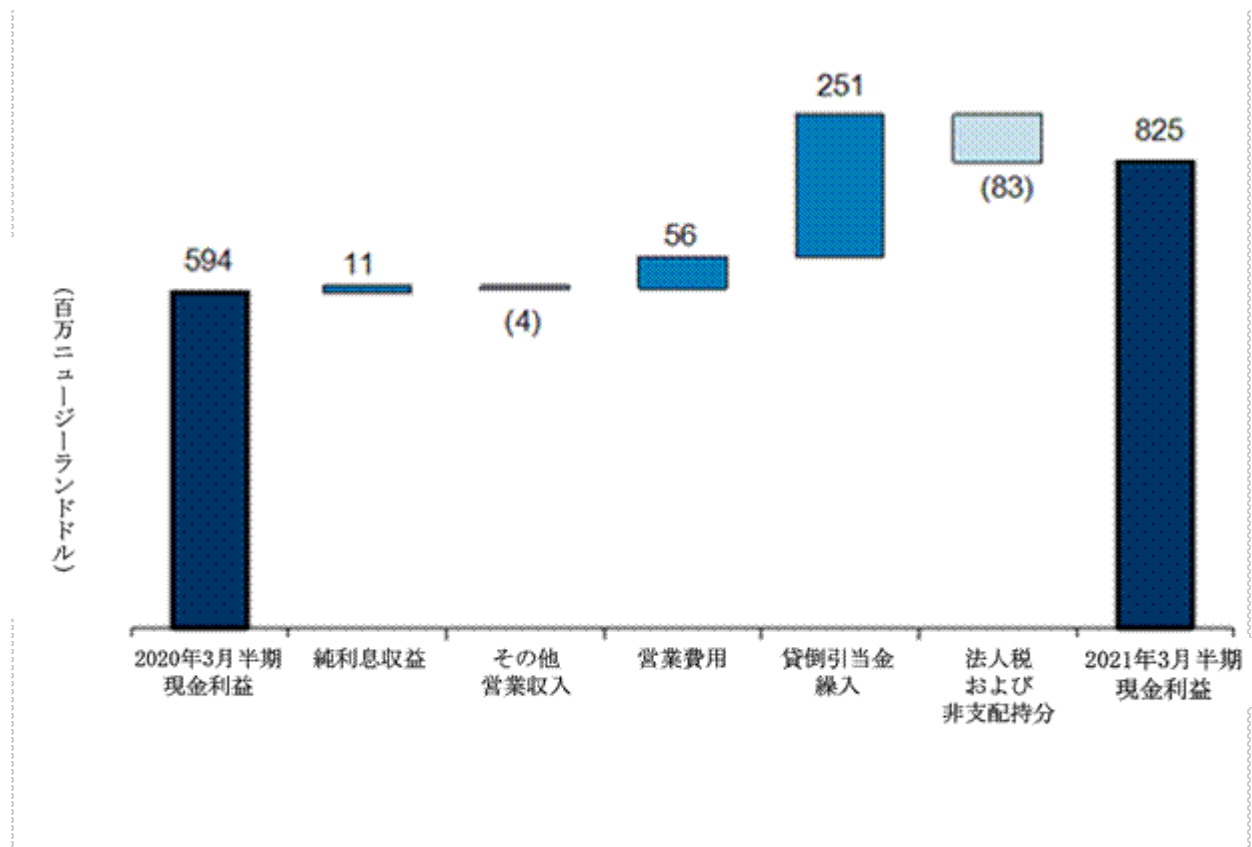
	半期			増減率	
				2021年 3月半期 対2020年 9月半期	2021年 3月半期 対2020年 3月半期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
	(百万ニュージーランドドル)				
純利息収益	1,490	1,416	1,479	5%	1%
その他営業収入	255	242	259	5%	-2%
営業収入	1,745	1,658	1,738	5%	0%
営業費用	(668)	(796)	(724)	-16%	-8%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,077	862	1,014	25%	6%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	63	(178)	(188)	大	大
税引前利益	1,140	684	826	67%	38%
法人税および非支配持分	(315)	(199)	(232)	58%	36%
現金利益	825	485	594	70%	39%
貸借対照表					
正味貸付金および前渡金	131,250	125,981	128,560	4%	2%
その他外部資産	4,153	4,522	4,805	-8%	-14%
外部資産	135,403	130,503	133,365	4%	2%
顧客預金	101,530	98,304	93,626	3%	8%
その他預金および借入金	3,543	1,748	4,456	大	-20%
預金およびその他借入金	105,073	100,052	98,082	5%	7%
その他外部負債	19,526	23,385	28,095	-17%	-31%
外部負債	124,599	123,437	126,177	1%	-1%
リスク加重資産	71,220	71,348	72,502	0%	-2%
平均貸付金および前渡金総額	129,047	128,748	127,968	0%	1%
平均預金およびその他借入金	102,546	99,324	94,740	3%	8%
資産運用収入純額	109	106	113	3%	-4%
運用資産	36,489	35,223	32,504	4%	12%
運用資産平均残高	35,468	34,816	34,472	2%	3%
比率					
平均資産利益率（％）	1.25%	0.73%	0.90%		
純預貸利鞘（％）	2.32%	2.20%	2.31%		
営業収入に対する営業費用（％）	38.3%	48.0%	41.7%		
平均資産に対する営業費用（％）	1.01%	1.20%	1.10%		
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(6)	66	37	大	大
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽¹⁾	(0.01%)	0.10%	0.06%		
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(57)	112	151	大	大
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽¹⁾	(0.09%)	0.17%	0.24%		
減損資産総額	338	374	271	-10%	25%
GLAに対する減損資産総額の割合（％）	0.26%	0.30%	0.21%		
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	6,691	6,679	7,009	0%	-5%

注：(1) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入額は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント - 未実行債務および偶発債務に係る。

2021年3月半期と2020年3月半期の業績の比較

- ・ 貸付高は住宅ローンの成長を要因として増加したが、これは、商業貸付の減少および2020年9月半期のUDC売却の影響により一部相殺された。
- ・ 純預貸利鞘は、有利な預金構成ならびに貸付および預金の金利更改を、不利な貸付構成ならびに低金利環境および2020年9月半期のUDC売却の事後手続の完了に伴う純利息収入の減少が逆風となって相殺し、前期並みであった。
- ・ 営業費用は、FTEの削減、裁量費用の縮減および2020年9月半期のUDC売却の事後手続の完了に伴う費用の低減により減少した。
- ・ 貸倒引当金繰入は、景気見通しの改善を反映してなされた一括評価貸倒引当金の戻入、ならびにCOVID-19支援策の効果に起因する個別評価引当金繰入の減額および戻入の増額により減少した。

現金利益 - 2021年3月半期と2020年3月半期の比較



個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	半期			増減率	
				2021年 3月半期 対2020年 9月半期	2021年 3月半期 対2020年 3月半期
	2021年3月	2020年9月	2020年3月		
	(百万ニュージーランドドル)				
リテール	9	21	20	-57%	-55%
住宅ローン	-	3	2	-100%	-100%
その他	9	18	18	-50%	-50%
商業	(15)	45	17	大	大
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	(6)	66	37	大	大

一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	半期			増減率	
				2021年 3月半期 対2020年 9月半期	2021年 3月半期 対2020年 3月半期
	2021年3月	2020年9月	2020年3月		
	(百万ニュージーランドドル)				
リテール	(41)	40	62	大	大
住宅ローン	(36)	28	50	大	大
その他	(5)	12	12	大	大
商業	(16)	72	89	大	大
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	(57)	112	151	大	大

正味貸付金および前渡金	半期末現在			増減率	
				2021年 3月半期末 対2020年 9月半期末	2021年 3月半期末 対2020年 3月半期末
	2021年3月	2020年9月	2020年3月		
	(百万ニュージーランドドル)				
リテール	92,418	86,648	85,001	7%	9%
住宅ローン	90,060	84,270	82,253	7%	9%
その他	2,358	2,378	2,748	-1%	-14%
商業	38,832	39,333	43,559	-1%	-11%
正味貸付金および前渡金	131,250	125,981	128,560	4%	2%

顧客預金	半期末現在			増減率	
				2021年 3月半期末 対2020年 9月半期末	2021年 3月半期末 対2020年 3月半期末
	2021年3月	2020年9月	2020年3月		
	(百万ニュージーランドドル)				
リテール	81,358	79,867	76,408	2%	6%
商業	20,172	18,437	17,218	9%	17%
顧客預金	101,530	98,304	93,626	3%	8%

2021年 3 月半期

(百万ニュージーランドドル)	リテール	商業	セントラル・ ファンクション	ニュージー ランド合計
純利息収益	986	503	1	1,490
その他営業収入	248	5	2	255
営業収入	1,234	508	3	1,745
営業費用	(547)	(118)	(3)	(668)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	687	390	-	1,077
貸倒引当金（繰入）/戻入額	32	31	-	63
税引前利益	719	421	-	1,140
法人税および非支配持分	(198)	(118)	1	(315)
現金利益	521	303	1	825
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	9	(15)	-	(6)
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(41)	(16)	-	(57)
正味貸付金および前渡金	92,418	38,832	-	131,250
顧客預金	81,358	20,172	-	101,530
リスク加重資産	39,190	29,924	2,106	71,220

2020年 3 月半期

純利息収益	922	549	8	1,479
その他営業収入	254	5	-	259
営業収入	1,176	554	8	1,738
営業費用	(574)	(146)	(4)	(724)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	602	408	4	1,014
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(82)	(106)	-	(188)
税引前利益	520	302	4	826
法人税および非支配持分	(146)	(85)	(1)	(232)
現金利益	374	217	3	594
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	20	17	-	37
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	62	89	-	151
正味貸付金および前渡金	85,001	43,559	-	128,560
顧客預金	76,408	17,218	-	93,626
リスク加重資産	37,202	33,914	1,386	72,502

2021年 3 月半期と2020年 3 月半期の比較

純利息収益	7%	-8%	-88%	1%
その他営業収入	-2%	0%	該当なし	-2%
営業収入	5%	-8%	-63%	0%
営業費用	-5%	-19%	-25%	-8%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	14%	-4%	-100%	6%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	大	大	該当なし	大
税引前利益	38%	39%	-100%	38%
法人税および非支配持分	36%	39%	大	36%
現金利益	39%	40%	-67%	39%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	-55%	大	該当なし	大
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	大	大	該当なし	大
正味貸付金および前渡金	9%	-11%	該当なし	2%
顧客預金	6%	17%	該当なし	8%
リスク加重資産	5%	-12%	52%	-2%

2021年 3 月半期

(百万ニュージーランドドル)	リテール	商業	セントラル・ ファンクション	ニュージー ランド合計
純利息収益	986	503	1	1,490
その他営業収入	248	5	2	255
営業収入	1,234	508	3	1,745
営業費用	(547)	(118)	(3)	(668)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	687	390	-	1,077
貸倒引当金（繰入）/戻入額	32	31	-	63
税引前利益	719	421	-	1,140
法人税および非支配持分	(198)	(118)	1	(315)
現金利益/（損失）	521	303	1	825
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	9	(15)	-	(6)
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(41)	(16)	-	(57)
正味貸付金および前渡金	92,418	38,832	-	131,250
顧客預金	81,358	20,172	-	101,530
リスク加重資産	39,190	29,924	2,106	71,220

2020年 9 月半期

純利息収益	892	524	-	1,416
その他営業収入	235	6	1	242
営業収入	1,127	530	1	1,658
営業費用	(640)	(157)	1	(796)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	487	373	2	862
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(61)	(117)	-	(178)
税引前利益	426	256	2	684
法人税および非支配持分	(127)	(71)	(1)	(199)
現金利益/（損失）	299	185	1	485
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	21	45	-	66
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	40	72	-	112
正味貸付金および前渡金	86,648	39,333	-	125,981
顧客預金	79,867	18,437	-	98,304
リスク加重資産	38,308	30,839	2,201	71,348

2021年 3 月半期と2020年 9 月半期の比較

純利息収益	11%	-4%	該当なし	5%
その他営業収入	6%	-17%	100%	5%
営業収入	9%	-4%	大	5%
営業費用	-15%	-25%	大	-16%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	41%	5%	-100%	25%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	大	大	該当なし	大
税引前利益	69%	64%	-100%	67%
法人税および非支配持分	56%	66%	大	58%
現金利益/（損失）	74%	64%	0%	70%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	-57%	大	該当なし	大
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	大	大	該当なし	大
正味貸付金および前渡金	7%	-1%	該当なし	4%
顧客預金	2%	9%	該当なし	3%
リスク加重資産	2%	-3%	-4%	0%

以下はニュージーランド部門についての豪ドル建の表である。

ニュージーランドドル建の業績は、上記のニュージーランド部門についてのニュージーランドドル建の表に示す。

	半期			増減率	
				2021年 3月半期 対2020年 9月半期	2021年 3月半期 対2020年 3月半期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
	(百万ドル)				
純利息収益	1,393	1,321	1,410	5%	-1%
その他営業収入	238	226	247	5%	-4%
営業収入	1,631	1,547	1,657	5%	-2%
営業費用	(623)	(745)	(690)	-16%	-10%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,008	802	967	26%	4%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	58	(166)	(179)	大	大
税引前利益	1,066	636	788	68%	35%
法人税および非支配持分	(295)	(186)	(221)	59%	33%
現金利益	771	450	567	71%	36%
構成：					
リテール	486	278	357	75%	36%
商業	284	171	207	66%	37%
セントラル・ファンクション	1	1	3	0%	-67%
現金利益	771	450	567	71%	36%
貸借対照表					
正味貸付金および前渡金	120,482	116,625	125,195	3%	-4%
その他外部資産	3,812	4,186	4,679	-9%	-19%
外部資産	124,294	120,811	129,874	3%	-4%
顧客預金	93,201	91,004	91,175	2%	2%
その他預金および借入金	3,252	1,618	4,339	大	-25%
預金およびその他借入金	96,453	92,622	95,514	4%	1%
その他外部負債	17,923	21,648	27,360	-17%	-34%
外部負債	114,376	114,270	122,874	0%	-7%
リスク加重資産	65,376	66,049	70,604	-1%	-7%
平均貸付金および前渡金総額	120,639	120,182	122,011	0%	-1%
平均預金およびその他借入金	95,864	92,756	90,329	3%	6%
資産運用収入純額	102	100	107	2%	-5%
運用資産	33,495	32,608	31,653	3%	6%
運用資産平均残高	33,157	32,499	32,868	2%	1%
比率					
平均資産利益率（％）	1.25%	0.73%	0.90%		
純預貸利鞘（％）	2.32%	2.20%	2.31%		
営業収入に対する営業費用（％）	38.3%	48.0%	41.7%		
平均資産に対する営業費用（％）	1.01%	1.20%	1.10%		
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(5)	62	35	大	大
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽¹⁾	(0.01%)	0.10%	0.06%		
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(53)	104	144	大	大
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽¹⁾	(0.09%)	0.17%	0.24%		
減損資産総額	310	347	264	-11%	17%
GLAに対する減損資産総額の割合（％）	0.26%	0.30%	0.21%		
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	6,691	6,679	7,009	0%	-5%

注：(1) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入額は、貸付金および前渡し金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント - 未実行債務および偶発債務に係る。

(5) パシフィック部門 - 継続事業

部門別業績は多くの重大 / 重要項目により影響を受けた。上記「B . グループ経営成績 - (1)現金利益 - 重大 / 重要項目 - 継続事業」および上記「 - (1)部門別業績 - 継続事業」を参照のこと。

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月半期 対2020年 9 月半期	2021年 3 月半期 対2020年 3 月半期
	(百万ドル)				
純利息収益	49	44	65	11%	-25%
その他営業収入	33	34	50	-3%	-34%
営業収入	82	78	115	5%	-29%
営業費用 ⁽¹⁾	(71)	(129)	(76)	-45%	-7%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益 / (損失)	11	(51)	39	大	-72%
貸倒引当金 (繰入) / 戻入	(3)	(41)	(11)	-93%	-73%
税引前利益 / (損失)	8	(92)	28	大	-71%
法人税および非支配持分	(1)	10	(8)	大	-88%
現金利益 / (損失)	7	(82)	20	大	-65%
貸借対照表					
正味貸付金および前渡し金	1,713	1,866	2,176	-8%	-21%
顧客預金	3,394	3,534	3,845	-4%	-12%
リスク加重資産	3,176	3,357	3,547	-5%	-10%
フルタイム換算従業員 (FTE) 数合計	1,101	1,113	1,108	-1%	-1%

注：(1) 2020年 9 月半期ののれんの償却5,000万ドルを含む。

(6) TS0およびグループ・センター - 継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目により影響を受けた。上記「B．グループ経営成績 - (1)現金利益 - 重大／重要項目 - 継続事業」および上記「 - (1)部門別業績 - 継続事業」を参照のこと。

	半期			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月半期 対2020年 9月半期	2021年 3月半期 対2020年 3月半期
	(百万ドル)				
関連会社投資の持分利益/(損失)	(242)	21	135	大	大
営業収入(その他)	143	53	(762)	大	大
営業収入 ⁽¹⁾	(99)	74	(627)	大	-84%
営業費用 ⁽²⁾	(514)	(610)	(484)	-16%	6%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/(損失)	(613)	(536)	(1,111)	14%	-45%
貸倒引当金(繰入)/戻入	-	-	-	該当なし	該当なし
税引前利益/(損失)	(613)	(536)	(1,111)	14%	-45%
法人税ベネフィットおよび非支配持分	95	146	113	-35%	-16%
現金利益/(損失)	(518)	(390)	(998)	33%	-48%
リスク加重資産	6,319	6,429	5,664	-2%	12%
フルタイム換算従業員数(FTE)合計	10,719	10,345	10,306	4%	4%

注：(1) 2021年3月半期におけるAmBankの1MDBに関する和解金およびのれんの減損に対する当グループの持分に関する3億4,700万ドルの減少を含む。2020年3月半期は、AmBankおよびPTPaninに係る減損費用としての8億1,500万ドルの減少を含む。詳細は、上記「B．グループ経営成績 - (1)現金利益—重大・重要項目 - 継続事業」を参照のこと。

(2) 2021年3月半期の組織再編費用3,800万ドル(2020年9月半期：1,900万ドル、2020年3月半期：500万ドル)を含む。2020年9月半期は、ソフトウェアの加速償却の1億1,700万ドルを含む。詳細は、上記「B．グループ経営成績 - (1)現金利益—重大・重要項目 - 継続事業」を参照のこと。

[前へ](#)
[次へ](#)

D．利益の調整

IFRSに準拠していない情報

法定利益は、オーストラリア会計基準の認識および測定の要件に従って算定されており、この基準は国際財務報告基準（IFRS）に準拠している。当グループは、業績発表の中で、会計基準とは別の基準で作成された追加の業績指標を提供している。この情報を提示する場合は、ASICの規制ガイド230において提供された指針に従う。

(1) 法定利益と現金利益の調整

現金利益は、当グループの中核的事業活動に関する業績のANZが推奨する指標を示しており、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。当グループは、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している（詳細については、下記「E.定義」を参照のこと。）。現金利益を導くための調整は法定利益（外部監査人による要約中間連結財務書類のレビューにおいて取り扱われる範囲でレビュー対象となる。）に含まれている。現金利益は外部監査人によるレビューの対象ではない。外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で現金利益の調整が決定されている旨を監査委員会に報告している。

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月半期	2021年 3 月半期
				対2020年 9 月半期	対2020年 3 月半期
	(百万ドル)				
当行株主に帰属する継続事業による 法定利益	2,951	2,040	1,635	45%	80%
継続事業による法定利益と現金利益 との調整					
経済ヘッジ	51	461	(340)	-89%	大
収益および費用ヘッジ	(12)	(156)	120	-92%	大
ストラクチャード・クレジット仲介取引	-	-	(2)	該当なし	-100%
継続事業による法定利益と現金利益 との調整合計	39	305	(222)	-87%	大
継続事業による現金利益	2,990	2,345	1,413	28%	大
当行株主に帰属する非継続事業による法定損 失	(8)	(8)	(90)	0%	-91%
非継続事業による法定利益と現金利益との調 整	-	-	-	該当なし	該当なし
非継続事業による現金利益	(8)	(8)	(90)	0%	-91%
現金利益	2,982	2,337	1,323	28%	大

(2) 法定利益と現金利益間の調整についての説明 - 継続事業

・ 経済ヘッジ

当グループは、会計基準に沿った金利および外国為替リスクを管理するために経済ヘッジを締結しており、これにより、公正価値評価による損益は損益計算書内で認識される。これには、会計ヘッジ関係に指定されないが、経済ヘッジであるとみなされる承認済みデリバティブ商品から生ずる損益、ならびに指定された会計ヘッジの非有効部分が含まれる。

経済ヘッジは以下で構成される。

- 外貨建債券発行の手取金を変動金利の豪ドル建およびニュージーランドドル建債務に交換するために利用されている、ヘッジ会計適格ではない資金調達関連スワップ（主にクロスカレンシー金利スワップ）。これらのスワップはこれらの公正価値の主たる変動要因は、通貨ベース・スワップのスプレッドならびにその他主要調達通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの変動である。
- ヘッジ会計に適格でない特定のストラクチャード・ファイナンスおよびスペシャライズド・リース取引の経済ヘッジ。これらの公正価値調整の主要な要因は、オーストラリアおよびニュージーランドの金利の期間構成の変動である。
- 指定された会計ヘッジ関係の非有効部分。

ヘッジ取引から生ずる損益は、現金利益の一部として経済ヘッジ対象からの損益とマッチさせるべく時の経過とともに戻入れられることから、当グループは公正価値調整を現金利益から除去している。

2021年3月半期の経済ヘッジの損失の大半は、資金調達関連スワップに関連し、主に米ドルに対する豪ドル高およびニュージーランドドル高、ならびにユーロ/米ドルの通貨ペアのベース・スワップのスプレッドの縮小により影響を受けた。

・ 収益および費用ヘッジ

当グループは、ニュージーランドドルおよび米ドル（ならびに米ドル相関）を主軸として拡大している外国為替建収益および費用ストリームのヘッジを管理するために経済ヘッジを締結している。2021年3月半期の収益および費用ヘッジの利益は主に、米ドルおよびニュージーランドドルに対する豪ドル高によるものであった。

・ ストラクチャード・クレジット仲介取引

ANZは、世界金融危機に先立ち、米国の金融保証会社8社との間で一連のストラクチャード・クレジット仲介取引を締結した。これは、特定の債務の仕組みに関するプロテクションとしてクレジット・デフォルト・スワップ（「CDSs」）の売却および同様のストラクチャーに関するCDSプロテクションの買付けを含んでいた。残存する2件のCDSsの取引が2021年3月半期中に満期を迎えたことから、ANZは以降これらのポジションを終了した。そのため、2021年3月31日現在の売り買いCDSsの名目残高はゼロ（2020年9月：3億ドル、2020年3月：3億ドル）であった。

(3) 法定利益の現金利益への調整

2021年3月半期

	法定利益への調整					現金利益
	法定利益	経済ヘッジ	収益および 費用ヘッジ	ストラク チャード・ クレジット 仲介取引	減損デリバ ティブの 信用リスク	
	(百万ドル)					
純利息収益	6,986	-	-	-	-	6,986
その他営業収入	1,381	73	(17)	-	56	1,437
営業収入	8,367	73	(17)	-	56	8,423
営業費用	(4,482)	-	-	-	-	(4,482)
貸倒引当金繰入および法人税 控除前利益	3,885	73	(17)	-	56	3,941
貸倒引当金（繰入）/戻入額	491	-	-	-	-	491
税引前利益	4,376	73	(17)	-	56	4,432
法人税	(1,425)	(22)	5	-	(17)	(1,442)
非支配持分	-	-	-	-	-	-
税引後利益 - 継続事業	2,951	51	(12)	-	39	2,990
税引後利益 / (損失) - 非継続事業	(8)	-	-	-	-	(8)
税引後純利益	2,943	51	(12)	-	39	2,982

2020年9月半期

	法定利益への調整					現金利益
	法定利益	経済ヘッジ	収益および 費用ヘッジ	ストラク チャード・ クレジット 仲介取引	法定利益へ の調整合計	
	(百万ドル)					
純利息収益	6,827	-	-	-	-	6,986
その他営業収入	1,917	649	(220)	-	429	2,346
営業収入	8,744	649	(220)	-	429	9,173
営業費用	(4,778)	-	-	-	-	(4,778)
貸倒引当金繰入および法人税 控除前利益	3,966	649	(220)	-	429	4,395
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(1,064)	-	-	-	-	(1,064)
税引前利益	2,902	649	(220)	-	429	3,331
法人税	(862)	(188)	64	-	(124)	(986)
非支配持分	-	-	-	-	-	-
税引後利益 - 継続事業	2,040	461	(156)	-	305	2,345
税引後利益 / (損失) - 非継続事業	(8)	-	-	-	-	(8)
税引後純利益	2,032	461	(156)	-	305	2,337

2020年 3 月半期

	法定利益への調整					現金利益
	法定利益	経済ヘッジ	収益および 費用ヘッジ	ストラク チャード・ クレジット 仲介取引	法定利益へ の調整合計	
	(百万ドル)					
純利息収益	7,222	-	-	-	-	7,222
その他営業収入	1,671	(480)	169	(3)	(314)	1,357
営業収入	8,893	(480)	169	(3)	(314)	8,579
営業費用	(4,605)	-	-	-	-	(4,605)
貸倒引当金繰入および法人税 控除前利益	4,288	(480)	169	(3)	(314)	3,974
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(1,674)	-	-	-	-	(1,674)
税引前利益	2,614	(480)	169	(3)	(314)	2,300
法人税	(978)	140	(49)	1	92	(886)
非支配持分	(1)	-	-	-	-	(1)
税引後利益 - 継続事業	1,635	(340)	120	(2)	(222)	1,413
税引後利益 / (損失) - 非継続事業	(90)	-	-	-	-	(90)
税引後純利益	1,545	(340)	120	(2)	(222)	1,323

E. 定義

「AASB」 — オーストラリア会計基準審議会。「AASB」という用語は、AASBが発行したオーストラリア会計基準を特定するときに通常使用される。

「ADI」 - 公認預金受入機関

「ANZEST」 - ANZ従業員株式信託

「ANZリサーチ・エコノミクス」は、ANZの事業ユニットであり、主要な経済インプットの分析ならびに地方、地域およびグローバル経済の潜在的影響の動向および評価を提供する。

「APRA」 — オーストラリア健全性規制庁

「APS」 — ADIの健全性基準

「AT 1」 — その他Tier 1 資本

「現金および現金同等物」は、硬貨、紙幣、コールマネー、中央銀行預入残高、流動性決済残高（容易に一定の金額の現金に換金可能であり、価値変動のリスクが僅少なもの）および3か月未満の買戻し契約（「リバース・レボ契約」）に基づき購入された証券からなる。

「現金利益」は、会計基準に従わないで作成された追加の業績指標である。現金利益は当グループの中核的事業活動の業績のANZが推奨する指標を示しており、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。当グループは、下記のとおり、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している。これらの項目は、プラスとマイナスの調整に違いを付けないよう、各期間を通じて一貫して計算されている。

損益は、それらが重要である、またはいずれかの期間で重要となる可能性があり、かつ以下の3つのカテゴリーのうち1つに該当する場合調整される。

1. 税、法律もしくは会計法制変更または当グループの継続的事業活動に関連しないその他非中核項目から生じた利益に含まれる利益または損失
2. 自己株式、生命保険契約債務の再評価、経済ヘッジの影響および将来の利益を通じて解消される時間的差異が内在する類似の会計項目
3. 保険契約者の税グロスアップ等、報告利益に影響を与えない個々の勘定科目間の会計上の再分類

現金利益は、現金主義会計ベースで決定されるキャッシュフローまたは利益の指標ではない。

「一括評価貸倒引当金」は、予想信用損失（ECL）に相当する。これらは将来予測に関する記載に盛り込まれるものとし、貸倒引当金を認識するにあたり損失事象の発生を要しない。

「コロナウィルス（COVID-19）」は、新型ウィルスを原因とする呼吸器疾患で、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に指定されたものである。COVID-19は、2020年3月11日に世界保健機関によりパンデミックと位置付けられた。

「カバード・ボンド」は、倒産隔離された特別目的事業体に移転されたADIの資産プール（カバー・プール）により担保された、ADIより外部の投資家向けに発行される債券である。カバー・プールを形成する主な資産はモーゲージ・ローンである。モーゲージは発行者のバランスシートに計上される。カバード・ボンドの保有者は発行者およびカバー・プール資産という二重のリコースを有する。カバー・プールに含まれるモーゲージは、それ以外においては担保に供することも処分することもできないが、プールの信用の質を維持するために買戻しおよび差替えができる。当グループは、その資金調達活動の一部としてカバード・ボンドを発行している。

「信用リスク」は、ANZの顧客および取引相手が貸付または契約上の条件を守らないまたは完全に履行できないことによる財務的損失のリスクである。

「信用リスク加重資産(CRWA)」は、APS第112/113号に規定されているとおり、決められた公式に基づいて信用リスクで加重された資産を表す。

「顧客預金」は、定期預金、その他有利子預金、無利子預金、および借入会社の債務を意味し、証券化預金は含まない。

「顧客救済」は、顧客に対する返金予定の引当金、救済プロジェクトの費用、ならびに顧客および規制に関する請求、罰金および訴訟の結果を含む。

「デリバティブ信用評価調整（CVA）」 — デリバティブ商品の全期間を通じて、ANZは、モデルを用いて、取引相手の信用の質の影響を考慮に入れるために公正価値を調整する。この方法論は、金融商品の全期間を通じた予想損失の現在価値を、デフォルト確率、デフォルト時損失率、予想信用リスク・エクスポージャーおよび資産相関係数の関数として計算する。減損デリバティブもCVAの対象となる。

「配当性向」は、普通株式配当支払合計額を当行株主に帰属する利益で除したものである。

「総貸付金および前渡金（GLA）」は、貸付金および前渡金、資産計上した仲介その他の実行費用から未収収益を控除したものである。

「減損資産」は、契約上の金額を全額適時に受領できるかについて懸念が存在するか、または、顧客の財政的困難により譲許的条項が提供されている金融資産である。金融資産は、報告日までに生じた損失事象の結果として減損が生じたという客観的な証拠が存在し、また損失事象が個別の資産もしくは資産ポートフォリオの見積将来キャッシュフローに及ぼす影響を信頼性をもって見積もることが可能な場合、減損する。

「減損貸付金」は、顧客の状態が不良債権化していると明確にされた実行済みの貸付からなる。

「個別評価貸倒引当金」は、個別的に管理されるすべての減損資産について個別の状況に応じて評価し、その際には担保（またはその他の信用補強）の実現可能価額、清算時や倒産時の予想受取可能額、法的不確定性、回収に係る見積費用、流通市場エクスポージャーの市価、ならびに想定される受取金および回収金の額や時期などの要素を考慮する。

「銀行業の金利リスク（IRRBB）」は、ANZの将来の純利息収益に係る市場金利の変動の悪影響の可能性に関係する。このリスクは一般的に以下から生ずる。

1. 価格改定（リプライシング）およびイールドカーブ・リスク — 全般的な金利水準および/またはイールドカーブ全体にわたる金利の関連性の変動の結果としての収益または市場価値に対するリスク
2. ベーシス・リスク — 銀行業の資産項目に適用される利鞘のボラティリティから生ずる収益または市場価値に対するリスク
3. オプションナリティ・リスク — 銀行業の資産項目の独立または組込みオプションの存在から生ずる収益または市場価値に対するリスク

「国際的に比較可能な比率」とは、バーゼル委員会の出版物「バーゼル3：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制枠組み」（2011年6月）および「資本測定および資本基準の国際的コンバージェンス」（2006年6月）において文書化された規制のANZによる解釈。「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書で特定された差異も含む。

「ジョブキーパー」の支給とは、COVID-19パンデミックを受けてオーストラリア政府が2020年に導入した被用者および企業を支援する賃金補助プログラムである。より多くの被用者が職にとどまり所得を継続的に得ることを可能とするため、COVID-19の影響を受けた企業の被用者賃金費用を補填するよう設計されている。同プログラムは2021年3月28日に終了した。

「レベル1」とは、APRAの監督との関連で、一定の承認された子会社を連結したオーストラリア・ニュージーランド銀行である。

「レベル2」とは、APRAの監督との関連で、関連会社、保険および資産運用会社、非金融営利法人ならびに一定の証券化ビークルを連結から除いた当グループである。

「純預貸利鞘」とは、平均利付資産に対する純利息収益の割合である。

「正味貸付金および前渡金」とは、総貸付金および前渡金から予想信用損失を差し引いたものである。

「正味安定資金調達比率（NSFR）」とは、APRAが定める所要安定調達額（RSF）に対する利用可能な安定調達額（ASF）の比率である。利用可能な安定調達額は、1年ベースの確実な想定資金源としてオーストラリアのADIの資本および負債を構成する。所要安定調達額は、ADIの資産の流動特性および残存期間ならびにオフ・バランスシート取引の関数により定まる。ADIは少なくともNSFRの100%を維持しなければならない。

「正味有形資産」とは、当行株主に帰属する株式資本および準備金から優先株式資本および未償却の無形資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を差し引いた金額に等しい。

「RBA」とは、オーストラリアの中央銀行であるオーストラリア準備銀行である。

「RBNZ」とは、ニュージーランドの中央銀行であるニュージーランド準備銀行である。

「規制上の預け金」とは、法律上の要件に従い現地の中央銀行に預ける強制的な準備預金である。

「条件緩和債権」とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティから成る。条件緩和には、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長から成る。

「平均資産利益率」とは、当行株主に帰属する利益（優先株式配当金の支払額を調整済）を平均資産合計で除した料率である。

「平均普通株主資本利益率」とは、当行株主に帰属する利益（優先株式配当金の支払額を調整済）を平均普通株主資本で除した料率である。

「リスク加重資産（RWA）」各資産に内在するデフォルトの可能性およびデフォルトの場合にありうる損失に従い、リスクにより加重される資産である。資産担保リスク以外の場合（すなわち、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）、RWAはこれらのリスクの資本要件に12.5を乗ずることにより決定される。

「ANZの未収決済残高/ANZの未払決済残高」は、決済される途上にある金融資産および/または金融負債である。これは取引期限付き資産および負債、先方勘定ならびに証券決済口座を含む。

「ターム資金供給ファシリティ（TFF）」は、オーストラリア準備銀行（RBA）が2020年3月19日に発表した、オーストラリア企業向けの低コストな貸付を支援するための3年間の資金供給を表す。

[前へ](#)

4【経営上の重要な契約等】

2021年度の開始日から本書提出日までの間において当グループが締結した重要な契約はない。ただし、当グループが実質的に依存している、業務の通常の過程においてなされる契約を除く。

5【研究開発活動】

該当事項なし

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

ANZは事業目的で、オーストラリア、ニュージーランド、アジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカの各地に土地および建物を所有および賃借している。支店および商用管理センターを含むこれらの不動産は、2021年3月31日現在の帳簿価格が17億7,800万ドル（2020年9月30日現在18億9,900万ドル、2020年3月31日現在20億7,500万ドル）であり、以下で構成されている。

不動産の数	2021年3月31日現在		2020年9月30日現在		2020年3月31日現在	
	所有	賃借	所有	賃借	所有	賃借
リテール（支店網）	8	636	8	656	6	738
管理およびオペレーション・センター	6	190	6	193	10	190
居住用	16	4	16	5	19	2
不動産の数合計	30	830	30	854	35	930

本半期中、当グループの営業活動に重要な影響を与える不動産の動きはなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

2020年10月1日から2021年3月31日までの半期中、有価証券報告書（令和2年12月23日提出）の「第一部 企業情報 - 第4 設備の状況 - 3 設備の新設、除却等の計画」に記載の内容につき、以下に記載される変更を除き、重要な変更はなかった。

ANZは定期的にその世界中のリテール部門の不動産拠点を見直し、当グループの今後の営業モデルに沿わない賃借不動産を除却している。

商業ポートフォリオの見直しが進行中で、その影響は2022年度以降に判明する見込みである。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2021年3月31日現在)

	授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	該当なし	2,845,541,800	該当なし
合計	該当なし	2,845,541,800	該当なし

【発行済株式】

(2021年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名無額面	普通株式	2,845,541,800	オーストラリア証券取引所 ニュージーランド証券取引所	普通株式 (当行の定 款に定める 条項に基づ き発行され る普通株式)
計		2,845,541,800		

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

普通株式

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	普通株式資本金 増減額 (単位:百万ドル (百万円))	普通株式資本金 残高 (単位:百万ドル (百万円))	備考
2020年 9月30日		2,840,370,225		26,531 (2,301,830)	
2021年 3月半期	5,171,575		84 (7,288)		ボーナス・オプション制度 (BOP)および配当金再投資制度 (DRP)に基づき株式が発行され た。
2021年 3月31日		2,845,541,800		26,615 (2,309,117)	

(4) 【大株主の状況】

普通株式

(2021年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド	GPO Box 5302、 シドニー、ニュー・サウス・ウェールズ州2001	741,909,034	26.07
JPモルガン・ノミニーズ・オーストラリア・リミテッド	ロケット・バッグ20049、 メルボルン、ヴィクトリア州3001	438,300,959	15.40
シティコープ・ノミニーズ・Pty・リミテッド	GPO Box 764G、 メルボルン、ヴィクトリア州3001	210,383,879	7.39
ナショナル・ノミニーズ・リミテッド	GPO Box 1406、 メルボルン、ヴィクトリア州3001	90,564,100	3.18
BNPパリバ・ノミニーズ・Pty・リミテッド(代理人貸付配当金再投資制度口座)	PO Box R209、 ロイヤル・エクスチェンジ、 ニュー・サウス・ウェールズ州1225	45,439,148	1.60
BNPパリバ・ノミニーズ・Pty・リミテッド(配当金再投資制度)	PO Box R209、 ロイヤル・エクスチェンジ、 ニュー・サウス・ウェールズ州1225	34,699,086	1.22

2021年 3 月31日現在、上記の株主がANZBGLの発行済株式総数の 1 % 以上を保有していた。

2021年 5 月 7 日現在、ANZは、当行の普通株式の 5 % 以上の実質的所有者である 2 社を認識していた。

ANZは、2017年 5 月12日に、ブラックロック・グループ(イースト・フィフティーセカンド・ストリート55、ニューヨーク、ニューヨーク州10055米国)が当行の普通株式148,984,864株(5.07%)の持分を有する大量保有株主になったこと、また、2019年12月 2 日に、ブラックロック・グループの持分が当行の普通株式172,225,527株(6.07%)に増加したことを認識していた。

ANZは、2018年 7 月 3 日に、ザ・バンガード・グループ・インク(PO Box 2600、パレー・フォージV26、ペンシルバニア州19482米国)が当行の普通株式144,730,016株(5.001%)の持分を有する大量保有株主になったこと、また、2020年 3 月17日に、ザ・バンガード・グループ・インクの持分が当行の普通株式170,502,797株(6.012%)に増加したことを認識していた。

2【役員の状況】

(1) 取締役

2020年度に係る有価証券報告書の提出日（令和2年12月23日）から本半期報告書の提出日までの期間中、有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況 - 取締役」に記載の当行の取締役につき、異動はなかった。

(2) 経営幹部および執行役員

当グループの経営幹部および執行役員についての包括的な説明は、令和2年12月23日提出の有価証券報告書に記載の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況 - 執行役員」を参照のこと。

2020年度に係る有価証券報告書の提出日（令和2年12月23日）から本半期報告書の提出日までの期間中、当グループの経営幹部および執行役員につき、下記を除き、異動はなかった。

新たに任命されたグループ経営委員会メンバーを以下の表に示す。

役職	氏名	年齢	主要略歴	現在の役職への就任日	当グループへの入社	所有株式等の数 (2021年5月21日現在)
最高財務責任者代理	S Buggle (バグル)	59	ANZではこれまで、内部監査担当グループ・ジェネラル・マネージャー、副最高財務責任者、法人担当最高財務責任者、個人部門担当最高財務責任者、消費者金融担当最高財務責任者を含む財務関連の上級職を務めた。	2021年 2月8日	2003年5月	142,501

退任したグループ経営委員会メンバーを以下の表に示す。

役職	氏名	退任日
最高財務責任者	M Jablko (ジャブルコ)	2021年2月7日
副最高経営責任者	A George (ジョージ)	2021年5月16日

グループ経営委員会メンバーの役職の異動を以下の表に示す。

氏名	新役職	旧役職	異動日
K van der Merwe (ファン・デル・マーブ)	グループ執行役員 (人材・カルチャーおよびサービス・センター担当)	グループ執行役員 (人材およびカルチャー担当)	2021年5月17日

本書提出日現在、当行の経営幹部およびグループ経営委員会は、男性7名、女性4名（経営幹部および執行役員のうち女性の比率：36.4%）で構成されている。

第6【経理の状況】

(イ)本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行(以下「当行」という。)およびその被支配法人(当行と合わせて、「当グループ」または「ANZ」という。)の2021年3月31日現在および同日までの6か月間に係る要約連結財務書類(以下「要約中間連結財務書類」という。)は、オーストラリア会計基準審議会(AASB)が公表したオーストラリア会計基準(AAS)、AASBが公表したAASB第134号「中間財務報告」(以下「AASB第134号」という。)ならびに2001年会社法(連邦法)(以下「会社法」という。)の認識および測定に関する要件に準拠して作成されたものである。国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)により採用されている基準および解釈である。AASの認識および測定に関する要件を当グループが適用することにより、要約中間連結財務書類およびそれに含まれる財務情報の、IFRSの認識および測定に関する要件への準拠が確保されている。AASB第134号に従った作成により、IASBが公表した国際会計基準(IAS)第34号「中間財務報告」への準拠が確保されている。英文の要約中間連結財務書類はオーストラリア証券投資委員会(ASIC)に提出され、オーストラリア証券取引所のウェブサイトにおいて公衆の縦覧に供されている。

当グループが採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「3.日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。

要約中間連結財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)第76条第1項の規定に基づき本書に記載されている。

(ロ)要約中間連結財務書類は、独立会計監査人の監査を受けていない。

(ハ)要約中間連結財務書類の原文は、豪ドルで表示されている。以下の要約中間連結財務書類に「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき、2021年6月1日現在の、株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場(1豪ドル=86.76円)の換算率により換算したものである。

(ニ)日本円への換算額ならびに「2.その他」および「3.日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、原文の要約中間連結財務書類に含まれていない。

1【中間財務書類】

2021年3月31日に終了した6か月間に係る要約中間連結財務書類

() 要約連結損益計算書

	注記	2021年3月半期		2020年9月半期		2020年3月半期		2021年 3月期対 2020年 9月期 増減率	2021年 3月期対 2020年 3月期 増減率
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
受取利息		9,879	857,102	10,626	921,912	13,800	1,197,288	-7%	-28%
支払利息		(2,893)	(250,997)	(3,799)	(329,601)	(6,578)	(570,707)	-24%	-56%
純利息収益	2	6,986	606,105	6,827	592,311	7,222	626,581	2%	-3%
その他営業収入	2	1,571	136,300	1,866	161,894	1,489	129,186	-16%	6%
保険事業収入純額	2	52	4,512	31	2,690	47	4,078	68%	11%
関連会社投資の持分利益/(損失)	2,19	(242)	(20,996)	20	1,735	135	11,713	大	大
営業収入		8,367	725,921	8,744	758,629	8,893	771,557	-4%	-6%
営業費用	3	(4,482)	(388,858)	(4,778)	(414,539)	(4,605)	(399,530)	-6%	-3%
貸倒引当金繰入および法人税 控除前利益		3,885	337,063	3,966	344,090	4,288	372,027	-2%	-9%
貸倒引当金(繰入)/戻入 税引前利益	10	491	42,599	(1,064)	(92,313)	(1,674)	(145,236)	大	大
法人税	4	(1,425)	(123,633)	(862)	(74,787)	(978)	(84,851)	65%	46%
継続事業に係る税引後利益		2,951	256,029	2,040	176,990	1,636	141,939	45%	80%
非継続事業に係る税引後利益/ (損失)	13	(8)	(694)	(8)	(694)	(90)	(7,808)	0%	-91%
当期利益		2,943	255,335	2,032	176,296	1,546	134,131	45%	90%
内訳:									
当行株主に帰属する利益		2,943	255,335	2,032	176,296	1,545	134,044	45%	90%
非支配持分に帰属する利益		-	-	-	-	1	87	該当なし	-100%
非継続事業を含む普通株式 1株当たり利益(セント/円)									
基本的	6	103.7	90	71.8	62	54.6	47	44%	90%
希薄化後	6	98.4	85	66.3	58	51.5	45	48%	91%
継続事業に係る普通株式 1株当たり利益(セント/円)									
基本的	6	104.0	90	72.1	63	57.8	50	44%	80%
希薄化後	6	98.7	86	66.5	58	54.3	47	48%	82%
普通株式1株当たり配当(セント/円)	5	70	61	35	30	25	22	該当なし	該当なし

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結包括利益計算書

	2021年3月半期		2020年9月半期		2020年3月半期		2021年 3月期対 2020年 9月期 増減率	2021年 3月期対 2020年 3月期 増減率
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
継続事業による当期利益	2,951	256,029	2,040	176,990	1,636	141,939	45%	80%
その他の包括利益								
将来、損益に組み替えられない項目								
投資有価証券 - FVOCIで測定される持分証券	124	10,758	(42)	(3,644)	(115)	(9,977)	大	大
その他の準備金の増減	(20)	(1,735)	(223)	(19,347)	236	20,475	-91%	大
将来、損益に組み替えられる可能性のある項目								
為替換算調整勘定 ⁽¹⁾	(658)	(57,088)	(1,831)	(158,858)	1,281	111,140	-64%	大
その他の準備金の増減	(319)	(27,676)	629	54,572	83	7,201	大	大
上記項目に帰属する法人税	82	7,114	(104)	(9,023)	(76)	(6,594)	大	大
関連会社のその他の包括利益の持分 ⁽²⁾	41	3,557	41	3,557	10	868	0%	大
継続事業に係るその他の包括利益(税引後)	(750)	(65,070)	(1,530)	(132,743)	1,419	123,112	-51%	大
非継続事業に係る税引後利益 / (損失)	(8)	(694)	(8)	(694)	(90)	(7,808)	0%	-91%
非継続事業に係るその他の包括利益(税引後)	-	-	-	-	-	-	該当なし	該当なし
当期包括利益合計	2,193	190,265	502	43,554	2,965	257,243	大	-26%
包括利益合計の内訳								
当行株主に帰属するもの	2,193	190,265	502	43,554	2,965	257,243	大	-26%
非支配持分に帰属するもの	-	-	-	-	-	-	該当なし	該当なし

(1) 非支配持分に帰属する為替換算差額ゼロ(2020年9月半期:ゼロ、2020年3月半期:損失1百万ドル)を含む。

(2) 関連会社のその他の包括利益の持分には以下が含まれる。

	2021年3月半期		2020年9月半期		2020年3月半期	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
FVOCI準備金の利益/(損失)	47	4,078	41	3,557	7	607
確定給付制度の利益/(損失)	(5)	(434)	-	-	3	260
キャッシュフロー・ヘッジ準備金の利益/(損失)	1	87	(1)	(87)	-	-
為替換算調整勘定の利益/(損失)	(2)	(174)	1	87	-	-
合計	41	3,557	41	3,557	10	868

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結貸借対照表

	注記	2021年3月期末現在		2020年9月期末現在		2020年3月期末現在		2021年 3月期対 2020年9月 期増減率	2021年 3月期対 2020年3月 期増減率
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
資産									
現金および現金同等物 ⁽¹⁾		124,460	10,798,150	107,923	9,363,399	143,093	12,414,749	15%	-13%
ANZの未収決済残高		9,778	848,339	7,541	654,257	6,961	603,936	30%	40%
支払担保		12,059	1,046,239	14,308	1,241,362	16,762	1,454,271	-16%	-28%
売買目的有価証券		46,331	4,019,678	50,913	4,417,212	49,068	4,257,140	-9%	-6%
デリバティブ金融商品	8	104,666	9,080,822	135,331	11,741,318	173,677	15,068,217	-23%	-40%
投資有価証券		91,990	7,981,052	93,391	8,102,603	85,923	7,454,679	-2%	7%
正味貸付金および前渡金	9	614,359	53,301,787	617,093	53,538,989	656,609	56,967,397	0%	-6%
規制上の預け金		859	74,527	801	69,495	804	69,755	7%	7%
関連会社に対する投資		1,854	160,853	2,164	187,749	2,313	200,676	-14%	-20%
当期税金資産		170	14,749	161	13,968	452	39,216	6%	-62%
繰延税金資産		2,105	182,630	2,124	184,278	1,816	157,556	-1%	16%
のれんおよびその他の無形 資産		4,024	349,122	4,379	379,922	4,957	430,069	-8%	-19%
土地建物および設備機器		2,792	242,234	3,013	261,408	3,211	278,586	-7%	-13%
その他資産		2,892	250,910	3,144	272,773	4,309	373,849	-8%	-33%
資産合計		1,018,339	88,351,092	1,042,286	90,428,733	1,149,955	99,770,096	-2%	-11%
負債									
ANZの未払決済残高		19,188	1,664,751	22,241	1,929,629	22,314	1,935,963	-14%	-14%
受取担保		7,552	655,212	9,304	807,215	17,463	1,515,090	-19%	-57%
預金およびその他の借入金	11	706,623	61,306,611	682,333	59,199,211	726,909	63,066,625	4%	-3%
デリバティブ金融商品	8	102,926	8,929,860	134,711	11,687,526	167,364	14,520,501	-24%	-39%
当期税金負債		203	17,612	349	30,279	244	21,169	-42%	-17%
繰延税金負債		73	6,333	80	6,941	94	8,155	-9%	-22%
支払債務およびその他の 負債		8,558	742,492	9,128	791,945	10,536	914,103	-6%	-19%
従業員受給権		600	52,056	596	51,709	635	55,093	1%	-6%
その他引当金	12	2,417	209,699	2,579	223,754	2,773	240,585	-6%	-13%
発行済社債	14	107,623	9,337,371	119,668	10,382,396	140,248	12,167,916	-10%	-23%
負債合計		955,763	82,921,998	980,989	85,110,606	1,088,580	94,445,201	-3%	-12%
純資産		62,576	5,429,094	61,297	5,318,128	61,375	5,324,895	2%	2%
株主資本									
普通株式資本	17	26,615	2,309,117	26,531	2,301,830	26,440	2,293,934	0%	1%
準備金	17	741	64,289	1,501	130,227	2,851	247,353	-51%	-74%
利益剰余金	17	35,210	3,054,820	33,255	2,885,204	32,073	2,782,653	6%	10%
当行株主に帰属する株式資 本および準備金		62,566	5,428,226	61,287	5,317,260	61,364	5,323,941	2%	2%
非支配持分に帰属するもの	17	10	868	10	868	11	954	0%	-9%
株主資本合計		62,576	5,429,094	61,297	5,318,128	61,375	5,324,895	2%	2%

(1) 現金および現金同等物の定義を満たすANZの未収決済残高を含む。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結キャッシュフロー計算書

要約連結キャッシュフロー計算書には非継続事業が含まれている。非継続事業に伴うキャッシュフローについては、要約連結財務書類の注記13を参照のこと。

	2021年 3 月半期		2020年 9 月半期		2020年 3 月半期	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
税引後利益	2,943	255,335	2,032	176,296	1,546	134,131
営業活動による純キャッシュフローとの調整						
貸倒引当金繰入/(戻入)	(491)	(42,599)	1,064	92,313	1,674	145,236
関連会社に対する投資の減損	-	-	-	-	815	70,709
減価償却費および償却費 ⁽¹⁾	563	48,846	778	67,499	613	53,184
のれんの償却	-	-	77	6,681	-	-
土地建物および設備機器の売却(益)/損	(11)	(954)	(4)	(347)	(4)	(347)
正味デリバティブ/外貨換算調整	(6,556)	(568,799)	(4,905)	(425,558)	1,859	161,287
投資の売却による(利益)/損失	238	20,649	14	1,215	11	954
その他の非現金項目の増減	74	6,420	19	1,648	(99)	(8,589)
営業資産の純(増加)/減少						
支払担保	1,730	150,095	1,187	102,984	(904)	(78,431)
売買目的有価証券	(3,660)	(317,542)	(3,564)	(309,213)	1,761	152,784
貸付金および前渡金	(1,372)	(119,035)	23,273	2,019,165	(30,392)	(2,636,810)
その他資産	47	4,078	611	53,010	(687)	(59,604)
営業負債の純増加/(減少)						
預金およびその他の借入金	35,594	3,088,135	(15,628)	(1,355,885)	67,503	5,856,560
ANZの未払決済残高	(2,929)	(254,120)	274	23,772	11,202	971,886
受取担保	(1,313)	(113,916)	(6,640)	(576,086)	8,379	726,962
その他の負債	4,964	430,677	(951)	(82,509)	(8,630)	(748,739)
調整額合計	26,878	2,331,935	(4,395)	(381,310)	53,101	4,607,043
営業活動による(に使用された)純キャッシュフロー⁽²⁾	29,821	2,587,270	(2,363)	(205,014)	54,647	4,741,174
投資活動によるキャッシュフロー						
投資有価証券:						
購入	(12,863)	(1,115,994)	(22,660)	(1,965,982)	(17,369)	(1,506,934)
売却または満期による手取金	12,323	1,069,143	9,645	836,800	18,997	1,648,180
事業売却による手取金、売却事業保有現金						
控除後	13	1,128	618	53,618	691	59,951
100F担保付債券の返済	-	-	-	-	(800)	(69,408)
その他資産	(366)	(31,754)	(554)	(48,065)	(33)	(2,863)
投資活動による(に使用された)純キャッシュフロー	(893)	(77,477)	(12,951)	(1,123,629)	1,486	128,925
財務活動によるキャッシュフロー						
発行済社債: ⁽³⁾						
発行額	4,648	403,260	327	28,371	11,933	1,035,307
償還額	(11,366)	(986,114)	(11,003)	(954,620)	(10,427)	(904,647)
配当金支払額 ⁽⁴⁾	(879)	(76,262)	(633)	(54,919)	(2,228)	(193,301)
自己株式の市場での購入	(79)	(6,854)	-	-	(122)	(10,585)
リース負債の返済	(158)	(13,708)	(133)	(11,539)	(148)	(12,840)
財務活動による(に使用された)純キャッシュフロー	(7,834)	(679,678)	(11,442)	(992,708)	(992)	(86,066)
現金および現金同等物の純増加/(減少)	21,094	1,830,115	(26,756)	(2,321,351)	55,141	4,784,033
現金および現金同等物の期首残高	107,923	9,363,399	143,093	12,414,749	81,621	7,081,438
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響	(4,557)	(395,365)	(8,414)	(729,999)	6,331	549,278
現金および現金同等物の期末残高	124,460	10,798,150	107,923	9,363,399	143,093	12,414,749

- (1) 急速に変化するテクノロジーおよび事業上の必要性に起因したソフトウェアの耐用年数の短縮を反映するために当グループのソフトウェア償却方針の変更を適用したことによる、2020年9月半期の加速償却費197百万ドルを含む。
- (2) 営業活動による（に使用された）純キャッシュフローには、利息受取額9,907百万ドル（2020年9月半期：10,916百万ドル、2020年3月半期：13,875百万ドル）、利息支払額3,226百万ドル（2020年9月半期：4,354百万ドル、2020年3月半期：6,802百万ドル）および法人税納付額1,424百万ドル（2020年9月半期：868百万ドル、2020年3月半期：1,480百万ドル）が含まれている。
- (3) 発行済社債の現金以外の変動は、公正価値ヘッジによる損失1,311百万ドル（2020年9月半期：24百万ドルの損失、2020年3月半期：1,103百万ドルの損失）および外国為替差益4,077百万ドル（2020年9月半期：10,159百万ドルの利益、2020年3月半期：8,536百万ドルの損失）を含む。
- (4) 配当金再投資制度に対応するための株式購入に伴うキャッシュ・アウトフローは、配当金支払額に分類されている。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結持分変動計算書

	普通株式資本		準備金		利益剰余金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2019年10月 1 日現在	26,490	2,298,272	1,629	141,332	32,664	2,833,929
AASB第16号への移行の影響	-	-	-	-	(88)	(7,635)
継続事業に係る損益	-	-	-	-	1,635	141,853
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(90)	(7,808)
継続事業による当期その他の包括利益	-	-	1,249	108,363	171	14,836
非継続事業による当期その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計	-	-	1,249	108,363	1,716	148,880
株主権に基づく株主との取引：						
配当金支払額	-	-	-	-	(2,228)	(193,301)
その他の資本増減：						
当グループの従業員株式取得制度	(50)	(4,338)	-	-	-	-
その他の項目	-	-	(27)	(2,343)	9	781
2020年 3 月31日現在	26,440	2,293,934	2,851	247,353	32,073	2,782,653
継続事業に係る損益	-	-	-	-	2,040	176,990
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(8)	(694)
継続事業による当期その他の包括利益	-	-	(1,373)	(119,121)	(157)	(13,621)
非継続事業による当期その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計	-	-	(1,373)	(119,121)	1,875	162,675
株主権に基づく株主との取引：						
配当金支払額	-	-	-	-	(694)	(60,211)
配当金再投資制度 ⁽¹⁾	61	5,292	-	-	-	-
その他の資本増減：						
当グループの従業員株式取得制度	30	2,603	-	-	-	-
その他の項目	-	-	23	1,995	1	87
2020年 9 月30日現在	26,531	2,301,830	1,501	130,227	33,255	2,885,204
継続事業に係る損益	-	-	-	-	2,951	256,029
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(8)	(694)
継続事業による当期その他の包括利益	-	-	(731)	(63,422)	(19)	(1,648)
非継続事業による当期その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計	-	-	(731)	(63,422)	2,924	253,686
株主権に基づく株主との取引：						
配当金支払額	-	-	-	-	(973)	(84,417)
配当金再投資制度 ⁽¹⁾	94	8,155	-	-	-	-
その他の資本増減：						
当グループの従業員株式取得制度	(10)	(868)	-	-	-	-
その他の項目	-	-	(29)	(2,516)	4	347
2021年 3 月31日現在	26,615	2,309,117	741	64,289	35,210	3,054,820

	当行株主に帰属する株式資本 および準備金		非支配持分に 帰属するもの		株主資本 合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2019年10月1日現在	60,783	5,273,533	11	954	60,794	5,274,487
AASB第16号への移行の影響	(88)	(7,635)	-	-	(88)	(7,635)
継続事業に係る損益	1,635	141,853	1	87	1,636	141,939
非継続事業に係る損益	(90)	(7,808)	-	-	(90)	(7,808)
継続事業による当期その他の包括利益	1,420	123,199	(1)	(87)	1,419	123,112
非継続事業による当期その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計	2,965	257,243	-	-	2,965	257,243
株主権に基づく株主との取引：						
配当金支払額	(2,228)	(193,301)	-	-	(2,228)	(193,301)
その他の資本増減：						
当グループの従業員株式取得制度	(50)	(4,338)	-	-	(50)	(4,338)
その他の項目	(18)	(1,562)	-	-	(18)	(1,562)
2020年3月31日現在	61,364	5,323,941	11	954	61,375	5,324,895
継続事業に係る損益	2,040	176,990	-	-	2,040	176,990
非継続事業に係る損益	(8)	(694)	-	-	(8)	(694)
継続事業による当期その他の包括利益	(1,530)	(132,743)	-	-	(1,530)	(132,743)
非継続事業による当期その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計	502	43,554	-	-	502	43,554
株主権に基づく株主との取引：						
配当金支払額	(694)	(60,211)	-	-	(694)	(60,211)
配当金再投資制度 ⁽¹⁾	61	5,292	-	-	61	5,292
その他の資本増減：						
当グループの従業員株式取得制度	30	2,603	-	-	30	2,603
その他の項目	24	2,082	(1)	(87)	23	1,995
2020年9月30日現在	61,287	5,317,260	10	868	61,297	5,318,128
継続事業に係る損益	2,951	256,029	-	-	2,951	256,029
非継続事業に係る損益	(8)	(694)	-	-	(8)	(694)
継続事業による当期その他の包括利益	(750)	(65,070)	-	-	(750)	(65,070)
非継続事業による当期その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計	2,193	190,265	-	-	2,193	190,265
株主権に基づく株主との取引：						
配当金支払額	(973)	(84,417)	-	-	(973)	(84,417)
配当金再投資制度 ⁽¹⁾	94	8,155	-	-	94	8,155
その他の資本増減：						
当グループの従業員株式取得制度	(10)	(868)	-	-	(10)	(868)
その他の項目	(25)	(2,169)	-	-	(25)	(2,169)
2021年3月31日現在	62,566	5,428,226	10	868	62,576	5,429,094

(1) 2020年度最終配当金の配当金再投資制度（DRP）の下で、4.2百万株が発行された（2020年度中間配当金については3.4百万株）。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

[次へ](#)

() 要約中間連結財務書類の注記

1. 作成基準

本要約中間連結財務書類は、

- ・ オーストラリア会計基準（「AAS」）の認識および測定要件に準じて作成している。
- ・ 2001年会社法およびASX上場規則に基づく継続開示義務に準拠した2020年9月30日終了事業年度のANZ年次財務書類、ならびに2021年3月31日終了の半期に関して親会社および被支配法人（「当グループ」）が行った公表と併せて読むべきものである。
- ・ ANZの年次財務報告書に通常含まれる種類のすべての注記は含んでいない。
- ・ 別途記載のある場合を除き、豪ドルにて表示されている。
- ・ 2021年5月4日に取締役会によって承認された。

i) コンプライアンス

本要約中間連結財務書類は2001年会社法およびIAS第34号「中間財務報告」の遵守を義務付けたAASB第134号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

ii) 四捨五入

別途明記されていない限り、本要約中間連結財務書類に記載された金額は、オーストラリア証券投資委員会の企業向け通達2016/191号で許容されているとおり、百万ドル単位に四捨五入されている。

iii) 測定基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価主義に基づき作成されている。

- ・ デリバティブ金融商品および公正価値ヘッジの場合の基礎となるヘッジ・エクスポージャーの公正価値調整
- ・ 売買目的保有金融資産および金融負債
- ・ 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
- ・ 売却目的保有の資産および負債（注記13に従い帳簿価額で表示されるものを除く）

AASB第119号「従業員給付」に準拠して確定給付債務は予測単位積増方式を用いて測定される。

iv) 見積り、仮定、判断の使用

本要約中間連結財務書類の作成には経営陣の判断、見積りおよび仮定を用いる必要があり、これらは計上額や会計方針の適用に影響を及ぼす。複雑または主観的な判断や評価を含む、重要な会計上の見積りおよび判断についての議論は、2020年度ANZ年次財務報告書に記載されている。これらの見積りおよび判断は継続的に見直されている。

2021年3月31日に終了した半期についての主要な見積り、仮定および判断の簡潔な説明は以下のとおりである。

新型コロナウイルス感染症（「COVID-19」）のパンデミック

COVID-19のパンデミックとその世界経済への影響は、当グループの顧客、営業および業績に影響を及ぼしている。感染拡大により、政府は国民の健康、地域経済および生活を守るためかつてない水準での対応を与儀なくされた。その影響は様々な地域で様々な時期に様々な程度において生じており、また感染の波のリスクは今後も存続する。このように、パンデミックが本財務書類の作成における見積りの不確実性を大幅に高めており、これには以下が含まれる。

- ・ ウイルスのまん延を封じ込めるための政府、企業および消費者の行動から生じる事業の中断の範囲および期間。
- ・ 予期される景気後退の影響、程度および期間（ならびにGDP、雇用および住宅価格を含む主要な経済的要因の予想）。これには、資本市場の混乱、ならびに信用の質、流動性、失業率、消費者支出への影響のほか、特定の業界への影響およびその他の組織再編活動が含まれる。
- ・ ワクチンの有効性、普及の程度およびペースならびに企業および消費者がこの混乱から抜け出せるよう支援するために、政府および中央銀行が実施し、また今後実施する措置の有効性。

当グループは、2021年3月31日現在における将来の事象について、取締役がこのような状況下で合理的と考える見込みおよび仮定を反映した経済状況の予想に基づく様々な会計上の見積りを本要約連結財務書類において行った。これらの見積りの作成には、相当な判断を伴っている。基礎となる仮定もまた、多くの場合当グループの支配が及ばない不確実性の影響を受ける。したがって、予測した事象は予期したとおりには発生しないことが多いため、実際の経済状況は予想とは異なる可能性が高く、こうした相違による影響は本財務書類に含まれる会計上の見積りに重要な影響を与える可能性がある。

これらの予測および関連する不確実性によって影響を受ける重要な会計上の見積りは、主に予想信用損失、のれんの帳簿価額、公正価値測定および非金融資産の回収可能価額に関連している。

COVID-19のパンデミックがこれらの会計上の見積りのそれぞれに及ぼす影響の詳細は、後述されている、または2020年度ANZ年次財務報告書の関連する注記で説明されている。本財務書類の読者は、上記の内在する不確実性に照らしてこれらの開示を検討すべきである。

予想信用損失引当金

当グループは、AASB第9号「金融商品」で要求されている予想信用損失（「ECL」）の減損モデルを用いて予想信用損失引当金を測定している。予想信用損失引当金の認識および測定についての当グループの会計方針は、ANZの2020年9月30日に終了した事業年度の年次財務書類の注記13に記述されている。

世界経済に対するCOVID-19の継続的な影響は、ワクチンの普及ならびに政府、企業および消費者がどのように対応するかを含め、依然として不確実である。この不確実性は、当グループのクレジット・ポートフォリオから発生し、経営陣によるいくつかの判断および見積りの対象となる、予想信用損失の評価に反映されている。

以下の表は、当グループの予想信用損失引当金を示している（詳細な情報については、注記10および注記15を参照のこと）。

	期末現在		
	2021年3月	2020年9月 (単位：百万ドル)	2020年3月
一括評価	4,285	5,008	4,501
個別評価	809	891	1,093
合計 ⁽¹⁾	5,094	5,899	5,594

(1) 償却原価で測定される正味貸付金および前渡金、投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、ならびにオフ・バランスシートのコミットメント-未実行と信枠および偶発と信枠に対する予想信用損失引当金を含む。

個別評価予想信用損失引当金

2021年3月半期に、予想信用損失のための個別評価引当金は82百万ドルの純減少となった。

ステージ3エクスポージャーの個別評価ECLを見積もる際に、予想される返済、担保物件の実現可能価額、顧客の事業の見通し、競合請求ならびに債権処理プロセスの期間および予想発生費用に関連して、判断および仮定を行う。これらの事項に関連する判断および仮定は、COVID-19の現在進行中の影響および潜在的影響を反映して最新のものに改められた。

一括評価予想信用損失引当金

2021年3月半期中に、予想信用損失のための一括評価引当金は723百万ドル減少した。これは、経済見通しの改善が、シナリオ加重の変更ならびにパンデミックの継続および最近の政府支援プログラム（JobKeeper等）の縮小によるモデルの不確実性に対する引当によって相殺された結果としての417百万ドルの減少、貸出量の減少およびポートフォリオ構成の変化による199百万ドルの減少、信用リスクの変動による112百万ドルの減少、ならびに為替換算による45百万ドルの減少に起因したが、経営陣による調整に伴う50百万ドルの増加によって一部相殺された。

一括評価ECLを見積もる際に、当グループは以下に関連して判断および仮定を行う。

- ・当グループのECL見積りのモデル化は複雑であることに留意した、見積技法またはモデル化手法の選定
- ・これらのモデルへのインプットの選定、およびこれらのインプット間の相互依存性

下表は、モデルのインプット、ならびにインプット間の相互依存性に関する重要な判断および仮定をまとめたもので、当期中の重要な変更を示している。

判断および関連する仮定は、COVID-19の影響を踏まえて作成されており、現状において合理的であると考えられる将来の事象の予測など、関連があるとみなされる過去の実績やその他の要因を反映している。当グループのECLの見積りは本質的に不確実なものであり、結果として、これらの見積りは実際の結果と異なる可能性がある。

判断 / 仮定	内容	2021年3月31日に終了した半期の検討事項
信用リスクの著しい増大（「SICR」）がいつ発生したかの決定	ECLの測定において、貸付金の当初認識時以降にSICRがあり、その結果による当該金融資産の「ステージ1」から「ステージ2」への移動を判定するための基準およびトリガーポイントの設定には判断を伴う。ステージ1からステージ2への移動は、翌12か月間のデフォルト確率に基づく引当金から、全期間にわたる予想信用損失引当金へとECLを増加させることから、重要な判断領域である。ステージ2からステージ1への移動をもたらすその後の信用リスクの減少は、同様にECL引当金の大幅な変動をもたらす。 トリガーポイントを正確に設定するためには、ECL引当金の額に重大な影響を及ぼす可能性のある判断が必要とされる。当グループは、SICR判定基準の有効性を継続的に監視している。	2020年にCOVID-19に対応して顧客に提供された支援措置はすでに提供が終了しているが、この支援措置を受け入れた顧客の大半は、通常の借入金返済に復帰している。この支援措置および政府の支援策がなければ発生していたかもしれない返済遅延および将来発生するかもしれない返済遅延は、当該支援措置および政府支援策により明瞭に把握できなかった可能性がある。そのため、当グループは予想される返済遅延およびSICRの増加について、ECLの一部として引当を行っている。
向こう12か月間および全期間の両方の信用損失の測定	ECLの算定に使用されるデフォルト確率（「PD」）、デフォルト時損失率（「LGD」）およびデフォルト時エクスポージャー（「EAD」）の信用リスクパラメータは、経営陣が判定する適切な将来予測的な情報を反映した一定時点での測定値である。どの将来予測的な情報の変数が特定の貸付ポートフォリオに関連するか、および各ポートフォリオの一時点での感応度の決定に関連するかの判定には判断を伴う。	PD、EADおよびLGDモデルは、定期的なモデルのモニタリング、定期的な再検証を規定し、モデルの重要性に応じて承認手続きおよび権限を定める当グループのモデル・リスク方針が適用される。 2021年3月半期に、COVID-19の結果として継続するモデルの不確実性を会計処理するために、モデル化された結果に対する調整が行われた。
また、ECLの測定に使用する与信枠の全期間を見積るにあたり、行動特性を適用する場合にも判断が必要とされる。		2021年3月31日に終了した半期に、この方針の重要な変更はなかった。
ベース・ケース経済予測	当グループは、ANZリサーチ - 経済（「ANZエコノミクス」）の将来のマクロ経済状況に係る見解を反映する将来予測的な「ベース・ケース」経済シナリオを導き出している。	当期にモデルのインプットとして用いられている将来情報の変数（主要経済要因）の種類に変更はなかった。 2021年3月31日現在、ベース・ケースの仮定はCOVID-19の最新の局面について、主要地域における封じ込め、政府の刺激策およびワクチンの普及などを反映して更新されている。予想される現在の景気低迷から脱出する道筋およびその時期を決定する際に、中央銀行の政策、政府の措置、企業の対応、金融機関の個々の対応（返済繰延など）による影響の評価が考慮された。 2021年3月31日現在のベース・ケース・シナリオについての予想される主要経済要因の結果は、「ベース・ケース経済予測に関する仮定」の項に後述されている。

2021年3月31日に終了した半期の
検討事項

判断/仮定	内容	検討事項
各経済シナリオの 確率加重 (ベース・ケース・ シナリオ、アップ サイドシナリオ ⁽¹⁾ 、 ダウンサイドシナリ オ ⁽¹⁾ 、深刻なダウン サイドシナリオ ⁽²⁾)	各経済シナリオの確率加重は、各測定日時点のベース・ケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。	当期における確率加重の主要な検討事項は、COVID-19によって引き起こされた景気低迷からの回復の程度および時期である。当グループは、各地域における加重が、損失の可能性の最善の見積りを示すと考えており、その決定にあたり、当グループのクレジット・ポートフォリオにおける相互関係、相関関係（短期、長期とも）を分析している。 2021年3月31日現在のベース・ケース予測には、ベース・ケース経済シナリオについて、著しく改善されたかなり楽観的なANZエコノミクスによる見解が反映されており、引き下げられた確率加重が適用された。当グループのダウンサイドリスクの評価を考慮して、ダウンサイドシナリオに適用される確率加重を引き上げた。 オーストラリア、ニュージーランドおよび世界の他の地域で割り当てられる確率加重は、本質的な不確実性に大きく左右されるため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。
経営陣による 一時的な調整	ECL引当金に対する経営陣による一時的な調整は、当グループの既存のインプット、仮定およびモデル技法が当グループの貸付ポートフォリオに関連するすべてのリスク要因を捕捉していないと判断された状況で使用される。当グループの最新のパラメーター、リスク格付または将来予測的な情報に組み込まれていない、発生しつつある、地域的または世界的なマクロ経済的、ミクロ経済的または政治的な事象および自然災害は、こうした状況の例である。経営陣による一時的な調整の使用は、認識されるECLの金額に影響を及ぼす場合がある。 ワクチンの普及を含め、COVID-19のパンデミックに関連した不確実性、また政府、企業、消費者の対応によって信用にマイナスの結果がもたらされる可能性がどの程度抑えられているかは、過去の基礎データに基づいている既存のECLモデルに完全には織り込まれていない。そのため、貸倒引当金が適切なものになるようマネジメント・オーバーレイが適用されている。	経営陣は、主に継続するCOVID-19の影響に伴う不確実性に基づいて、モデル化されたECLに多数の調整を適用した。 モデル化されたECL引当金に追加されたマネジメント・オーバーレイ（COVID-19に関するオーバーレイを含む）は、オーストラリアの住宅ローンを含むリテール、小規模企業および商業銀行業に特有のリスク、ニュージーランドのリテール、商業銀行および農業銀行業、ならびにパシフィックの観光業に関するものである。

- (1) アップサイドシナリオおよびダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され（すなわち、これらは貸借対照表日現在の実勢経済状況に基づくのではない）、より楽観的（アップサイドシナリオの場合）またはより悲観的（ダウンサイドシナリオの場合）な経済状況の組み合わせに基づく。
- (2) 深刻なダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され、より可能性が低い、非常に困難な経済状況の潜在的に深刻な悪化の影響を考慮に入れる。

ベース・ケース経済予測に関する仮定

COVID-19のパンデミックの不透明な進展は、以下を取り巻く不確実性により、結果としてECL残高が過少計上または過大計上となる経済予測リスクを増大させる。

- ・ワクチンの普及を含め、COVID-19の感染拡大を抑え込む施策の程度と期間
- ・景気低迷の程度と期間、ならびに景気回復に必要な速度とタイミング
- ・政府の景気刺激策の有効性で、特に景気後退の深刻度ならびに回復の程度および期間に景気刺激策が与える影響

2021年3月31日現在のベース・ケース経済予測の経済指標は以下のとおりである。これらは、2021年3月31日現在の将来のマクロ経済状況についてのANZエコノミクスの見解を反映している。以下の短期予測よりも先の期間について、ECLモデルは景気サイクルの半ばに最終的に回帰するための前提を含む、将来の経済状況を予測している。

	暦年実績	暦年予測	
	2020年	2021年	2022年
オーストラリア			
GDP	-2.4%	4.8%	3.3%
失業率	6.5%	6.2%	5.3%
住宅用不動産価格	1.9%	17.4%	6.5%
消費者物価指数	0.8	2.4	1.7
ニュージーランド			
GDP	-3.0%	3.6%	3.7%
失業率	4.6%	5.4%	4.6%
住宅用不動産価格	15.6%	17.4%	4.1%
消費者物価指数	1.7	1.9	1.6
世界の他の国々			
GDP	-3.5%	6.0%	3.2%
消費者物価指数	1.2	2.5	2.0

2021年3月31日現在のベース・ケース経済予測は、COVID-19のパンデミックへの対応の継続的な進展と措置を反映して、2020年9月30日現在の経済予測から、足元ならびに予想される経済状況の大幅な改善を示している。

確率加重

各シナリオの確率加重は、ベース・ケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。当期における確率加重についての主要な検討事項は、COVID-19への対応として講じられた措置の有効性およびワクチンがウィルスの影響を限定する能力である。

ベース・ケース・シナリオは、2020年9月以降、予測の著しい改善を示している。潜在的な景気回復に伴う不確実性を考慮し、地域全体にわたって、ベース・ケースの平均加重は41.4%に引き下げられ（2020年9月：50.0%）、ダウンスайдシナリオは46.7%に引き上げられた（2020年9月：33.3%）。

オーストラリア、ニュージーランドおよび世界の他の地域で割り当てられる確率加重は、本質的な不確実性に大きく左右されるため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。当グループは、各地域におけるこれらの加重が、損失の可能性の最善の見積りを示すと考えており、その決定にあたり、当グループのクレジット・ポートフォリオにおける相互関係、相関関係（短期、長期とも）を分析している。当グループ全体で適用される平均加重は以下のとおりである。

	2021年 3月31日	2020年 9月30日	2020年 3月31日
当グループ			
ベース	41.4%	50.0%	50.0%
アップサイド	5.5%	10.4%	12.7%
ダウンサイド	46.7%	33.3%	27.3%
深刻なダウンサイド	6.4%	6.3%	10.0%

ECL - 感応度分析

足元の経済の不確実性と、将来の期間における借手の予想デフォルトを判断する際に用いられる要因に適用される判断を踏まえると、当グループが報告する予想信用損失は、潜在的な見積りの範囲内で最善の見積りと考えられる。下表は、2021年3月31日現在の一括評価ECLの決定に用いられる主要要因とECLに対する感応度を示している。

	合計	影響
	(単位：百万ドル)	
ステージ1と信枠の1%がステージ2に含まれる場合	4,342	57
ステージ2と信枠の1%がステージ1に含まれる場合	4,278	(7)
100%アップサイドシナリオ	1,815	(2,470)
100%ベース・ケース・シナリオ	2,487	(1,798)
100%ダウンサイドシナリオ	4,412	127
100%深刻なダウンサイドシナリオ	5,508	1,223

金融商品の公正価値測定

当グループが金融商品を評価するために用いる評価モデルの大部分は、観察可能な市場データのみをインプットとして使用している。

一部の金融商品については、当グループは直近の市場では容易に観察可能ではないデータを使用する場合があります。当グループは、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性次第では、公正価値を算定するために経営陣の判断をより多く行使する必要があります。通常、当グループは観察不能なインプットを他の関連する市場データから導き、観察された取引価格が入手可能な場合にはその価格と比較する。

2021年3月31日現在、当グループは評価額が主として観察不能なインプットに基づいた資産および負債を、それぞれ1,224百万ドルおよび25百万ドル保有している（2020年9月：1,183百万ドルの資産および55百万ドルの負債、2020年3月：1,296百万ドルの資産および67百万ドルの負債）。観察不能なインプットを用いて評価される金融商品は、大部分が活発な市場における相場価格が入手不可能な持分投資有価証券である。

当グループは天津銀行（「BoT」）に対する投資を保有しており、その2021年3月31日現在の帳簿価額は1,019百万ドル（2020年9月：934百万ドル、2020年3月：1,053百万ドル）であった。当グループは、株式の相場価格の流動性が欠如していることを踏まえ、経営陣が決定した比較可能な銀行の株価倍率を使用した評価モデルに基づいて公正価値を決定した。使用されるモデルとインプットの双方の選択に判断が必要である。比較対象グループ企業は同一の業界で活動しているが、それらの事業の性質および現地の経済状況は当グループの投資とは異なる可能性がある。したがって、現地の状況が変化した場合、比較対象グループの株価純資産倍率に影響を及ぼし、それに比例して資産の公正価値も変動することになる。すなわち、株価純資産倍率が10%変動した場合、公正価値も10%変動する。当該資産はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして分類されているため、公正価値の変動は、直接的に資本に計上される。

関連会社に対する投資

当グループは、減損の兆候を把握するため、関連会社に対する投資の帳簿価額を半年ごとに評価する。

2021年3月31日現在、非貸付資産の減損評価によって、当グループの関連会社であるAMMBホールディングスBerhad（「AmBank」）およびPTバンク・パン・インドネシア（「PT Panin」）の2社への投資が減損の兆候を示していることが明らかになった。これらの市場価額（株価に基づく）は帳簿価額を下回っているが、これらの帳簿価額は使用価値（「VIU」）によって裏付けられているため、減損は認識されなかった。

AmBankおよびPT Paninの評価額に与えるCOVID-19の現在進行中の影響は依然として不透明である。VIU計算の基礎となる主要な仮定を決定するためには、重要な経営陣の判断が必要となる。要因は後の期間には変動する可能性があり、潜在的な将来の減損または過去の期間の減損の戻入れをもたらす可能性がある。これには、足元の予想利益水準ならびに／または長期成長予想、規制資本要件の水準および税引後割引率の変動が含まれる。VIUの算出に用いられる主要な仮定は以下のとおりである。

	AmBank			PT Panin		
	2021年 3月31日	2020年 9月30日	2020年 3月31日	2021年 3月31日	2020年 9月30日	2020年 3月31日
帳簿価額（百万ドル）	685	1,056	1,161	1,140	1,084	1,130
税引後割引率	11.2%	11.3%	12.4%	14.1%	15.2%	13.9%
最終成長率	5.0%	4.8%	4.9%	5.1%	5.3%	5.3%
予想利益成長率（年平均成長率 - 5年） ⁽¹⁾	大	2.8%	1.0%	6.9%	4.2%	2.6%
普通株式等Tier 1比率（5年間平均）	13.0%	12.9%	11.5%	12.8%	12.8%	12.3%

(1) AmBankについては、予想利益成長率は、1MDBの解決およびのれんの減損の影響により当予想年度に発生する多額の損失により、「大」と記載されている。AmBankの2年後から5年後の間の予想利益成長率は7.3%である。

VIUの計算は、基礎となる仮定の変更に敏感であり、重要な仮定が合理的に可能な範囲で変更された場合、VIUの結果、ひいては投資の回収可能価額にプラスまたはマイナスの影響を及ぼす。

- ・2021年3月の税引後割引率における+/-50ベースポイントの変動は、PT PaninのVIUの結果に(58百万ドル) / 66百万ドルの影響を与え、AmBankについては(71百万ドル) / 84百万ドルの影響を与える。
- ・2021年3月の永久成長率における+/-25ベースポイントの変動は、PT PaninのVIUの結果に15百万ドル / (16百万ドル)の影響を与え、AmBankについては5百万ドル / (6百万ドル)の影響を与える。

上記のような合理的に可能性のある変動であれば、割引率が上昇した場合でも、永久成長率が低下した場合でも、いずれの投資も減損はしない。

のれん

2021年3月31日現在でのANZシェア・インベスティングの売却目的保有としての分類変更の際に、関連する資産および負債は帳簿価額と売却費用控除後の公正価値の何れか低い額で再測定され、その結果、この事業に帰属するのれんは、251百万ドルの評価減となった。この評価減後の当グループののれん残高は2,989百万ドルであった。

当グループは、のれんの帳簿価額が減損したかについての評価を実施した。減損テストの目的上、企業結合で取得されたのれんは取得日に、関連する企業結合のシナジーからの利益を享受すると見込まれる資金生成単位（「CGU」）に配分される。これらのCGUは、当グループの報告セグメントである。2021年3月31日現在、のれん資産が計上されているCGUは、オーストラリア・リテールおよび商業部門（153百万ドル）、ニュージーランド部門（1,777百万ドル）および法人部門（1,059百万ドル）であった。

のれんは、関連する資金生成単位（「CGU」）の帳簿価額が回収可能価額を超過している場合に、減損しているとみなされる。当グループは、のれんが割り当てられた各CGUの回収可能価額を見積もるために、処分費用控除後の公正価値（「FVLCD」）アプローチを使用し、FVLCDアプローチが減損の兆候を示している場合にはVIUの評価を実施する。

各CGUのFVLCODを算定するために使用される経営陣のアプローチは、過年度と整合している。各CGUの回収可能価額の評価は、COVID-19およびその後の景気回復が利益と資産価格の両方に与える影響を考慮して行われ、こうした状況下で合理的と考えられる将来の事象についての予想を反映している。のれんが含まれる各CGUのFVLCODの算定に使用される主要なインプットは以下のとおりである。

- ・2021年3月半期の評価に使用された各CGUの将来維持可能利益は、2020年通期に使用された利益と同様、または若干の増加であった。
- ・適用された株価収益（「P/E」）倍率（支配プレミアム30%を含む） - 比較対象企業の評価額から得られたP/E倍率は、3つのCGUすべてで改善された。

部門	株価収益倍率	
	2021年3月半期	2020年9月通期
オーストラリア・リテールおよび商業	19.6	16.0
ニュージーランド	15.7	12.7
法人	16.8	13.4

この評価に基づき、減損は特定されなかった。

顧客救済引当金

2021年3月31日現在、当グループは顧客救済引当金1,003百万ドル（2020年9月：1,109百万ドル、2020年3月：1,094百万ドル）を認識し、これには、顧客への返金見込額、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局の請求、罰金、訴訟結果に対する引当金が含まれる。

引当金の計上額は、識別された事項を解決する費用に対する経営陣の最善の見積りを表しており、その金額の決定には重要な判断を行使することが要求される。その判断には、影響を受ける顧客数、顧客一人当たりの平均返金額、関連する救済プロジェクト費用、ならびに規制当局へのエクスポージャーおよび顧客の請求の影響を含む、いくつかの異なった仮定に対して、これらの具体的な事実および状況を考慮して見解を形成することがしばしば必要となる。

したがって、基礎となる仮定の適切性は実績および法律専門家の助言を含むその他の関連する証拠に照らして定期的に見直され、適切な場合には引当金の調整が行われる。

その他引当金

当グループは、組織再編費用、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟に関連する請求を含む様々な債務に対して引当金を計上している。これらの引当金は、それらの債務を支払うために必要な支出の見積りを含む将来の事象の時期および結果に関する判断を伴う。基礎となる仮定の適切性は実績および法律専門家の助言を含むその他の関連する証拠に照らして定期的に見直され、適切な場合には引当金の調整が行われる。

v) 会計方針

本要約中間連結財務報告書は、2020年度ANZ年次財務報告書で適用されたものと同じ会計方針と計算方法に基づき作成されている。

非継続事業は要約連結損益計算書において単一表示科目「非継続事業に係る税引後利益/(損失)」として、継続事業の業績からは独立して表示される。要約連結損益計算書に関する注記は、継続的に表示されている。

当期中に適用された会計基準

2020年10月1日、当グループは改訂後の財務報告の概念フレームワークを適用した。新しいフレームワークには、資産および負債の認識および認識中止のための最新の定義および判定基準が含まれている。さらに、改訂概念フレームワークでは、測定基準を選択する際に考慮する要素を含む、測定に関する新しい概念が導入されている。この改訂概念フレームワークの適用は、当グループに重大な影響を与えなかった。

これに加えて、既存の会計基準へのいくつかの修正を2021年に初度適用したが、当グループへの重大な影響はない。

vi) 今後の会計の動向

金利指標改革

2020年9月、AASBはAASB第2020-8号「オーストラリア会計基準の改訂—金利指標改革 - フェーズ2」を発行した。この基準は、契約上のキャッシュフローまたはヘッジ関係の変化による影響など、既存の銀行間取引金利（「IBOR」）からリスク・フリー金利（「RFR」）への移行時に当グループが影響を受ける可能性がある問題に対処している。この基準は、以下に関連して実務上の便法を規定した修正を含んでいる。

- ・ IBOR改革に伴う契約上のキャッシュフローの実効金利の更新を通じた算定基準の変更の会計処理で、当面は純損益への影響をもたらさない。これは改革の直接的影響として当該変更が必要であり、また契約上のキャッシュフローの新たな算定基準が、従来の基準と経済的に同等である場合にのみ適用されるものである。
- ・ IBOR改革の結果として、既存のヘッジ会計対象の関係を中止することなく、ヘッジ文書およびヘッジ指定の変更を許容すること。

この基準は当グループに2022会計年度に適用され、早期適用は認められる。当グループは、この新たな基準が財務書類に及ぼす影響および適用開始時期の評価を進めている。

当グループは債券の発行、構造的な金利リスクのポジション、投資有価証券の保有、外貨建て商品および関連するヘッジを通じて、改革の対象であるIBORへのエクスポージャーを有している。当グループのヘッジ関係は、改革の対象である、米ドル、英ポンド、スイスフランおよび日本円のLIBORならびにユーロ銀行間金利（「EURIBOR」）を含む各種のIBORにエクスポージャーを有する。

IBOR改革の影響を管理するために、当グループはグループ全体にわたるベンチマーク移行プログラムを確立し、市場動向の監視をこの移行、ならびに当グループの金融資産および金融負債に対する影響との関連において継続し、予想外の影響や混乱が発生しないことを確実にしている。

AASB第9号における一般ヘッジ会計

AASB第9号は、会計と、財務リスクおよび非財務リスクをヘッジする際に行われるリスク管理活動をより整合させる新たなヘッジ会計要件を導入している。

AASB第9号は、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の進行中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号「金融商品：認識および測定」（「AASB第139号」）のヘッジ会計要件を引き続き会計方針として適用する選択肢を当グループに与えている。当グループは現在、AASB第139号のヘッジ会計要件を適用している。

2. 収 入

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期 対2020年 9 月期	2021年 3 月期 対2020年 3 月期
	(単位：百万ドル)				
受取利息	9,879	10,626	13,800	-7%	-28%
支払利息	(2,704)	(3,589)	(6,382)	-25%	-58%
大手銀行税	(189)	(210)	(196)	-10%	-4%
純利息収益	6,986	6,827	7,222	2%	-3%
その他営業収入					
i) 受取手数料					
貸付手数料 ⁽¹⁾	244	276	303	-12%	-19%
非貸付手数料	1,266	1,246	1,441	2%	-12%
コミッション	46	75	46	-39%	0%
資産運用収入	140	136	139	3%	1%
受取手数料	1,696	1,733	1,929	-2%	-12%
支払手数料	(646)	(585)	(752)	10%	-14%
受取手数料（純額）	1,050	1,148	1,177	-9%	-11%
ii) その他収入					
為替差益およびその他金融商品 による収益（純額） ⁽²⁾	729	710	1,099	3%	-34%
AmBankの減損	-	-	(595)	該当なし	-100%
PT Paninの減損	-	-	(220)	該当なし	-100%
ANZシェア・インベスティングの売 却目的保有への分類変更 ⁽³⁾	(251)	-	-	該当なし	該当なし
ニュージーランドの旧保険ポート フォリオの売却	13	-	-	該当なし	該当なし
UDCの売却	-	(7)	-	-100%	該当なし
持分証券に係る受取配当金	-	26	-	-100%	該当なし
その他	30	(11)	28	大	7%
その他収入	521	718	312	-27%	67%
その他営業収入	1,571	1,866	1,489	-16%	6%
保険事業収入純額	52	31	47	68%	11%
関連会社投資の持分利益/ （損失）	(242)	20	135	大	大
営業収入 ⁽⁴⁾	8,367	8,744	8,893	-4%	-6%

(1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され、受取利息に含まれている手数料を除く。

(2) 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために締結される会計上のヘッジ手段として指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未収利息を除く）、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債の公正価値の変動を含む。

(3) ANZシェア・インベスティングの売却目的保有への分類変更に関する損失は、当該売却が2021年3月半期に完了していた場合に適用されていた売却損の分類に一致させるために、その他営業収入に含まれている。

(4) 2021年3月半期は、顧客救済に関連する費用74百万ドル（2020年9月半期：116百万ドル、2020年3月半期：58百万ドル）が含まれている。

３． 営業費用

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期対 2020年 9 月期	2021年 3 月期対 2020年 3 月期
	(単位：百万ドル)				
i) 人件費					
給与および関連費用	2,196	2,133	2,177	3%	1%
年金費用	164	160	169	3%	-3%
その他	89	120	119	-26%	-25%
人件費⁽¹⁾	2,449	2,413	2,465	1%	-1%
ii) 土地建物					
賃借料	42	41	43	2%	-2%
減価償却費	225	254	263	-11%	-14%
その他	83	89	99	-7%	-16%
土地建物	350	384	405	-9%	-14%
iii) 技術					
減価償却費および償却費 ⁽²⁾	334	517	341	-35%	-2%
サブスクリプション・ライセンス 費用および外注サービス費	372	375	405	-1%	-8%
その他	79	93	93	-15%	-15%
技術⁽¹⁾⁽²⁾	785	985	839	-20%	-6%
iv) 組織再編	105	56	105	88%	0%
v) その他					
広告・広報費	71	88	89	-19%	-20%
専門家報酬	329	374	293	-12%	12%
運送料、文房具、郵便および通信	95	101	104	-6%	-9%
その他 ⁽³⁾	298	377	305	-21%	-2%
その他⁽¹⁾⁽³⁾	793	940	791	-16%	0%
営業費用⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	4,482	4,778	4,605	-6%	-3%

(1) 2021年3月半期については、顧客救済費用92百万ドル（2020年9月半期：138百万ドル、2020年3月半期：71百万ドル）が、人件費、技術費およびその他の費用にわたって含まれている。

(2) 2020年9月半期については、加速償却費197百万ドルが含まれている。

(3) 2021年3月半期については訴訟解決費用69百万ドル、および2020年9月半期についてはのれんの償却77百万ドルが含まれている。

4. 法人税

税引前利益に対する計算上の法人税費用と損益に認識された法人税費用との調整。

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期対 2020年 9 月期	2021年 3 月期対 2020年 3 月期
	(単位：百万ドル)				
継続事業に係る税引前利益	4,376	2,902	2,614	51%	67%
計算上の法人税費用（税率30%）	1,313	871	784	51%	67%
永久差異に係る税効果					
事業売却による処分損益	(4)	2	-	大	該当なし
AmBankおよびPT Paninへの投資の減損	-	-	245	該当なし	-100%
関連会社投資の持分（利益）/損失	72	(6)	(41)	大	大
ANZシェア・インベスティングの売却目的保有への分類変更	75	-	-	該当なし	該当なし
転換型金融商品の利息	22	23	29	-4%	-24%
海外税率差異	(50)	(51)	(35)	-2%	43%
配当金の送金に課される外国税					
引当金	26	6	14	大	86%
その他	(20)	20	5	大	大
小計	1,434	865	1,001	66%	43%
過年度の法人税（過大）/過小計上額	(9)	(3)	(23)	大	-61%
法人税	1,425	862	978	65%	46%
オーストラリア	1,013	535	580	89%	75%
海外	412	327	398	26%	4%
法人税	1,425	862	978	65%	46%
実効税率	32.6%	29.7%	37.4%		

５． 配当金

普通株式 1 株当たり配当(セント)⁽¹⁾

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期対 2020年 9 月期	2021年 3 月期対 2020年 3 月期
中間配当金	70	-	25		
最終配当金	-	35	-		
合計	70	35	25	100%	大
普通株式配当 (百万ドル)⁽²⁾					
中間配当金	-	709	-		
最終配当金	994	-	2,268		
ボーナス・オプション制度調整	(21)	(15)	(40)	40%	-48%
合計	973	694	2,228	40%	-56%
普通株式配当性向 (単位：%)⁽³⁾	67.7%	48.9%	45.9%		

(1) 2021年度中間配当案は、オーストラリア税制上（税率30%）全額フランキング済配当で、8 ニュージーランド・セント（2020年度最終配当金：4 ニュージーランド・セント、2020年度中間配当金：3 ニュージーランド・セント）のインピュテーション方式が適用される。

(2) 当行の普通株主への配当金支払額を指す。当グループの子会社から非支配持分の保有者への配当金支払額（2021年 3 月半期：ゼロ、2020年 9 月半期：ゼロ、2020年 3 月半期：ゼロ）は除外している。

(3) 2021年 3 月半期の配当性向は、2021年度中間配当案1,992百万ドルを使用し、配当基準日現在の予想発行済普通株式数に基づいて算出された。2020年 9 月半期および2020年 3 月半期の配当性向は、各期の実際の配当金支払額994百万ドルおよび709百万ドルに基づいて算出された。

普通株式

取締役は、全額払込済の各適格ANZ普通株式について中間配当金70セントの2021年 7 月 1 日の支払いを提案している。2021年度中間配当案は、オーストラリア税制上全額フランキング済みとなり、1 普通株式当たり 8 ニュージーランド・セントのインピュテーション方式も適用される。

ANZは配当金再投資制度（「DRP」）およびボーナス・オプション制度（「BOP」）を運営しており、提案されている2021年度中間配当金に関しても適用される。

6. 1 株当たり利益

基本的EPSは、普通株主に帰属する損益を期中の加重平均発行済普通株式数（自己株式として当グループが保有するANZ株式控除後）で除して算出される。希薄化後EPSは、基本的EPSの算出に使用された普通株主に帰属する損益および加重平均発行済普通株式数に対して、希薄化効果を持つ潜在普通株式の影響を調整することによって算出される。

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期対 2020年 9 月期	2021年 3 月期対 2020年 3 月期
1 株当たり利益（EPS） - 基本的					
1 株当たり利益（セント）	103.7	71.8	54.6	44%	90%
継続事業に係る 1 株当たり利益（セント）	104.0	72.1	57.8	44%	80%
非継続事業に係る 1 株当たり利益（セント）	(0.3)	(0.3)	(3.2)	0%	-91%
1 株当たり利益（EPS） - 希薄化後					
1 株当たり利益（セント）	98.4	66.3	51.5	48%	91%
継続事業に係る 1 株当たり利益（セント）	98.7	66.5	54.3	48%	82%
非継続事業に係る 1 株当たり利益（セント）	(0.3)	(0.2)	(2.8)	50%	-89%

	半期			増減率	
	2021年 3 月	2020年 9 月	2020年 3 月	2021年 3 月期対 2020年 9 月期	2021年 3 月期対 2020年 3 月期
1 株当たり利益の計算に使用される収益の調整					
基本的：					
当期利益（百万ドル）	2,943	2,032	1,546	45%	90%
減算：非支配持分に帰属する利益（百万ドル）	-	-	1	該当なし	-100%
基本的 1 株当たり利益の計算に使用された利益（百万ドル）	2,943	2,032	1,545	45%	90%
控除：非継続事業に係る税引後利益 / （損失）（百万ドル）	(8)	(8)	(90)	0%	-91%
継続事業に係る基本的 1 株当たり利益の計算に使用された利益（百万ドル）	2,951	2,040	1,635	45%	80%
希薄化後：					
基本的 1 株当たり利益の計算に使用された利益（百万ドル）	2,943	2,032	1,545	45%	90%
加算：転換劣後債務の利息（百万ドル）	92	90	124	2%	-26%
希薄化後 1 株当たり利益の計算に使用された利益（百万ドル）	3,035	2,122	1,669	43%	82%
控除：非継続事業に係る税引後利益 / （損失）（百万ドル）	(8)	(8)	(90)	0%	-91%
継続事業に係る希薄化後 1 株当たり利益の計算に使用された利益（百万ドル）	3,043	2,130	1,759	43%	73%
1 株当たり利益の計算に使用される加重平均普通株式数（WANOS）の調整⁽¹⁾					
基本的 1 株当たり利益の計算に使用された WANOS（百万株）	2,838.7	2,831.2	2,830.6	0%	0%
加算：加重平均希薄化潜在普通株式（百万株）					
転換型劣後債務（百万株）	238.7	362.2	401.4	-34%	-41%
株式報酬（オプション、権利、後渡し株式）（百万株）	7.0	7.3	6.6	-4%	6%
希薄化後 1 株当たり利益の計算に使用された WANOS（百万株）	3,084.4	3,200.7	3,238.6	-4%	-5%

(1) 2021年 3 月半期の加重平均普通株式数は、ANZEST Pty Ltdが保有する自己株式の加重平均株式数4.7百万株（2020年 9 月半期：5.0百万株、2020年 3 月半期：4.9百万株）を除く。

7. セグメント分析

i) セグメントの説明

当グループは、オーストラリア・リテールおよび商業部門、法人部門、ニュージーランド部門、パシフィック部門、ならびにTS0およびグループ・センター部門の5つの継続部門からなる部門構造で事業を営む。部門の構成についての詳細な情報は、原文133ページの定義の項を参照のこと。

部門別業績の表示は、当期中に行われた方法の変更および組織構造の変更の影響を受けていない。

下記に報告される部門は、最高経営意思決定者である最高経営責任者に提供される内部報告と一致する。

ii) 営業セグメント

ANZは、現金利益ベースで継続セグメントの業績を測定している。現金利益の計算上、一部の非中核項目は法定利益から除外されている。これらの項目の詳細は、本注記の「その他の項目」に記載されている。

ANZ内のセグメントにわたる部門間の取引は、独立第三者間基準で行われ、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示される。

非継続事業に関する情報は、要約連結財務書類の注記13を参照のこと。

	オースト ラリア・ リテール および 商業	法人	ニュー ジー ランド	パシ フィック	TS0および グルー プ・ センター	その他の 項目 ⁽¹⁾	当 グループ 合計
	(単位：百万ドル)						
2021年3月半期							
純利息収益	3,974	1,519	1,393	49	51	-	6,986
受取手数料(純額)							
- 貸付手数料	111	123	6	4	-	-	244
- 非貸付手数料	618	348	293	10	(3)	-	1,266
- コミッション	29	1	16	-	-	-	46
- 資産運用収入	17	1	122	-	-	-	140
- 支払手数料	(286)	(144)	(215)	(1)	-	-	(646)
保険事業収入純額	52	-	-	-	-	-	52
その他収入	(240)	685	16	20	96	(56)	521
関連会社投資の持分利益/ (損失)	1	-	-	-	(243)	-	(242)
営業収入	4,276	2,533	1,631	82	(99)	(56)	8,367
継続事業に係る税引後利益/ (損失)	1,782	948	771	7	(518)	(39)	2,951
非継続事業に係る税引後利益/ (損失)							(8)
株主に帰属する税引後利益							2,943

(1) 営業セグメントの業績評価において、そのセグメントの継続的業績にとって不可欠でないと考えられる特定の項目は法定利益から除外されている。これらの項目は、以下の(iii)に表示されている。

	オーストラリア・ リテール および 商業	法人	ニュー ジー ランド	パシ フィック	TS0および グルー プ・ センター	その他の 項目 ⁽¹⁾	当 グループ 合計
(単位：百万ドル)							
2020年 9 月半期							
純利息収益	3,868	1,558	1,321	44	36	-	6,827
受取手数料（純額）							
- 貸付手数料	134	132	6	4	-	-	276
- 非貸付手数料	616	370	255	11	(6)	-	1,246
- コミッション	42	-	33	-	-	-	75
- 資産運用収入	18	1	117	-	-	-	136
- 支払手数料	(266)	(130)	(188)	(1)	-	-	(585)
保険事業収入純額	30	-	-	-	1	-	31
その他収入	(7)	1,109	3	20	22	(429)	718
関連会社投資の持分利益/ （損失）	(1)	-	-	-	21	-	20
営業収入	4,434	3,040	1,547	78	74	(429)	8,744
継続事業に係る税引後利益/ （損失）	1,123	1,244	450	(82)	(390)	(305)	2,040
非継続事業に係る税引後利益/ （損失）							(8)
株主に帰属する税引後利益							2,032
2020年 3 月半期							
純利息収益	4,048	1,624	1,410	65	75	-	7,222
受取手数料（純額）							
- 貸付手数料	133	156	8	6	-	-	303
- 非貸付手数料	694	406	331	18	(8)	-	1,441
- コミッション	25	-	21	-	-	-	46
- 資産運用収入	12	1	126	-	-	-	139
- 支払手数料	(322)	(178)	(248)	(4)	-	-	(752)
保険事業収入純額	47	-	-	-	-	-	47
その他収入	6	782	9	30	(829)	314	312
関連会社投資の持分利益	-	-	-	-	135	-	135
営業収入	4,643	2,791	1,657	115	(627)	314	8,893
継続事業に係る税引後利益/ （損失）	1,214	610	567	20	(998)	222	1,635
非継続事業に係る税引後利益/ （損失）							(90)
株主に帰属する税引後利益							1,545

(1) 営業セグメントの業績評価において、そのセグメントの継続的業績にとって不可欠でないと考えられる特定の項目は法定利益から除外されている。これらの項目は、以下の(iii)に表示されている。

iii) その他の項目

以下の表は、各セグメントの現金利益を反映するために法定利益から除外されているその他の項目が税引後利益に与える影響を示すものである。

		半期			増減率	
					2021年 3月期対 2020年 9月期	2021年 3月期対 2020年 3月期
		2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
		(単位：百万ドル)				
(損)益項目	関連セグメント					
経済ヘッジ	法人、ニュージーランド、TSOおよびグループ・センター	(51)	(461)	340	-89%	大
収益および費用ヘッジ	TSOおよびグループ・センター	12	156	(120)	-92%	大
ストラクチャード・クレジット仲介取引	法人	-	-	2	該当なし	-100%
継続事業合計		(39)	(305)	222	-87%	大

8. デリバティブ金融商品

デリバティブ金融商品は、その価値を、契約において定められた1以上の基礎となる変数または指数から得られる契約であり、当初の純投資をほとんどまたは全く必要とせず、将来の一定日に決済される。デリバティブには、登録取引所で売買される契約およびカウンターパーティー間で合意された契約が含まれる。デリバティブのリスク管理商品としての使用および顧客への販売は、当グループのトレーディングおよび販売活動の不可欠な部分である。デリバティブはまた、資産・負債管理活動の一環として、当グループ自身の外国為替および金利の変動に対するエクスポージャーを管理するためにも使用されている。

次の表は、当グループの金利、外国為替、コモディティおよびクレジット・デリバティブの概要を示している。これらには、すべてのトレーディングおよび貸借対照表リスク管理のための契約が含まれている。デリバティブ商品は、当該デリバティブの条件に関連した市場レートの変動の結果として、プラス（資産）にもマイナス（負債）にもなる。

	2021年 3月資産	2021年 3月負債	2020年 9月資産	2020年 9月負債	2020年 3月資産	2020年 3月負債
公正価値						
金利契約						
金利先渡契約	10	(12)	86	(86)	255	(250)
先物契約	45	(74)	31	(231)	78	(160)
スワップ契約	73,125	(71,523)	109,918	(105,578)	112,934	(108,736)
買建オプション	1,192	-	1,676	-	2,436	-
売建オプション	-	(1,162)	-	(2,609)	-	(3,865)
合計	74,372	(72,771)	111,711	(108,504)	115,703	(113,011)
外国為替契約						
直物および先渡契約	15,858	(14,389)	11,882	(11,461)	26,038	(23,964)
スワップ契約	12,683	(13,833)	8,766	(12,388)	27,624	(27,138)
買建オプション	311	-	372	-	837	-
売建オプション	-	(587)	-	(502)	-	(937)
合計	28,852	(28,809)	21,020	(24,351)	54,499	(52,039)
コモディティ契約	1,439	(1,345)	2,577	(1,834)	3,449	(2,288)
クレジット・デフォルト・スワップ						
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	-	-	18	-	16	-
その他買建クレジット・デリバティブ	1	(1)	4	(3)	4	(6)
買建クレジット・デリバティブ	1	(1)	22	(3)	20	(6)
売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	-	-	-	(18)	-	(17)
その他売建クレジット・デリバティブ	2	-	1	(1)	6	(3)
売建クレジット・デリバティブ	2	-	1	(19)	6	(20)
合計	3	(1)	23	(22)	26	(26)
デリバティブ金融商品	104,666	(102,926)	135,331	(134,711)	173,677	(167,364)

9. 正味貸付金および前渡金

	期末現在			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期対 2020年 9月期	2021年 3月期対 2020年 3月期
	(単位：百万ドル)				
オーストラリア					
当座貸越	4,070	4,189	4,997	-3%	-19%
クレジットカード残高	6,119	5,984	7,383	2%	-17%
手形融資残高	6,152	6,383	6,414	-4%	-4%
ターム・ローン - 住宅	280,545	274,967	263,596	2%	6%
ターム・ローン - 住宅以外	138,771	150,272	164,346	-8%	-16%
リース債権	958	991	1,066	-3%	-10%
購入選択権付リース契約	339	364	452	-7%	-25%
オーストラリアの合計	436,954	443,150	448,254	-1%	-3%
アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ					
当座貸越	516	415	476	24%	8%
クレジットカード残高	5	6	7	-17%	-29%
ターム・ローン - 住宅	472	489	531	-3%	-11%
ターム・ローン - 住宅以外	51,867	52,682	78,803	-2%	-34%
リース債権	1,108	1,031	29	7%	大
その他	15	20	28	-25%	-46%
アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ の合計	53,983	54,643	79,874	-1%	-32%
ニュージーランド					
当座貸越	599	610	795	-2%	-25%
クレジットカード残高	1,181	1,204	1,389	-2%	-15%
ターム・ローン - 住宅	87,561	82,894	85,301	6%	3%
ターム・ローン - 住宅以外	37,390	38,771	43,373	-4%	-14%
リース債権	-	-	138	該当なし	-100%
購入選択権付リース契約	-	-	1,657	該当なし	-100%
ニュージーランドの合計	126,731	123,479	132,653	3%	-4%
小計	617,668	621,272	660,781	-1%	-7%
前受収益 ⁽¹⁾⁽²⁾	(437)	(460)	(661)	-5%	-34%
資産計上された仲介手数料およびその他の組 成費用 ⁽¹⁾⁽²⁾	1,378	1,262	1,158	9%	19%
貸付金および前渡金総額	618,609	622,074	661,278	-1%	-6%
予想信用損失引当金（注記10参照）	(4,250)	(4,981)	(4,669)	-15%	-9%
正味貸付金および前渡金	614,359	617,093	656,609	0%	-6%

(1) 2021年3月半期において、従来は「前受収益」で相殺されていた繰延費用は、残高の性格との整合性を向上させるために「資産計上された仲介手数料およびその他の組成費用」に組み替えられた。これに従って、比較情報は修正再表示されている（2020年9月半期：394百万ドル、2020年3月半期：293百万ドル）。

(2) 貸付金の予想残存期間にわたって償却されている。

10. 予想信用損失引当金

	期末現在								
	2021年 3 月			2020年 9 月			2020年 3 月		
	一括 評価	個別 評価	合計	一括 評価	個別 評価	合計	一括 評価	個別 評価	合計
	(単位：百万ドル)								
償却原価で測定される 正味貸付金および前渡金 オフ・バランスシートの コミットメント	3,472	778	4,250	4,130	851	4,981	3,614	1,055	4,669
投資有価証券 - 償却原価で 測定される負債証券	795	31	826	858	40	898	872	38	910
合計	18	-	18	20	-	20	15	-	15
その他の包括利益 投資有価証券 - FVOCIで 測定される負債証券 ⁽¹⁾	4,285	809	5,094	5,008	891	5,899	4,501	1,093	5,594
	11	-	11	10	-	10	9	-	9

(1) FVOCIで測定される資産については、帳簿価額は公正価値で維持されており、ECL引当金は帳簿価額を変更しない。その代わりに、ECL引当金はその他の包括利益（「OCI」）に認識されており、対応する費用は純損益で認識される。

次の表は、ECL引当金の変動を表示している。

償却原価で測定される正味貸付金および前渡金

ECL引当金は正味貸付金および前渡金に含まれている。

	ステージ3				
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
2019年10月1日現在	927	1,378	413	791	3,509
ステージ間の移動	204	(270)	(95)	161	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	30	840	132	718	1,720
戻入	-	-	-	(164)	(164)
貸倒償却(償却債権回収額を除く)	-	-	-	(469)	(469)
為替換算およびその他の変動 ⁽¹⁾	30	20	5	18	73
2020年3月31日現在	1,191	1,968	455	1,055	4,669
ステージ間の移動	187	(291)	(106)	210	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	(112)	841	119	455	1,303
戻入	-	-	-	(157)	(157)
貸倒償却(償却債権回収額を除く)	-	-	-	(640)	(640)
為替換算およびその他の変動 ⁽¹⁾	(62)	(53)	(7)	(72)	(194)
2020年9月30日現在	1,204	2,465	461	851	4,981
ステージ間の移動	345	(369)	(98)	122	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	(563)	3	52	333	(175)
戻入	-	-	-	(171)	(171)
貸倒償却(償却債権回収額を除く)	-	-	-	(340)	(340)
為替換算およびその他の変動 ⁽¹⁾	(11)	(14)	(3)	(17)	(45)
2021年3月31日現在	975	2,085	412	778	4,250

(1) その他の変動は、個別評価ECL引当金の割引のアンワインドの影響、ならびに2020年 9 月半期および2020年 3 月半期に完了した事業売却の影響を含む。

オフ・バランスシートのコミットメント - 未実行与信枠および偶発与信枠

ECL引当金はその他引当金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2019年10月 1 日現在	473	151	21	23	668
ステージ間の移動	20	(24)	(2)	6	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	98	115	(2)	15	226
戻入	-	-	-	(6)	(6)
為替換算	19	2	1	-	22
2020年 3 月31日現在	610	244	18	38	910
ステージ間の移動	14	(20)	-	6	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	1	20	6	4	31
戻入	-	-	-	(8)	(8)
為替換算およびその他の変動 ⁽¹⁾	(29)	(5)	(1)	-	(35)
2020年 9 月30日現在	596	239	23	40	898
ステージ間の移動	36	(34)	(3)	1	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	(52)	4	-	(1)	(49)
戻入	-	-	-	(9)	(9)
為替換算	(12)	(2)	-	-	(14)
2021年 3 月31日現在	568	207	20	31	826

(1) その他の変動は、当期中に完了した事業売却の影響を含む。

投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券

ECL引当金は投資有価証券に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
2020年 3 月31日現在	14	1	-	-	15
2020年 9 月30日現在	20	-	-	-	20
2021年 3 月31日現在	18	-	-	-	18

投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券

FVOCIで測定される資産については、帳簿価額は公正価値で維持されており、ECL引当金は帳簿価額を変更しない。その代わりに、ECL引当金はその他の包括利益（「OCI」）に認識されており、対応する費用は純損益で認識される。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2020年 3 月31日現在	9	-	-	-	9
2020年 9 月30日現在	10	-	-	-	10
2021年 3 月31日現在	11	-	-	-	11

貸倒引当金繰入/(戻入)の内訳

	半期			増減率	
				2021年 3月期対 2020年 9月期	2021年 3月期対 2020年 3月期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
(単位：百万ドル)					
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾⁽²⁾					
- 一括評価	(678)	669	1,048	大	大
- 個別評価	455	675	900	-33%	-49%
戻入 ⁽³⁾	(180)	(165)	(170)	9%	6%
償却債権回収額	(88)	(115)	(104)	-23%	-15%
貸倒引当金繰入/(戻入) 合計	(491)	1,064	1,674	大	大

(1) 一括評価と個別評価の間の振替の影響を含む。

(2) 新規および増加した引当金（戻入控除後）は以下を含む。

	2021年 3月半期		2020年 9月半期		2020年 3月半期	
	一括評価	個別評価	一括評価	個別評価	一括評価	個別評価
(単位：百万ドル)						
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	(630)	455	638	665	841	879
オフ・バランスシートのコミットメント	(49)	-	21	10	205	21
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券	-	-	8	-	1	-
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	1	-	2	-	1	-
合計	(678)	455	669	675	1,048	900

(3) 償却原価で測定される正味貸付金および前渡金の戻入171百万ドル（2020年9月半期：157百万ドル、2020年3月半期：164百万ドル）ならびにオフ・バランスシートのコミットメントの戻入9百万ドル（2020年9月半期：8百万ドル、2020年3月半期：6百万ドル）で構成される。

ローン返済猶予制度および救済措置（支援措置）

2020年3月より、当グループは、COVID-19が顧客の債務返済能力に及ぼす影響を抑えるよう、様々な形で顧客を支援している。この支援には、元利返済の一時繰延、元利払いからインタレスト・オンリー型の返済への置き換え、貸付金の期限延長などの取決めが含まれる。このローン返済猶予制度は、AASB第9号に従った貸付金の条件変更とみなされる。その結果、貸付金は認識が中止され、新たな貸付金に置き換えられるか（大幅な条件変更）、既存の貸付金が引き続き認識されるか（大幅でない条件変更）のいずれかとなる。

これらの支援措置は、2021年3月半期中に段階的に廃止された。住宅ローン支援措置の場合、オーストラリアおよびニュージーランドにおいて顧客が支援措置を利用した全貸付金の94%は、貸付金の返済に復帰しており、残りの6%は条件が緩和されたか、あるいはハードシップに移行された。オーストラリアにおける事業貸付支援措置については、貸付金の90%は返済に復帰しており、残りの10%は条件が緩和されたか、あるいはハードシップに移行された。貸付金支援措置を利用した顧客については、当該支援措置および政府の支援策がなければ貸付金繰延期間中に発生していたかもしれない返済遅延および将来に発生するかもしれない返済遅延は、当該支援措置および政府支援策により明瞭に把握できなかった可能性があると考えられている。そのため、当グループは予想される返済遅延およびSICRの増加について、ECLの一部として引当を行っている。

インタレスト・オンリー型の返済へ移行した、またはCOVID-19の結果として提供された返済期限の延長を利用した与信額は、すでに通常の貸付金群に含まれており、通常通りに管理されている。

11. 預金およびその他の借入金

	期末現在			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期対 2020年 9月期	2021年 3月期対 2020年 3月期
(単位：百万ドル)					
オーストラリア					
譲渡性預金	34,176	28,258	34,733	21%	-2%
定期預金	61,503	64,187	69,056	-4%	-11%
要求払い預金および短期預金	247,730	240,945	220,135	3%	13%
無利息預金	20,850	18,771	14,410	11%	45%
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券 ⁽¹⁾	42,651	58,762	52,942	-27%	-19%
コマーシャル・ペーパー	22,829	7,524	17,435	大	31%
オーストラリアの合計	429,739	418,447	408,711	3%	5%
アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ					
譲渡性預金	4,532	2,583	1,494	75%	大
定期預金	84,950	86,735	121,141	-2%	-30%
要求払い預金および短期預金	27,332	24,366	24,211	12%	13%
無利息預金	6,448	5,473	7,101	18%	-9%
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券	35,456	29,127	46,397	22%	-24%
アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの合計	158,718	148,284	200,344	7%	-21%
ニュージーランド					
譲渡性預金	1,292	1,650	1,651	-22%	-22%
定期預金	39,715	46,351	50,414	-14%	-21%
要求払い預金および短期預金	54,379	49,905	45,978	9%	18%
無利息預金	18,618	15,630	14,050	19%	33%
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券	910	448	1,422	大	-36%
コマーシャル・ペーパーおよびその他の借入金	3,252	1,618	4,339	大	-25%
ニュージーランドの合計	118,166	115,602	117,854	2%	0%
預金およびその他の借入金合計	706,623	682,333	726,909	4%	-3%

(1) 2020年3月、オーストラリア準備銀行はADIに対する0.25%の固定金利での3年間の資金供給ファシリティであるターム資金供給ファシリティ(「TFF」)を発表した。ADIは当初に既存の与信残高の3%まで資金供給を受けることが可能で、中小企業向けに貸付を増加させた場合には、追加資金供給の利用が可能となる。2021年3月31日現在、ANZは12十億ドルの当初TFF枠から12十億ドル(2020年9月：12十億ドル)を使用しており、8十億ドルの追加TFF枠からの引出しは0十億ドル(2020年9月：0十億ドル)であった。

12. その他引当金

	期末現在			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期対 2020年 9月期	2021年 3月期対 2020年 3月期
	(単位：百万ドル)				
未実行の与信枠のECL引当金 (注記10を参照)	826	898	910	-8%	-9%
顧客救済	1,003	1,109	1,094	-10%	-8%
組織再編費用	122	105	128	16%	-5%
非貸付損失、不正および偽造	77	79	82	-3%	-6%
その他	389	388	559	0%	-30%
その他引当金合計	2,417	2,579	2,773	-6%	-13%

顧客救済

顧客救済には、顧客に対する返金見込額、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局の請求、罰金および訴訟の結果に対する引当金が含まれている。

組織再編費用

組織再編費用引当金は当グループが遂行する事業の範囲または事業の遂行方法の重大な変更に関連した活動から生じ、従業員退職手当を含む。継続中の活動に関連する費用は引当金に計上されず、発生時に費用計上される。

非貸付損失、不正および偽造

非貸付損失は、貸付金および前渡金の元本残高に直接的に関係しない特定の法的措置から生じる損失、ならびに偽造、不正および業務上の問題の是正から生じる損失を含む。認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要とされる対価の最善の見積りであり、引当金に影響を与える事象および状況を巡るリスクおよび不確実性を考慮している。

その他

その他の引当金は、従業員報酬、賃貸借物件に関連した補償引当金、様々な事業および資産の売却に関連して提供された保証および補償、ならびに企業結合の一環として認識された偶発債務を含む、各種のその他の引当金で構成される。

13. 非継続事業ならびに売却目的保有資産および負債

i) 非継続事業

当グループの関連ディーラー・グループ（「ADG」）事業の売却は2018年10月1日に、OnePathの年金および投資事業（「OnePath P&I」）の売却は2020年1月31日に、および当グループの生命保険事業の売却は2019年5月31日に完了した。

上記の売却取引の結果、これらの事業の財務実績は報告の観点から非継続事業として扱われた。

非継続事業の財務成績およびキャッシュフローの詳細は、以下に表示されている。

損益計算書

	半期			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期対 2020年 9月期	2021年 3月期対 2020年 3月期
	(単位：百万ドル)				
純利息収益	-	-	(5)	該当なし	-100%
その他営業収入	27	63	(109)	-57%	大
営業収入	27	63	(114)	-57%	大
営業費用	(38)	(80)	(120)	-53%	-68%
貸倒引当金繰入および法人税 控除前利益/(損失)	(11)	(17)	(234)	-35%	-95%
貸倒引当金(繰入)/戻入	-	-	-	該当なし	該当なし
法人税控除前利益/(損失)	(11)	(17)	(234)	-35%	-95%
法人税(費用)/便益	3	9	144	-67%	-98%
当行株主に帰属する当期利益/ (損失) ⁽¹⁾	(8)	(8)	(90)	0%	-91%

(1) OnePath P&I事業の2020年1月の売却完了までの実績を含む。

非継続事業に関連する損益計算書への影響

2021年3月半期に、当グループは非継続事業に関連して次の影響を認識した。

- ・営業費用に計上された1百万ドルの顧客救済費用（税引後1百万ドルの損失）。

2020年9月半期中、当グループは非継続事業に関連して以下の影響を認識した。

- ・売却完了のための費用に起因し、営業収入に計上された2百万ドルの売却損（税引後2百万ドルの損失）。
- ・営業費用に計上された2百万ドルの顧客救済費用（税引後2百万ドルの損失）。

2020年3月半期中、当グループは非継続事業に関連して以下の影響を認識した。

- ・売却完了のための費用に起因し、営業収入に計上された16百万ドルの売却損（税引後11百万ドルの損失）。
- ・124百万ドルの顧客救済費用（営業収入に計上された128百万ドルおよび営業費用に計上された4百万ドルの戻入）および30百万ドルの関連する税務上の便益。
- ・チューリッヒへの生命保険事業の売却に伴う保険契約者の税務ポジションの清算に関連して営業収入に計上された101百万ドルの費用と、法人税に計上された101百万ドルの税務上の便益による相殺。

キャッシュフロー計算書

	半期			増減率	
				2021年	2021年
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	3月期対 2020年 9月期	3月期対 2020年 3月期
	(単位：百万ドル)				
営業活動による（に使用された） 純キャッシュフロー	-	-	(25)	該当なし	-100%
投資活動による（に使用された） 純キャッシュフロー	-	-	-	該当なし	該当なし
財務活動による（に使用された） 純キャッシュフロー	-	-	25	該当なし	-100%
現金および現金同等物の純増加/ (減少)	-	-	-	該当なし	該当なし

ii) 売却目的保有資産および負債

2021年3月31日現在、以下の売却は会計基準に基づき売却目的保有として分類される基準を満たしていたが、重要性に基づき、貸借対照表上は、売却目的保有の資産および負債として区分表示されていない。2020年9月半期および2020年3月半期において、売却目的保有の資産および負債はなかった。

・ワールドライン・ジョイント・ベンチャー

2020年12月、当グループは欧州に本拠を置く決済企業であるワールドラインとジョイント・ベンチャーを設立した旨を発表した。このジョイント・ベンチャーの取決めは、ANZおよびワールドラインがそれぞれ49%および51%の持分を保有する加盟店アクワイアラグループの新規設立を伴う。この取引は2022会計年度に完了することが見込まれ、規制当局およびその他の承認ならびにカード決済の仕組みに関する取決めに条件としている。2021年3月31日現在、この事業に関する純資産は8百万ドルで、主に設備30百万ドル、各種のその他の資産5百万ドルおよび支払債務およびその他の負債27百万ドルに関連している。

・ANZシェア・インベスティング

2021年3月半期に、当グループは簡素化戦略の継続を反映して、ANZシェア・インベスティング事業を売却目的保有に分類変更した。純資産を売却費用控除後の公正価値で再測定した結果、当グループは当該事業に帰属するのれんの評価減に関連して、その他営業収入で251百万ドルの損失を認識した。2021年3月31日現在、この事業に関連する純資産は12百万ドルで、主にのれんに関連している。

[次へ](#)

14. 発行済社債

	期末現在			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期対 2020年 9月期	2021年 3月期対 2020年 3月期
	(単位：百万ドル)				
非劣後債務合計	83,963	98,607	119,136	-15%	-30%
その他Tier 1 資本（永久劣後証券） ⁽¹⁾					
ANZキャピタルノート					
（ANZ CN） ⁽²⁾					
ANZ CN1	1,120	1,119	1,119	0%	0%
ANZ CN2	1,609	1,608	1,607	0%	0%
ANZ CN3	968	967	966	0%	0%
ANZ CN4	1,615	1,614	1,613	0%	0%
ANZ CN5	927	926	926	0%	0%
ANZ資本証券 ⁽³⁾	1,347	1,499	1,712	-10%	-21%
ANZニュージーランド・キャピタルノート ⁽⁴⁾	459	463	487	-1%	-6%
Tier 2 資本					
永久劣後債 ⁽⁵⁾	395	422	485	-6%	-19%
期限付劣後債 ⁽⁶⁾	15,220	12,443	12,197	22%	25%
劣後債務合計	23,660	21,061	21,112	12%	12%
発行済社債合計	107,623	119,668	140,248	-10%	-23%

(1) ANZキャピタルノート、ANZ資本証券およびANZニュージーランド・キャピタルノートはバーゼル3 適格商品である。

(2) ANZキャピタルノートのそれぞれは、特定の強制転換日に1%の割引を適用した価格で可変数のANZ普通株式に転換される（ただし、所定の条件を満たす必要がある）。ANZの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下になった場合、またはANZがAPRAより存続不能の通知を受領した場合、当該ノートは転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格で可変数のANZ普通株式に転換される。所定の条件を満たした場合、当該ノートはANZの裁量により、繰上償還日または早期転換日にANZによって償還されるか、（強制転換と同様の条件で）ANZ普通株式に転換される。

	発行体	発行日	発行金額 (単位：百万ドル)	繰上償還日または 早期転換日	強制転換日
CN1	ANZ	2013年 8月 7日	1,120	2021年 9月 1日	2023年 9月 1日
CN2	ANZ	2014年 3月31日	1,610	2022年 3月24日	2024年 3月24日
CN3	ANZ（ニュージーランド支店を通じて）	2015年 3月 5日	970	2023年 3月24日	2025年 3月24日
CN4	ANZ	2016年 9月27日	1,622	2024年 3月20日	2026年 3月20日
CN5	ANZ	2017年 9月28日	931	2025年 3月20日	2027年 3月20日

- (3) 2016年6月15日、ANZはロンドン支店を通じて、1十億米ドルの全額払込済み条件付転換永久劣後証券（「ANZ資本証券」）を発行した。ANZの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下になった場合、またはANZがAPRAより存続不能の通知を受領した場合、当該証券は転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格で可変数のANZ普通株式に転換される。所定の条件を満たした場合、第1回金利変更日（2026年6月15日）およびその5年毎の応当日に、ANZはその裁量により、当該証券のすべてを償還する権利を有している。
- (4) 2015年3月31日、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（ANZニュージーランド）は、500百万ニュージーランド・ドルの転換可能ノート（「ANZニュージーランド・キャピタルノート」）を発行した。ANZまたはANZニュージーランドの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下になった場合、ANZがAPRAから存続不能の通知を受領した場合、ANZニュージーランドがRBNZから指図を受けた場合、またはANZニュージーランドに対して法定マネジャーが任命され決定を行う場合、ANZニュージーランド・キャピタルノートは転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格で可変数のANZ普通株式に転換される。2020年4月、RBNZはニュージーランドで設立された登録銀行（ANZニュージーランドを含む）に、その時点で資本商品を償還するべきではないと通知した。そのため、ANZニュージーランドはオプションによる交換日（2020年5月25日）にANZニュージーランド・キャピタルノートを償還することは認められなかったが、これらのノートに対する利払いは継続することができる。ANZニュージーランドは2020年5月にノートを転換するオプションを行使しなかったため、ANZニュージーランド・キャピタルノートの条件は、2022年5月25日において1%の割引を適用した価格で可変数のANZ普通株式へ転換される旨を規定している（ただし、所定の条件を満たす必要がある）。
- (5) 300百万米ドルの永久劣後債に対しては、バーゼル3自己資本規制上の取扱いの経過措置が、2021年12月の移行期間終了時まで認められている。
- (6) すべての期限付劣後債は転換可能でバーゼル3適格商品である。ANZがAPRAより存続不能の通知を受領した場合、当該転換可能劣後債は転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格で可変数のANZ普通株式に転換される。

15. 信用リスク

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表で認識される金融資産について、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。場合によって、貸借対照表に計上される帳簿価額と下表の値とが異なることがある。原則としてかかる差異は、主に市場リスクにさらされる持分商品などの信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産、または銀行預金および貨幣について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。偶発的なエクスポージャーについては、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる商品について請求を受けた場合に当グループが支払わなければならない最大額である。

以下の表は、受入担保またはその他の信用補完考慮前の、オン・バランスシートおよびオフ・バランスシートのポジションの信用リスクの最大エクスポージャーを示している。

	計上			除外 ⁽¹⁾			信用リスクの 最大エクスポージャー		
	期末現在			期末現在			期末現在		
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月
(単位：百万ドル)									
オン・バランスシートの ポジション									
正味貸付金および前渡金 投資有価証券	614,359	617,093	656,609	-	-	-	614,359	617,093	656,609
- 償却原価で測定 される負債証券	7,028	6,816	7,231	-	-	-	7,028	6,816	7,231
- FVOCIで測定 される負債証券	83,715	85,460	77,476	-	-	-	83,715	85,460	77,476
- FVOCIで測定 される持分証券	1,184	1,062	1,166	1,184	1,062	1,166	-	-	-
- FVTPLで測定 される負債証券	63	53	50	-	-	-	63	53	50
その他金融資産	300,339	319,224	393,862	15,829	14,753	14,305	284,510	304,471	379,557
オン・バランスシートの ポジション合計	1,006,688	1,029,708	1,136,394	17,013	15,815	15,471	989,675	1,013,893	1,120,923
オフ・バランスシートの コミットメント									
未実行与信枠および 偶発与信枠 ⁽²⁾	252,392	266,716	269,417	-	-	-	252,392	266,716	269,417
合計	1,259,080	1,296,424	1,405,811	17,013	15,815	15,471	1,242,067	1,280,609	1,390,340

(1) 信用リスク・エクスポージャーを伴わないため、流動性資産のうちの紙幣、硬貨および銀行預金、ならびに投資有価証券 - FVOCIで測定される持分証券のうちの持分証券は除外されている。

(2) 未実行与信枠および偶発与信枠には、保証、信用状および履行保証関連偶発債務が、予想信用損失のための一括評価引当金を控除して含まれている。

信用の質

当グループは、金融資産の信用の質を、顧客信用格付（「CCR」）を用いて管理している。当グループのCCRは、広範な比較を可能にするために、以下のように外部格付機関の測定基準にマッピングされている。

信用の質の説明	内部CCR	ANZ顧客要件	ムーディーズ 格付	スタンダード& プアーズ格付
信用度が高い	CCR 0+ から 4-	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa - Baa3	AAA - BBB-
受入れ可能	CCR 5+ から 6-	景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が一部存在する可能性があるものの、中長期にわたり健全な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 - B1	BB+ - B+
信用度が低い	CCR 7+ から 8=	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性の継続が予想されることから、いくつかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 - Caa	B - CCC
デフォルト	CCR 8- から 10	与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融商品（または「当該与信枠」）はデフォルトに分類される。	該当なし	該当なし

正味貸付金および前渡金

2021年3月期末現在

	2022年10月期決算状況				合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	390,928	12,204	-	-	403,132
受入れ可能	149,462	33,317	-	-	182,779
信用度が低い	8,493	14,150	-	-	22,643
デフォルト	-	-	4,160	1,941	6,101
償却原価で測定される貸付金および前渡金総額	548,883	59,671	4,160	1,941	614,655
ECL引当金	(975)	(2,085)	(412)	(778)	(4,250)
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	547,908	57,586	3,748	1,163	610,405
引当率	0.18%	3.49%	9.90%	40.08%	0.69%
損益を通じて公正価値で測定される貸付金および前渡金					3,013
前受収益 ⁽¹⁾					(437)
資産計上された仲介手数料およびその他の組成費用 ⁽¹⁾					1,378
帳簿価額純額					614,359

2020年9月期末現在

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	395,608	18,262	-	-	413,870
受入れ可能	133,558	37,577	-	-	171,135
信用度が低い	8,461	16,850	-	-	25,311
デフォルト	-	-	4,762	2,256	7,018
償却原価で測定される貸付金および前渡金総額	537,627	72,689	4,762	2,256	617,334
ECL引当金	(1,204)	(2,465)	(461)	(851)	(4,981)
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	536,423	70,224	4,301	1,405	612,353
引当率	0.22%	3.39%	9.68%	37.72%	0.81%
損益を通じて公正価値で測定される貸付金および前渡金					3,938
前受収益 ⁽¹⁾					(460)
資産計上された仲介手数料およびその他の組成費用 ⁽¹⁾					1,262
帳簿価額純額					617,093

2020年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	465,601	14,009	-	-	479,610
受入れ可能	114,178	39,137	-	-	153,315
信用度が低い	5,959	11,692	-	-	17,651
デフォルト	-	-	4,837	2,435	7,272
償却原価で測定される貸付金および前渡金総額	585,738	64,838	4,837	2,435	657,848
ECL引当金	(1,191)	(1,968)	(455)	(1,055)	(4,669)
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	584,547	62,870	4,382	1,380	653,179
引当率	0.20%	3.04%	9.41%	43.33%	0.71%
損益を通じて公正価値で測定される貸付金および前渡金					2,932
前受収益 ⁽¹⁾					(661)
資産計上された仲介手数料およびその他の組成費用 ⁽¹⁾					1,158
帳簿価額純額					656,609

(1) 2021年3月半期において、従来は「前受収益」で相殺されていた繰延費用は、残高の性格との整合性を向上させるために「資産計上された仲介手数料およびその他の組成費用」に組み替えられた。これに従って、比較情報は修正再表示されている(2020年9月半期：394百万ドル、2020年3月半期：293百万ドル)。

オフ・バランスシートのコミットメント-未実行与信枠および偶発与信枠

2021年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	168,628	1,829	-	-	170,457
受入れ可能	23,398	4,148	-	-	27,546
信用度が低い	950	938	-	-	1,888
デフォルト	-	-	135	232	367
ECLの対象の未実行与信枠および偶発与信枠総額	192,976	6,915	135	232	200,258
引当金に含まれているECL引当金	(568)	(207)	(20)	(31)	(826)
ECLの対象の未実行与信枠および偶発与信枠純額	192,408	6,708	115	201	199,432
引当率	0.29%	2.99%	14.81%	13.36%	0.41%
ECLの対象外の未実行与信枠および偶発与信枠 ⁽¹⁾					52,960
未実行与信枠および偶発与信枠純額					252,392

2020年9月期末現在

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	171,979	3,045	-	-	175,024
受入れ可能	22,983	3,972	-	-	26,955
信用度が低い	1,123	1,132	-	-	2,255
デフォルト	-	-	144	203	347
ECLの対象の未実行与信枠					
および偶発与信枠総額	196,085	8,149	144	203	204,581
引当金に含まれているECL引当金	(596)	(239)	(23)	(40)	(898)
ECLの対象の未実行与信枠					
および偶発与信枠純額	195,489	7,910	121	163	203,683
引当率	0.30%	2.93%	15.97%	19.70%	0.44%
ECLの対象外の未実行与信枠					
および偶発与信枠 ⁽¹⁾					63,033
未実行与信枠および偶発与信枠純額					266,716

2020年3月期末現在

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	172,684	1,617	-	-	174,301
受入れ可能	24,433	4,832	-	-	29,265
信用度が低い	284	1,156	-	-	1,440
デフォルト	-	-	149	164	313
ECLの対象の未実行与信枠					
および偶発与信枠総額	197,401	7,605	149	164	205,319
引当金に含まれているECL引当金	(610)	(244)	(18)	(38)	(910)
ECLの対象の未実行与信枠					
および偶発与信枠純額	196,791	7,361	131	126	204,409
引当率	0.31%	3.21%	12.08%	23.17%	0.44%
ECLの対象外の未実行与信枠					
および偶発与信枠 ⁽¹⁾					65,008
未実行与信枠および偶発与信枠純額					269,417

(1) 通知をすることなく、いかなる時点でも無条件で取消が可能なコミットメント。

投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券

2021年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	5,657	-	-	-	5,657
受入れ可能	1,389	-	-	-	1,389
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	7,046	-	-	-	7,046
ECL引当金	(18)	-	-	-	(18)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	7,028	-	-	-	7,028
引当率	0.26%	-	-	-	0.26%

2020年9月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	5,594	-	-	-	5,594
受入れ可能	1,067	175	-	-	1,242
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	6,661	175	-	-	6,836
ECL引当金	(20)	-	-	-	(20)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	6,641	175	-	-	6,816
引当率	0.30%	0.00%	-	-	0.29%

2020年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	5,733	-	-	-	5,733
受入れ可能	888	625	-	-	1,513
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	6,621	625	-	-	7,246
ECL引当金	(14)	(1)	-	-	(15)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	6,607	624	-	-	7,231
引当率	0.21%	0.16%	-	-	0.21%

投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券

	2021年3月期末現在				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3		
			一括評価	個別評価	
信用度が高い	83,494	-	-	-	83,494
受入れ可能	221	-	-	-	221
投資有価証券 - FVOCIで測定される 負債証券	83,715	-	-	-	83,715
その他の包括利益に認識されたECL 引当金	(11)	-	-	-	(11)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

	2020年9月期末現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	85,287	-	-	-	85,287
受入れ可能	173	-	-	-	173
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	85,460	-	-	-	85,460
その他の包括利益に認識されたECL引当金	(10)	-	-	-	(10)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

	2020年3月期末現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	77,213	-	-	-	77,213
受入れ可能	263	-	-	-	263
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	77,476	-	-	-	77,476
その他の包括利益に認識されたECL引当金	(9)	-	-	-	(9)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

投資有価証券 - FVTPLで測定される負債証券

	2021年3月期末現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
受入れ可能	63	-	-	-	63
投資有価証券 - FVTPLで測定される					
負債証券	63	-	-	-	63
ECL引当金	-	-	-	-	-
引当率	0.00%	-	-	-	0.00%

	2020年9月期末現在				
	ステージ3				
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
受入れ可能	53	-	-	-	53
投資有価証券 - FVTPLで測定される					
負債証券	53	-	-	-	53
ECL引当金	-	-	-	-	-
引当率	0.00%	-	-	-	0.00%

	2020年3月期末現在				
	ステージ3				
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
受入れ可能	50	-	-	-	50
投資有価証券 - FVTPLで測定される					
負債証券	50	-	-	-	50
ECL引当金	-	-	-	-	-
引当率	0.00%	-	-	-	0.00%

その他金融資産

	期末現在		
	2021年3月	2020年9月	2020年3月
	(単位：百万ドル)		
信用度が高い	280,105	293,171	369,909
受入れ可能	3,846	10,671	9,033
信用度が低い	556	628	615
デフォルト	3	1	-
その他金融資産	284,510	304,471	379,557

16. 公正価値測定

当グループは、金融商品の多くを貸借対照表において公正価値で計上している。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払われるであろう価格の最善の見積りである。

i) 貸借対照表において公正価値で測定されている資産および負債

a) 評価

当グループは、公正価値の正確な決定、報告、管理を確保するため、適切な職務分掌を含む統制の枠組みを確立している。この枠組みには以下のような特徴がある。

- ・公正価値が適切に決定できる場合にのみ、外部顧客および取引当事者との取引に関して商品が承認される。
- ・商品の評価に相場価格を使用する場合、これらの価格は外部の価格設定プロバイダーから独立して検証される。
- ・公正価値評価手法およびインプットは、取引を行う当事者とは独立した部署によって評価および承認される。
- ・公正価値の変動は独立して監視され、公正価値に関連する基礎的要因を参照して説明される。
- ・評価の調整（資金調達評価調整、信用評価調整、ビッド・オファー調整など）は、独立して検証および監視される。

当グループが相殺するリスク・ポジションを保有している場合、当グループはAASB第13号「公正価値測定」（「AASB第13号」）のポートフォリオの適用除外を用いて、かかる金融資産および金融負債のグループの公正価値を測定する。当行は、特定のリスク・エクスポージャーのネット・ロング・ポジション（資産）を売却するため、または特定のリスク・エクスポージャーの正味ショート・ポジション（負債）を譲渡するために受け取るであろう価格に基づいてポートフォリオを測定する。

b) 公正価値アプローチおよび評価技法

当行は、資産または負債の活発な市場における相場価格が存在しない場合、認識、測定、開示目的で資産および負債の公正価値を見積もるために評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
以下に分類される金融商品： - 売買目的有価証券 - 空売り有価証券 - デリバティブ金融資産および負債 - 投資有価証券 - その他資産	同様の信用リスク、満期、利回りの特徴を有する有価証券の観察可能な市場インプットを組み込んだ評価技法が使用される。活発な市場で取引されていない持分商品は、比較会社の株価収益率を使用して測定する場合がある。
以下に分類される金融商品： - 正味貸付金および前渡金 - 預金およびその他の借入金 - 発行済社債	商品の契約上の将来のキャッシュフローが、ホールセール市場金利、または同様の満期もしくは残存期間に適切なイールド・カーブを有する債務の市場借入金利を組み込んだ割引率を用いて割引かれている場合、割引キャッシュフロー法が用いられる。

当半期または前年度の半期のいずれにおいても、評価アプローチに重要な変更はなかった。

c) 公正価値ヒエラルキー

当グループは、公正価値を測定するために使用されるインプットの観察可能性に基づき、公正価値で計上された金融資産および負債を、AASB第13号が要求する以下の公正価値ヒエラルキーに分類している。

- ・レベル1 - 同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価。
- ・レベル2 - 同様の資産または負債について直接あるいは間接的に観察可能なレベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価。
- ・レベル3 - 資産または負債の公正価値を測定するために、重要な観察不能なインプットが使用されている評価。

当半期または前年度の半期のいずれにおいても、レベル分類アプローチに重要な変更はなかった。

d) 公正価値ヒエラルキーの開示

下記の表は、公正価値で計上された資産および負債を示すものである。

	公正価値測定			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
	(単位: 百万ドル)			
2021年3月31日現在				
資産				
売買目的有価証券 ⁽¹⁾	41,424	4,907	-	46,331
デリバティブ金融商品	648	103,984	34	104,666
投資有価証券 ⁽¹⁾	83,573	209	1,180	84,962
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定）	-	3,003	10	3,013
合計	125,645	112,103	1,224	238,972
負債				
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	3,598	-	3,598
デリバティブ金融商品	947	101,954	25	102,926
支払債務およびその他の負債 ⁽²⁾	3,925	12	-	3,937
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	1,926	-	1,926
合計	4,872	107,490	25	112,387
2020年9月30日現在				
資産				
売買目的有価証券	44,004	6,909	-	50,913
デリバティブ金融商品	681	134,588	62	135,331
投資有価証券	85,330	137	1,108	86,575
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定）	-	3,925	13	3,938
合計	130,015	145,559	1,183	276,757
負債				
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	3,078	-	3,078
デリバティブ金融商品	1,120	133,536	55	134,711
支払債務およびその他の負債 ⁽²⁾	3,830	13	-	3,843
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	2,159	-	2,159
合計	4,950	138,786	55	143,791
2020年3月31日現在				
資産				
売買目的有価証券	39,000	10,068	-	49,068
デリバティブ金融商品	1,565	172,039	73	173,677
売却可能資産	76,932	550	1,210	78,692
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定）	-	2,919	13	2,932
合計	117,497	185,576	1,296	304,369
負債				
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	5,461	-	5,461
デリバティブ金融商品	1,778	165,519	67	167,364
支払債務およびその他の負債 ⁽²⁾	4,113	21	-	4,134
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	2,681	-	2,681
合計	5,891	173,682	67	179,640

- (1) レベル間の振替は、当該振替が発生した報告期間の期首現在で測定されている。2021年3月半期および2020年3月半期におけるレベル1からレベル2、およびレベル2からレベル1への重要な振替はなかった。2020年9月半期には、相場価格を裏付けるトレーディング活動の増加を受けて、100百万ドルの債券資産がレベル2からレベル1に振り替えられた。
- (2) 支払債務およびその他の負債は空売り有価証券に関連しているが、空売り有価証券は売買目的保有に分類され、損益を通じて公正価値で測定されている。

ii) 観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定の詳細

a) レベル3の公正価値測定

レベル3の金融商品の正味残高は、1,199百万ドル（2020年9月：1,128百万ドル、2020年3月：1,229百万ドル）の資産である。重要な観察不能なインプットが組み込まれている資産および負債には、主に以下が含まれる。

- ・活発な市場がない、または取引価格が観察不能な株式
- ・主に市場における取引の欠如により観察することができない市場レートを参照するその他のデリバティブ。

天津銀行（「BoT」）

レベル3の残高の変動は、当グループの天津銀行への投資を再評価したことによるものである。

当該投資は、比較株価純資産（「P/B」）倍率に基づいて評価されている（P/B倍率は、株式の市場価格と帳簿価額の比率である）。適切な倍率を決定するに当たって適用される判断の範囲および倍率が導き出される際に用いられる比較対象グループは、観察不能インプットであり、結果的にレベル3に分類される。

その他

2021年3月半期において、当グループは投資有価証券資産35百万ドルおよびデリバティブ負債5百万ドルをレベル3からレベル2に振り替えたが、これはこれらの金融商品の評価パラメーターが期中に観察可能になったことによる。当半期または前年度の半期のいずれにおいても、レベル3との間で他の振替はなかった。

b) レベル3のデータのインプットに対する感応度

重要なインプットが市場で直接観察することができない（レベル3インプット）という理由により、当行が仮定を行う場合、これらの仮定を変更することで商品の公正価値の当グループによる見積額は変動する。有利および不利な変動は、評価を導く際に使用される主要な観察不能なパラメーターを変更することにより決定される。

天津銀行（「BoT」）

BoTへの投資の評価は、選択された観察不能なインプット、すなわちP/B倍率に影響される。P/B倍率が10%増加または減少した場合、当該投資の公正価値の102百万ドル（2020年9月：93百万ドル、2020年3月：105百万ドル）の増加または減少につながり、株主資本に認識される。

その他

残りのレベル3残高は多額ではなく、レベル3インプットの変更が当グループの純利益および純資産に与える影響は最小限である。

c) 公正価値の繰延損益

金融商品の公正価値に重要な観察不能なインプットを用いて公正価値が決定される際に、当グループは、取引価格と評価技法に基づく算定額との差額（取引日における損益と呼ばれる）を純損益として直ちに認識することはない。当初認識後、繰延額は、取引残存期間にわたり定額法によって、またはすべてのインプットが観察可能になった際に、純損益に認識される。

取引日における繰延損益は多額ではない。

iii) 公正価値で測定されていない資産および負債

下表に記載されている金融資産および負債のクラスは、主に、当グループの貸借対照表において償却原価で計上されている。これは資産が実現され負債が決済されると当グループが予想する価額であるが、下表で貸借対照表日現在の金融資産および負債の公正価値の見積りを示し、金融資産および金融負債のクラス全体の公正価値を表示している。

2021年3月31日現在	貸借対照表における帳簿価額			公正価値
	償却原価	公正価値	合計	
	(単位：百万ドル)			
金融資産				
正味貸付金および前渡金	611,346	3,013	614,359	615,139
投資有価証券	7,028	84,962	91,990	91,945
合計	618,374	87,975	706,349	707,084
金融負債				
預金およびその他の借入金	703,025	3,598	706,623	706,813
発行済社債	105,697	1,926	107,623	109,580
合計	808,722	5,524	814,246	816,393
2020年9月30日現在				
金融資産				
正味貸付金および前渡金	613,155	3,938	617,093	618,095
投資有価証券	6,816	86,575	93,391	93,391
合計	619,971	90,513	710,484	711,486
金融負債				
預金およびその他の借入金	679,255	3,078	682,333	682,623
発行済社債	117,509	2,159	119,668	121,453
合計	796,764	5,237	802,001	804,076
2020年3月31日現在				
金融資産				
正味貸付金および前渡金	653,677	2,932	656,609	658,091
投資有価証券	7,231	78,692	85,923	85,944
合計	660,908	81,624	742,532	744,035
金融負債				
預金およびその他の借入金	721,448	5,461	726,909	727,326
発行済社債	137,567	2,681	140,248	138,454
合計	859,015	8,142	867,157	865,780

17. 株主資本

発行済み上場株式

	期末現在		
	2021年 3月	2020年 9月 (株式数)	2020年 3月
普通株式			
期首残高	2,840,370,225	2,836,177,422	2,834,584,923
ボーナス・オプション制度	929,207	819,781	1,592,499
配当金再投資制度 ⁽¹⁾	4,242,368	3,373,022	-
期末残高	2,845,541,800	2,840,370,225	2,836,177,422
差引自己株式	(4,484,712)	(4,927,878)	(5,011,537)
期末残高	2,841,057,088	2,835,442,347	2,831,165,885
当期中の発行数 / (買戻数)	5,171,575	4,192,803	1,592,499

(1) 2020年度最終配当金に係るDRPは、1株当たり22.19ドルで4,242,368株を加入している株主に発行することによって全額が充足された。2020年度中間配当金に係るDRPは、1株当たり18.06ドルで3,373,022株を加入している株主に発行することによって充足された。

	期末現在			増減率	
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月期 対2020年 9月期	2021年 3月期 対2020年 3月期
	(単位：百万ドル)				
株主資本					
普通株式資本	26,615	26,531	26,440	0%	1%
準備金					
為替換算調整勘定	(503)	155	1,988	大	大
株式オプション準備金	56	85	62	-34%	-10%
FVOCI準備金	567	245	(51)	大	大
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	643	1,038	874	-38%	-26%
非支配持分株主間取引準備金	(22)	(22)	(22)	0%	0%
準備金合計	741	1,501	2,851	-51%	-74%
利益剰余金	35,210	33,255	32,073	6%	10%
当行株主に帰属する株式資本および準備金	62,566	61,287	61,364	2%	2%
非支配持分に帰属するもの	10	10	11	0%	-9%
株主資本合計	62,576	61,297	61,375	2%	2%

18. グループ構成の変更

2021年3月31日に終了した半期には、重要な被支配事業体の取得も売却もなかった。

19. 関連会社に対する投資⁽¹⁾

	半期			増減率	
				2021年 3月期対 2020年 9月期	2021年 3月期対 2020年 3月期
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月		
	(単位：百万ドル)				
関連会社投資の持分利益/(損失)	(242)	20	135	大	大

利益貢献額⁽²⁾

	当グループの税引後利益への貢献			当グループが保有する所有持分		
	半期			期末現在		
	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月	2021年 3月	2020年 9月	2020年 3月
	(単位：百万ドル)					
関連会社						
PT バンク・パン・インドネシア	65	(19)	74	39	39	39
AMMBホールディングスBerhad ⁽³⁾⁽⁴⁾	(307)	41	61	24	24	24
その他の関連会社	-	(2)	-	該当なし	該当なし	該当なし
関連会社投資の持分利益/(損失)	(242)	20	135			

- (1) 2020年3月31日付で、当グループはAmBankの減損595百万ドルおよびPT Paninの減損220百万ドルを計上し、その他営業収入に減損費用815百万ドルを計上した。
- (2) 利益貢献額は、当グループの会計年度末および会計方針と一致させるための調整後のIFRS同等の実績を反映しており、これらの事業体が公表した実績とは異なる可能性がある。2020年9月半期に、当グループはPT Paninの持分法利益の調整68百万ドルを認識した。当グループが2018年10月1日にAASB第9号「金融商品」を適用した際に、会計方針に一致させるために、PT Paninの移行時調整の見積額が利益剰余金の期首残高を通じて認識された。PT Paninは2020年9月半期中にAASB第9号を適用し、移行時調整を利益剰余金に認識した。この68百万ドルの調整は、2018年10月1日に当グループによって認識済の金額控除後の移行時調整に対する当グループの持分法適用による持分を表す。
- (3) 1 マレーシア・デベロップメント・ブルハドへの関与に関連する潜在的な請求を解決するためのAmBankとマレーシア財務省の間の合意を受けて、2021年3月半期中に、和解引当金の持分割合を反映して、当グループは持分法利益の減額212百万ドルおよび対応する投資の帳簿価額の減少を認識した。
- (4) 2021年3月半期中に、AmBankはその貸借対照表に計上されているのれんの一部で減損を計上し、当グループはAmBankが認識した減損に対する持分を反映して持分利益の減少135百万ドルと、対応する投資の帳簿価額の減額を認識した。

20. 関連当事者に関する開示

2020年9月30日からの当グループの財政状態の変動および業績を理解するために重要な、関係当事者との取引はなかった。

21. 偶発債務および偶発資産

当グループに対する未決の訴訟、請求および潜在的な請求がある。該当する場合には、法律専門家の助言に照らして適切と考えられる引当金の計上（注記12を参照のこと）および開示が行われている。場合によっては、開示が実務的でないこと、または開示により当グループの利益を毀損するおそれがあるため、個別項目が財務に及ぼす影響の見積額を開示していない。

2020年9月30日現在の偶発債務および偶発資産の説明については、2020年度ANZ年次財務報告書の注記33を参照のこと。それらの偶発債務の一部の、および当報告期間に発生した新たな偶発債務の概要は以下のとおりである。

- 規制上および顧客関連のエクスポージャー

近年、当グループについて規制当局が関与する案件数が増加している。また、とりわけオーストラリアおよび世界各国の金融機関に対して、規制上の捜査、監視や検査の内容と規模、民事および刑事の強制措置（訴訟またはそれ以外であるかを問わない）、公式および非公式の調査、規制上の監督活動ならびに規制当局によって科される罰金の金額が著しく増大している。当グループは、業界全体および当グループに限定した検査の一環として、規制当局から様々な通知および情報提供の要請を受けた。また、規制当局に対して当グループ自ら進んで開示を行った。これらの関与は広範囲に及ぶ可能性があり、例えば、担当する融資実務、規制されている貸付の要件、商品の適合性および販売、これらに課される利子および手数料や受給権、顧客救済措置、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場および金融取引における行為、資本市場取引、マネーロンダリング対策およびテロ資金対策の義務、報告および開示の義務ならびに商品開示に関する文書などの多岐にわたる事項が含まれる、あるいは含まれていた。これらは、規制に対するエクスポージャーに加えて顧客に対するエクスポージャーが生じる可能性がある。これらのエクスポージャーとしては、集団訴訟、個別請求、または顧客救済や補償措置が含まれるおそれがある。これらの検査の結果および潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

- ベンチマーク／金利を巡る訴訟

2016年7月と8月に、当行を含めた米国内外の銀行を相手取った集団訴訟の訴状が米国地方裁判所に提出された。一方は、バンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）を巡る訴訟で、他方は、シンガポール銀行間取引金利（「SIBOR」）およびシンガポール・スワップ・オファー・レート（「SOR」）を巡る訴訟である。両集団訴訟は、BBSWまたはSIBORに基づき値付け、評価、および／または決済された米国を本拠地とする金融商品取引に関与した個人と企業に適用されると表明されている。原告は金額を定めない損害賠償または補償金を請求しており、当行をはじめとする被告銀行が米国の独占禁止法および（BBSWの訴訟のみ）組織犯罪排除法、商品取引法、ならびに不当利得原則に違反したと主張している。2021年3月、当行はBBSW集団訴訟で和解合意に達した。和解は賠償責任を認めるものではなく、依然として交渉および完全な和解条件の履行ならびに裁判所の承認を必要とする。この和解の財務的影響に重要性はなく、2021年3月31日現在で全額が引当済である。SIBORに関連する別の集団訴訟は継続中であり、抗弁中である。

2017年2月、南アフリカ競争委員会は南アフリカ・ランド建て取引において同国競争法のカルテル禁止規定に違反したとして、当行を含めた国内外の銀行を相手取った訴訟を開始した。民事罰の見込みあるいはその他の財務的な影響は判明していない。

- 資本調達に関する訴訟

2018年6月に、連邦公訴官は、当行の2015年8月の普通株式約80.8百万株の機関投資家向けの株式売出しの共同主幹事によるカルテル行為に関与したと主張している件について、当行および上層部の従業員に対する刑事訴訟に取り掛かった。当行および当行の上層部の従業員は、この申し立てに対し争っている。この公判は現在、2022年4月に開始される予定である。

2018年9月に、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）は、当行が、2015年8月の機関投資家向けの株式売出しに関連する継続開示義務を遵守していないという主張に対する民事訴訟に取り掛かった。ASICは、売出し株式のうち、普通株式約25.5百万株を共同主幹事が引き受けた件について、当行が市場に知らせるべきだったと主張している。当行は、この申し立てに対し争っている。

- **消費者信用保険訴訟**

2020年2月に、消費者信用保険商品の販売に関連する金融助言義務の違反、誤解を招くまたは欺瞞的な行為および非良心的行為を主張する集団訴訟が当行に対して申し立てられた。保険商品の発行者であるQBEおよびOnePath Lifeも請求の被告となっている。当行は、この申し立てに対し争っている。

- **ESANDAのディーラー自動車ローンに関する訴訟**

2020年8月に、ディーラーが手配したEsandaの自動車ローンにおけるフレックス・コミッションの利用に関する不公正行為、誤解を招くまたは欺瞞的な行為および衡平法上の錯誤を主張する集団訴訟が当行に対して申し立てられた。当行は、この申し立てに対し争っている。

- **OnePathの老齢退職年金訴訟**

2020年12月、OnePathカस्टディアンズ、OnePathライフおよび当行を相手取って、OnePathカस्टディアンズが、老齢退職年金の投資および報酬に関連して、老齢退職年金法の下での義務および受託会社としての義務に違反した旨を申し立てた集団訴訟が提起された。訴状では、当行がOnePathカस्टディアンズの投資に関する違反の一部に関与していたとも申し立てている。当行は、この申し立てに対し争っている。

- **王立委員会**

銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会は、2019年2月4日に最終報告書を公表した。王立委員会の調査結果および勧告は、追加的費用をもたらし、さらなる規制当局の措置や、集団訴訟、個別請求または顧客救済もしくは補償措置などの潜在的な顧客関連のエクスポージャーを含む、さらなるエクスポージャーにつながる可能性がある。上記の発生する可能性のあるエクスポージャーに関連した結果および総費用は依然として不明である。

- **担保回収を巡る訴訟**

減損資産の問題を解決するための担保回収措置に起因して、様々な損害賠償請求が起きており、これからも発生が予想される。これらの請求については抗弁する見込みである。

- **保証および補償**

当グループは、事業および資産の様々な処分やその他の取引に関連して、購入者およびその他の者のための保証、補償およびその他のコミットメントを提供しており、これは様々な事項およびリスクを対象としている。当グループはこれらの保証、補償、コミットメントに基づく請求にさらされている。

22. 貸借対照表日以降の重要な事象

2021年4月26日、当グループは、2026年5月満期のホールセール変動利付劣後債700,000,000豪ドルを償還するオプションを行使する旨の通知を掲示した。この債券は、2021年5月17日に額面価額700百万ドルで償還される。

上記の事項を除き、2021年3月31日から本報告書の署名日までの間、修正または開示が行われていない重要な事象はない。

[前へ](#)

2【その他】

(1) 後発事象

2021年3月31日から本書提出日までに、上記「第2 企業の概況 - 2 事業の内容 - (5)最近の進展」および「1 中間財務書類 - 注記22（貸借対照表日以降の重要な事象）」に記載された事項を除き、ANZに関して重要な事象はなかった。

(2) 訴訟等

当グループに有利なおよび不利な未解決の裁判所における訴訟、請求および請求の可能性がある。関連がある場合、専門的な法的助言を得ており、かかる助言に照らして、適切と考えられる引当金（「1 中間財務書類 - 注記12（その他引当金）」を参照のこと。）を計上し、および/または開示が行われている。場合により、ANZは個別の項目の財務上の影響の見積もりを開示していない。なぜなら、開示することが実際的ではないか、あるいは、かかる開示が当グループの利益を害する可能性があるからである。

詳細については、上記「1 中間財務書類 - 注記21（偶発債務および偶発資産）」および令和2年12月23日提出の有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況」中の「- 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 注記33（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」を参照のこと。さらに完全を期するため、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なりリスクおよび不確実性」の「17. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」で開示されているリスク要因を参照のこと。

3【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

当グループの要約中間連結財務書類はオーストラリア会計基準（AAS）およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書（「AGAAP」と総称する。）に準拠して作成されている。国際財務報告基準（IFRS）はAGAAPの基礎を成している。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPと日本基準の重要な差異を概説したものである。当グループは、要約中間連結財務書類および関連注記の開示に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAP、AGAAPの基礎となるIFRSおよび日本基準を公表する組織は、比較に将来重要な影響を与えうる継続中のプロジェクトを複数抱えている。さらに、所定の会計基準の変更の結果生じるAGAAPおよび日本基準の今後の差異を特定することは行っていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。当グループの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

(a) 連結

被支配法人の識別

AGAAPにおいて、グループの連結財務書類には、親会社および親会社が支配するすべての会社（すなわち子会社。組成された事業体を含む。）の財務書類が含まれている。「支配」は、当グループが事業体に関与することで変動するリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有する場合に存在するとみなされる。パワーは、当グループに当該事業体の関連活動を指示する現在の能力を与える既存の権利を検討することで評価される。場合により、支配の決定には判断を伴う。

日本基準においても、親会社は支配しているすべての会社等を連結することが求められている。日本基準において、会社（親会社）は他の会社の意思決定機関を支配している場合、支配が存在するとみなされる。

ただし、一定の要件を満たす特別目的会社（SPE）については、子会社の定義に該当しないものと推定され、連結しないことができる。

連結事業体の会計方針の統一

AGAAPにおいて、要約中間連結財務書類は統一した会計方針を使用して作成される。

日本基準においては、親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されていなければならない。「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」によれば、在外子会社の所在地の会計原則に準拠して作成された財務諸表は原則として親会社の会計方針（日本基準）に修正する必要があるが、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却および退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理等の一定の項目を修正した上で、これを連結決算上利用できると規定されている。

(b) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

AGAAPにおいては、売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定され、財政状態計算書（貸借対照表）において区分表示が求められる。非継続事業への区分が求められる構成単位の経営成績は、包括利益計算書において区分表示される

日本基準においては、売却目的で保有する非流動資産および非継続事業を扱う基準はないため、区分開示は求められない。

(c) 株式報酬

AGAAPにおいては、株式報酬の付与後に株価に関する条件が充たされずに報酬の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本基準においては、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。

(d) のれん

AGAAPにおいては、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。減損損失をその後戻し入れることは認められていない。

日本基準においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。減損の兆候がある場合、のれんの未償却簿価は減損テストが行われる。

(e) 繰延保険獲得費用

AGAAPにおいては、将来の生命保険契約の利益から回収可能とみなされる保険獲得費用は繰り延べられ、当該契約の残存期間にわたって償却される。

AGAAPにおいては、手数料など投資型生命保険契約の獲得に直接起因する増分獲得費用は、個別の識別が可能で信頼性をもって測定可能であり、なおかつ回収の可能性が高い場合、資産として認識される。これらの繰延獲得費用は貸借対照表において無形資産として表示され、将来の保険契約手数料で回収される期間にわたって償却される。

日本基準においては、これらの費用は発生時に費用計上される。

(f) 保険契約負債

AGAAPにおいては、保険契約負債はプロジェクション法を採用した「マージン・オン・サービス」(MoS)モデルを用いて算定される。プロジェクション法において、債務は予想将来キャッシュフローに、まだ提供されていないサービスに関連する費用を超過する部分の収入にあたる予定マージン(差益)を加えた値を、当該債務の内容、構造、および期間を反映した無リスクの割引率を用いて割り引いた現在価値(純額)として算定される。予想将来キャッシュフローには、保険料、経費、解約返戻金、ボーナスを含む給付金の支払いなどが含まれる。

日本基準においては、生命保険契約の保険負債は平準純保険料方式で算定されるが、その具体的な計算方法は規制当局により詳細に定められている。また、各年度末に法人のアクチュアリーにより保険負債の十分性の検討が行われ、必要な場合には追加の責任準備金の認識が必要とされる場合がある。

(g) 資産の減損

AGAAPのもとでは、以下の減損テストが求められる。

- ・各報告日において、有形固定資産または耐用年数を確定できる無形資産(または無形資産が配分された資金生成単位(「CGU」))に減損の兆候があるかどうかを判断する。
- ・耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産およびのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず年次で減損テストを実施する。

減損テストにあたり、資産またはCGUの帳簿価格はその回収可能価額と比較される。当該回収可能価額が資産の簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。回収可能価額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュフローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産(のれんを除く)または有形固定資産について以前認識された減損損失は、減損損失がその後減少したか、もはや存在しなくなった場合には損益計算書に戻し入れられる。ただし、増加する資産額は、過年度において当該資産について減損損失が認識されていなかった場合に決定されたであろう帳簿価格(減価償却費を控除後)を超えてはならない。のれんに対する減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

日本基準においても、減損会計は基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損テストは減損の兆候がある場合にのみに行われ、簿価と割引前見積将来キャッシュフローとを比較し、簿価が高い場合に限り、資産の公正価値(売却費用控除後)および使用価値を考慮して減損損失を算定する。減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

(h) 金融資産の分類および測定

AGAAPのもとでは、金融資産は、管理におけるビジネスモデルおよび契約上のキャッシュフローの特性(契約上のキャッシュフローが元本および利息の返済のみを表しているかどうか)に基づいて、「償却原価による測定」、「損益を通じた公正価値による測定(FVTPL)」、「その他の包括利益を通じた公正価値による測定(FVOCI)」の3つに分類される。金融資産は、FVTPLで測定するものとして指定することによって、指定しない場合に発生するであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に低減する場合に、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができる。

金融負債は、「償却原価」または、売買目的で保有される場合は「損益を通じた公正価値による測定(FVTPL)」で測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定するものとして指定することができる。

- ・この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・金融負債グループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ・金融負債が1以上の組込デリバティブを含む場合で以下の場合を除く。
 - a) 組込デリバティブが、組込デリバティブがない場合には契約によって要求されるキャッシュフローを著しく変更しない。
 - b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含まれるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。

日本基準においては、金融資産は金銭債権、有価証券、デリバティブおよび金銭債務といった種類別に計上される。有価証券はさらに保有目的別に「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社および関連会社株式」、「その他有価証券」に分類される。「金銭債権」、「子会社および関連会社株式」は取得額で計上される。「満期保有目的の債券」は取得原価（債券を債券金額で取得した場合）または償却原価（債券を債券金額と異なる価額で取得した場合）のいずれかで計上される。「売買目的有価証券」および「デリバティブ取引から生じる正味の資産」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。「その他有価証券」は、時価で計上され、評価差額は純資産の部に計上される。

金融負債は、「金銭債務」および「デリバティブ取引から生じる正味の負債」に区分される。金銭債務は債務額をもって計上される。「デリバティブ取引から生じる正味の負債」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。

日本基準においては、金融商品の公正価値オプションは認められていない。

(i) 金融資産の減損

AGAAPのもとでは、償却原価またはFVOCIに分類される負債性金融商品、リース債権、契約資産、またはAASB第9号の減損規定が適用されるFVTPL以外のローン・コミットメントおよび金融保証契約について予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。減損は、当初認識以降の信用悪化の程度に基づき3つのステージを用いたアプローチ（予想信用損失モデル）により損失評価引当金が認識される。

日本基準において、債権は債務者の状況に応じた3つの区分に分類され、区分ごとに算定された貸倒見積高に基づいて貸倒引当金が計上される。「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」ならびに「その他有価証券」の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

(j) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、譲渡企業の譲渡資産に対する支配およびリスク／経済価値のエクスポージャーをどの程度留保しているかに基づいて行われる。所有に伴うすべてのリスクおよび経済価値が実質的には留保も移転もされない取引において、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引において、企業は継続的関与の範囲内（企業が譲渡資産の価値変動にさらされる範囲）について引き続き認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(k) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジおよび海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本の部に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジに関連して、

- ・ヘッジ手段が消滅、売却、解除された、またはもはやヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、資本の部に繰延べられた累積額はキャッシュフロー・ヘッジ準備金に留保され、その後ヘッジ対象が損益計算書に計上される際に損益計算書に振替えられる。

- ・予定取引がもう発生しないと予想される場合、資本の部に繰延べられた金額は直ちに損益計算書に計上される。

海外事業に対する純投資ヘッジに関連し、資本の部に認識された累積損益は、海外事業の処分または一部処分の際に損益計算書に認識される。

日本基準においては、ヘッジに有効性がある場合は原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで資本の部に計上する方法である。この例外として、売却可能有価証券（いわゆる「その他有価証券」）の価格変動リスクをヘッジする際には、「時価ヘッジ」を適用することができる。「時価ヘッジ」では、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ対象およびヘッジ手段の両方の公正価値の変動を同時に損益計算書に認識する。

(l) 確定給付制度

AGAAPのもとでは、各確定給付制度の確定給付債務の現在価値（予測単位積増方式を用いて計算される）が各制度の資産の公正価値より大きい場合には確定給付負債が認識される。また、この計算によって資産が生じる場合、回収可能な額を上限とする確定給付資産が認識される。各報告期間において、正味確定給付負債（資産）の増減は、以下のように取扱われる。

- ・当期の勤務費用、正味確定給付負債の利息純額、過去勤務費用およびその他の費用（例えば、縮小および清算の影響など）に関する増減（純額）は、損益計算書の営業費用に計上される。
- ・正味確定給付負債（資産）のうち数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・雇用者の拠出額は正味確定給付負債（資産）に直接認識される。

日本基準においては、退職給付債務額は「給付算定基準」または「期間定額基準」のいずれかを用いて計算される。

利息費用は退職給付債務に割引率を乗じて算定される。各報告期間において、勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益、過去勤務費用および数理計算上の差異の当期の費用処理額（その他包括利益からリサイクリング）は、退職給付費用の一部として損益計算書に含まれる。

未認識の過去勤務費用および数理計算上の差異については、その他包括利益を通じて貸借対照表の資本の部に認識される。過去勤務費用および数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間の範囲内の一定の年数で、営業費用として損益計算書に計上することとされており、また発生時に費用処理する方法も認められている。

(m) 個別財務諸表における持分法

AGAAPのもとで、当行はAASB第2014-9号を適用しており親会社の個別財務諸表において関連会社に対する投資に持分法が適用されている。日本基準においては、関連会社に対する投資は個別財務諸表において取得原価で計上される。

(n) 収益認識

AGAAPのもとでは、顧客との契約から生じるすべての収益に関する会計処理を定めているAASB第15号に基づいて収益が計上される。当該基準に基づいて、契約及び契約における履行義務を識別し、契約における取引価格をそれら履行義務に配分し、各履行義務が充足された時に（又は充足されるにつれて）収益が認識される。

日本の基準において、収益は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り、収益として認識されるが、AGAAPのような包括的な規定はない。

2018年3月30日に、収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的とした企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が企業会計審議会から公表された。新基準は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」と概ね同様のものとなっている。新基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されるが、早期適用が認められている。

(o) リース（借手の会計処理）

AGAAPのもとでは、借手は単一の会計モデルに基づき、すべてのリース（少額資産および短期のリースを除く）を貸借対照表に認識しなければならない。その結果、借手は対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（ROU）資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識する。また、損益計算書において、借手はROU資産に関する減価償却費とリース負債に対する支払利息を認識する。

日本の基準において、リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。基本的に、資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが実質的に借手に移転している場合には、ファイナンス・リース取引、それ以外をオペレーティング・リース取引とする。原則として、ファイナンス・リース取引については売買と同様の会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行う。

第 7 【外国為替相場の推移】

発行会社の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
令和2年12月23日に関東財務局長に提出。
- (2) 半期報告書
該当事項なし。
- (3) 臨時報告書
該当事項なし。
- (4) 訂正報告書
該当事項なし。
- (5) 発行登録書（募集）
令和2年12月23日に関東財務局長に提出。
- (6) 発行登録書（売出し）
令和2年12月23日に関東財務局長に提出。
- (7) 訂正発行登録書（募集）
該当事項なし。
- (8) 訂正発行登録書（売出し）
該当事項なし。
- (9) 発行登録追補書類（募集）
該当事項なし。
- (10) 発行登録追補書類（売出し）
該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当事項なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。